令和２年

第1回北杜市議会定例会会議録

令和2年2月25日　開会
令和2年3月18日　閉会

山梨県北杜市議会

令 和 ２ 年

第１回北杜市議会定例会会議録

２ 月 ２ ５ 日

令和２年第１回北杜市議会定例会（１日目）

令和２年２月２５日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告
日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定について
日程第３　報告第１号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
日程第４　承認第１号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第７号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第５　議案第１号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第８号）
日程第６　議案第２号　令和元年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議案第３号　令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第８　議案第４号　令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第９　議案第５号　令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１０　議案第６号　令和元年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１１　議案第７号　令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
日程第１２　議案第８号　令和元年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１３　議案第９号　令和元年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第１号）
日程第１４　議案第１０号　令和元年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第１号）
日程第１５　議案第１１号　令和元年度北杜市財産区特別会計補正予算（第１号）
日程第１６　議案第１２号　行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第１７　議案第１３号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第１８　議案第１４号　北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１９　議案第１５号　北杜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２０　議案第１６号　北杜市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第２１　議案第１７号　北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例及び北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について

日程第２２　議案第１８号　北杜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２３　議案第１９号　北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第２４　議案第２０号　北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２５　議案第２１号　北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例について
日程第２６　議案第２２号　工事請負変更契約の締結について（清里南部クリーンセンター電気設備更新工事）
日程第２７　議案第２３号　工事請負変更契約の締結について（清里南部クリーンセンター増設工事（機械））
日程第２８　議案第２４号　財産の貸付について
日程第２９　議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算
日程第３０　議案第２６号　令和２年度北杜市国民健康保険特別会計予算
日程第３１　議案第２７号　令和２年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
日程第３２　議案第２８号　令和２年度北杜市介護保険特別会計予算
日程第３３　議案第２９号　令和２年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
日程第３４　議案第３０号　令和２年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
日程第３５　議案第３１号　令和２年度北杜市病院事業特別会計予算
日程第３６　議案第３２号　令和２年度北杜市辺見診療所特別会計予算
日程第３７　議案第３３号　令和２年度北杜市白州診療所特別会予算
日程第３８　議案第３４号　令和２年度北杜市財産区特別会計予算
日程第３９　議案第３５号　令和２年度北杜市水道事業会計予算
日程第４０　議案第３６号　令和２年度北杜市下水道事業会計予算
日程第４１　選挙第１号　山梨西部広域環境組合議会議員の選挙
日程第４２　請願第１号　厚生労働省による公立病院（甲陽、塩川病院）の「再編・統合」に抗議し、地域医療を充実させることを求める請願書

２．出 席 議 員　（２１人）

１番	栗 谷 真 吾	２番	池 田 恭 務
３番	秋 山 真 一	４番	進 藤 正 文
５番	藤 原　 尚	６番	清 水 敏 行
７番	井 出 一 司	８番	志 村　 清
９番	齊 藤 功 文	１０番	福 井 俊 克
１１番	加 藤 紀 雄	１２番	原　 堅 志
１３番	岡 野　 淳	１４番	相 吉 正 一
１５番	清 水　 進	１６番	野中真理子
１７番	坂 本　 靜	１８番	中 嶋　 新
２０番	千 野 秀 一	２１番	内 田 俊 彦
２２番	秋 山 俊 和		

３．欠 席 議 員　（ な し ）

４．会議録署名議員

１１番	加 藤 紀 雄	１２番	原　 堅 志
１３番	岡 野　 淳		

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２７人）

市長	渡辺英子	副市長	土屋　裕
政策調整参事	櫻井順一	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	丸茂和彦	企画部長	山内一寿
市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
生活環境部長	早川昌三	産業観光部長	清水博樹
建設部長	仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	上村法広	農業委員会事務局長	有泉賢一
明野総合支所長	清水能行	高根総合支所長	土屋　智
長坂総合支所長	中澤貞夫	大泉総合支所長	八巻弥生
小淵沢総合支所長	宮川勇人	白州総合支所長	大輪　弘
武川総合支所長	堀込美友	総務課長	加藤郷志
企画課長	中田治仁	財政課長	加藤　寿
人事室長	小澤哲彦		

６．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	平井伸一
〃	進藤修一

開会　午前１０時００分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

令和２年第１回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年は暖冬のため、まだ２月ではありますが、すでに春の気配が感じられるようになりました。

議員ならびに執行部の皆さまには、年度末を控え大変お忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

就任４年目を迎えた渡辺市政は、これまで積極的に市民と意見を交わし、市が行ってきた取り組みの成果を市民に分かりやすく伝えるとともに、市民を思い、豊かな市民生活が送れるよう新たな施策を展開していただいております。

渡辺市政の総括となる令和２年度の各種事業については、新たな総合戦略に基づき諸課題の解決に積極的かつ的確に取り組んでいただくとともに、多くの先人たちが守り築き上げてきた、この魅力ある「ふるさと北杜」の発展に向け、これまで以上に力を注いでいただきたいと思います。

さて、本定例会には１年間の中でも重要な議案であります令和２年度各会計の当初予算をはじめ、条例の一部改正など多くの議案が提案されております。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意の上、本定例会に提出されました議案に十分なご審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

本日の出席議員数は２１人であります。

定足数に達しておりますので、令和２年第１回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、坂本須玉総合支所長は、一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。

提出議案は報告１件、承認１件、議案３６件であります。

次に、本定例会において受理した請願は１件で、お手元に配布のとおりであります。

次に、監査委員から令和元年１２月から令和２年１月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、２月４日に山梨県市議会議長会議員合同研修会が甲府市において開催され、議員１７名が参加いたしました。

次に、２月５日に第１０８回全国市議会議長会評議委員会が東京で開催され、私が出席いたしました。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第８６条の規定により、

１１番議員　加藤紀雄君

１２番議員　原　堅志君

１３番議員　岡野　淳君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日２月２５日から３月１８日までの２３日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１８日までの２３日間と決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第３　報告第１号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第４０　議案第３６号　令和２年度北杜市下水道事業会計予算までの３８件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

令和２年第１回北杜市議会定例会の開会に当たり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

近年まれな暖かい冬でありましたが、２月も残りわずかとなり、ふるさと北杜の山々にも、春の訪れが感じられる季節となりました。

現在、新型コロナウイルス感染症が日本国内において日に日に感染者数も増えており、大変心配な状況になっております。

本市においては、山梨県を通じて情報収集に努める中、庁内においても、今月３日に「新型コロナウイルス感染症対策会議」を組織し、市民の皆さまへの感染予防の呼びかけを行いました。

また、今月２１日には、「感染対策本部」の準備会を開催し、市内発生時の対応の確認を行い、いざという時に備えたところであります。

今後も、国や県からの情報収集に努め、万全な対応を図ってまいります。

市民の皆さまも手洗いや、せきエチケットの徹底など、感染予防に努めていただけるようお願いいたします。

さて、昨年４月、長坂総合支所内に開設した「移住定住・しごと相談窓口」では、本年１月末までに９３７件の相談をいただいております。前年の同時期と比べると、２２５件増えた状況にあります。

本年１月４日に発表された「２０２０年版　住みたい田舎ベストランキング　小さなまちの部」において、総合第２位の大変ありがたい評価をいただいております。このように移住先として、人気がある本市でありますが、「ふるさと納税」においても、１月末現在で、昨年度実績の約７倍となる９千万円を超える寄附をいただいたところであります。

本年度は、寄附額の増額を目指し、返礼品に私自身が「太鼓判」を押す市内の魅力ある特産品を新たに２００品目余り取り揃えるとともに、体験型メニューも取り入れながら、民間の「ふるさと納税ポータルサイト」を導入して、積極的に事業展開を図ってまいりました。

早々の成果に、今後の手ごたえを感じたところであり、来年度も、本市の新鮮で、魅力あふれる返礼品を届けてまいりたいと考えております。

環境保全協力金、芸術文化スポーツ振興協力金の件数においても年々増加傾向にあり、「ふるさと北杜」へお寄せいただく、多くの温かい心を大切にしてまいります。

この冬も様々な分野で、多くのほくとっ子たちが活躍しました。

教育の分野では、「少年の主張全国大会」において、甲陵中学校２年生の小松日菜さんが「国立青少年教育振興機構理事長賞」を受賞しました。

「書道・交通安全ポスターコンクール・書道部門」において、高根西小学校４年生の古屋孔さんが「文部科学大臣賞」を、「青少年読書感想文コンクール」において、泉小学校４年生の田所良紋さんが「県議会議長賞」を受賞しました。

スポーツの分野では、「全国高等学校スケート競技選手権大会」において、北杜高等学校３年生の佐藤天海さんが「スピード競技男子１，５００メートル」で３位、「国民体育大会冬季大会スケート競技会少年男子５，０００メートル」で４位、「スピードスケート関東高校大会男子１，５００メートルと男子５，０００メートル」で見事２冠を達成しました。

「山梨県高等学校総合体育大会冬季スケート競技会」において、北杜高等学校が学校対抗別において男女ともに優勝し、見事２連覇を果たしました。

また、「男子１，５００メートル」と「男子５，０００メートル」で、北杜高等学校３年生の佐藤天海さんが３年連続の２冠を達成し、「女子１，０００メートル」で３年生の山中美智さんが２年連続で優勝、「女子５００メートル」と「女子３，０００メートル」で１年生の深沢心香さんが、「男子５００メートル」で２年生の輿水颯太さんが、「女子１，５００メートル」で２年生の平島李紗さんがそれぞれ優勝しました。

「山梨県中学校総合体育大会冬季スケート競技会」では、泉中学校３年生の山田哩久さんが「男子５００メートル」で２連覇、同じく３年生の三井優花さんが「女子３，０００メートル」で優勝しました。

「山梨県小中学生スピードスケート選手権」において、泉小学校５年生の上田真帆さんが小学生女子で３種目を制し、総合優勝を果たしました。

今シーズンも、県営八ヶ岳スケートセンターを練習拠点とする選手の皆さんが、素晴らしい活躍をしました。

「山梨県中学校総合体育大会冬季大会スキーの部」において、泉中学校１年生の小田胤喜さんが「男子回転」で、高根中学校３年生の深澤亮さんが「男子大回転」で、同じく３年生の田

村唄子さんが「女子大回転」でそれぞれ優勝しました。

「山梨県高等学校総合体育大会」では、北杜高等学校が男子総合優勝、個人では北杜高等学校２年生の北村大地さんが「男子１０キロクラシカル」と「１０キロフリー」の２種目で、優勝しました。

オフロード自転車競技の「シクロクロス全日本選手権」において、小淵沢中学校１年生の澤井千洋さんが２位を獲得しました。

子どもたちの活躍は、北杜を明るく元気にしてくれます。皆さんの日頃の地道な努力と指導に当たっている先生方に対し、敬意を表するとともに、心からのエールを送り、今後の活躍を期待したいと思います。

さて、本年度は、私が市民の皆さまのご信任をいただき、市政を担いまして、第１期の最終年度となります。

これまで、市民や企業、市議会議員の皆さまのご理解をいただく中、目の前の課題に全力で取り組む一方で、平成３０年１月に「お宝いっぱい　健幸北杜」を宣言し、様々な面で懸命に取り組んでまいりました。

こうした中、令和２年度は、「第２次北杜市総合戦略」に基づく約８００の施策・事業が動き始めますが、新たな戦略のもと「一生涯健康で幸せに暮らせる『ふるさと北杜』」の実現に向けた取り組みを加速させるために、当初予算において、実効性のある施策に取り組む積極的な予算編成としたところであります。

特に、「明るい地域づくり」には、市民の皆さまの「安全、安心」が第一であることから、防災・減災対策を来年度の最優先事項に位置づけたところであります。

国においては、東日本大震災から１０年の節目を控え、各自治体に対して、国土強靭化地域計画の策定を要請しており、本市においても、来年度前半に策定すべく、本年１月に有識者会議を設置し、作業を進めているところでありますが、これに先行する形で、来年度当初から各種強靭化策に着手したいと考えております。

平成３０年、令和元年と２年続いた大型台風による甚大な被害や、私たちの記憶に刻まれる昭和３４年の大災害、平成２６年の大雪による生活の麻痺、また昨年の台風被害による千葉県の大規模停電を振り返ると、災害時の「水」と「電気」の確保は重要であると改めて考えさせられました。

本市も、これまでに幾度と大規模な停電被害を受けましたが、「北杜サイト太陽光発電所」を非常時の電力として活用することは、「災害に強い安全・安心なまちづくり」の実現に向け重要課題の一つでありました。

その活用策については、かねてより「ＮＴＴファシリティーズ」との連携のもと、調査研究を進めてきたところであります。

今回、総務省と経済産業省に積極的な要望活動を行った結果、高い関心を示していただき、自治体としては全国初となる「地域マイクログリッド構築モデル事業」を取り組むこととなりました。

来年度は、国の交付金を活用し、調査・検討を進め、「災害時の安定した電力供給」と「再生可能エネルギーの地産地消」を目指したまちづくりを進めてまいります。

この事業では、災害時の医療拠点の一つである「甲陽病院」、防災拠点の一つとしての整備を進める「長坂総合スポーツ公園」、そしてこれらの施設と大動脈である中央道をつなぐ「長坂イ

ンターチェンジ」周辺をモデル地域として、既存の自然エネルギー施設の活用を図ることから、各施設と「北杜サイト太陽光発電施設」との間を新たに自前の電線で結んでまいりたいと考えております。

各施設には蓄電設備を整備することにより、昼夜を問わず、災害時にも「電気が停まらない医療機関」、「電気が停まらないまち」の実現を目指します。

来年度は、本市全域を視野に入れ、事業展開に必要な調査・検討を進め、令和３年度から１０年間のマスタープランの作成に着手します。

なお、「長坂総合スポーツ公園」は、避難者や避難車両の収容能力、中央道へのアクセス、医療機関や消防署、警察署の配置状況の観点から、広域避難所や地域の災害拠点の一つとして位置づけ、来年度から整備に向けた検討を進めてまいります。

具体的な姿については、市民や企業をはじめ、関係団体などの皆さまによる検討委員会を設置し、幅広くご意見・ご提言を伺いながら描いてまいりたいと考えております。

また、公園のグラウンドは、ドクターヘリや防災ヘリコプターの発着所に指定されておりますが、現在の天然芝では、雨天時の発着が不可能であることから、来年度、他に先行して「人工芝整備」に取り組んでまいりたいと考えております。

グラウンドの「人工芝整備」は、平常時においては、地域のスポーツ少年団や学校の部活動のほか、大学やクラブチーム等の合宿誘致による通年利用が可能となるほか、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした新たな生涯スポーツの推進拠点としても、年間を通した活用が可能となり、「一人一スポーツ」の拠点としても期待しているところであります。

来年度は、「トイレトレーラー」の整備にも力を入れてまいりたいと考えております。トイレトレーラーは、牽引による移動が可能な水洗式の洋式トイレ４個室を備えたトイレですが、設備としての利便性に止まらず、災害派遣トイレネットワークプロジェクトへの参加を通じ、「みんな元気になるトイレ」をテーマに、全国のトイレトレーラー所有団体との相互連携協力体制を整えることが可能となり、災害時におけるトイレ不足の不安解消に大きな役割を果たすものであります。

昨年１０月に本市に大きな傷跡を残した台風１９号では、「共助」により、身近な集会所等が一時避難所として、地域の安心のよりどころとなりました。

こうした一時避難所が、安全に利用できるよう、地域や自主防災組織がバリアフリー化などの改修を行う場合の「一時避難所施設改修補助金」を創設するとともに、大規模停電が発生した場合にも、市民生活への影響を最小限に抑えるため、消防団各部に簡易発電機を備え、全体で１１７基を整備いたします。

そのほか、来年度取り組む、主な事業について、「第２次北杜市総合戦略」に沿って、いくつか申し上げます。

子育て支援の充実におきましては、「笑顔で子育て、子どもとの楽しい生活」をテーマに、事業の見直しを行い、更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

子を授かり、生命を育む喜びを感じることは、人生にとって大きな幸せであります。こうした中で、不妊治療「こうのとり支援事業」について、一般不妊治療（人工授精）、男性不妊治療を新たに助成対象に加えるとともに、特定不妊治療に関する所得制限を廃止いたします。

また、子どもの誕生は、家族にとって大きな喜びであり、その命の誕生は北杜市民の喜びであります。

子どもは「北杜の宝」であり、北杜市民みんなで祝福したいとの思いから、第１子からすべての誕生に１０万円の祝金を贈呈するとともに、祝い品として、子どもの名前を刻んだ印鑑を贈呈いたします。

印鑑については、親が我が子への思いを込めた命名を、子どもがいつまでも大切にしてほしいとの思いから贈るものであります。

現在進めている「小淵沢統合保育園」の整備については、プールも併せて建設することから、当初の予定から遅れ、令和４年４月の開園を目指し、建設に着工します。

また、老朽化が進む「白州保育園・西部こども園」については、「保育園施設整備計画」に基づき、施設整備の在り方の検討を行うため、地域と連携した組織づくりを図ってまいります。

子どもたちが、安全で安心な保育環境のもと、地域の特色を活かした、楽しく過ごすことができる施設整備を進めてまいります。

地域福祉の充実においては、「つながる思い、支え合いの輪」をテーマに、地域の支え合いの輪を広げる取り組みを進めてまいります。

新たに「わくわくどきどきフードドライブ」として、学校の長期休暇中において、欠食する子どもが生じることがないよう、子どもの成長を助け、子どもたちの食を応援する取り組みを進めてまいります。

高齢者が、住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らし続けられるまちづくりを進めるためには、地域で支え合う体制づくりが必要であります。

これまで、介護予防サポートリーダーやボランティアなどにより、「公民館カフェ」や「でかけーる」など、地域での支え合い事業を進めていただいております。

「でかけーる」においては、運行を行っている各団体の皆さまが、それぞれの特色や利用者がサービス内容を一目で分かるようパンフレットを作成し、周知を行っていただいているところであります。

来年度は、高齢世帯の困りごとに対して多様な生活支援サービスを提供する、新たな地域の支え合いの体制づくりの構築を図るため「生活支援体制整備事業」を推進してまいります。

農林業の推進については、「メイド・イン北杜」をテーマに、地産地消の推進、森林整備を促進してまいります。

市立保育園において、これまで主食については、各家庭から持参していただいておりましたが、本年１０月の新米が収穫できる時期からは保育園での完全給食を実施してまいります。

「いただきま～す！おいしいごはん！」として、おいしい炊き立てのご飯を、保育園給食で子どもたちに食べていただくよう、準備を進めてまいります。

北杜市は、全国に誇る米どころであることはいうまでもありませんが、子どもたちが育つ地域のおいしいお米を食べることにより、保育園での食育・地産地消を更に推進するとともに、「北杜のおいしい食」を通して、「ふるさと北杜」への「郷土愛」の心を育んでまいります。

来年度は、新たな財源である森林環境譲与税を活用した、「山紫水明整備事業費補助金」を開始します。

これまで市の単独事業で実施してきた「里山整備事業補助金」に加え、この補助金により、北杜市の魅力を支える森林の整備を加速させてまいります。

併せて、子どもたちが木のぬくもりに触れる機会を得られるよう、木のおもちゃを用いた遊び場づくりに取り組む「杜育プロジェクト」を新たに展開し、木材の利用促進も図ってまいり

ます。

「道の駅こぶちさわ」は、有事の際には救援体制の拠点施設となること、また重点道の駅の候補であること、平常時は、利用者の休憩や都市との交流スペースとして利用することができるよう旧道の駅こぶちさわの施設について、所要の改修を行います。

観光の振興においては、「神秘の『水の山』へ」をテーマに、施設の整備やユネスコ・エコパークを活用した魅力的な取り組みを進めてまいります。

昨年６月、本市は、南アルプスと甲武信の２つのエコパークを有する全国唯一の自治体となりましたが、そのアドバンテージを活かしたまちづくりを積極的に推進してまいります。

南アルプスにおいては、これまで、地域連絡会を中心に、環境保全や文化・教育の継承など、素晴らしい成果を上げております。

今後は、甲斐駒ブランドの確立などをテーマに取り組みを進めてまいります。

甲武信においては、南アルプスにならい、これからの事業展開の中核となる「地域連絡会」を新設し、様々な特性を生かした取り組みに着手してまいります。

また、本年１月、「ザ・ノースフェース」との間において、包括連携協定を締結いたしましたが、その一環として、登山者の利便性向上を目的に、地域のタクシー事業者と連携し、小淵沢駅から駒ケ岳、八ヶ岳の登山口を結ぶ二次交通の確立に取り組んでまいります。

「長坂駅」については、日常的に市民の多くが通勤、通学などに利用しておりますが、駅前観光案内所が設置されており、観光客の利用も多い駅であり、老朽化が目立つ長坂駅前公衆トイレについては、かねてから再整備を求める声が寄せられておりました。

このため、市営長坂駅前駐車場の一部を活用し、バリアフリーにも配慮した、新しいトイレを整備いたします。

学校教育の充実においては、「学べる楽しさ」をテーマに、新しい時代に即した教育環境を整えてまいります。

これまで、「子どもたち一人ひとりに向き合った」質の高い教育を目指し、電子黒板や無線ＬＡＮ、タブレットなどの整備を進め、ＩＣＴ教育の推進を図ってまいりました。

こうした中、国では、児童・生徒一人一台端末および高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する「ギガスクール構想」を打ち出したところであります。

今後、国からの補助金を活用し、更なる環境整備の検討を進めてまいります。

オリンピック・パラリンピック関連事業の推進においては、「世界とつながる、北の杜！」をテーマに、機運の醸成、「一人一スポーツ」の推進を図ってまいります。

東京オリンピック・パラリンピックまで、いよいよ１５０日となりました。これまで、様々な取り組みを行う中で、市民の皆さまとともに機運の醸成を図ってまいりましたが、今後もさらに盛り上げを図るため、各種事業を集中的に展開してまいります。

事前合宿の関連事業として、「ビーチバレーボール教室と大会」、「ＢＭＸ教室と大会」、「フランスとの交流事業」、「オリンピック体験事業」を行うほか、オリパラ記念事業として、ビーチバレーを絡めた「婚活イベント」、オリンピックをモチーフとした「稲絵アート」、フランスの三色旗をイメージした「緑のカーテン」など、オリンピックバージョンの事業を実施します。

また、今月、包括連携協定を締結した「コカ・コーラボトラーズジャパン」とは、聖火リレーの支援や、オリンピック仕様の自動販売機の設置など、オリンピックを盛り上げる取り組みを積極的に行っていただきます。

女性が活躍しやすい環境づくりにおいては、「あなたが輝ける場所がある」をテーマに、新たな女性が輝けるまちづくりを推進してまいります。

新規事業として、「女性の活躍応援プロジェクト」をスタートしてまいります。

この取り組みでは、市内で活躍する女性を中心に「北杜市応援隊（女性活躍推進チーム）」を立ち上げ、女性の就業機会の拡大、女性リーダーの育成、発掘などについて、女性、企業、行政が一体となり「女性が輝けるまちづくり」を進めてまいります。

また、併せて、「ほくとの頑張る企業応援プロジェクト」を立ち上げ、企業交流会や商工会を通じた意見交換などを行い、企業のイメージアップや企業情報の発信、子育て、介護、食などの認定制度の創設の検討を行い、企業と行政が一体となった新たなまちづくりを進めてまいります。

若者の定着促進においては、「私たち、ここで暮らします」をテーマに、事業展開を図ってまいります。

「ふるさと北杜」に住みたい、住み続けたいと思う「郷土愛」は、若者の地元定着における重要な要素の一つであります。

今月１９日、その「郷土愛」を育む場を目指し、長坂農村環境改善センターに、「中高校生の放課後の居場所」を試験的に開設したところであります。

施設については、「ゼロからはじめるほくとの未来ベースづくり」を掲げ、施設の愛称のほか、運営方法の一部についても、利用する子どもたちが主体的に創り上げることを想定しております。

学校や年代を越えた子どもたちの交流がなされる場として、地域とのつながりを深めるきっかけの場として、そして、北杜市の将来像を描く場として、大勢の子どもたちに活用してほしいと考えております。

本格的スタートは、令和３年４月を目指しておりますが、試験的運用を通じて得られる成果や利用者の声を踏まえ、改善を重ねてまいりたいと考えております。

また、高校生が参画した地域ブランド創造事業である「食杜北杜」プロジェクト事業については、市内事業者の大変なご協力をいただく中、優れた新商品開発を生み出し、高い評価を得ております。

事業者のビジネスチャンスの創造だけでなく、若者が郷土の魅力を再発見し、それをどのように外に向かって伝えるべきかということを習得する機会として、非常に貴重な取り組みであると考えており、今後も引き続き、積極的に取り組んでまいります。

移住定住の促進においては、「みんなでつくろう、住みたい田舎づくり」をテーマに、相談窓口の充実を図ってまいります。

移住定住の相談については、本年度、電車によるアクセスも良い長坂総合支所内にワンストップ窓口を設置し、受け入れ体制を整えたところでありますが、来年度は、さらに、民間のノウハウを活用し、相談窓口と「合同企業ガイダンス」、「雇用対策、人材育成セミナー開催事業」、「就活女子会事業」などの各種就業相談との連携を強化してまいります。

また、北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金についても、トイレ、浴室、台所などの改修費用を対象に加え、登録物件数と成約件数の増加を図ってまいります。

最近、新聞やテレビなどで、「ＳＤＧｓ」をよく目にするようになりました。「ＳＤＧｓ」は、１７の大きな目標と１６９のターゲットで構成されています。その内容は、これまで本市の礎

を築いてきた多くの先人たちの取り組みとまさに合致しているものであると感じております。

「ＳＤＧｓ」が目標とする、健康、教育、住環境、雇用など様々な面で「誰も置き去りにしない」を常に念頭に置き、「みんなでつくろう健幸北杜」を合言葉に、市民や企業の皆さまとともに、未来に自信を持って引き継げる「ふるさと北杜」を作るべく、来年度も様々な政策に全力で取り組んでまいります。

引き続き、市民や企業の皆さま、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、報告案件１件、承認案件１件、補正予算案件１１件、条例案件１０件、契約案件２件、その他案件１件、当初予算案件１２件、合計３８案件であります。

はじめに、報告案件であります。

報告第１号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）は、地方自治法第１８０条第１項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分をしましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

続いて、承認案件につきまして、ご説明申し上げます。

承認第１号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第７号）の専決処分の報告及び承認を求めることについては、１０月１２日から１３日にかけ、本市に接近した台風１９号により被害を受けた林道や農業施設等の復旧を速やかに実施するため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、緊急を要し専決処分しましたので、同条第３項の規定により議会へ報告し承認を求めるものであります。

次に、令和２年度当初予算の編成に当たりまして、その基本的な考え方を申し上げます。

歳入面では、税収の確保に努めるとともに、臨時財政対策債を除く市債の発行額を当該年度の元金償還額の範囲内に抑制して、市債の残高を増加させない方針を堅持しました。

また、市税収入は、景気動向および本年度の決算見込み等を踏まえ、市民税および固定資産税収入の増加により、総額では１億円の増額となる見込みとなりました。

一方、歳出面では、介護保険関係経費や障害福祉サービス費等の義務的経費の継続的な増加に加え、会計年度任用職員制度の創設による人件費や、負担金算定方法の変更による常備消防負担金の増、更には国土強靭化に向けた取り組みを重点的に進めるなど、恒常的な財源確保が大きな課題であります。

このような状況ではありますが、４月からスタートする「第２次北杜市総合戦略」をもとに、「みんなでつくろう　健幸北杜」を合言葉に、市民・企業との協働のもと、実効性のある施策に果敢に取り組む必要があり、来年度の予算編成に当たっては、有利な財源を最大限活用しながら事業の選択と集中を図り、財政健全化と市政各般にわたる重要課題に対応することといたしました。

特に、多発する災害から市民を守り、安全・安心な「減災力の強いしなやかなまちづくり」実現のため、防災・減災のためのインフラ整備や、国土強靭化に向けた施策を強力に推進することとしました。

以上のような考えに基づき、編成した結果、令和２年度の一般会計予算の総額は、２９２億６，３８８万３千円となり、令和元年度当初予算の６．１％の増額となっております。

次に、補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第１号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第８号）については、７億８，７７８万６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７７億７，５７８万６千円と定めるものであります。

主なものは、歳入では、市税、地方交付税、寄附金、繰越金などの増額と、国・県支出金、繰入金、市債の減額であります。

歳出については、急傾斜地の崩壊による災害を防止するための県営事業負担金や、県支出金の内示に伴う「水田農業構造改革対策事業費補助金」の増額、公共施設整備基金への積み立てのほか、公共事業等の事業費の確定による減額、不要額の精査などを行っております。

次に、議案第２号　令和元年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、事業額の確定に伴う不要額の精査および、医療費の伸びによる保険給付費の増額を計上するものであります。

次に、議案第３号　令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、後期高齢者医療広域連合納付金および、事務費納付金等の確定によるものであります。

次に、議案第４号　令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第４号）は、事業額の確定に伴う不要額の精査によるものであります。

次に、議案第５号　令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）および議案第６号　令和元年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第７号　令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）については、いずれも来年度の上下水道事業における公営企業会計への移行に伴い、打ち切り予算となることから、繰入金の精査を行うとともに、事業費の確定ならびに事業費の精査により、減額補正を行うものであります。

次に、議案第８号　令和元年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）および議案第９号　令和元年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第１号）、議案第１０号　令和元年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第１号）、議案第１１号　令和元年度北杜市財産区特別会計補正予算（第１号）については、事業費の精査により、基金への積立金を計上したものであります。

続いて、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第１２号　行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、北杜市行政組織条例等の一部改正に伴い、部および課の名称ならびに分掌事務を変更したことから、北杜市特別職報酬等審議会条例など６条例において、所要の改正を行うとともに、北杜市在宅介護支援センター条例の廃止を行うものであります。

次に、議案第１３号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度への対応を行うため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１４号　北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正したことに鑑み、会計年度任用職員の給料表を改正するほか所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１５号　北杜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の一部改正に伴い、議員の分限に関する手続等につきまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１６号　北杜市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項に条ずれが生じることから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１７号　北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例及び北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例については、特定介護保険施設等および特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額等の一部が改正されたことに鑑み、甲陽病院および塩川病院の介護保険サービスに係る利用料金を見直すことから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１８号　北杜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、引用条項に条ずれが生じたことなどから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１９号　北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、安定的な職員の確保のため、放課後児童支援員の要件を見直すことから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２０号　北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例については、一般廃棄物処理業許可の要件を見直すほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２１号　北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例については、北杜市公共施設等総合管理計画に基づき、北杜市立武川学校給食センターを北杜市立北杜南学校給食センターに統合するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、その他案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第２２号　工事請負変更契約の締結（清里南部クリーンセンター電気設備更新工事）および議案第２３号　工事請負変更契約の締結（清里南部クリーンセンター増設工事（機械））については、それぞれ請負変更契約を締結する必要があることから、地方自治法第９６条第１項第５号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第２４号　財産の貸し付けについては、旧北杜市立小泉小学校跡地の有効活用と地域住民の交流の場に資するため、引き続き、用地および校舎、体育館の貸し付けを行うものであり、市有財産を減額して貸し付けることから、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思います。よろしくご理解をお願い申し上げます。

議案第１５号、訂正をさせていただきます。

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の分限に関する手続等につきまして、議員のというふうに申し上げましたが、職員の分限に関する手続きにつきましてとご訂正をお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

許可いたします。

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております３８件のうち議案第１２号、議案第１３号、議案第１５号から議案第２１号までの７件、議案第２５号から議案第３６号までの１２件につきましては、所管の常任委員会および予算特別委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第１２号､議案第１３号､議案第１５号から議案第２１号までの７件につきましては、会議規則第３７条第１項の規定によりお手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第２５号から議案第３６号までの１２件につきましては、２１人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号から議案第３６号までの１２件につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により議長により２１人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました２１人の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました予算特別委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は全員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は１１時１５分といたします。

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時１５分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで報告をいたします。

水石政策秘書課長は一身上の都合により欠席する旨の届け出がありましたので、報告をいたします。

休憩中に予算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

予算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に坂本静君、副委員長に内田俊彦君。

以上のとおり、予算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております報告第１号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

報告第１号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、ご報告いたします。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものであります。

提案理由につきましても同様であります。

報告案件は３件で、公有自動車事故に係る案件１件、道路の管理瑕疵に係る案件１件、法定外公共物の管理瑕疵に係る案件１件であります。

２ページをお願いいたします。

専決第１号　公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定についてであります。

専決処分の日　令和元年１２月２７日

損害賠償の額　４０万1，１１５円

損害賠償の相手方　山梨県北杜市長坂町所在の法人であります。

損害賠償の理由　令和元年９月２４日午前９時５分頃、北杜市長坂町大八田４０８８番２付近の県道長坂高根線と農道長坂大八田５号線及び６号線との交差点において、市の職員が運転する公有自動車が、横断歩道の停止線で停車した相手方の車両の後部に接触し、損傷させたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支払いの方法　相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上、公有自動車に係る案件について、ご報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

報告第１号、３ページをお願いいたします。

専決第２号　道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分の日　令和２年1月１４日

損害賠償の額　１３万4，５４１円

損害賠償の相手方　山梨県北杜市須玉町所在、男性。

損害賠償の理由　令和元年１１月２９日午後０時３０分頃、北杜市明野町下神取１５００番２付近の市道明野下神取３号線において、相手方の運転する普通自動車が横断側溝を通過した際、グレーチングが跳ね上がり、車両の底部及び後部が損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うもの

であります。

支 払 い 方 法　相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

次に４ページをお願いいたします。

専決第３号　法定外公共物の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専 決 処 分 の 日　令和２年１月７日

損 害 賠 償 の 額　７万２，８２０円

損害賠償の相手方　山梨県甲斐市在住、男性。

損害賠償の理由　令和元年１２月６日午後１時５０分頃、北杜市小淵沢町１０２３６番１付近の法定外道路において、相手方の運転する軽自動車が横断側溝を通過した際、グレーチングが跳ね上がり、車両の底部及び後部が損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法　相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

以上で、報告第１号の報告を終わります。

次に、承認第１号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第７号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

承認第１号　専決処分事項報告の件、令和元年度北杜市一般会計補正予算書（第７号）をご覧ください。

本専決処分につきましては、昨年１０月の台風１９号による被災箇所のうち農業および林業施設について、国の災害査定が昨年１２月に実施されましたので、被災箇所の速やかな復旧のため緊急に補正予算を編成する必要があったことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行ったため、議会の承認を求めるものであります。

１ページをお開きください。

専決処分の日付につきましては、令和元年１２月２６日であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億５，０８７万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を２８５億６，３５７万２千円とするものであります。

６ページをお願いいたします。第２表　繰越明許費補正であります。

１１款１項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業１億１，４３３万４千円と、その下段の林業施設災害復旧事業３，６５３万８千円につきましては、それぞれ年度内での事業完了が見込まれないことから繰越明許費を設定するものであります。

次に同ページ、第３表　地方債補正であります。

変更としまして、災害復旧事業債を５，０６０万円増額し、補正後の限度額の計を２６億４，

４７０万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算を説明いたします。恐れ入ります。２ページ、３ページをお願いいたします。

まず、歳入についてです。

１０款１項地方交付税につきましては、普通交付税を５１３万６千円増額し、補正後の額を９４億7，６１４万円とするものであります。

次に１２款１項分担金７４万１千円は､農地災害復旧事業にかかる受益者分担金であります。

１５款２項県補助金9，４３９万５千円は、農地農業用施設ならびに林業施設の災害復旧に対する補助金であります。

２１款１項市債5，０６０万円は、農地農業用施設ならびに林業施設の復旧事業に充当する災害復旧事業債であります。

続いて４ページ、５ページの歳出をお願いいたします。

１１款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費１億5，０８７万２千円の増額は、農業用水を取水するための頭首工や農地法面等の復旧のための農地農業用施設災害復旧費および林道の路肩や法面の崩落箇所の復旧を行う林業施設災害復旧費であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第１号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第１号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから承認第１号に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第１号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第１４号　北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

議案第１４号　北杜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

概要書をお願いいたします。

趣旨は、北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例において、北杜市職員給与条例の一部を改正したことに鑑み、会計年度任用職員の給料表を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表１ページをお願いいたします。

第２６条は、地方公務員法の改正により青年被後見人等にかかる欠格条項に関し引用部分を改め、別表第１から８ページの別表第５までは、北杜市職員の給与条例の一部改正に伴い会計年度任用職員の給料表を改正し、別表第６では生活困窮世帯の子どもたちを対象とした学習生活支援事業を行う学習生活支援員を加えるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１４号につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第１４号に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第２２号　工事請負変更契約の締結について（清里南部クリーンセンター電気設備更新工事)および議案第２３号　工事請負変更契約の締結について(清里南部クリーンセンター増設工事（機械））の２件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

議案第２２号　工事請負変更契約の締結について（清里南部クリーンセンター電気設備更新工事）についてであります。

変更内容につきましては、平成３０年９月４日付で契約を締結いたしました契約金額変更前１億７，９２８万円に対しまして６３万９，３６０円を減額し、変更後１億７，８６４万６４０円とするものであります。

変更の主なものといたしましては、処理槽内の運転方式の変更に伴い電気器具の数量の変更によるものであります。

なお、契約の目的、契約の相手方については変更ありません。

提案理由といたしましては、地方自治法第９６条第１項第５号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして議案第２３号　工事請負変更契約の締結について（清里南部クリーンセンター増設工事（機械））についてであります。

変更内容につきましては、平成３０年９月４日付で契約を締結いたしました契約金額変更前３億４，８８４万円に対しまして６７０万１，２００円を増額し、変更後３億５，５５４万１，２００円とするものであります。

変更の主なものといたしましては、既存ポンプ以内の配管補修および槽内の清掃の必要が生じたことによるものであります。

また、契約の相手方について支店名称と支店長名が当初の契約後に変更となっており、現在の支店名称と支店長名に変更するものであります。

なお、契約の目的については変更ありません。

提案理由といたしましては、地方自治法第９６条第１項第５号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２２号および議案第２３号の２件は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号および議案第２３号の２件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合には、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第２２号に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第２３号に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第４１　選挙第１号　山梨西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

山梨西部広域環境組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり、齊藤功文君、原堅志君の２名を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました２名を山梨西部広域環境組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました２名が山梨西部広域環境組合議会議員に当選されま

した。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第３２条第２項の規定により告知します。

○議長（中嶋新君）

次に日程第４２　請願第１号　厚生労働省による公立病院（甲陽、塩川病院）の「再編・統合」に抗議し、地域医療を充実させることを求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

８番議員、志村清君。

○８番議員（志村清君）

朗読をもって紹介させていただきます。

請願第１号

２０２０（令和２）年２月１７日

北杜市議会議長　中嶋新様

厚生労働省による公立病院（甲陽、塩川病院）の「再編・統合」に抗議し、地域医療を充実させることを求める請願書

請願者

北杜市で地域医療を考える会（準備会）

世話人　盆出由美

住所　北杜市小淵沢町７１０３－７

世話人　塙喜一郎

住所　北杜市長坂町中丸２２８７－４

紹介議員　志村清

市議会が日頃住民の要望に耳を傾け、実現にご尽力されていることに感謝しています。標記の件で請願しますのでよろしくご審議ください。

（請願趣旨）

地方自治体の最も大きな任務はそこに住む人たちの生命・健康を守ることだと言えます。ところが昨年９月、厚労省は自治体が運営する公立病院など公的機関が運営する公的病院の４２４病院を「再編・統合など」が必要としてリストアップ、公表しました。その中に北杜市立甲陽病院と塩川病院も含まれています。さらにこの１月、先に公表した病院に対しベッド数削減や再編などを求める基準を提示したと伝えられています。

この「再編・統合」は国の今後の地域医療構想を進めることのみを念頭に行うもので地域の現状や住民の意見を何ら考慮するものでなく一方的なもので絶対納得できるものではありません。以下がその理由です。

まず北杜市は面積が東京２３区に匹敵するくらい広い行政区です。人口は必ずしも多いのではないのですがこの広い地域で住民の健康を守るため２つの病院（甲陽、塩川病院）が大きな役割を負っています。近くには民間の病院もない中で住民には大切な医療機関です。

少子高齢化の中で北杜市でも人口減を打開するため様々な努力をしているところですが住民の健康を守る公立の２病院がより拡充されることは望むものの「再編・統廃合・ベッド数削減」などが行われた場合は地域衰退に拍車をかけることは明らかです。

次に自治体の運営する公立病院はそのあり方を自治体が決めていくことが原則であり、地方自治の本旨であるはずです。にもかかわらず厚労省は自治体にも事前の相談もなく、ましてや病院関係者や地域住民の意向を聴くのでもなく一方的に方向を出すことは非民主的で地方自治の原則をゆがめるもので強く抗議するものです。

さらに厚労省から指摘された甲陽病院、塩川病院などは従前から経営努力をしているし、医師、看護師などの医療従事者は地域医療のため奮闘しています。しかし同じ公立病院でも公費の投入や税制でも格差はそのままで地方の公立病院を一律に論じるのは見当違いです。

以上のことから下記の請願項目を地方自治法第９９条に基づき、国に対する意見書を採択するよう請願します。

（請願項目）

１　厚生労働省に対し、甲陽病院・塩川病院を含むリストと「再検証」の撤回を求めること。

２　地域住民の医療を守るため、国は甲陽病院・塩川病院への財政支援・人的支援などを行うよう要望すること。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま、議題となっております請願第１号は、会議規則第１３１条第１項の規定により所管であります文教厚生常任委員会へ付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は３月６日、午前１０時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午前１１時４２分

令 和 2 年

第１回北杜市議会定例会会議録

３ 月 ６ 日

令和２年第１回北杜市議会定例会（２日目）

令 和 ２ 年 ３ 月 ６ 日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告
日 程 第 １　議 案 第 １ 号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第８号）
日 程 第 ２　議 案 第 ２ 号　令和元年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日 程 第 ３　議 案 第 ３ 号　令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日 程 第 ４　議 案 第 ４ 号　令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第４号）
日 程 第 ５　議 案 第 ５ 号　令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
日 程 第 ６　議 案 第 ６ 号　令和元年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日 程 第 ７　議 案 第 ７ 号　令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
日 程 第 ８　議 案 第 ８ 号　令和元年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）
日 程 第 ９　議 案 第 ９ 号　令和元年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第１号）
日程第１０　議案第１０号　令和元年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第１号）
日程第１１　議案第１１号　令和元年度北杜市財産区特別会計補正予算（第１号）

２．出 席 議 員　（２１人）

１番	栗 谷 真 吾	２番	池 田 恭 務
３番	秋 山 真 一	４番	進 藤 正 文
５番	藤 原　 尚	６番	清 水 敏 行
７番	井 出 一 司	８番	志 村　 清
９番	齊 藤 功 文	１０番	福 井 俊 克
１１番	加 藤 紀 雄	１２番	原　 堅 志
１３番	岡 野　 淳	１４番	相 吉 正 一
１５番	清 水　 進	１６番	野中真理子
１７番	坂 本　 靜	１８番	中 嶋　 新
２０番	千 野 秀 一	２１番	内 田 俊 彦
２２番	秋 山 俊 和		

３．欠 席 議 員　（ な し ）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２８人）

市長	渡辺英子	副市長	土屋　裕
政策調整参事	櫻井順一	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	丸茂和彦	企画部長	山内一寿
市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
生活環境部長	早川昌三	産業観光部長	清水博樹
建設部長	仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	上村法広	農業委員会事務局長	有泉賢一
明野総合支所長	清水能行	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋　智	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	八巻弥生	小淵沢総合支所長	宮川勇人
白州総合支所長	大輪　弘	武川総合支所長	堀込美友
総務課長	加藤郷志	企画課長	中田治仁
財政課長	加藤　寿	林政課長	浅川知海

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	平井伸一
〃	進藤修一

開議　午前１０時００分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は２１人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、執行部　水石政策秘書課長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第１　議案第１号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

議案第１号　令和元年度北杜市一般会計補正予算書（第８号）をご説明いたします。

１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ７億８，７７８万６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を２７７億７，５７８万６千円とするものであります。

１０ページをお願いいたします。

第２表　継続費補正であります。

変更としまして、１１款１項農林水産施設災害復旧費、高根町上黒澤地内農道橋災害復旧事業につきましては、工法変更により当初見込んでいた工期が短縮されることから事業期間を本年度までとするとともに、令和２年度分の年割額を減額し、総額を３，６７７万４千円とするものであります。

次に同款２項公共土木施設災害復旧費、市道須玉小尾１５号線災害復旧事業につきましては、本被災箇所下流部の災害復旧工事を実施する山梨県との工程調整の結果、事業期間を来年度までとし、令和２年度までの年割額を変更するものであります。

次に市道大武川線（諸水橋）災害復旧事業につきましては、工程を再検討した結果、工期の短縮が可能となったことから事業期間を令和２年度までとするとともに、令和２年度の年割額を変更するものであります。

次に１１ページの第３表　繰越明許費補正をお願いいたします。

追加としまして、まず２款１項総務管理費、行政訴訟に係る弁護業務委託３８万５千円は、現在、訴訟の準備を進めている道の駅はくしゅうに係る損害賠償請求事件について、年度内での完了が見込めないこと。

６款１項農業費、団体営土地改良事業１，０２１万７千円と、その下の県営土地改良事業１億３，４５０万円につきましては、関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内での事業完了が見込めないこと。

８款２項道路橋梁費、市道補修事業４５０万円は、市道高根村山西割１号線歩道設置工事について入札の不調により年度内完成が見込めないこと。

同款４項住宅費、市営住宅維持管理事業３，０４２万６千円は、市営住宅改修工事の入札が不調となり、年度内完成が見込めないことなどによりそれぞれ繰越明許費を設定するものであります。

次に変更といたしまして、８款２項道路橋梁費、防災・安全社会資本整備交付金事業（交安）につきましては、市道台ヶ原白須２号線道路改良工事において関係機関との調整に不測の日数を要したことから当該事業費１，３８５万円を翌年度に繰り越す必要があり、補正後の額を３，７６５万８千円とするものであります。

次に、その下の第４表　債務負担行為補正であります。

浅川伯教・巧兄弟の生涯を描く漫画制作業務について委託契約を締結すること。につきましては、韓国関係者および研究者の視点を踏まえた浅川兄弟関連資料の検証、評価と見直しが必要となったことから、期間を令和３年度まで延長するため変更するものであります。

次に１２ページの第５表　地方債補正をご覧ください。

まず追加でありますが、県営事業として実施する急傾斜地崩壊対策事業の財源として充当するため、緊急自然災害防止対策事業債の限度額を５０万円とするものであります。

次に変更といたしまして、合併特例事業債を１億２８０万円減額し限度額を３億６００万円に、過疎対策事業債を５，１９０万円減額し限度額を５億３，１６０万円に、臨時財政対策債７億２，２００万円を全額減額するとともに、公共事業等債を４，０４０万円減額し限度額を１億２，０２０万円に、学校教育施設等整備事業債を２，０３０万円減額し限度額を３，８００万円に、災害復旧事業債を３，４１０万円減額し限度額を３億４，３６０万円に、辺地対策事業債を７８０万円減額し限度額を４，５９０万円に、一般補助施設整備等事業債を６１０万円減額し限度額を１，５１０万円に、緊急防災・減災事業債を１，５１０万円減額し限度額を２，４１０万円に、地域活性化事業債を１，５５０万円減額し限度額を４，１６０万円に、公共施設等適正管理推進事業債を５０万円減額し限度額を９，１３０万円に、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債は１，３７０万円増額し限度額を７，８２０万円とすることとし、変更後の発行限度額の計を１６億４，１９０万円とするものであります。

次に、歳入歳出の補正内容についてご説明いたします。

恐れ入ります。２ページ、３ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

１款市税、１項市民税、２項固定資産税、３項軽自動車税、４項市たばこ税、６項入湯税の合計１億１，１３６万３千円の増額は決算見込み額による補正であります。

８款２項環境性能割交付金１６２万６千円は、昨年１０月の消費税率引き上げに合わせ創設されました自動車税、環境性能割のうち４７％相当額が市町村道の道路延長および面積で案分され交付されるものであります。

９款１項地方特例交付金１，２７２万５千円の増額は交付額の決定に伴うものであります。

１０款１項地方交付税９億５，７３４万７千円の増額は、一般財源として普通交付税を充当するものであります。

１２款１項分担金２，９１２万９千円の減額は、県営土地改良事業分担金や団体営土地改良事業分担金の減などによるものであります。

同款２項負担金１，０５３万８千円の減額は、放課後児童クラブ負担金と学校給食費負担金の減によるものであります。

１３款１項使用料１，９６６万２千円の減額は、市営住宅使用料の減などによるものであります。

同款２項手数料１０９万４千円の減額は、税証明手数料の減などによるものであります。

１４款１項国庫負担金１，８３１万７千円の減額は、児童手当負担金や国保保険基盤安定負担金、生活保護費負担金の減、また介護保険特別会計への繰り出しに伴う低所得者保険料軽減負担金の増などによるものであります。

同款２項国庫補助金１億９，５４９万円の減額は、社会資本整備総合交付金や低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事務費補助金、地域生活支援事業費等補助金の減や河川等災害復旧事業費補助金や社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増などによるものであります。

１５款１項県負担金８１３万円の減額は、保険基盤安定負担金や児童手当負担金、後期高齢者保険基盤安定負担金の減などによるものであります。

同款２項県補助金１億８５３万３千円の減額は、農業費補助金や合併浄化槽設置整備事業補助金の減や林道施設災害復旧費補助金の増などによるものであります。

同款３項県委託金１７８万５千円の減額は、選挙費委託金の減などによるものであります。

１６款１項財産運用収入２６５万１千円の減額は、基金利子の減などによるものであります。

同款２項財産売払収入１，１４４万２千円の増額は、不動産売払収入であります。

１７款１項寄附金５，８３８万円の増額は、ふるさと納税寄附金や環境保全寄附金の増などによるものであります。

１８款２項基金繰入金１２億３，０２３万２千円の減額は、基金の取り崩しを可能な限り抑制するため減災基金を５億１００万円、公共施設整備基金を５億２，６４０万１千円、まちづくり振興基金を１億８千万円それぞれ減額することなどによるものであります。

次のページをお願いいたします。

１９款１項繰越金８億５，４１３万１千円の増額は、決算剰余金の確定に伴うものであります。

２０款５項雑入１億６，６６７万９千円の減額は、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券の販売収入などの減のほか、オータムジャンボ宝くじ市町村交付金や基幹システム使用料の長期契約に係る過払金の返還分などの増によるものであります。

２１款１項市債１０億２３０万円の減額は、臨時財政対策債の全額減額の他事業費の確定および不用額の整理などによるものであります。

次に６ページ、７ページの歳出であります。

１款１項議会費５２５万４千円の減額は、議員報酬、職員給与費の減によるものであります。

２款１項総務管理費８，７３７万５千円の減額は、職員給与費やシステム管理費庁舎維持管理費などの減によるものであります。

同款２項徴税費１３７万円の減額は、職員給与費の減によるものであります。

同款３項戸籍住民基本台帳費１０８万円の減額は、住民基本台帳管理費の減などによるものであります。

同款４項選挙費３３４万６千円の減額は、参議院議員選挙費の減などによるものであります。

３款１項社会福祉費２億６，６３２万１千円の減額は、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業や国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療事業費の減などによるものであります。

同款２項児童福祉費１億４，８１９万１千円の減額は、保育所費や児童手当支給費の減などによるものであります。

同款３項生活保護費３，８１３万１千円の増額は、生活保護費の国庫負担金返還金の増などであります。

４款１項保健衛生費２，９０８万５千円の減額は、合併浄化槽設置整備事業費や健康増進事業費の減などのほか、簡易水道事業特別会計繰出金の増などによるものであります。

６款１項農業費１億５，６１９万２千円の減額は、農業振興事業費や団体営土地改良事業費などの減によるものであります。

同款２項林業費２８６万４千円の減額は、松くい虫防除対策事業費などの減によるものであります。

７款１項商工費２，３７７万６千円の減額は、観光振興事業費などの減によるものであります。

８款２項道路橋梁費３億２，８４２万３千円の減額は、交付金道路新設改良費などの減によるものであります。

同款３項河川費２，０３７万円の減額は、河川改良費の減であります。

同款４項住宅費４，２００万５千円の減額は、住宅維持管理費等の減によるものであります。

同款５項都市計画費２，６３４万７千円の減額は、下水道事業特別会計繰出金の減であります。

９款１項消防費９１３万円の減額は、常備消防費や防災対策費の減などによるものであります。

１０款１項教育総務費４，５９０万９千円の減額は、教育推進事業費などの減によるものであります。

同款２項小学校費１，７６６万９千円の減額は、小学校施設整備費および小学校スクールバス運行経費の減であります。

同款３項中学校費７９６万４千円の減額は、中学校施設整備費および中学校スクールバス運行経費の減であります。

同款４項社会教育費３，９５７万３千円の減額は、図書館運営費や郷土資料館管理運営事業費、ホール運営費の減などによるものであります。

同款５項保健体育費２，１３３万円の減額は、学校給食費やスポーツ振興推進事業費の減などによるものであります。

次のページをお願いいたします。

同款６項高等学校費１，００１万５千円の減額は、甲陵高等学校費の減であります。

１１款２項公共土木施設災害復旧費１，７９２万２千円の減額は、現年発生公共土木災害復旧費の減であります。

１２款１項公債費５０８万２千円の減額は、市債借入額の確定に伴う償還利子の減などであります。

１３款２項基金費４億８，９９７万７千円の増額は、公共施設整備基金に４億７，９３５万

円、芸術文化スポーツ振興基金に４１８万円、環境保全基金に３００万円、明野永井原太陽光発電設備基金に６２７万６千円の積み立てを行うものなどによるものであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第１号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第１号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第２　議案第２号　令和元年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第３　議案第３号　令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）および

日程第４　議案第４号　令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第４号）

の以上３件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

議案第２号　令和元年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書１ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億３，９４２万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を６１億７，５４６万８千円とするものであります。

２ページ、３ページをお開きください。
はじめに、歳入でございます。
１款１項国民健康保険税３，７４３万８千円の減額は、被保険者数の減少やそれに伴う所得の減少などによるものであります。
４款１項県補助金２億３，９６６万８千円の増額は、医療費が見込みを上回ったことにより保険給付費等交付金が増額となるものであります。
６款１項他会計繰入金２，１０５万５千円の減額は、保険基盤安定繰入金保険税軽減分および保険基盤安定繰入金保険者支援分の確定によるものであります。
２項基金繰入金１億８千万円の減額は、繰越金などにより財源の確保ができたことによるものであります。
７款１項繰越金２億３，０１５万５千円の増額は、前年度からの繰越金であります。
８款１項延滞金、加算金及び過料１１５万６千円の増額は、国保税延滞金の実績見込みによるものであります。
４項雑入６５６万１千円の増額は、一般被保険者第三者納付金の実績見込みによるものであります。
続きまして４ページ、５ページをご覧ください。
歳出であります。
１款１項総務管理費３２６万７千円の減額は、国保制度改正に係るシステム改修の実績見込みによるものであります。
２款１項療養諸費１億７，１４８万６千円の増額は、療養給付費の見込みを上回ることによるものであります。
２項高額療養費６，７３１万１千円の増額は、高額療養費が見込みを上回ることによるものであります。
９款３項繰出金３８９万６千円の増額は、甲陽病院、塩川病院の医療機器整備のため国からの特別調整交付金を病院事業特別会計に繰り出すものであります。
国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、以上であります。
続きまして議案第３号　令和元年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。
予算書１ページをご覧ください。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３３９万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億９，５７７万円とするものであります。
２ページ、３ページをお願いいたします。
はじめに歳入であります。
１款１項後期高齢者医療保険料３７３万円の増額は、確定見込みによるものであります。
３款１項一般会計繰入金３１４万１千円の減額は、広域連合への共通事務費と保険基盤安定繰入金の確定によるものであります。
４款１項繰越金２７０万７千円の増額は、前年度からの繰越金であります。
４ページ、５ページをお願いいたします。
次に歳出であります。
２款１項後期高齢者医療広域連合納付金３７９万５千円の増額は、後期高齢者医療保険料と

広域連合への事務費の確定によるものであります。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきましては、以上であります。

続きまして議案第４号　令和元年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，４０９万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４６億６０９万２千円とするものであります。

２ページ、３ページをご覧ください。

はじめに歳入であります。

１款１項介護保険料２，５９３万５千円の減額は、低所得者被保険者の保険料軽減強化によるものであります。

３款１項国庫負担金２７３万９千円の増額は、介護給付費過年度分負担金確定によるものであります。

２項国庫補助金７２３万５千円の増額は、地域支援事業交付金実績見込みおよび保険者機能強化推進交付金の交付決定によるものであります。

４款１項支払基金交付金１３６万７千円の減額は、地域支援事業支援交付金の実績見込みによるものであります。

５款１項県負担金２３２万９千円の増額は、介護給付費過年度分負担金確定によるものであります。

７款１項一般会計繰入金１，４５８万７千円の増額は、地域支援事業繰入金、総務管理費、認定審査委員会費繰入金の実績見込みおよび低所得者保険料軽減強化によるものであります。

２項基金繰入金６，９６２万３千円の減額は、繰越金の確定により財源が確保されたものであります。

８款１項繰越金５，６６３万７千円の増額は、前年度からの繰越金であります。

４ページ、５ページをお願いいたします。

次に歳出であります。

１款３項介護認定審査会費７５０万円の減額は、介護認定審査会経費の実績見込みによるものであります。

５款１項介護予防・生活支援サービス事業費４８０万円の減額は、介護給付費の公費負担分の実績見込みによるものであります。

６款１項保健福祉事業費１００万円の減額は、高齢者の在宅生活支援住宅改修助成事業の実績見込みによるものであります。

介護保険特別会計補正予算（第４号）につきましては、以上でございます。

以上３案件につきまして、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第２号から議案第４号までの３件は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２号から議案第４号までの３件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第２号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第３号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第４号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第５　議案第５号　令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第６　議案第６号　令和元年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議案第７号　令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）および
日程第８　議案第８号　令和元年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）
の以上４件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

議案第５号　令和元年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明いたします。

補正予算書１ページをお願いします。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ２，９８１万円を減額し、歳入歳出予算の総額を２１億７０５万７千円とするものであります。

６ページ、第２表　継続費補正をお願いします。

災害復旧費、須玉町黒森配水管災害復旧事業は河川および市道災害復旧工事との工程調整により事業期間を来年までとし、令和２年度までの年割額を変更するものであります。

次に第３表　繰越明許費補正をお願いします。

追加としまして、災害復旧費、大泉町並木水源災害復旧事業１２０万円および須玉町黒森水源災害復旧事業８６０万円は、関係機関との調整等に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものであります。

次に変更としまして、水道施設整備事業を７５０万円増額し、１，６００万円とするものは工事内容の変更によるものであります。

７ページ、第４表　地方債補正をお願いします。

変更としまして、簡易水道事業債の借入限度額８４０万円減額し、９，５３０万円とするものであります。

次に歳入歳出予算の主な内容についてご説明しますので、恐れ入りますが２ページ、３ページへお戻りください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

１款１項使用料５，９９０万円の減額は、水道使用料額確定見込みによるものであります。

２款１項負担金２８７万４千円の減額は、新規加入者確定見込みによるものであります。

３款１項国庫補助金１６０万円の減額は、事業費の確定によるものであります。

５款１項繰入金３，８３３万３千円の増額は、事業費の確定によるものであります。

６款１項繰越金４６３万１千円の増額は、平成３０年度からの繰越金額の確定によるものであります。

８款１項市債８４０万円の減額は、事業費の確定によるものであります。

４ページ、５ページをお願いします。

次に歳出でございます。

１款２項施設管理費１，８１０万５千円の減額は、水道施設維持補修費等の確定見込みによるものであります。

２款１項水道施設建設費１，５３３万６千円の減額は、水道施設整備費の確定によるものであります。

４款１項基金積立金３６３万１千円の増額は、地方財政法に基づく基金積立によるものであります。

以上、議案第５号の説明となります。

続きまして議案第６号　令和元年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

補正予算書１ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ５，３５２万６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を３２億５，１９８万７千円とするものであります。

６ページ、第２表　繰越明許費をお願いします。

公共下水道整備事業２千万円は用地交渉に不測の日数を要すため、繰越明許費を設定するものです。

第３表　地方債補正をお願いいたします。

下水道整備事業の確定に伴い、起債借入限度額を６１０万円増額し８億５３０万円とするものであります。

次に歳入歳出予算の主な内容についてご説明しますので、恐れ入りますが２ページ、３ページにお戻りください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

２款１項使用料２，６５７万５千円の減額は、使用額確定見込みによるものであります。

３款１項国庫補助金１，６７８万４千円の減額は、事業費の確定によるものであります。

６款１項繰入金２，６３４万７千円の減額は、事業費の確定によりものであります。

７款１項繰越金１，０９５万３千円の増額は、平成３０年度からの繰越金額確定によるものであります。

９款１項市債６１０万円の増額は、公共下水道事業費確定によるものであります。

４ページ、５ページをお願いします。

次に歳出でございます。

１款１項総務管理費５３２万６千円の減額は、下水道施設維持管理費の確定見込みによるものであります。

２款１項事業費４，８２０万円の減額は、下水道事業費確定によるものであります。

以上、議案第６号の説明となります。

続きまして、議案第７号　令和元年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。

補正予算書１ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ９５２万４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を９億６，２２８万５千円とするものでございます。

６ページ、第２表　地方債補正をお願いいたします。

農業集落排水整備事業費の確定に伴い、起債借入限度額を６８０万円増額し１億９，６４０万円とするものであります。

次に歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますが２ページ、３ページにお戻りください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

１款１項分担金１７７万円の減額は、平成３０年度に実施しました工事にかかる分担金等であります。

２款１項使用料７５７万円の減額は、使用料確定見込みによるものであります。

６款１項繰入金６９８万４千円の減額は、事業費の確定によるものであります。

９款１項市債６８０万円の増額は、下水道事業費確定によるものであります。

４ページ、５ページをお願いします。

次に歳出でございます。

１款１項総務管理費９５２万４千円の減額は、農業集落排水施設維持管理費の確定見込みによるものであります。

以上、議案第７号の説明となります。

続きまして、議案第８号　令和元年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

補正予算書１ページをお願いします。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，６２６万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億２，３６３万円とするものであります。

次に歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたしますので、２ページ、３ページをお願いします。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

７款１項繰越金１，６２６万２千円の増額は、平成３０年度からの繰越金の確定によるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。４ページ、５ページをお願いします。

１款１項総務管理費２６５万６千円の減額は、消費税額確定によるものであります。

４款１項基金積立金１，８９２万３千円の増額は、新エネルギー事業基金への積み立てであります。

以上、議案第５号から議案第８号までの説明となります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありますか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第５号から議案第８号までの４件は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５号から議案第８号までの４件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第５号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第５号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから議案第６号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから議案第７号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから議案第８号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第８号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）
次に日程第９　議案第９号　令和元年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第１号）および日程第１０　議案第１０号　令和元年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第１号）の２件を一括議題といたします。
内容説明を求めます。
浅川市民部長。
○市民部長（浅川辰江君）
議案第９号　令和元年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。
補正予算書１ページをご覧ください。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４１０万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億２，９９１万６千円とするものであります。
２ページ、３ページをお願いいたします。
はじめに、歳入であります。
１款１項外来収入１００万円の減額は、診療報酬収入の実績見込みによるものであります。

５款１項繰越金５１０万９千円の増額は、前年度からの繰越金であります。

４ページ、５ページをお願いいたします。

次に歳出であります。

１款１項総務管理費１００万円の減額は、職員手当の実績見込みによるものであります。

３款１項基金積立金５１０万９千円の増額は、前年度の繰越金を財政調整基金に積み立てるものであります。

辺見診療所特別会計補正予算（第１号）につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第１０号　令和元年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

予算書１ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３４０万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億８１０万６千円とするものであります。

２ページ、３ページをお願いいたします。

はじめに歳入であります。

４款２項基金繰入金３１６万８千円の減額は、繰越金などにより財源が確保されたことから基金の取り崩しを回避するものであります。

５款１項繰越金６８１万５千円の増額は、前年度からの繰越金であります。

４ページ、５ページをお願いいたします。

次に歳出であります。

３款１項基金積立金３４０万９千円の増額は、前年度の繰越金の余剰分について基金に積み立てるものであります。

白州診療所特別会計補正予算（第１号）につきましては、以上でございます。

以上２案件につきましてよろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第９号および議案第１０号の２件は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第９号および議案第１０号の２件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第９号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第９号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第１０号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第１１　議案第１１号　令和元年度北杜市財産区特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

議案第１１号　令和元年度北杜市財産区特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ２，６２１万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を２億３，２１５万７千円とするものでございます。

２ページ、３ページをお開きください。

はじめに歳入でございます。

歳入の主な内容でありますが、４款繰入金５，９４１万５千円の減額は、明野、高根、浅尾原財産区の事業費の確定に伴う基金繰入金の減額でございます。

５款繰越金３，０７３万２千円の増額は、各財産区の繰越金の確定に伴う計上であります。

次に４ページ、５ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出の主な内容でありますが、１款１項朝神財産区から９款１項浅尾原財産区について、事業費の確定に伴う積立金等の計上でございます。

また、ならびに朝神、高根、浅尾原財産区の工事請負費の確定に伴う減額となっております。

財産区特別会計補正予算の説明については以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただいま、議題となっております議案第１１号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１１号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１１号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１１号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
次の会議は３月１６日、午前１０時に開きますので全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散会　午前１０時５４分

令 和 2 年

第１回北杜市議会定例会会議録

３ 月 １ ６ 日

令和２年第１回北杜市議会定例会（３日目）

令和２年３月１６日
午後　１時３０分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告
日程第１　会派代表質問
北杜クラブ　井出一司君
ともにあゆむ会　野中真理子君
公　明　党　進藤正文君
日本共産党　志村　清君
明政クラブ　相吉正一君

２．出 席 議 員　（２０人）

１番	栗 谷 真 吾	２番	池 田 恭 務
３番	秋 山 真 一	４番	進 藤 正 文
６番	清 水 敏 行	７番	井 出 一 司
８番	志 村　　清	９番	齊 藤 功 文
１０番	福 井 俊 克	１１番	加 藤 紀 雄
１２番	原　　堅 志	１３番	岡 野　　淳
１４番	相 吉 正 一	１５番	清 水　　進
１６番	野中真理子	１７番	坂 本　　靜
１８番	中 嶋　　新	２０番	千 野 秀 一
２１番	内 田 俊 彦	２２番	秋 山 俊 和

３．欠 席 議 員　（１人）

５番　藤 原　　尚

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（４５人）

市長	渡辺英子	副市長	土屋　裕
政策調整参事	櫻井順一	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	丸茂和彦	企画部長	山内一寿
市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
生活環境部長	早川昌三	産業観光部長	清水博樹
建設部長	仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	上村法広	農業委員会事務局長	有泉賢一
明野総合支所長	清水能行	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋　智	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	八巻弥生	小淵沢総合支所長	宮川勇人
白州総合支所長	大輪　弘	武川総合支所長	堀込美友
総務課長	加藤郷志	企画課長	中田治仁
財政課長	加藤　寿	人事室長	小澤哲彦
地域課長	大芝　一	防災調整監	坂本賢吾
市民課長	平井ひろ江	健康増進課長	小泉雅人
保健指導監	中田貴美子	保健指導監	輿水秀子
環境課長	浅川和也	上下水道総務課長	輿水伸二
上下水道施設課長	斉藤乙巳士	北部上下水道センター課長	花輪　孝
観光課長	小尾正人	商工・食農課長	日向　勝
まちづくり推進課長	中山由郷	教育総務課長	堀内典子
生涯学習課長	廣瀬公明	増富出張所課長	津金胤寛
商工・食農課長補佐	粟澤忠之		

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	平井伸一
〃	進藤修一

開議　午前１０時００分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後１時３０分といたします。

休憩　午前１０時０１分

再開　午後　１時３０分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き再開いたします。

ただいまの出席議員数は２０人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、藤原尚議員は体調不良のため本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、水石政策秘書課長は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第１　会派代表質問を行います。

今定例会には、７会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

１番　北杜クラブ、９０分。２番　ともにあゆむ会、６０分。３番　公明党、３０分。４番　日本共産党、３０分。５番　明政クラブ、３０分。６番　ほくと未来、３０分。７番　無所属の会、３０分となります。

本日は５会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、７番議員、井出一司君。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

北杜クラブの代表質問を行います。

最初に、令和２年度予算について。

昨年１２月に報告されて以来、新型肺炎コロナウイルスの拡大により人命に関わることなどから世界規模で不安が高まり、渡航制限、入国制限・拒否などが起こり、これによる経済面でも大きな影響が出ていると言われています。早急に収まることを望むところであります。

東京オリンピック・パラリンピックが盛大に開催され、ひと・ものの交流が以前に戻ることにより、わが国が最も期待している外国人観光客なども増加し、経済も活性化されることを祈っ

ております。

このような状況の中、昨年作成した第２次総合戦略のプレ計画を充実させた第２次総合戦略により「お宝いっぱい　健幸北杜」の実現に向け、渡辺市長は令和２年度当初予算の編成を行ったものと推察をいたします。

さらにこの「お宝いっぱい　健幸北杜」実現に向け、本年４月から実施する庁内の組織再編により体制を整え市民の福祉向上を図っていく考えであると思います。そのため昨年度比６．１％増の予算編成をして、市民ニーズを踏まえて重点事業を計上していると思います。合併特例債の期間は伸びたものの額が増えたわけではない中であり、厳しい財政環境であることに変わりはないわけであります。

平成３０年度末において基金残高１７９億円、市債残高６１２億円となりピーク時より５２６億円改善されているものの、まだ多額の市債残高であります。

歳入で本年２月５日の山梨日日新聞では、２月１日現在でふるさと納税額が９千万円超とピーク時の７倍となったと報道されていました。これは歳入財源を確保すべく、市長をはじめ職員の皆さんの努力の賜物と敬意を表します。

さらに予算編成にあたり、財政の健全化を考慮する中で有利な交付金を確保するように努力し、予算編成を行ったと推察いたします。

そこで以下伺います。

１．令和２年度の予算編成に対する基本的な考えは。

２．財源確保と財政健全化に向けた考えは。

３．第２次総合戦略の基本的な考えは。

４．ふるさと納税についての取り組みは。

５．しごと応援プロジェクト事業の取り組みは。

６．地域マイクログリッドモデル事業の取り組みは。

７．減災力の強いまちづくり推進事業の取り組みは。

８．前年比６．１％増となった理由は。

次に２番目といたしまして、行政組織などの再編についてであります。

現在の行政は住民との協働関係が求められ、また複雑で多様な地域環境などに対し、臨機応変で迅速な対応をしていくことで、住民との信頼関係を構築していかなければ住民の協力が得られない時代であると言われています。

本市は、令和２年度から第２次北杜市総合戦略がスタートすることにより、市民が一生涯健幸で幸せに暮らせる「健幸北杜」の実現に向け、着実に実施するため、各部署の連携強化を図る目的で行政組織および分掌事務の見直しを行って対応していくこととしています。

行政の組織再編については法律によるもの、首長の政策実現によるものなどが考えられますが、市民に見えやすく、容易に理解されるものでなくてはならないと考えます。

そこで以下、伺います。

１．政策秘書課の人員と政策調整担当と計画推進担当の調整と推進の具体的業務内容は。

２．消防防災課の人員と各種災害対策強化や新たな課題対応の具体的業務と特に有事での対応は。

３．地域包括支援センターを高根総合支所に移転することによる効果は。

４．各町の公民館に教育センター業務を承継するとしているが移行することによる効果は。

５．健幸市民部と名称変更の思いは。

次に大きな３つ目でありますが、北杜市立中学校適正規模等検討についてであります。

中学校適正規模等検討に係る説明会が旧町村ごと８回、開催されました。私も何回か参加をし、意見を聞かせていただきました。説明会にはＰＴＡの方々を中心に地域の方々などが参加し、市より中学校の生徒数、それに伴う学級数、校舎の築年数などを令和元年から令和１３年までの状況、さらに現在の中学校の特徴および発生している課題などが教員の意見として示されたとともに国の方針の説明があり、それをもとにして意見を聞く説明会でありました。

小規模校の維持が望ましいという意見では、安定した人間関係が送れる。地域コミュニティ面から考えても地域に必要であるとの意見があったと認識しています。

一方、人間関係の固定化、部活動などを考えると統合は条件付きではあるが仕方がないのではないかという意見も多かったように感じました。ただ、集約していく過程で子どもの意見を聞いてほしいという意見は多くあったと認識しています。

今回は、統合ありきの説明会ではなく、現状を理解してもらい、どのようにしていけばよいか意見を聞き、審議会に報告し、話し合いを行っていくとのことで、出席者の認識が説明者の意図と違いが見受けられ、意見が出しづらい感があるという意見もありました。

市としては、早急に結論を出さず、時間をかけて丁寧に保護者、地域などに説明をし、方向性を出していくとの方針であるとのことでありますので、前回の流れを教訓に結論を導き出していただくことを願っています。

そこで以下伺います。

１．子どもの意見聴取の考えは。

２．審議会の審議内容の公表は。

３．意見聴取後のスケジュールは。

４．丁寧に説明し、理解してもらい結論を出すとしていますが、長い期間での論議は、卒業および入学が繰り返され対象者が変わってしまうことを考えると説明方法、審議期間など一考しなければならないと思うが市の見解は。

次に４番目でありますが、スポーツ振興についてであります。

いよいよ２０２０年、東京オリンピック・パラリンピック開催の年を迎え、国民の期待は高まってきていると推測いたします。

世界各国から多くの人たちが日本を訪れ、東京オリンピック・パラリンピックを見るとともに日本各地を訪れるであろうと期待をしているところであります。

訪日外国人の受け入れをしっかり準備し、対応していかなければならないと思います。また、受け入れのわが国の状況は、ＮＨＫの調査では日本文化の世界への発信、地域の活性化、異文化の交流に役立つとし、約８６％の人が開催を好意的に捉えているとの発表もありました。

本市においては、フランスのビーチバレーおよび自転車競技ＢＭＸの事前合宿の受け入れが決まっています。本市の東京オリンピック・パラリンピックへの期待も高まりつつあると感じています。このように全国でも種々の競技の事前合宿受け入れが決まっていることを考えると東京オリンピック・パラリンピックが与える影響は計り知れないものがあると考えています。

最近は家の中でゲームなどをしている子どもが多くなり、子どもの交流も昔と違って学校だけと少なくなってきていますが、東京オリンピック・パラリンピックを契機にスポーツに関わる子どもはもちろん、大人も多くなってくるものと考えます。交流の機会の増加、健康増進等々

よい影響が出てくると思いますし、期待もしているところであります。

このような状況を考えた中で、種々の試みを行い東京オリンピック・パラリンピック終了後につなげていけたらと思っています。

そこで以下伺います。

１．本市の東京オリンピック・パラリンピック後のスポーツ振興の考えは。

２．子どものスポーツを通した体力づくりの取り組みは。

３．部活動などの地域スポーツ指導者との協力についての考えは。

４．生涯スポーツの環境づくりへの取り組みは。

５．身体などに障がいのある方のスポーツ参加の環境づくりへの取り組みは。

６．長坂総合スポーツ公園を含めた社会体育施設整備事業の取り組みは。

次に５といたしまして、災害対策への取り組みについてであります。

わが国は自然災害頻発国であります。地震、豪雨、台風などにより毎年どこかで災害に見舞われているといっても過言ではないと思います。このような状況の中、災害に対し避難する避難場所についていろいろな問題、課題が指摘されています。特に災害で亡くなる方より、その後の避難場所での環境の悪さなどの理由での関連死の方が多いといわれています。それほど避難場所は大切な場所であります。

本市は、幸い長期避難を行ったことはありませんが、今後はどのような災害に見舞われるか分かりません。災害に対し、過度の反応をすることはいかがかと思いますが、長期避難場所を設置し､対応しているところの状況を参考に日頃から考えておくことは必要なことと考えます。

本市としても、災害対策として、昨年、庁内防災会議を開催し、問題・課題を整理し、職員で共有したものと認識しています。

さらに組織再編に伴い４月１日より消防防災課を設け、災害対応をしていこうということは非常に時を得たことと考えています。

「災害は忘れるころに起こる」のではなく、最近の災害発生状況を見ると「災害はいつでも起こる」ものだという認識でいなければならないと思います。

そこで以下伺います。

１．現在の災害想定避難期間は。

２．避難期間の長短により対応が変わると考えるが見解と今後の対応は。

３．災害対策会議により出された課題・問題に対する対応は。

４．県内外災害地の対策を参考にした本市の取り組みは。

６として、新型コロナウイルス関連肺炎についてであります。

昨年の１２月頃から、中国湖北省武漢市を中心に発生し、急速に感染が世界に広まり、国内でも感染者および死亡者も出ているところであります。

日本におきましても現在、感染者数を政府より発表しています。このコロナウイルスは終息の気配はなく、さらに拡大傾向にありますが、一説には４月、５月がピークになるであろうと言われていますが、ウイルスの抗体ワクチンが見つからない以上、先行き不透明であると考えられます。

国としても、コロナウイルス感染防止に動いているところでありますが、原因が分からない中で検疫などを行い、陽性反応者を隔離し、治療をしていくことで対応されているのが現状であります。

本市においては、市民の不安が一番感じられるのが店でのマスクの不足であります。マスクが店からなくなっていたり、あっても数量制限販売が行われていることから市民の不安が推測されるところであります。

そこで以下伺います。

１．コロナウイルス関連肺炎に対する市の見解と対応は。

２．コロナウイルス関連肺炎に対する本市と国・県との連携は。

３．コロナウイルス関連肺炎による本市の観光業をはじめ産業への影響と対策は。

４．今後の市内行事、イベントなどの開催時における対応は。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

令和２年度予算における、予算編成の基本的な考えについてであります。

令和２年度当初予算編成に当たっては、市民の豊かな生活を守るため、「第２次北杜市総合計画」の目指すべき姿を承継する、「第２次北杜市総合戦略」を着実に推進するため、国等の財源や有利な起債を最大限に活用しながら事業の選択と集中を図り、「一生涯健康で幸せに暮らせる「ふるさと北杜」」の実現に向けた取り組みを進めることとしたところであります。

総合戦略の柱である「子育てと福祉」「雇用と産業」「教育」「スポーツと芸術」「若者と女性の活躍」「健幸北杜を支える基盤」の各般にわたる重要課題に対応することとしたところであります。

特に、多発する災害から市民を守り、安全・安心な「ふるさと北杜」の実現のため、防災・減災のためのインフラ整備等、国土強靭化に向けた取り組みを進めるとともに、市民や企業、関係自治体等との協力による「減災力の強い　しなやかな　まちづくり」のための施策を進めることとしました。

本市の恵まれた自然環境、社会基盤を活用した、防災拠点の整備や災害時での安定した電力供給を可能とする、クリーンエネルギーを活用した新たなモデル事業のための基本構想の構築など、災害に強い安全・安心なまちづくりの実現に向けた新たな取り組みを進めることといたしました。

その他、「東京オリンピック・パラリンピック」を契機として、市民・企業の皆さまと一緒に北杜市の知名度を向上させるとともに、「一人一スポーツ」に向けた取り組みなど、「みんなでつくろう　健幸北杜」を合言葉に、一生涯健康で幸せに暮らせるまちづくりを一層進めてまいります。

次に、行政組織等の再編における、健幸市民部への名称変更についてであります。

行政組織の再編は、効率的、効果的な行政運営を図るため、施策・事業等の状況に応じ、最適な体制づくりができるよう、これまで継続して見直しを行ってきたところであります。

今回の再編については、本年４月からスタートする「第２次北杜市総合戦略」を迅速かつ着実に進めながら、行政需要に的確に対応するための体制整備を図ることを第一の目的としております。

特に、市民部については、かねてから所管事項が分かりづらいとの声がありました。市民部では、市民課のほかに介護支援課と健康増進課があり、出生届に始まり、婚姻届や介護予防まで、市民の生涯に関わる業務を所管していることから、一生涯健康で幸せに暮らせる「ふるさと北杜」のイメージにつながるよう、「健幸市民部」としたところであります。

次に、スポーツ振興における、社会体育施設整備事業についてであります。

少子高齢化が進む中、社会体育施設の適正配置、整備等は今後の課題であります。

一方、スポーツ振興を図る上では、競技者の技量向上はもとより、気軽にスポーツを楽しむための体育館やグラウンドなどの施設はなくてはならないものであります。

このような中、東京オリンピックの事前合宿誘致を機に現在、「白州体育館サンドバレーコート」については、国際基準を満たすコート改修を進め、今月末の完成を予定しております。

また、「北杜市国土強靭化地域計画」においては、防災面からの拠点づくりも喫緊の課題となっており、施設の位置や配置、活用状況や交通環境面を考慮し、「長坂総合スポーツ公園」が役割を果たすものと想定しております。

このようなことから、来年度、仮称ではありますが、「スポーツでつなぐ「健幸北杜」拠点等整備構想策定検討委員会」を立ち上げ、社会体育全体の在り方や社会体育施設を有効に活用した生涯スポーツの推進についての構想づくりに着手してまいりたいと考えております。

また、先頃、サッカーの愛好者をはじめとして、グラウンドを利用する多くの方々、スポーツ少年団関係者等から「長坂総合スポーツ公園グラウンド」について、早急に人工芝化を実施してほしい旨、４，７５８名もの署名が届けられました。

このように多くの皆さまの熱い思いを重く受け止め、来年度先行して人工芝の整備に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス関連肺炎における、市の見解と対応についてであります。

現在、新型コロナウイルス感染症が日本国内で拡がり、大変、不安が続いております。

国からは、先月２５日の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づく、各種イベントの中止、延期に加え、２８日には文部科学省から、小中学校などの臨時休校が要請されたところであります。

これを受け、市内の小中学校などの臨時休校について協議を重ねた結果、児童・生徒の安全確保の観点から、今月３日午後から春休みまでの間、働く保護者に配慮する中、臨時休校を実施することが当面必要であると判断いたしました。

ほくとっ子の健やかな成長を第一に、学校や関係機関と連携し、小中学校においては、家庭訪問を行うなど、万全を期しております。

また、社会教育施設、社会体育施設、図書館なども今月２０日までの間は臨時休館とし、乳幼児健診も延期することとしました。

市民や事業者の皆さまには、「手洗い」や「マスクの着用」を含む「咳エチケット」などの感染予防の周知に、広く努めてまいりました。

このような中、今月６日、山梨県内において、「新型コロナウイルス感染症」の患者の発生が確認されました。

患者発生を受け、県では早急に対策本部を立ち上げ、本市においても、情報共有、更なる感染の拡大防止、市内で感染が発生した場合の対応など、確認、対策を取る必要があることから、翌７日、医師をメンバーに含めた「新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げたところ

であります。

市民の皆さまには、正しく、誤解のない情報が伝えられ、正しい知識で感染拡大の予防ができるよう、市のホームページやほくとニュースを通じて、メッセージを送ったところでもあります。

また、市民の不安に寄り添い、少しでも安心して生活していただけるよう、平日に加え、土日祝日においても、保健師による健康相談の窓口を開設いたしました。

今月１３日には、国において「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が可決、翌１４日から施行され、感染拡大の状況を見極めて「緊急事態宣言」が発令できる体制が整ったところであります。

今後も日々刻々と変化する状況を踏まえ、状況に合わせた本市の適切な対応に務めてまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市立中学校適正規模等検討について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子どもへの意見聴取についてであります。

先頃実施しました「北杜市中学校の適正規模等検討に係る地域説明会」において、「子どもたちの意見を聴く機会、アンケートの実施を設けるべき」とのご意見と同様、市といたしましても、その必要性を感じているところであります。

子どもたちの意見聴取については、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」において、地域説明会の意見として報告し、今後検討を進めてまいります。

中学校の適正規模を検討するに当たり、学校教育の直接の受益者である子どもたちの意見や子どもの保護者の声を重視しつつ、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえて丁寧な議論が必要と考えております。

次に、意見聴取後のスケジュールについてであります。

現在、地域説明会でいただいたご意見を整理しており、今後「北杜市立小中学校適正規模等審議会」において報告してまいります。

また、来年度は、各地区において、地域における中学校の在り方などについて、議論していただくワークショップを予定しておりますが、進め方などについて、今後、審議会において検討していただきたいと考えております。

次に、説明方法や審議期間の見解についてであります。

中学校の適正規模等の検討については、行政が一方的に進めるものではなく、地域説明会の意見やワークショップ等での意見を踏まえ、丁寧な議論が必要であると考えております。

来年度実施を予定しているワークショップにおいては、参加者に分かりやすく、議論がしやすい場となるよう説明方法等についても、工夫をしてまいります。

なお、審議期間については、本年度も含め当面３年を想定しております。

次に、スポーツ振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、東京オリンピック・パラリンピック終了後のスポーツ振興についてであります。

本市では、フランス・ビーチバレーチームおよびＢＭＸチームの事前合宿の誘致を契機とした、新たなスポーツ振興、方策を展開しております。

今回のオリンピック・パラリンピックを市民の皆さまと共に盛り上げ、歴史的感動を記憶に残してまいりたいとの思いから、一昨年よりビーチバレー競技では、オリンピアンを講師に招いてのビーチバレー教室や中学校・企業等の参加を得て市長杯の大会を開催しているところであります。

ＢＭＸ競技では、プロライダーを講師に招いたＢＭＸ教室や市内小学校における移動教室を開催するなど、競技の普及に取り組んでおります。

昨年、東京オリンピックテストイベントの際には、フランスＢＭＸ競技チームが本市を訪れ、長坂町にある合宿施設のＹＢＰにおいて公開練習・交流会が行われ、迫力あるオリンピック選手の鼓動など間近で見られた子どもたちからは、喜びと感動、強い憧れの眼差しが感じられ、今後のスポーツ振興につながるものと確信したところであります。

また、本市のスポーツ振興等の思いに賛同していただいた「コカ・コーラ　ボトラーズ・ジャパン」と包括連携協定を締結したことから、これを契機に、さらに市民、地域、企業等と協働で、「一人一スポーツ」への振興を図ってまいります。

次に、生涯スポーツの環境づくりへの取り組みについてであります。

本市では、市民誰もが自由に、いつでも、どこでも、気軽に自らに合ったスポーツを楽しむ生涯スポーツの機会を創出しております。

誰もが参加できる軽スポーツ教室、高齢者や障がい者の健康祭り、レクリエーション活動等の教室およびイベント開催を通じての生涯スポーツ環境づくりを目指しております。

本年度、新たな取り組みとして、「一般財団法人　地域活性化センター」からの助成を受け、世代間交流を目的として、高校生を対象とした「ゲートボール普及教室」の開催や市道等への「ランニング用マーク」の整備、また、「社会体育施設夜間無料開放」など、ウォーキングやジョギングをはじめとする多様な運動機会の創出を行っております。

今後も、スポーツに係る団体と連携、協働し、市民のニーズ把握に努め、気軽に参加できるスポーツ環境など、生涯にわたり、心身ともに健康で幸せな生活を送ることができる「健幸北杜」の実現に向け、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

次に、障がいのある方のスポーツ参加の環境づくりへの取り組みについてであります。

本市は、市内の身体障がい者団体等を通じて、ゲートボール大会やグランドゴルフ大会などの開催に際しての支援を行い、障がいのある方々がスポーツに親しむ機会づくりへの取り組みを行ってまいりました。

本年は、東京オリンピックに引き続き、パラリンピックが開催されます。様々な障がいのあるアスリートたちが、創意工夫を凝らして限界に挑むパラリンピックは、障がい者、健常者にかかわらず多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し活躍していることを知る大きな機会でもあります。

心身に障がいがあっても、大きな夢に向かって頑張っている姿や、スポーツを通して障がい者の生きがい、日常生活におけるバリアフリーの意義など、スポーツ以外に人生の糧となる良いきっかけとなることから、健常者と障がい者が共に、スポーツを楽しむことができる種目の普及に向けてイベント等を開催し、環境づくりへの取り組みを進めてまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

令和２年度予算における、第２次総合戦略の基本的な考えについてであります。

「第２次北杜市総合戦略」は、本市が擁する数多くの「お宝」を活かし、市民や企業の皆さまからご意見をお伺いする中、職員一人ひとりが知恵を出し合い、一生涯健康で幸せに暮らせる「ふるさと北杜」を目指すための戦略であり、向こう５年間において、具体的な取り組みを進める上での設計図であります。

本年度、大きく寄附額を伸ばした「ふるさと納税」についても、ポータルサイトの導入や市内の農業者、商工業者、観光業者等、各分野の関係者の皆さまからのアイデアを仰ぎながら、特産物を短期間のうちに２００品目を取り揃えるなど、「第２次北杜市総合戦略プレ計画」の中で新たにチャレンジし、早々の成果につながったものであります。

また、来年度から取り組みを始める「地域マイクログリッド構築モデル事業」についても、「ＮＴＴファシリティーズ」との連携の下、研究を進めてまいりました太陽光発電エネルギーの活用の成果に対し、総務省と経済産業省において、全国で初めて交付金対象とされたものであります。

総合戦略に掲載される約８００の事業は、こうした皆さまのご意見やご提言を原動力に、日々進化を続けていくものと確信しております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

令和２年度予算ついて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「ふるさと納税」の取り組みについてであります。

本年度の「ふるさと納税」については、本年１月末日現在、昨年度の７倍となる９千万円を超える寄附をいただいております。

来年度は、返礼品の取り扱いを希望する事業者の問い合わせも増えてきていることから、引き続き事業者と協同し、魅力ある返礼品を数多く用意するとともに、新たな寄附者獲得のため、市の魅力や特産品、「ふるさと納税」の活用方法を紹介する「ふるさと納税プロモーションサイト」を構築し、ＳＮＳを併用した情報発信や民間の「ふるさと納税ポータルサイト」と連携した広告宣伝など、本市の魅力発信を強化してまいります。

また、「北杜ファン」をさらに増やし、継続して応援いただけるよう、これまでに寄附をいただいた皆さまを対象に、メーリングリストを活用して、本市の魅力や返礼品の情報などを定期的に配信してまいります。

「ふるさと納税」は、返礼品として用意する特産品を、全国にＰＲするまたとない機会であり、地域産業の活性化に大きな効果をもたらします。

寄附金の使途をしっかりと示す中で、引き続き、本市の魅力を積極的に発信し、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、しごと応援プロジェクト事業についてであります。

長坂総合支所内に「移住定住・しごと相談窓口」を移転してから、移住希望者の相談にとどまらず、市内外の企業から、予想を大きく上回る数多くの相談が寄せられており、現行の体制では十分な対応が難しくなっていることから、来年度、民間委託のもと、新たに「はたらく応援窓口」を長坂総合支所内に設置し、相談体制の充実を図ってまいります。

また、「しごと応援プロジェクト事業」ついては、この新しい窓口において、移住定住しごと相談に加え、新たな雇用・起業の創出を目指した、雇用拡大や人材育成研修を展開するほか、「合同企業ガイダンス」、「就活女子会」や「女性企業家交流会」などの事業にも幅広く取り組むこととしております。

これまでの「移住定住・しごと相談窓口」と「はたらく応援窓口」の相互連携により、相談業務の充実とともに、雇用創出や女性活躍の促進を図り、本市の魅力を積極的に情報発信してまいります。

次に、減災力の強いまちづくり推進事業についてであります。

本市では、減災力の強いまちづくりを推進するため、昨年度から専門家が地域へ出向いて、地域等が要望する内容をテーマに講習を行う「出前塾」や、機能する「自主防災組織」を目指すための人材育成としての「地域減災リーダー」の育成に取り組んでおり、昨年度から地域や学校などで２６回の「出前塾」を開催するとともに、「地域減災リーダー」には１９２名が認定されております。

この事業は、自分の命は自分で守る「自助」、自分の命が守れたら周りの命を守る「共助」の力を付け、自主的に活動できる意識の高揚を図ることを目的に行っており、来年度は、「出前塾」を１５回、「地域減災リーダー研修」を５回計画するとともに、避難所の運営を避難者が自主的に行えるよう「特定地区総合防災訓練」を継続して実施してまいります。

また、台風１９号の際、３０の一時避難所が開設され、代表区長会においても「共助」の重要性を再認識した地区が多くあることから、「自主防災組織」の設立、「地区防災計画」に位置付けられた一時避難所の改修支援のほか、大規模停電に対応できるよう、消防団への簡易発電機の整備、移動式のトイレトレーラーの整備を行ってまいります。

次に、減災対策への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の災害想定避難期間についてであります。

台風・大雨などによる洪水や土砂崩れ、地震による家屋等の火災や倒壊など災害の種類や状況により、被災する規模も変わってきますが、昭和３４年の災害では、避難生活が約２カ月で、その後に仮設住宅に移る、または自宅に戻ったとの記録が残っております。

現在、避難の想定は、全壊等で滅失した家屋の世帯数が６０世帯以上ある場合など一定の基準になった場合は、「災害救助法」の適用を受け、災害発生の日から２０日以内に仮設住宅の建設に着工して完成までの間を、指定避難所での避難期間と想定しております。

しかし、「災害救助法」が適応されない滅失家屋の少ない場合は、市営住宅などを供与して、指定避難所での一時的な避難生活を短縮できるよう対応するとともに、災害の状況によっては、

県に対して応急的援助を要請してまいります。

次に、避難期間の長短による対応についてであります。

台風などによる災害が発生する恐れがあり、市民に避難情報の発令を行った場合、指定避難所や福祉避難所、または地域や自主防災組織で開設する一時避難所、本人が安全と考える場所などに事前避難することとなり、気象状況が回復次第、帰宅することが可能となるので、避難も短期間であります。

一方、地震や台風などで家屋の全壊や浸水等が多数発生した場合は、仮設住宅の整備や市営住宅の供与などを行ってまいりますので、避難所における避難期間も長期となります。そのため、食料や毛布、プライベートルームセットなど備蓄品を提供するとともに、災害協定に基づき食料や生活必需物資の調達、燃料や仮設トイレの手配などを行い、避難所で長期間滞在できる状態を整えてまいります。

しかし、市職員による指定避難所の開設にも限界があること、地震では市役所や消防署、病院などの公的機関も被災する可能性があることから、今後は、避難所運営を避難者が主体的に行えるよう、「特定地区総合防災訓練」を実施して、共助力を高めてまいります。

次に、災害対策会議での課題等への対応についてであります。

昨年１０月の台風１９号においては、１４カ所の指定避難所や、地域での一時避難所が開設され、多くの市民が事前避難されたことから、対応について検証するため、災害対策防災会議のほか代表区長会や消防団幹部会、自主防災組織との意見交換会を行いました。

その結果、様々な課題が抽出されましたので、職員向けには、避難所での対応方法や備蓄品の取り扱い、情報伝達などについて共通認識を図るため研修を行うとともに、各家庭における備蓄、地域の共助力を高める出前塾の活用や、地域減災リーダー研修への参加を積極的に働きかけてまいります。

また、子育て世代に配慮した備蓄品の充実や、防災行政無線を補完する電話応答システムの改善のほか、機能する自主防災組織の確立と地区防災計画策定のため、一時避難所の改修支援など新たな事業も来年度予算案に盛り込んだところであります。

次に、県内外災害地の対策を参考にした取り組みについてであります。

昨年８月の台風１５号で被災した千葉県君津市へ、食料や物資の輸送のほか、給水車とともに職員を派遣して、１週間ほど給水支援をしたことにより、断水時における給水作業の方法、家庭における給水パックの備蓄の必要性、停電時における一時避難所のあり方、指定避難所のトイレ対策など多くのことを考えさせられました。

このことから、来年度、本市では長期間の大規模停電でも照明や電源の確保ができるよう、消防団や一時避難所での使用を想定した簡易発電機の整備を行ってまいります。

また、指定避難所のトイレ不足解消のため、換気機能を備えた洋式の水洗トイレ４個室の移動式トイレトレーラーを整備し、トイレトレーラーネットワークに参加することにより、自治体の共助力を高めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

令和２年度予算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、財源確保と財政健全化に向けた考えについてであります。

将来に負担を残さない、持続可能な財政運営のため、財源の確保は財政健全化の重要な要素であると捉えております。

これまでも、「環境保全協力金」や「芸術文化スポーツ振興協力金」など、市民・企業の皆さまからのご理解とご支援による自主財源の確保、国の経済対策の的確な活用、地方交付税措置のある有利な起債の積極的な充当、さらには、ふるさと納税の確保にも力を入れるなど、財政状況を悪化させることなく各種施策に取り組んでまいりました。

また、交付税の合併算定替えや国の経済対策による臨時交付金の有効活用により余剰となった一般財源を、市債の繰上償還や基金積み立ての財源とするなど、財政健全化にも力を入れてまいりました。

しかしながら、交付税の優遇措置も終了し、増加する社会保障費や公共施設の維持管理経費の増加が今後見込まれるなど、決して楽観視できるものではないことからも、引き続き財政健全化を行財政改革大綱の基本目標に位置付け、健全な財政運営を目指してまいります。

次に、前年比増の理由についてであります。

来年度予算が増となった主な要因としては、防災・減災対策として実施する、一時避難所の改修補助やトイレトレーラーの整備等の「減災力の強いまちづくり推進事業」が６千万円、長坂総合スポーツ公園の陸上競技場改修に２億８，５００万円、北杜消防署建て替えを含む常備消防負担金の増１億４千万円、道路整備や河川、ため池の改修に７億円のほか、統合による小淵沢保育園の園舎建設に６億７千万円、住民情報を扱う基幹系システムの更新費用４億円などであります。

これらは、近年の台風被害等を受け、市民の皆さまや地域からいただいたご意見、ご提言等を踏まえ、今改善すべき課題に対して、即効性のある施策を予算に反映させたほか、実施に向け準備を進めてきた事業について、予算計上したことによるものであります。

次に、行政組織等の再編について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、政策秘書課についてであります。

政策秘書部においては、市政全般にわたる主要な計画を一元的・集中的に管理し、各施策・事業の取り組みを加速するため、機能強化の一環として、政策推進課を新たに設けたところであります。

政策推進課には、課長以下、政策調整担当２名、計画推進担当３名を配置します。

計画推進担当では、「第２次北杜市総合計画」をはじめ、「第２次北杜市総合戦略」、「北杜市国土強靭化地域計画」、「第５次北杜市行財政改革大綱」など、本市の総合政策的な計画について、迅速、的確な評価、改善等のための管理を行い、政策調整担当では、政策推進に必要な総合調整や、新規プロジェクトの企画・立案などを行ってまいります。

次に、消防防災課についてであります。

新設する消防防災課については、消防担当と防災担当の２担当を設け、それぞれ２名を配置します。

各種災害対策強化や新たな課題対応については、現在、「北杜市国土強靭化地域計画」の中で、

消防力の強化や公的備蓄の充実をはじめ、自主防災組織の育成や災害弱者に配慮した避難体制の確保、さらには、トイレトレーラーなどの取り組みについて、計画素案に位置付けているところであり、有事に備え、強化した人員体制の下、これらの事業に積極的に取り組んでまいります。

次に、地域包括支援センターの移転する効果についてであります。

「地域包括支援センター」は、高齢者などの心身の健康保持および生活の安定のために必要な支援を行うことを目的とし、住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中枢機関として設置しておりますが、諸課題の複雑化が予想される中、機能強化が求められているところであります。

このため、「地域包括支援センター」を高根総合支所に移転することで、高齢者福祉を担っている「北杜市社会福祉協議会」と、支援体制の充実を図ってまいります。

また、施設的には同一フロアにすべての職員を配置することが可能となるため、利用者が相談しやすくなり、情報共有や連携が促進されるなど、包括ケアシステム構築に向けた機能が強化され、これまで以上にきめ細かな対応が可能となるものと考えております。

次に、公民館に教育センター業務を移行することの効果についてであります。

地域の特色ある生涯学習講座などを実施していた４つの教育センター業務の一部を、各町の地区公民館８カ所に移行することで、市民との距離が近くなり、社会教育施設や体育施設の貸し出しなど、市民生活に直結するサービスが向上するものと考えております。

また、各公民館には館長を配置しますので、これまで以上に、様々な相談に対する支援が可能となります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス関連肺炎について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国・県との連携についてであります。

国は、感染症対策の基本となる対応方針を決定し、対策を強力に推進することとしております。

また、県は、県対策本部を設置し、国の「基本方針」に基づき、地域の状況に応じて判断を行い、対策を強力に推進するとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応を行い、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援することとしております。

一方、市は、市民生活を維持するための対策に関し、市民に最も近い基礎自治体であることから、市対策本部を設置し、国の「基本方針」を踏まえつつ、地域の状況に応じて判断を行い、対策を実施することとしております。

また、対策の実施に当たっては、県と緊密な連携を図るとともに、県から要請があった場合は、協力支援を行い、適切な対応を行ってまいります。

次に、今後のイベント等への対応についてであります。

国が示した「基本方針」では、「イベント等の開催については、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する」とのことでありました。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスターが次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要であるとして、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、中止、延期または規模縮小等の対応が要請されました。

これらを鑑み、本市においても、先月２６日以降は、感染拡大を防ぐため重要な期間であることから、人が集まるイベントや講演会については、延期や中止、会議についても縮小とすることといたしました。

今後も、感染者の発生状況を注視し、国、県等の対応方針に基づき、迅速に情報提供を行い、各対策の詳細をお知らせしてまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

令和２年度予算における、「地域マイクログリッドモデル事業」についてであります。

本市は、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を目指し、「北杜サイト太陽光発電所」、「村山六ヶ村堰水力発電所」、「再生可能エネルギー設備設置費補助金」などによる「再生可能エネルギーの地産地消」を目指した取り組みを積極的に展開しているところであります。

このような中で、平成３０年、令和元年と２年続いた大型台風による甚大な被害や、昭和３４年の大災害、平成２６年の大雪による生活の麻痺、また、昨年の台風被害による千葉県の大規模停電を振り返ると、災害時の「水」と「電気」の確保は重要であると改めて考えさせられました。

本市も、これまでに幾度となく大規模な停電被害を受けましたが、「北杜サイト太陽光発電所」を非常時の電力として活用することは、「災害に強い安全・安心なしなやかなまちづくり」の実現に向け、重要課題の一つでありました。

今回、総務省と経済産業省に積極的な要望活動を行った結果、高い関心を示していただき、自治体としては全国初となる「地域マイクログリット構築モデル事業」に取り組むこととなりました。

来年度は、事業展開の第一段階として、国の交付金を活用し、これまでも連携を行ってきた「ＮＴＴファシリティーズ」や大学、有識者との協働による調査・検討を進め、市全体を対象とした「災害時の安定した電力供給」と「再生可能エネルギーの地産地消」を目指し、マスタープランの作成に着手してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス関連肺炎における、産業への影響と対策についてであります。

新型コロナウイルスによる、国からの外出自粛要請等により、市内でも観光客数の減少が見受けられており、観光施設の休止や観光イベントの延期、中止など影響が出てきている状況であります。

市内宿泊事業者および観光施設などに対しては、「マスク・うがい・手洗いなど予防対策の徹底」への継続的な周知と、観光案内窓口などで観光客等に対し、予防対策への理解と協力を求めるなど、感染防止対策に努めております。

また、諸外国からの観光客に対しては、宿泊事業者等において活用できる「外国語対応文例紙」を提供するなど、市内での感染防止対策に向けて継続的に取り組んでいるところであります。

引き続き、観光事業者等への感染拡大対策等に関する情報の速やかな周知や対策について、県とも連携しながら行ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市立中学校適正規模等検討における、審議会の審議内容の公表についてであります。

「北杜市立小中学校適正規模等審議会」は、第１回を８月に開催し、委員の委嘱および諮問を行ったところであります。

第２回は１２月に開催し、地域説明会に向けた資料について、様々なご意見をいただいたところであります。

審議内容については、「北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱」の規定により、市ホームページにおいて随時公表しております。

次に、スポーツ振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子どもの体力づくりの取り組みについてであります。

本市では、幼少期から身体を動かすことの楽しさを実感し、スポーツへの関心を高めることを目的に「市スポーツ推進委員」の協力および指導の下、保育園児を対象とした「体力測定会」、小学校で行う「子ども体力検定」などを行っております。

また、スポーツ教室の開催やスポーツ少年団の指導者育成支援の拡充を図るなど、子どもの運動・スポーツの習慣化、定着化を進め、切れ目のない、一貫した取り組みを行っているところでもあります。

次に、部活動等の地域スポーツ指導者との協力についての考えについてであります。

学校における運動部活動は、顧問教師の指導の下、学校教育の一環として行われ、学級・学

年を越えた集団の中で、共通の目標に向かって切磋琢磨し、互いに高め合い、豊かな人間性や社会性を育むなど極めて大きな意義を持つ教育活動であります。

市内中学校においては、教員の負担軽減、生徒の多様なスポーツ活動へのニーズに応えるため、教員以外に部活動指導員１１名が顧問の代わりに指導しております。

今後も、「北杜市体育協会」等の地域指導者団体と連携し、学校と地域が協働した形で地域のスポーツ環境の充実を推進し、運動部活動の充実に向け支援してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後２時５０分といたします。

休憩　午後　２時３６分

再開　午後　２時５０分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

ここで井出一司君の再質問を許します。

再質問はありますか。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

それでは６項目にわたりまして再質問、また再々質問があるところは再々質問をしていきたいと思いますけど、よろしくお願いをします。

まず最初に、令和２年度の予算についてであります。

令和２年度予算については、これまでの災害の教訓を生かし、防災・減災のためのインフラ整備など国土強靭化に向けて取り組み、災害時での安定した電力の供給を可能とする企業との共同による再生エネルギーを活用した新たなモデル事業のための基本構想の構築など、災害に強い安全・安心のまちづくりに力を入れていくということでありますが、また、ほかにも第２次総合戦略の柱に掲げている子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍などの分野にわたる重要課題に対応する積極的な予算となっているところであります。

一方、財源の健全化への取り組みを踏まえた予算編成がなされていると理解しましたが、具体的にどのようにその考えが反映されているか、まず伺います。

次に、ふるさと納税についてでありますが、市長、職員の努力で昨年度比で７倍、９千万円を超える寄附があったと報告があったわけであります。ふるさと納税は自主財源確保の上から重要であります。そこで増税の要因は何であったか。また、返礼品などの中で特にふるさと納税の増額に貢献したものは何であったか、見解を伺います。

次に、しごと応援プロジェクト事業についてであります。

市内外の企業から予想を上回る相談が寄せられたということにより、新たに働く応援窓口を設置し対応する、しごと応援プロジェクト事業は、本市の将来に大きな影響を与えるであろうと考えます。これは企業が本市に注目および期待をしている証であると思います。この企業の

期待にしっかり応えていくことが大切であり、信頼が得られる対応をしていくことが必要であると考えますが、見解と対応について伺います。

次に、地域マイクログリッド構築モデル事業についてであります。

北杜サイト、太陽光発電所を非常時の電源として活用する地域マイクログリッド構築モデル事業に対するマスタープラン作成に取り組むとしているわけですが、マイクログリッドは大規模発電所の電力供給に頼らず、コミュニティでエネルギー供給源と消費施設を持ち、地産地消を目指す小さな、要するに小規模なエネルギーネットワークのことと認識をしています。そこで当事業の想定エリア、想定内容などにつき伺います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

４点ですね。それでは、順次答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

井出一司議員の、北杜クラブ代表質問の再質問にお答えいたします。

令和２年度予算編成において、財政健全化の取り組みということで再質問をいただいたところであります。

まず、歳入面につきまして、これまで環境保全協力金などによりまして自主財源の確保に取り組んできた結果、一般財源として財政調整基金を充当することなく予算編成を行ってきたというところでございます。

また、臨時財政対策債を除きます市債の発行額、これにつきましては、当該年度の元金償還額の範囲内に抑制をしまして、市債の残高を増加させないよう努めてきたところでもあります。

一方、歳出におきましては公共事業費、また経常経費について平成３１年度当初予算の範囲内、またその他の行政経費につきましては、一般財源ベースで前年度の９５％以内に留めるなどシーリングを設定して、総額の抑制に努めたところであります。

また、公債費につきましては、２億３千万円の繰上償還を行うこととしておりまして、その結果、令和２年度末の市債残高でございますけども、全会計ベースで平成３０年度末の６１２億円から５８２億円程度に減少する見込みであります。

また、このことはピーク時の平成１７年度末の１，００９億円から４２７億円の削減になるものと見込んでいるところでございます。

また、基金におきましては、合併以来、有利な起債を活用することで余剰となりました資金を積極的に積み立てを行った結果、令和２年度末の基金残高は１７２億円と合併時から１２２億円の増加が見込まれまして、市債と合わせました全体の財政健全の改善額につきましては、５４９億円ほどを想定しているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

北杜クラブ、井出議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の増額要因ということですけども、民間のポータルサイト２社を活用しました。本市の魅力と返礼品の情報発信をしたということ。それから返礼品の事業者ですけども、延べ

７回の説明会を開きまして、希望者を募ってきた。その結果、約５０社以上、それから２００品目以上ということになりまして、魅力が倍増したかなというところが要因だと思います。

それから増額に貢献したものですけれども、人気が高かったという視点からいきますと、大手旅行会社、民間旅行予約サイトで利用できる旅行クーポン券、あるいは市内の宿泊施設に宿泊できる宿泊券、こういったものが非常に人気が高かった。これは二次的な経済効果も、こちらへ来てくれますので生まれるという、非常に良い商品かなと考えております。

それ以外に地ビールですとか果物、ミネラルウォーター、あるいは体験もの、こういったものが非常に人気がございました。

その次が、しごと応援プロジェクト関係です。

相談窓口、長坂へ行きまして、市内企業との意見交換会、こういったものを密にやって信頼関係が築けたということ。それから市外からの企業に際しては、市場調査等、正確かつ貴重な情報提供をしっかりとしてくれたということ、こんなふうなことから信頼関係が生まれまして、今後も相談はますます増加していくんではないかということが予想される。そういった中で、働く応援窓口というものを設置して、これからもその企業の相談に対応していこうと。企業相談、貴重な情報を持ってきますので、機動的に対応できるように必要なノウハウを持った民間組織に窓口業務を委託して、そして市へつないでいただこうというふうな考えでおります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

地域マイクログリッド構築事業の想定エリア、また想定内容はという質問でございます。

本事業は一定規模のエリアで、地域の再生可能エネルギーなどを利活用してエネルギーを面的に利用する新たなエネルギーシステムの実現を進めることであり、モデルとして北杜サイトを利用した停電時の救護、医療体制の維持や避難所、または街路灯の電力供給システムを構築するものであります。

本モデル事業を検証する中で、地域の特性を生かしながら市内全域を想定した再生可能エネルギーを効率よく利用するシステムの実現に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

以上４点、答弁が終わりましたけど。

井出一司君、再々質問ですか。

○７番議員（井出一司君）

再々質問をいたします。

北杜市は平成３０年度決算における健全化を示す将来負担率は算出しておらず、また実質公債費率は６．３％と健全な段階にあり、健全な財政運営の成果であると理解をしています。

このような中で、新年度予算は市政の各般にわたる重要課題に対応する積極的な予算となっており、その財源を確保するためには有利な起債を活用しているとのことであります。

一方、市債の繰上償還を予定しているとのことでありますが、上下水道事業を含めると市債

残高はまだまだ高い水準にあり、市債残高の適切な管理は将来に負担を残さないためにも特に重要であると考えますが、今後、市債残高の削減に対する見解をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

２点ですね。答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

井出一司議員の、北杜クラブ代表質問の再々質問にお答えいたします。

市債の適正管理という質問内容だったかと思います。

議員ご指摘のとおり、普通会計、これは一般会計になりますけども、市債の残高はこれまでの行財政改革アクションプランの取り組みによりまして、市債発行の抑制、積極的な繰上償還を進めてきた成果により減少してきている状況であります。

しかしながら、上下水道事業の市債残高を含めますと、依然として高い水準にあるということで、引き続き市債残高の抑制に努める必要があるということを考えているところであります。

このため、第５次行財政改革大綱、これは令和２年度からスタートするわけでございますけども、こちらの大綱のアクションプランの取り組み項目として、引き続き市債発行の適正管理という項目を掲載しまして、公債費の残高の抑制に努めるということとしております。

いずれにしましても、令和２年度での予算編成に当たっての考え方でもありますように、元金償還額の範囲内での市債の借り入れによります市債発行額の抑制をしながら、また合わせまして減災基金などを活用した繰上償還を積極的に行いながら、市債残高を増やさないような努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

１項目めの答弁が終わりました。

ほかに。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

それでは２項目めの再質問を行います。

行政組織等の再編についてでありますが、地域包括支援センター移転に対する効果についてということで、社会福祉協議会と協力して支援体制の充実を図り、情報共有や連携が促進されるなど包括的機能が強化されるとしています。期待しているところでもあるわけでありますが、そこで包括ケアシステムの基本であります医療、介護、予防、生活支援などをどのように連携をしていくのか、伺います。

次に、公民館に教育センター業務移行の効果についてお聞きをします。

各町の公民館を活用し、市民の距離が近くなることで利用しやすい、相談しやすい体制とするとしていますが、まず各町の公民館がどこにあるのか、市民に認知されていないのではないかと思われますので、公民館の場所の周知をするべきと考えますが、見解をお伺いします。

また、公民館内での仕事のすみわけが分かるよう、仕事の内容の表示が必要と考えますが、これも併せて見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

２点ですね。答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

井出一司議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

包括ケアシステムをどのように連携するかというご質問だったかと思います。

包括支援センターでは、社会福祉協議会をはじめ医療や介護、福祉の事業者やＮＰＯ法人等の多職種による地域ケア会議や在宅医療連携会議、また地域体制整備の協議会など様々な会議などを行っており、そのような会議の中で、また相談業務を行う中で地域の課題や地域の目標等を関係者で情報共有し、それぞれの事業者が事業を行う中で目標を達成していただくという形の中で、包括ケアシステムの構築を図ってまいります。

また４月からは高根の総合支所に移転しますので、社協はより近い関係に、また市民と直接関わりあう事業者とも近い関係の中で仕事をするということで、より近い関係で、これまで以上に連携の強化が図れるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

井出一司議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

まず１点目でございますけれども、公民館が市民の近くになることによる期待される効果等についてでございますけれども、身近なところに相談窓口があり相談できるということでございまして、距離が近くなるということは、市民、利用者にとりましても大きな効果の１つであるというふうに考えております。また、施設の鍵の貸し出し業務等につきましても、利便性が向上するという効果があります。

次に、公民館が今後どこにあるか、周知の仕方が徹底されていないのではないかというようなご質問につきましては、２月号の広報ほくとへの掲載、また市ホームページ、区長会、施設の窓口等への掲示、そのほかセンターの窓口へ職員の案内をするというようなところ、また施設利用料の案内通知へ同封するというようなことを現在しております。

そのほか新年度になりまして地区公民館分館の役員も代わるところも多いので、年度初めの分館長、主事会議等において周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

次の３項目めの再質問をします。

北杜市立の中学校の適正規模等の検討についてでありますが、この中で適正規模審議会の説明方法について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

適正規模等の検討は、地域説明会やワークショップにおいては参加者に分かりやすくと、議

論がしやすい場となるよう説明方法等に工夫をしたり、審議期間についても本年度も含め、当面３年を想定しているということですが、保護者への説明やアンケートなどを行うときの子どもの対象について、審議期間に応じた説明方法を工夫すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

井出一司議員の、北杜クラブの再質問にお答えをいたします。

適正規模等審議会において、地域の説明会で意見等が出ました子どもや、あるいは保護者へのアンケート調査とか、そういうものも十分すべきだと、工夫をすべきだというような意見が出た中での委員の説明方法の工夫などについてのご質問と捉えております。

まず保護者への説明、あるいはアンケートなどへの対象者につきましては、今後、将来、中学生となる小学校の児童、あるいは保育園の園児、保育園児の保護者等を対象として実施を考えております。

具体的な対象者や方法などにつきましては、審議会において報告をさせていただきながら検討し、将来を見据えたご意見が伺えるようなアンケートの内容、あるいは分かりやすい資料の作成、説明方法に努めてまいりたい、工夫をして努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

それでは次の４項目めの再質問に移ります。スポーツ振興についてであります。

まず部活動等の地域スポーツ指導者等の協力についてということで、子どもの体力増進を図っていくことは非常に大事なことであるということは共通した認識であると思います。

市としては学校と地域が協働した形で、地域のスポーツ環境の充実を推進し、運動、部活動の充実に向け支援をしていくということですが、先生方の負担などの問題、地域の理解などの課題が言われているわけですが、どのような共通、どのような協働をした形を考えているか伺うということで１点。

次に生涯スポーツの環境づくりの取り組みについてでありますが、生涯スポーツは健康の保持増進やレクリエーションを目的として、いつでもどこでも誰でも気軽にスポーツを楽しめるスポーツと認識しています。年齢、体力、運動技術、興味などに応じて生涯にわたり、いろいろ種々の形でスポーツに関わりを持つものであり、多種多様なスポーツが考えられますが、これらに対する見解と今後の対応について伺います。

次に体に障がいのある方のスポーツ参加の環境づくりについてでありますが、東京オリンピック・パラリンピックが、障がい者が意欲的にスポーツに取り組む契機となることを期待しているとのことであります。これには指導者が必要と考えますが、見解を伺います。また、多くの人がパラスポーツを体験することにより、体に障がいのある方に対する理解が深まると考えますが、パラスポーツ体験教室の開催についての見解と対応について伺います。

次に、社会体育施設整備事業についてでありますが、白州サンドバレーコートを国際基準に

満たすコートに改修を進めているとのことですが、バレーコートを有効に活用していくにはサンドバレーの競技人口を市民などに増やしていかなければならないと考えますが、見解と対応を伺います。また、コートの有効活用策のため、他のスポーツ種目への活用は可能か見解をお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

井出一司議員の、北杜クラブの再質問にお答えをいたします。

まず第１点でございますけれども、部活動を行う上で地域スポーツ指導者との協力関係、先生の負担軽減、あるいは地域の理解の中で、協働の考え方等のご質問だと思います。

これにつきましては、北杜市の教育委員会では部活動において外部より人材を活用した中で教員の負担軽減を目的とした部活動指導者任用事業を推進しております。これによりまして先生方の負担軽減等が図られる一つになるかと思っております。

今後につきましては、さらに各学校のコミュニティスクール、こういうものを推進していく中で地域の豊富な人材を活用して、教師の負担軽減、また児童生徒への専門的な指導を深めてまいりたいと考えております。

併せて地域と共にある学校づくり、地域社会総がかりでの教育が必要だということでございまして、コミュニティスクールを協働のツールとして考えてまいりたいと考えております。

続きまして、生涯スポーツの環境づくりの一環として、多様なスポーツへの考え方、取り組み、見解ということでございます。

これにつきましては、少子高齢化の進展、あるいは社会環境の激しい変化、このようなことから身体機能の低下、あるいは人々は精神的なストレスの増大をしているということの中で、心身共に悪影響を及ぼすということでございます。一方で人生１００年時代を迎え心身共にいきいきとした生涯を過ごすというようなことも非常に重要なことでありまして、多くの皆さんが思っているというようなことでございます。

このようなことから、一生涯、各個人のライフステージに合わせたスポーツ振興、こういうことが重要と考えておりまして、市体育協会や、あるいは総合型地域スポーツクラブ、こういう関係団体との協議、あるいはご意見を伺いながら市民ニーズに適切に応えていきたいと考えております。

続きまして、身体に障がいのある方のスポーツ参加の環境づくり等のご質問についてであります。

障がい者が意欲的にスポーツに取り組むためには、指導者が必要だというような議員ご指摘でございます。

これにつきましては、障がい者の健康維持増進、あるいは精神面の強化を図る上ではスポーツは欠くことのできないものであるというふうに認識をしております。

障がいスポーツを行う上で最も重要なのは、適切な指導方法を習熟した指導員、こういう指導員の下で安全面から行うということも重要と考えております。

パラスポーツ体験教室の開催についても、見解とか対応についてでございますけれども、事前に適切な指導方法を十分に身に付けた指導員の確保が重要と考えますので、障がい者団体の

ご意見等を伺いながら、まずは比較的簡単に行える種目、例えばボッチャ等で指導員の研修を兼ねた体験教室の開催、こういうものを検討してまいりたいと考えております。

続きまして４点目、社会体育施設の整備事業につきまして、白州のサンドバレーコート、このコートを有効に活用していくためには、競技人口を増やす、これについての見解と対応。また、コートの有効活用について、ほかのスポーツ種目への活用についてであります。

まず、白州サンドバレーコートの改修につきましては、フランス・ビーチバレーチームの事前合宿を機に多様なスポーツニーズへの対応、あるいは世界とつながる北杜をレガシーとしてアピールするためにも、コート整備をしたものでございまして、競技人口の増加、これは欠かせないものであります。

従来、今までもサンドバレー競技の普及活動といたしまして、市内の企業、中学校、あるいはスポーツ少年団等の参加の下、市長杯の大会を行っておりますけれども、今後につきましては、スポーツ推進員や関係諸団体、あるいは市内企業等の連携をさらに深めまして、競技人口を増やす取り組みを進めてまいりたいと考えております。

併せまして、このサンドバレーコート、コート数も１つ増やしたというようなこともございます。また、ベンチ等も増やしたということでございますので、隣の長野県、あるいは県内のスポーツ団体等に声掛けをしながら、このコートの有効活用を図っていきたいと考えております。

またコートの有効活用のためには、まずはサンドバレーコート、これに親しんでもらうというようなことの中で､小さい子どもから親しむということが非常に重要と考えておりますので、保育園児が砂遊びをすることによりまして親しむ一つの契機となると考えておりますので、保育園児については、ぜひ積極的にこのコートに来ていただきまして、触れていただきたいと考えております。

そのほか、まずはサンドバレーコートでございますので、サンドバレーを中心にするわけでございますけれども、コートの有効活用という面では、例えばサンド相撲とか、砂における綱引き大会とか、あるいはサンドテニスとかというふうな種目も考えられるわけでございますけども、いずれにしましても市内のスポーツ団体、あるいはスポーツ推進委員たちの意見を聞きながら、それらの種目については今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

それでは、次の５番目に入るわけですが、まず今のところで、積極的にいろんな対応をしていっていただきたいと思っています。そして、障がいのある方に対する理解が深まるように対応も、これもしっかりお願いをいたしたいと思います。オリンピック後が大切なことと考えておりますので、ここらへんをターゲットにした中で、しっかりまたよろしくお願いしたいと思います。

次に５番目の災害対策への取り組みについてということでありますが、避難期間の長短による対応についてということで、危険が迫ってから避難するということは非常に危険だと考えます。そのため早い段階で避難情報を発令されていると思いますが、避難情報が発令される前に

不安を感じ避難を始めている人もいると考えます。このため普段から安全な場所を探しておくように市でも周知をしていると承知をしているわけですが、このような啓発のほか、市ではどのような対応をしているか伺います。

また、災害対策会議の課題についての対応についてでありますが、台風１５号による影響で千葉県では家屋の屋根が多く損壊し、ブルーシートが足らなくなったと承知しています。防災対策会議のまとめにおいて、来年度、ブルーシートの予算計上もしてありますが、限界があると考えます。来年度の整備でも不足することを想定していると思いますが、その対策について伺います。

以上、お願いします。

○議長（中嶋新君）

２点ですね。答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

北杜クラブ、井出議員の再質問にお答えいたします。

最初、避難情報の発令前の避難者への対応ということだと思います。

避難情報の発令というのは、様々な情報を総合的に参酌して市のほうでも決定しております。気象庁のほうで例えば大雨、洪水の注意報というのが出た段階におきまして、一般市民の方でぜひ避難をしたいんだがというふうな問い合わせもございました。今現在もそういったことがあります。そういったことから、各総合支所に自主避難という形で受け入れられるように、今現在はしております。

実際に避難情報をいよいよ市で発令するとなりますと、指定避難所を指定して、そこに避難をということになります。この前も武川小学校の体育館がいろいろと課題になりましたけれども、注意報の段階で自主避難という段階では、それぞれ総合支所のほうへ、そうするうちにすべて準備を整えて、指定避難所で発令後は受けられるような体制を取りたいと考えております。もちろん防災無線ですとか、あるいは各区長さん方に連絡をして、こんな体制でやりますよという周知も行っております。

それから、ブルーシートの問題です。

来年度、約１００枚を市のほうでは増やす予定でおります。当然、これ以外にも不足するという事態もあると思います。１つには生活必需物資の調達の協定というのを民間と結んでおりますので、そういったところの活用、それから県内外に２８の市町村と相互応援の協定を結んでおりますので、不足する場合にはそういったものを要請していくということ。それから今回、大手通販サイトに「ほしいものリスト」というのがございます。そこに登録することによって、いつ、どこの場所へという数量を調達できるということですから、こういったものも活用していこうというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

再々質問を行います。

避難期間の長短による対応についてお聞きをするわけですが、避難の長短にかかわらず避難者が自主的に運営することが共助となると思います。それができるように特定地区の総合防災訓練を実施していくということでありますが、避難場所が多いため、すべての避難場所で訓練を実施するには、数年かかると考えます。訓練前には職員が主体で運営をせざるを得ないと思いますが、台風１９号での対応を見ると厳しい状況であると考えます。そこでどのように対応するのか伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

井出議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに指定避難所、今回もやってみて思ったのは職員にも限界があるということを痛感いたしました。代表区長会議の中でも自主防災組織を確立しているところは、そういったところが中心となって一時避難所も開設していただいたということから、自主防災組織の確立というのは非常に大事だということも皆さん分かってくれた。市としても一時避難所の整備支援を行っていこうというふうな方向です。

例を申し上げますと、武川小学校体育館においては、地元の自主防災組織が市の指定避難所の中に入って積極的に活動していただいた。だから職員が少なくともそういったところが運営していけたというふうな実績があります。

よって、今後、市とすれば自主防災組織をやはり数多く確立していこうということ、それから避難者の共助による運営をしていくんだということを、出前塾等を通してやっていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

大変難しいことでありますが、市民の生命を守るというために、なお一層努力をお願いしたいと思います。

次に最後になりますが、新型コロナウイルス関連肺炎についてであります。

コロナウイルス関連肺炎による本市の観光業をはじめ産業への影響と対策について伺うわけでありますが、コロナウイルス対応につきましては、日々変わる状況の中、情報を迅速、的確に発信していると認識をしています。ただ、コロナウイルスにより外出の自粛などと無尽会、各種宴会、外食などが中止などで特に飲食店関係に影響が出ていると私は感じています。

また、外国人観光客の減少、宿泊のキャンセル、国内旅行の取り止めなどで宿泊面にも大きな影響が出ているのかなと、このように思っていますが、たまたま本市の場合は観光のピークの時期がちょっと外れていると。オフの時期であるから、あまりいろいろなことが騒がれないのかなと思っています。これが５月の連休あたりまでずっと続いていくと、ピークになっていきますから、非常に影響が、そこらへんでいろいろ言われてくるんではないかなと思っています。また、さらに外出の自粛などで、客の減少で、小売業にも影響が出ているという、関係者

からの聞き取りで分かりました。

また工業関係についても、これは材料や器具などが入荷しないということで、非常に仕事のほうが滞っているということで、非常に納期や何かに間に合わないというような話も出ております。今から、これが続くとますます、先ほどの話と同じようにいろいろな影響が出てくるのではないかなと思っています。

皆さん、おっしゃることは難局をみんなで乗り切っていかなければならないと考えていますということですが、現実は厳しい状況であると感じています。このままでは資金繰りの悪化などで深刻な状況となると思われますし、商売、事業をやめるところが出てくる可能性があるんではないかなと、私もちょっと話をしながら感じたところであります。これは北杜市の将来に大きな痛手となると考えますが、市の見解と対応について伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

北杜クラブ、井出一司議員の新型コロナウイルス関連の産業への影響についての再質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、市内の中小事業者にも影響が各方面出ております。市では、市の企業交流会や市商工会の会員を対象に緊急的にアンケートを実施させていただきました。感染拡大に伴う影響について調査を実施しましたところ、アンケートの回答では、経営への影響についての質問で、「影響がすでに生じている」との回答が３７％、「今のところ影響はないが長期化すると影響が出る」との回答が５７％でありました。合わせますと影響があると回答した合計は９４％であり、ほぼすべての業種にわたって影響が及んでいる状況にあるということでございます。

このため、市ではこの難局に直面している事業者の資金繰りを支援するために業績が悪化した中小企業向けの融資制度であります、危機関連保証やセーフティネット保証などの制度について市のホームページにより周知をするとともに、認定証の発行を現在行っている状況であります。

今後につきましては、市商工会とともに市内事業者への影響について状況把握に引き続き努めるとともに事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、国や県の経済支援対策に迅速に対応してまいりたいと考えております。

また商工会や市内金融機関と連携を密に取り、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を関係機関それぞれに設置をいたしまして、売り上げや受注の減少などの影響を受けている事業者の今後の資金繰り相談等を受ける体制により、事業者の皆さまを支援してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

再々質問をいたします。

今、答弁があったわけでありますが、非常に苦しい状況にあるところと今からなるであろうと想定されるところがあるわけでありますが、今の答弁の中で資金繰りについてはしっかりとやっていっていただくと、こういう答弁があったわけで、ぜひともそこらへんのところはしっかりやっていただきたいと思っています。

セーフティネット、４号、５号というような形の中では、市の認定や何かもあると思います。市の中では、そこらへんをあまりよく知らなくて、非常に手間取っているとか、そういうところもあったということを聞いています。北杜市の場合では、それなりの形の中でスムーズには進んでいるようではありますが、ぜひとも、困ってくるわけです。そこらへんのところをしっかりと承知をする中で、困った事業者の手助けをしていくと。その人たちが、先ほど言いましたように廃業に追い込まれないような形の中で、しっかり対応をお願いしたいということですが、それについて見解をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

井出一司議員の再々質問にお答えをいたします。

業績が悪化した事業者に対します、融資制度でありますセーフティネット保証４号というのが経済危機関係、５号が不況業種関係および危機関連保証ということで、借入を受けた場合につきましては、本市におきましては、小規模商業者の経営改善利子補給制度がさらに対象になるという状況にあります。先ほども答弁させていただきましたけれども、いずれにしましてもこれらの制度をしっかり事業者の皆さんにも知らしめるとともに、相談窓口のほうでしっかり対応していきたいと考えております。

この市の制度を活用することによりまして、市の制度の対象としましては利子補給で１％、上限１０万円を補助することができますので、これによりまして小規模商業者の皆さん等は実質０．３から０．５％の低い利率で借入することができ、また５年間継続して利子補給を受けることが可能となりますので、この制度につきましては、本市の特色ある制度でもございますので、ぜひ活用していただけたらと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で井出一司君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（　な　し　）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、１６番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

ともにあゆむ会の代表質問を大きく５項目にわたって行います。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応はの質問は、北杜クラブの井出議員と重なり取り下げましたが、これから行う質問に含まれている市立病院の病床数の問題や災害時の子育て世代の職員参集については、新型コロナウイルス感染症のために今、起こっていることにもつながりますので、課題への的確な対応をご答弁で伺えるよう期待しております。

それでは最初の大項目、訴訟・調停への市の姿勢はの質問です。

①令和元年第４回定例会において、白州町交流促進施設の損害賠償請求の訴えの提起が議決されましたが、現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

②株式会社ニチレイ・アイスが申立人である損害賠償請求調停事件の状況は、いかがでしょうか。

③増富地域の地方創生推進交付金事業にかかわる情報開示請求訴訟の判決が３月３日に甲府地裁で言い渡されましたが、その判決を市はどのように受け止めたのでしょうか。

④平成３０年度北杜市一般会計補正予算（第６号）の審議で、増富地域再生協議会へ２１８万８，６７６円の返還請求をするとの説明がありましたが、返還はされたのでしょうか。されていない場合は、市は訴えの提起をするのでしょうか。

この件について、ともにあゆむ会は市の責任も大きく、再生協議会だけに責任を押し付けて返還を求めるのはおかしいとの立場で予算案に反対しましたが、賛成多数で可決された経緯があります。

大項目２つ目は、公共施設個別計画（案）に対してです。

①個別計画案をまとめるまでに出された各種団体からの主な意見、また案に対するパブリックコメントの主な内容はどのようなものだったのでしょうか。

②本庁の位置、支所のありかた、社会教育・社会体育関連施設の将来像をどのように考えて計画案をまとめたのでしょうか。市全体の基本的なまちづくり構想を伺います。

③案によれば、第１期（２０１７年から２０２６年)、第２期（２０２７年から２０３６年)の主な内容は主に廃止、民間移管・譲渡であり、施設の複合化・多機能化は第３期（２０３７年から２０４６年）に先送りされています。近隣施設の複合化による長坂総合支所の廃止と機能移転、明野総合会館の図書館および会議室機能の明野総合支所へ移転は、第３期では遅すぎるのではないでしょうか。長坂町農村環境改善センターは、複合化、多機能化施設としてふさわしいのでしょうか。

④須玉ふれあい館、八ヶ岳やまびこホール、長坂コミュニティ・ステーションは、複合化・多機能化の拠点施設として、具体的にどのような可能性を探るのでしょうか。

⑤計画では、多くの施設の民間移管・譲渡が考えられています。例えば花パークフィオーレや地区公民館などは移管・譲渡先も具体化していると思いますが、その他の観光施設や温泉施設も民間からの打診などがすでにあるのでしょうか。民間に移管・譲渡する際のルールは考えられているのでしょうか。

⑥管理運営費の削減と指定管理料や納入金はどのように考えられているのか、ご答弁ください。

３つ目の大項目は、市立病院のありかたはです。

塩川病院と甲陽病院は、北杜市の地域医療の中核であり、市民の安心の拠りどころです。更なる充実が切望されており、規模や機能の縮小は市民が望むところではありませんが、国が示す公立病院改革の方向性は大変厳しいものです。北杜市の地域医療を守るために、現状を知り、

今後のありかたを議論していくことが重要と考え、以下質問いたします。

①「第３次北杜市市立病院改革プラン」で、市立病院の役割としている「かかりつけ医」機能と、国の「地域医療構想」、つまり病床の機能分化と病床数の必要量を示すとの整合性をどのように取っているのでしょうか。

②「地域医療構想」の中で、市立病院の病床数をどのように考えているのでしょうか。病床稼働率、甲陽病院の休止病床、病床削減への国の補助金などを踏まえて、答えていただきたいと思います。

③改革プランの平成３０年度分点検・評価では、以下の評価が特に低くなっていますが、その理由と対策を伺います。

（ア）人的交流を行うための環境整備。
　　経営管理に関する共同会議体の設置、患者情報の共有促進。

（イ）患者送迎体制の検討。

（ウ）在宅支援の強化。

④平成３０年度決算審査意見書の指摘事項に対する今後の取り組みと見通しについて、伺います。

（ア）スタッフの確保、塩川病院における常勤医師減員、甲陽病院における慢性的な常勤内科医師、看護師不足。

（イ）甲陽病院の療養病棟の有効活用。

（ウ）災害医療体制の充実強化。

大項目の４つ目は、社会教育の充実に向けてです。

①行政組織の見直し（教育センターの廃止など）に伴い、生涯学習関連事業はどのように変わるのでしょうか。変更のメリットとデメリットについてもお答えください。

②公民館の役割と職員の配置を伺います。

③生涯学習講座は、生涯学習課のほか多くの部署が開催していますが、市全体での情報収集や調整、連携はどのように行われているのでしょうか。情報誌「学びの社」にすべてが掲載されているのでしょうか。

④市費での生涯学習事業と、芸術文化スポーツ振興基金からの繰入金で行われている事業の切り分けはどのように行われているのでしょうか。また、市費での生涯学習事業も「生涯学習講座」と「北杜ふれあい塾」があり、芸術文化スポーツ振興基金からの事業もいくつかの種類があります。それぞれの趣旨はどのようなものなのでしょうか。

⑤文化協会や体育協会への支援についても伺います。

最後の大項目は、災害時の避難および避難所開設と運営はです。

昨年の台風１９号などへの市および職員の皆さまの迅速で的確な対応に、心から感謝しています。大きな災害が起これば混乱は必至です。周到に準備をしていたからこそ、うまく運んだことは目につきにくく評価がされない一方で、対応がうまくいかなかったことは徹底的に非難されるのが常であり、防災担当者のご苦労は大変なものだと承知しております。

東日本大震災、最近の大雨、台風災害などから市民の防災意識は高まっており、その機運も大切にしながら、さらなる防災・減災体制を整えていく必要があると思います。

まずは、台風１９号などへの実際の対応や課題を「北杜市地域防災計画」や「避難所開設・運営マニュアル」に反映させていくことが必要と考え、以下質問いたします。

①「防災計画」に「避難所の開設にあたっては、市の指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。」とありますが、各総合支所は避難所に指定されていません。避難所としての総合支所の位置づけはどうすべきなのでしょうか。

②マニュアルに「避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらにその後は生活する施設として重要な役割を果たす。また、地域の防災拠点として、必要物資の提供、情報の収集・提供、また応急医療等の拠点として機能を果たすこととなる。」とあります。台風１９号の避難勧告に基づく住民の避難は、災害の直前に当たらないのでしょうか。必要物資の提供はどのように考えられたのでしょうか。

③避難について、避難所に行くだけではなく、「防災計画」にある「自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や近隣建物の２階等に避難することもある。」ということを広く周知する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

④平成２９年第１回定例会の、ともにあゆむ会代表質問「減災のための取り組みは」の中で、避難所開設・運営での住民との連携について質問し、総務部長から「「防災計画」に基づき、避難所開設班が準備を行い、管理者が開放する体制だが、今後のマニュアル見直し検討の中で、地域住民との連携を図っていく。」との答弁をいただいております。改めて、避難所開設・運営での地域住民との連携と、マニュアルの見直しについて伺います。

⑤北杜市災害対策本部事務分掌では、「避難所の開設及び管理・運営に関すること」は市民部市民班と福祉部福祉班が担うことになっており、教育部教育総務班や各支所はその協力をすることになっています。台風１９号の際の避難所開設・運営は実際にどのように行われたのでしょうか。昨年１０月２７日の北杜市災害対策防災会議で、保健師配置のばらつきが指摘されましたが、改善策について伺います。

⑥災害時の職員の参集について、子育て世代や介護をしている職員への配慮はあるのでしょうか。３月３日午後からの学校の一斉休校については、数日の猶予があっても子どもたちをどのように見守るのか混乱に陥りました。災害が起こる時間帯によっても対応は変わると思いますが、計画段階から子育て世代や介護をしている職員への配慮を織り込むことは絶対に必要なことだと思い、質問いたします。

⑦避難所の生活スペースについて、北杜市のマニュアルには女子更衣室（兼授乳場所）などの記述はありますが、女性専用居住スペースが考えられていません。女性専用居住スペースの確保をマニュアルに入れ、周知・徹底すべきと考えますがいかがでしょうか。

⑧避難、また避難所での日本語が不自由な外国人への対応はどのように考えられているのでしょうか。

⑨避難所でのペット対策について伺います。

⑩観光客、ＪＲでの帰宅困難者などの避難所受け入れ態勢はどのようになっているでしょうか。

質問は以上です。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は４時５分といたします。

休憩　午後　3時５２分

再開　午後　4時０５分

○議長（中嶋新君）

では再開いたします。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

公共施設個別計画（案）における、市全体のまちづくり構想についてであります。

個別計画については、「北杜市国土強靭化地域計画」との整合性を図るため、来年度末に策定することとしたところであります。

公共施設のありかたについては、市民生活の影響に配慮し、適正配置、適正規模等の検討を進めてまいりました。

こうした中、個別計画においても、市民に直結する身近な施設を優先すべきと考え、今回、本庁舎については、現状維持としました。

また、各総合支所においても、災害等有事の際における拠点施設として、引き続き機能維持が必要であると判断し、現状維持としたところであります。

一方、社会教育・社会体育関連施設については、市民に身近な施設であり、避難場所にも指定されていることから、各施設の評価を行う中で、大規模改修に伴う長寿命化や、類似機能共有化等について検討し、骨子案を取りまとめました。

市全体のまちづくり構想については、引き続き、「北杜市まちづくり計画」に基づき、本市らしい魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、市立病院のありかたにおける、昨年度決算審査意見書に対する今後の取り組みと見通しについてであります。

塩川病院では、山梨県福祉保健部への常勤医師の派遣要請により、スタッフの確保を図っており、今後も引き続き要請してまいります。

甲陽病院では、私が院長とともに「山梨大学医学部附属病院」へ出向き、医師派遣の要請を行ってまいりました。

その結果、昨年度から常勤内科医師２名を迎え、診療体制の充実を図っております。

今後も、本市への医師派遣が安定して継続されるよう大学病院とのつながりを大切にしてまいります。

また、看護師不足については、「看護学生奨学金貸与」の制度の周知に努め、県外の看護学校に就学する学生も対象者に拡充するなど、看護師の確保に努めております。

甲陽病院の療養病棟については、来年度、次期病院改革プラン策定の中で検討し、有効活用を図ってまいります。

災害医療体制については、平時から県や医療機関等の会議や訓練を通じ、連携体制の構築を進めており、富士見町の「富士見高原病院」とも連携強化を進めてまいります。

次に、災害時の避難および避難所開設と運営における、女性専用居住スペースや外国人への対応についてであります。

命を守るための避難は、一昼夜になることがほとんどでありますが、被災し、住家を失った場合などは避難所生活になり、避難者同士が協力しながら共助により運営していくことが原則となります。

東日本大震災発生時の避難所における課題として、女性の着替えや授乳などプライバシーの確保や、外国人の言語や文化の違いなどによる避難所生活のルールを共有することが挙げられております。

避難所は、それぞれの地域の実情に即した受け入れや、運営が必要となることから、女性専用居住スペース、外国人への対応については、今後、「特定地区総合防災訓練」を行う中で、女性視点も入れた避難所運営の協議事項を検討するとともに、「避難所運営会議」への女性の参画も呼び掛けることとしております。

その他につきましては、教育長、担当部長および担当総合支所長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

社会教育の充実に向けてにおける、市費と基金繰入金事業の趣旨についてであります。

「芸術文化スポーツ振興基金」は、市民の芸術文化スポーツの振興を図り、文化に輝くまちづくりを目的とする事業の資金に充てるため設置された基金であり、「北杜市芸術文化スポーツ振興基金活用検討委員会」における審査を経て、事業執行しております。

これに対して、生涯学習事業は、各人のライフステージにマッチした学習機会を提供できるよう、市民ニーズを踏まえた各種講座を開設するものであります。

また、「北杜ふれあい塾」は、生涯学習講座で学んだことを、さらにステップアップする学ぶ場として「人との出会いと学ぶ楽しさを求めて」を目的に、毎年テーマを設定し、連続して学習する講座として、それぞれ位置付け開催しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

訴訟・調停への市の姿勢における、情報開示請求訴訟の判決についてであります。

本件については、甲府地方裁判所において、今月３日に判決が言い渡されましたが、市としては、判決の内容に不服があることから、控訴の提起について議会に追加議案として提出する考えでおります。

次に、災害時の避難および避難所開設と運営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、総合支所の位置付けについてであります。

避難所の開設は「北杜市地域防災計画」を基本に行いますが、本部との連絡が取りやすい各総合支所を「指定緊急避難所」として、避難情報発令前の自主的な避難者のために開設してお

り、気象状況に応じ、指定避難所を開設する計画でおります。

次に、住民の避難、必要物資の提供についてであります。

避難には、命を守るための事前避難と、被災して生活する場がない避難とに分かれ、市の備蓄食料などは、住む家を失い避難所生活を余儀なくされた方へ支給する考えでおります。

台風１９号の際は事前避難であったことから、市の備蓄支給の対象としなかったものであります。

次に、避難行動の周知についてであります。

避難とは、自らの意思で安全な場所に避難し「命」を守ることであるため、日頃から各家庭で話し合って決める「マイ・タイムライン」が重要であり、市広報紙の「減災力の強いまちづくり」や、「出前塾」等で避難行動のありかたについて周知しているところであります。

次に、避難所開設等での地域住民との連携、マニュアルの見直しについてであります。

マニュアルの見直しには、地域の特性を考慮した避難所の状況を踏まえることが必要となりますので、今後も「特定地区総合防災訓練」を通した中で、避難所ごとの運営マニュアルの確立を目指してまいります。

次に、避難所運営と避難所への保健師配置の改善策についてであります。

台風接近に伴う事前避難においては、指定緊急避難所として各総合支所が対応することとしておりますが、市内１４カ所のうち指定避難所の開設については、市民部と福祉部、教育部が連携協力して対応したものであります。

保健師の配置は、基本的に発災後における避難所開設の場合は、福祉避難所へ配置し、状況に応じて指定避難所を巡回することとなっていることから、改善の必要はないと判断したところであります。

次に、子育て世代や介護をしている職員への配慮についてであります。

職員の務めとして参集することを原則としており、本年度から職員向けの「地域減災リーダー研修」を行い、職員の自助力、家庭の共助力向上に努めております。

次に、避難所のペット対策についてでありますが、ペット同伴については、様々な意見があることから、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、観光客などの帰宅困難者の避難所受け入れ態勢についてであります。

これまでも、観光客からの自主避難の問い合わせについては、最寄りの避難所を案内しており、今後も同様の対応をしてまいります。

大規模災害発生時における帰宅困難者については、公共交通機関と連携を取り、復旧の状況を把握し、駅近くの公共施設や、災害時における施設等の協力に関する協定による支援を行ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

公共施設個別計画（案）について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各種団体からの意見とパブリックコメントの内容についてであります。

各種団体からは、昨年実施したワークショップにおいて、「住んでいる人たちの生活を守りつつ公共施設の統合、再編、廃止を考えてほしい」、「いろいろな施設を集約化していくことは、財政的に見てもやむを得ない。しかし、そのことで不利益が生じる人もいることを考え、救済の方向もできる限り考えてほしい」などのご意見をいただきました。

また、パブリックコメントでは、「八ヶ岳やまびこホール」の有効利用について、「明野図書館」、「明野児童館」、「明野放課後児童クラブ」の「明野総合支所」等への複合化・多機能化および再編時期の見直しについて、ご意見をいただいたところであります。

次に、第３期の対応についてであります。

長坂総合支所、明野総合会館も含め、各施設の複合化や機能移転などの最適配置の実施時期については、施設の更新時期を考慮する中で、市民ニーズ等を把握し、決定したものでありますが、今後、市民説明会やパブリックコメントを実施し、寄せられたご意見等も参考にしながら、最終決定してまいりたいと考えております。

また、「長坂町農村環境改善センター」については、近隣の「長坂コミュニティ・ステーション」と合わせ、改修を含めた複合化・多機能化を想定していることから、十分対応できるものと考えております。

次に、３つのホールの複合化・多機能化についてであります。

３つのホールは建物の規模が大きく、かつ比較的新しく、アクセス性にも優れていることから、当面継続利用することとし、施設の特性を踏まえ、最適な複合化・多機能化を検討してまいります。

次に、観光施設、温泉施設の民間移管・譲渡についてであります。

現在のところ、骨子案の段階であることから、観光施設や温泉施設に対する民間からの問い合わせは受けておりません。

こうしたことから、公募・入札等の方法については、今後、施設の条件等を考慮し、調査・研究してまいります。

次に、管理運営費の削減と指定管理料、納入金の考えについてであります。

個別計画骨子案における管理・運営費の縮減効果額については、指定管理料は見込んでおりますが、市納入金については試算としては見込んでおりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

市立病院のありかたについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「第３次北杜市立病院改革プラン」と国の「地域医療構想」との整合性についてであります。

国において「地域医療構想」は策定されておりませんが、県において策定されている「地域医療構想」と「市立病院改革プラン」は、地域における必要な医療提供体制の確保を図るという目的は共通であり、地域の実情に合ったものである必要があることから、整合性は取れていると考えております。

今後、ますます高齢化が進展する中、本市は面積が広大で生活圏が分散しているなどの地域特性を有していることから、現行の２市立病院存続を前提に、地域医療の向上に努めるとともに、拠点病院として充実を図っていくことが重要であると考えております。

次に、「地域医療構想」における市立病院の病床数の考えについてであります。

国の「地域医療構想策定ガイドライン」を踏まえた、県の「地域医療構想」では、各構想区域における医療機能ごとに推計した２０２５年の医療需要、必要病床数を示しております。

本市では、２市立病院の現状や国の財政支援を踏まえ、必要な病床数について、来年度、次期病院改革プラン策定の中で検討してまいります。

次に、評価が低い理由と対策についてであります。

「経営管理に関する共同会議体の設置」については、昨年度、甲陽病院の経営改善計画の策定を優先して取り組んだことが理由であり、本年度は、昨年１１月に「経営企画研究会」を立ち上げ、情報共有等を行っております。

「患者情報の共有促進」については、患者情報サマリーの統一が病院内で検討中であることからＣ評価となったものであり、今後も引き続き検討してまいります。

「患者送迎体制の検討」については、新たな地域公共交通システムの構築が、本年４月から始まることを踏まえ、今後は、来年度以降の利用状況を分析し、検討してまいります。

「在宅支援の強化」については、在宅療養の指導において、看護師等の人員不足が原因であります。引き続き、人材確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

訴訟・調停への市の姿勢における、ニチレイ・アイスの状況についてであります。

本件については、昨年１０月４日、東京簡易裁判所墨田庁舎に損害賠償請求の調停申立書が提出された後、４回の話し合いを行っているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

訴訟・調停への市の姿勢における、白州町交流促進施設の状況についてであります。

これまで訴状の記載内容を精査するとともに、損害賠償額の算定となる証拠説明書の作成のため、顧問弁護士と慎重に協議を重ねているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

社会教育の充実に向けて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、行政組織の見直しに伴う生涯学習講座、公民館の諸業務についてであります。

従来、各教育センターで行ってまいりました生涯学習講座については、生涯学習課が引き継ぎ、公民館分館の各種補助事業に対する相談や窓口業務等については、各公民館が引き継ぎます。

次に、変更のメリット、デメリットについてであります。

行政組織の見直しにより、従来４地区に設置されていました教育センターの機能を、８町の地区公民館が担うことにより、身近なところでの対応が可能となるなどのメリットがあります。

デメリットについては、ないものと考えます。

なお、新体制に向けての準備を進め、市民の皆さまに不都合が生じないよう進めてまいります。

次に、公民館の役割と職員の配置についてであります。

来年度から公民館には、館長と「会計年度任用職員」を配置し、身近な窓口としての役割を担います。

また、公民館によっては、「青少年カウンセラー」や、夜間の施設管理を行う職員を配置いたします。

次に、生涯学習講座の調整、連携、「まなびの杜」掲載内容についてであります。

生涯学習講座に関しては、重複した内容とならないよう、他部署と情報共有を行い、実施しております。

また、「まなびの杜」は、年２回の発行で、紙面の制約があることから、すべての講座が掲載されているわけではありません。

次に、文化協会や体育協会への支援についてであります。

「北杜市文化協会」および「北杜市体育協会」ともに、設立趣旨等に添った活動目標を毎年掲げ、自主的に事業を行っていただいております。

このようなことから、従来、各団体の自主性を損なわないような支援と市民の文化振興、スポーツ振興に資する活動に対する支援を行っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（坂本孝典君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

訴訟・調停への市の姿勢における、増富地域再生協議会からの返還金についてであります。

昨年１２月２６日に、返還命令額のうち１７４万８，２５２円が納付されております。残額の４４万４２４円につきましては、「増富地域再生協議会」で協議を行っていると伺っておりますので、現時点での訴えの提起は考えておりません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここであらかじめ、会議時間は延長いたします。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

それでは、それぞれの大項目について再質問をいたしますけれども、１項目ずついかせていただきたいと思います。

まず最初に、訴訟・調停への市の姿勢はについての再質問です。

まず、この４番目にあります増富地域再生協議会への返還の請求についてなんですけれども、再生協議会の状況、組織として機能しているのかとか、会長が職責を果たしているのか、その状況は実際はどうなんでしょうか。今後、訴えは提起されないということでしたけれども、この残額をどうするのかということも伺いたいです。

また、私どもともにあゆむ会は、この市の責任が大きいということで、そもそも増富地域再生協議会への返還請求は反対した身ではありますけれど、改めて市の責任、返還を求めるまでに至る市の指導責任について、ここで伺いたいと思います。

それから３番目にあります、増富地域の地方創生推進交付金事業に関わる情報開示請求訴訟についてであります。これは私が原告の訴訟でありますけれども、市が議会に控訴を提起している第４号についてです。

市は、残念ながら市の主張が認められませんでしたというファックスを３月３日の判決の当日、市議会議員全員に送ってこられました。実際、市はこの訴訟についてどのような主張をして、それが認められなくて残念ということを言われているのでしょうか。増富地域再生協議会の臨時総会の資料、また協議会の事務局員とのメールについてそれぞれ答えていただければと思います。

この問題については、そもそも論なんですけれども、行政が行うことはすべて税金で賄われていますから、それからまた行政は文書主義に基づいて、経緯などを文書に残してそれを公文書として市民から請求があった場合には、いつでも開示して説明責任を果たさなければいけないものだと思っています。市民からすれば、こうやって文書を残す、また公文書にして開示していくというのは当たり前のことです。その当たり前のことができていなかったからこそ、訴訟になったものだと私は思っております。

また、この裁判の過程で、この増富地域再生協議会の臨時総会の資料や事務局員と市の職員との間のメールは、証拠書類として裁判所に提出されています。ということは、裁判官はその提出された資料を精査して、内容を精査した上で判決を出している。貴重な例だと思います。要するに市政のありかた、またこの内容がしっかりと第三者、裁判官という、判断がされた結果であると思っていますけれども、その内容ですけれども、例えば再生協議会の臨時総会資料については、市職員や議員は公務員法に基づき個人ではない。個人に関する情報には該当しないから開示しなさいというふうに裁判所は言っています。また、内容は時系列に沿って記載されているもので、関係者の発言などが含まれるとしても個人の権利、利益を害する恐れがあるものとは認められない。だから開示しなさいといっています。また、市議会の内部でもその是非を問う議論が広くなされている状況において、その経過をまとめた文書の開示は市民の的確

な理解と批判に資するものでこそあれ、市が主張するように今後の議論を適正に遂行していく上で支障をきたすものとは認められない。だから開示しなさいと裁判所はいっているわけです。

市民の利益がこのように守られるこそ、市民のための説明責任が果たされる資料であるから開示しなさいといわれていることに対して、市はどういうふうに、自分たちの主張が認められない、また不利益を被るとして控訴をされるのか、このあたりを詳しく伺いたいと思います。

また、メールについても同じです。事業の担当者である事務局員は、また事業の中止に関わる内容、だからこれが公文書だから開示しなさいといわれています。そのことに対して、市は公文書ではないとかなんとか言ってきたわけですけれども、そのことをしっかりと反論できるのか、どのように公文書というものを考えているか、メールというものを考えているかについて、またここでちゃんと答えていただければと思います。

○議長（中嶋新君）

質問をまとめてよろしいですか。

メールは通告していないですけども、答えられるように。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

ともにあゆむ会の、野中議員の再質問にお答えいたします。

市の主張です。

まず、総会の資料です。市の主張は個人の行動記録、それから個人的な見解や偏った意見、個人を誹謗するような内容、それが全体にわたって数多く含まれており、その真意を確認することはできない。公にすることによって被害を受ける者が想定されるということから非開示というふうにしてきたわけです。これが市の主張です。ですから、先ほど裁判の中ではそういう判決があったかもしれませんが、それを不服として控訴をするわけです。

それからメールについてです。

再生協議会ではなくて個人からのメール。個人からのメールシステムを使って送信されたもの。メールの内容も再生協議会の総会の合意を得たものとは考えられない。それから再生協議会の公式かつ総意として送ってきたメールとは判断できない。市の担当者に一方的なメールとして送られてきたものであるということから、市ではこれは共有していないということから公文書には該当しないとしてきたものであります。

ただし、これが先ほども野中議員がおっしゃったように、裁判の過程の中で証拠書面としてあがってきたということから、非開示にする理由がなくなったので、この２点については８号事件のほうで、市のほうでは開示しております。

それから公文書です。

文書管理規程に基づくということで、１０５枚の開示をしております。その中にはすべて含まれていると、市のほうでは考えております。２９年の１０月２６日に副市長が再生協議会へ行って継続してくれないかというふうなお願いをした。しかし、それは総会で決定していることだから駄目だということから、それを市長のほうに報告し、そのあとについては事業を中止する旨を国や県とやりとりしてきた。そして３０年２月１４日でもって、市のほうは決済を取って、これは中止というふうな、契約解除というふうに至ったわけであります。

よって、今までやってきていることも一応、文書にはすべてやっておりますので、文書管理規程に基づいて行っているというふうに考えております。

それからメールですけども、メールについては個人が一方的に送ってきたメールを、ＣＣを使って共有したからといって共有になるのかというふうには考えてございません。儀礼的なあいさつだとか個人的な意見などもあります。担当者がそのメールを確認した上で、公文書として扱うべきものかどうかを判断して、プリントアウトして共有するフォルダに残すというふうにしております。基本的に公文書として扱うメールは、職権や職責に基づいて送受信されるものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（坂本孝典君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

残額の返還のめどはというふうなご質問だったかと思います。

残額につきましては、返納について努力するとの申し出があることから協議会内部で検討しているということだと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました・・・。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

申し訳ございません。答弁漏れで、再生協議会の関係だと思います。

今現在、再生協議会の事務局は解任されておりますので、会長がすべて事務局兼会計ということをやっておる状況です。

もう１つの協議会の状況は、今、支所長が述べたとおりであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

通告以外で今、答えていると理解していますけども。

ほかに質問はありますか。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

それでは、また情報開示訴訟についての判決についてですけども、再々質問です。

裁判所も資料を見て、本当に第三者的に判断して、これは公文書である。また個人の情報に当たらない部分も多いし、それから個人の利害を損なう、団体の利害を損なうものではないと判断して開示しなさいといったものでありますし、議会としても多くの議員が、例えば臨時総会の資料は開示せよということを議会でも言ってきたと思います。そうした中で、市は頑なに公文書について市民に開示するということではなく､ある意味で自分たちのほうにもっていく、自分たちのほうから出さないというような姿勢自体が、私は大変説明責任を果たすべき市、また、それから公文書管理情報公開というものを積極的に行うべき市の姿勢として問題ではないかと思います。

先ほど市は、開示をすべて１０５枚でしたとおっしゃいますけども、説明された副市長がお会いになったこととか、その経過とかは文書として出されては、１０５枚の中にはなかったと

思います。そういうことも含めて、大きく期間があいている、大事な重要な案件にもかかわらず期間があいていることに対して、裁判所は、この間にも文書があるはずだから出しなさい、そこまで裁判の判決はいっているわけです。そういうことも含めて、市が控訴するということに対して、いま一度、ご答弁願いたいと思いますし、また私の要求が棄却された第８号というほうがあります。先ほど部長も少し言及されましたけども、私はそのことについては、８号については東京高裁のほうに控訴、今、いたしました。それは私自身は、３月３日の甲府地裁での判決を聞いて、そこで正本をもらいましたので、控訴期限が３月１７日、明日です。ですから郵送の関係で、もう送付せざるを得なかった。北杜市は、３月３日に担当者の方が甲府地裁にはいらしてはいましたけれども、正本をとられたのが３月５日ということで、控訴期限が３月１９日になっています。ですから、４号の関係は議会の最終日の１８日に議決を経て、それで控訴されるというおつもりだと思います。そのようなタイムラグが生じたということで、私としてはバランスを取るために控訴せざるを得なかったという事情があります。８号のほうを。

ですが、８号はどういうことかというと臨時総会の資料やメールについて最初、公文書ではないとか、個人や団体に不利益を与えるから開示できないと言ってきたにもかかわらず、判決が出そうになった直前になって、市が私に却下させるためなのでしょうか、市が開示してきた。そういう市の姿勢というものとか、開示の方法が、黒塗りも何もなく出てきた開示の方法というのが正しかったのかということを、私は問題にして提訴したものであります。

ただ、その姿勢についてはいまだに市について忸怩たる思いは持っていますけれども、しかし４号が確定すれば臨時総会の資料やメールは、情報開示請求をすれば市民、市民に限らず誰もが情報を得られる、入手できるということになります。それが市民にとっては一番の利益だと思いますので、この８号の、私が控訴したことは１８日の議会の判断によっては取り下げることも検討しようと思っております。そういう意味で、第４号の控訴について、市の見解をいま一度伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

ともにあゆむ会、野中議員の再々質問にお答えいたします。

裁判の判決、これが不服でありますから市は控訴するものであります。主張的には今まで、先ほど答弁で申し上げたとおりであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

それでは２項目め、公共施設個別計画（案）に対しての再質問をさせていただきます。

まず、市長がご答弁されました本庁の位置とか支所のありかたについては、現状維持でいくんだと。災害の拠点にもなるし、そういうことで市全体の基本的なまちづくり構想は今後にということだと、今後、検討をさらにしていくということの答弁だったと思いますけれども、やはり、本庁というのは今回、暫定庁舎だとはっきりと書かれている。また、このまちづくりの

基本的な構想がなければ、支所の、どうするかとか、そういったことは考えられないんではないかと思っています。特にこの計画は第３次までいけば２０４６年、２６年先までの計画を含めているわけですから、当然、大きなまちづくりの構想があった上で行うべきなのではないかなと思っておりますので、そこの整合性ですね、市全体のまちづくりの構想と本庁舎、支所のありかたをどういうバランスで進めていくのかということをご答弁願えればと思います。

また、明野総合支所への移転とか長坂総合支所の移転の、３期では遅すぎるのではないかという投げかけに対して、ご答弁では更新時期については今後、パブコメや市民の方のご意見で変わることがあるということだと思うんですけども、そのへんの確認をさせていただきたいと思います。

あと、３ホールについての多機能化なんですけども、私自身、イメージがわかないので適切な、的確な拠点施設として考えていくというようなご答弁だったと思うんですけども、ある程度、具体化、何かもう少し具体的なものがないのかなと思います。

あとは指定管理料については、当然、指定管理料が少なくなれば管理運営費の削減が行われるわけですから、そこも厳しく精査するべきと考えますので、このことについてもご答弁をいま一度お願いできればと思います。

○議長（中嶋新君）

３点ですね。答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の代表質問、再質問にお答えいたします。

まず最初の本庁舎と総合支所との関係と、まちづくりに対する考え方というご質問でございますけども、本庁舎につきましては、先ほど答弁の中でも申し上げたとおり、まずは公共施設の維持管理にかかる経費を将来の負担とならないために、他の市民生活に直結する公共施設を優先的に再編を考えていくということでございまして、今後、再編を進めていく中でも社会情勢、また財政状況等を見ながら、また本庁舎、総合支所のありかたについては考えていきたいなと考えております。

総合支所については、行政サービス提供のほかにも地域防災の拠点としての機能も有するということでございますので、今後やはりそのようなことも踏まえた中で、建物の規模の見直しを図りながら施設利用を縮減するとともに、他施設との複合化、多機能化を検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、まちづくりとの関係でございますけども、これにつきましては、現在、北杜市におきましては、北杜市まちづくり計画、これを平成２２年１２月に策定をしております。この計画につきましては、北杜市の独特ある地形、環境等を捉えながら土地利用をまず柱として、市の全体のまちづくりをしていくという方針を立てていますので、当面、このまちづくり基本計画に基づいて、将来のまちづくりを進めていくという考え方でございます。

次に、明野総合支所、長坂総合支所ということでございますけども、まず個別計画の中では耐用年数の到達年度を６０年ということで目安として設定をしております。

明野総合会館は、今後３０年間で更新時期を迎えるということでございます。それに伴って、明野総合会館の機能を更新時期と併せて明野総合支所のほうに移動をすると考えております。

また長坂総合支所についても、現在の施設の評価等を踏まえた中で、現在の評価と更新時期

を踏まえた中で、多機能化を図っていくということでございますので、これについても第３期が更新時期を迎えるということでありますので、それに向けて機能集約を図っていくという考え方でございます。

３ホールの多機能化についてでございますけども、これについてもそれぞれ３つのホール、特色を持った施設として多くの方に利用されていますし、また評価も受けているところでございます。現状、すでにいろいろな機能、図書館だったり、会議室だったり、また集会所的な施設だったりということで、それぞれ特徴を持ってそれぞれ運営しているところでございますので、また今後、それらの機能を活かしながら運営をしていきたいと考えておりますし、またより効率的な、そういう多機能化についてはホール運営検討委員会もございますので、そういう中でもご意見を伺いながら検討をしてまいりたいと考えております。

指定管理料につきましてですが、指定管理料につきましては、公共施設個別計画の概要版におきましては､公共施設の床面積を縮減することで､そこから生じてくる経費削減額を見込み、管理運営経費の削減を試算しているというところでございます。

特に指定管理の指定管理料については、この削減経費には見込んでいるんですけども、市納入金につきましては、やはり指定管理者の提案により締結する協定に基づいて、市に納入されてくるところがありますので、やはりその指定管理者の決算状況におきましては、年度協定において納入金を見直す可能性というのがありまして、不確定な要素もありますので、市納入金については見込まずに、指定管理料のみを管理運営経費の削減試算として見込んだところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

再々質問をいたします。

先ほどの長坂総合支所と明野総合支所への移転については、基本的な計画が３期であるということは分かっているんですが、ご答弁の中でパブコメや市民からのご意見によってはというようなことが言われたかと思いましたので、そういうことを聞く、または変更する可能性があるのかどうかを改めて伺ったので、そこを再度伺いたいのと民間の移管・譲渡についてですけども、現在のところはなかなか打診をしていないのかもしれないし、向こうからも問い合わせもないということで、かなり厳しいものではあるのか、そのへんの見通しについて伺えればと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の再々質問にお答えいたします。

長坂総合支所等のパブリックコメントを受けての検討でございますけども、今回いただいた意見の内容につきましては、関係する施設の所管課と協議を行いまして、意見の実現性について施設のハード面、またはそういうコストの面からも対応が可能であるかということと、現場

のニーズに伴う必要性があるかなどを総合的に検討した上で、反映できるものは計画の見直しをしてまいりたいと考えているところでございます。

民間移管・譲渡については、今後、この個別計画を策定した上でどのような民間に移管・譲渡ができるかというところも含めた中で検討してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

それでは、市立病院のありかたについて再質問をさせていただきます。

第３次北杜市病院改革プランの中にあるかかりつけ医というのは、私たちにとっては大変大事な機能であるということは承知しております。そしてまた、新国立病院改革ガイドライン、国のガイドラインですね、そこにおいても地域において必要な医療提供体制の確保を図るということが書かれていることは承知しています。でも、その方向性というのは実際には大変、国が圧力をかけている厳しいものではないのかと思います。私たちが地域医療として、北杜市が、また北杜市民が思う方向と国が言っている方向というのは、かなり違って厳しいものがあるという中で、例えば国の病院改革プランや、そして市の地域医療構想を読んでみると、「かかりつけ医」というワードはないんではないかなと思うんです。そういう中で、かかりつけ医というものにしがみつくみたいな形でやると、国に対して、本当に論理的に反論していかなければいけない、市の立場にあると思うんですね。地域医療を守るために、そうしたときに、このかかりつけ医ということの機能だけを押し出すだけで大丈夫なのか、その不安を持って私は言っているので、そのかかりつけ医の機能と地域医療構想というものの整合性について、改めてご答弁を願えればと思います。

また、人的交流を行うための環境整備の中で共同会議体の設置をこれから考えて、一部始めたということでしたけれども、いろんな理由があって難しいことは分かりますけれども、これも過去、ずっとこれのテーマがあったことが、できなくてきているということも、みて取れますので、やはり国の圧力とか、いろんな厳しい状況の中で積極的にこういうこともやっていかなければいけないのではないかと思うので、改めて聞きたいと思います。

それと災害医療体制の強化についてですけれども、連携ということで富士見町の例が出ました。ここは東京電力と中部電力で変わりますが、例えばどっちかの停電があったときに、それぞれを受け入れるとか、そういう協力はできると思いますけれども、いざ大きな災害ができたら富士見高原病院も手一杯、甲陽病院も塩川病院も手一杯の中で、それぞれのところで自立してやらなければいけないということはいっぱいあると思います。ですから災害医療については連携だけではなくて、それぞれの病院がこういうふうに行うんだということがぜひ必要だと思いますので、連携だけではないプランというものを提示していただけたらなと思いますので、ここについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

３点ですね。答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

国が示す機能と市で言っているかかりつけ医との整合性ということで質問がございました。

市が位置付けるかかりつけ医というものの考え方としましては、救急医療であるとか、へき地医療、在宅診療などを実施していて、地域の高齢者をはじめ市民の健康を守る拠点病院としての役割を担っております。特に前方支援としては、在宅患者の急変時の受け入れや医大や県立中病など大きな病院で手術などをしたあと、高度な医療が終了したあとの患者様に対して在宅支援に向けた回復支援を行うというようなことで対応している状況になっております。

たしかに国で示す地域医療構想の中におきましては、病床機能を削減するというような見方もできる反面、不足している医療を確保するというようなものになっていて、一律に削減をするものではないとしている部分もございます。

そんなふうな中で、北杜市の現状を見ますと北杜市は構想の中では、中北の医療圏域ということで、甲府市やその周辺と一緒になっているという状況の中で、多くの医療機関は甲府市とその周辺であって、北杜市の状況を見ますと決して充実しているというような状況ではないと思っております。

また、今後のことということになりますけれども、２０３０年までの入院患者推計等を見ますと、今後は高齢者の増加に伴って、入院患者も増加をするということが想定をされています。構想の中にも地域の実情に合ったものである必要があることと、在宅医療については受け皿がないまま縮小も適当ではないというような表現等もされていることから、市としては今回、第３次のプランの中では「かかりつけ医」という文言は使いましたけれども、病床削減、転換等はしないこととしたという状況になっております。

あと、停電等ということで、自立しなくてはいけないという中で、災害時の病院の対応ということで、計画等が必要ではないかというご質問だったかと思います。

甲陽病院、塩川病院においては、大規模災害があった場合には災害支援病院というふうに位置付けされておりまして、県の大規模災害保健医療行動マニュアル、救援マニュアルが策定されておりまして、それに基づいて対応をすることというふうになっております。病院でも災害時の行動マニュアル等は作成されておりまして、それに基づいて対応をする形になります。

先ほども水、電気等ということで、ライフライン等の心配ということでご質問があったと思いますけれども、両病院につきましては、電気等については甲陽病院では３日、塩川病院では５日分確保する。あるいは水等も井戸と、あるいは給水塔も所持する中で対応できるような対応を取っているということで、ご理解いただきたいと思います。

あともう１点の質問は、共同会議体ということでご質問がございました。

病院等、本当に病院改革プランを含めまして課題等が多い状況となっております。そのような状況の中で、やはり職員間の意見交換の場というのがなかなかないという状況の中で、経営状況と諸課題等に対して、意見交換を行って現場として施設病院の医療機関のありかた等について研究、分析を行うということで昨年度立ち上げをしたという状況になっております。

今後におきましても改革プラン等、新しいものをつくるという状況の中では、より一層、意見交換をする中で、現場からの意見という中で取りまとめるような対応で会議のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

それでは市立病院について、再々質問です。

今、ご丁寧な答弁をいただきまして、かかりつけ医についての意味合いも深く教えていただいたとは思っていますけども、その中でさらに伺っていて、在宅支援というようなことも出てきましたので、先生方が本当に、スタッフの方がいない、忙しいという中で、本当に大変だとは思うんですけども、かかりつけ医の中に在宅支援も出てきました。だけど在宅支援の強化が、その評価が特に低いものになっているということについてもありますので、そのへんのご答弁をもう一度お願いできればと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

在宅支援が低いという評価の理由ということで、ご質問をいただいたかと思います。

在宅支援につきましては、先生方、診療の合間をぬいながら、午後の時間帯に出かけているような状況になっております。出かける際には先生だけではなくて、看護師等を連れて行くという状況の中で、やはり看護師等の人材スタッフ不足ということもありますので、ちょっと対応が十分し切れていないという状況になっておりますので、答弁でも申し上げましたとおり、人材確保に努め地域医療という中では、やはり在宅診療を今後はますます高齢化が進む中では、お家で終末期とか過ごす方も多いという状況の中では必要となってまいりますので、一生懸命人材確保をして在宅診療ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

それでは、社会教育の充実に向けて再質問をさせていただきます。

教育センターの廃止、行政組織の見直しに伴っての生涯学習関連事業について、デメリットはないというふうにおっしゃったんですけれども、私としては今まで各センターでやっていたのは、それこそ地域の特色ある事業を行っていたという、そういう特色があったんですから、それがなくなるということで、やっぱり地域の特色というものから、それから地域の人材、講師を探すという面からは、やっぱりデメリットになるんではないかなと思っています。

ただ、例えば北杜市の場合は８図書館があって、８図書館の司書たちがいろんな利用者との話の中から、いろんな工夫された講座とかをやられたり、地域の人材とかを探して細やかな事業が行われているのは知っていますので、これが完全になくなるとは思っていませんけども、やっぱりそういうことを踏まえた上で、教育センターがなくなるけれども、本庁のほうでそういうことも含めてやるんだというお答えは聞きたかったなというのが正直なところですので、ここについてご答弁いただきたいのと、公民館の役割について公民館の管理というものが中心

になると大変利用者としては使いにくかったものにもなるので、ぜひ地域住民の活動の支援というものを大きく打ち出して、それぞれの活動がやりやすいような体制を整えていけたらなと思っていますので、ここについてもご答弁を願えればと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

野中真理子議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えをいたします。

まず、今回の組織改編に基づきましてデメリットがないという答弁をさせていただきましたが、これにつきましては、従来、各教育センター独自でやっておりました事業、こういう事業につきましても、生涯学習課のほうで統一的に事業を推進するということでございます。しかしながら、地域の人材等の発掘、こういうものについては当然、各公民館がありますので、公民館のほうに情報収集を依頼したりとか、そういうことは当然しまして、また生涯学習課のほうで一括やるということであれば、複数の担当者が関わるということの中で、広い視野での事業展開が可能となるという中で、よりよい事業となるということで、私どもはそのようなことでやっております。

また、公民館の管理につきましても従来、４つの教育センターには担当リーダー、担当者、２名体制でございましたけれども、各地区に公民館を置くことによりまして、各地区公民館長と会計任用職員､少なくとも２人ずつ配置されるということの中で､そういう意味でもデメリットはないと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

それでは５項目めの災害時の避難および避難所開設と運営はについて、再質問させていただきます。

総務部長からご答弁をいただいたんですけども、大変冷たい答弁だったなと。何も変えないよというようなご答弁に印象を受けております。本当に市民の立場から言うと、例えば改めてマニュアルを読むと、先ほど私があそこの壇上で述べたようなことが書いてあるわけです。市民にとっては事前避難も、それから事後避難と言うんでしょうか、災害が起こってからの避難とか、そのへんの切り分けというのは、今の段階ではないでしょうし、やはりもっと市民に分かりやすいようなことを市が伝えていかなければいけないんではないでしょうか。

例えば、災害が起こる前の避難であれば余裕があるからぜひ、荷物は持ってきてくださいとか、そういうお願いとか、そういうことをしないと、市民にとっては避難すれば、避難所に行けば物資は供給されるというのが今までのイメージだと思うので、そういうところから意識改革もしなければいけないでしょうし、私は台風１９号の対応は、現実的な対応は大変素晴らしかったと思います。だからこそ、それを活かしてマニュアルに落とし込んでいくことが必要なんではないかというのが趣旨ですので、ぜひそういう意味でマニュアルが、誰が読んでも、これはこういう行動をすればいいんだというのが分かるようなものに変えていかなければいけな

いんではないかという趣旨ですので、そこの大きな部分を、またちょっと今、ご答弁いただければなと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

ともにあゆむ会の、野中議員の再質問にお答えいたします。

災害対策防災会議の中でも確かに出ました。市民の方が防寒着というか、そういったものを用意してくださいといってもなかなか伝わらなかった部分もありました。そんなことから、市民には例えば毛布であれ、あるいは防寒着であれ、そういったものをもうちょっと丁寧に周知していこうという意見も出ました。今後はそんなふうにやっていきたいということであります。

こういったものをできるだけ周知していくためにも出前塾を開いて、そこでこういうことが必要なんですとかということ、マニュアルの中のものをかみ砕いて伝えていくということは、市としてはしていかなければいけないというふうに考えております。

今後もあらゆる機会を通じて、市民にはできるだけ分かりやすく周知はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

再々質問です。

災害時の職員の参集について、市職員としての働きというか、それをしなければいけないということはもちろんですし、私たちも望むところではありますけれども、やはり子どもを持って、例えばほかに預ける方がいないという場合は、子どもを守るためだけで本当に精一杯のところはあると思います。ですから、そういうことを事前に職員のところから聞き取りなどをして、いざというときに突然起こる災害について、子どもを放り出してまで、なかなか仕事は来られないという実際がありますから、そういうことを含めて事前に対応をぜひ検討していただきたいなと。子育てを実際にしてきて本当にそう思いますので、市長もそういう経験がおありですし、ぜひそういう職員の方のご意見を汲み入れていただきたいという気持ちです。

それと、女性専用居住スペースについても検討をぜひ進めていただきたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

ともにあゆむ会、野中議員の再々質問にお答えいたします。

介護をしている方もいますし、小さい子どもを持っている職員もいます。介護や小さい子どもを抱えている職員は、避難行動要支援者制度によって地域の共助というのもあります。あるいは親、あるいは近所の人に助けてもらうということをできるだけして参集してくださいとい

うこと。それからどうしてもできない場合には、緊急的にでも上司のほうへ連絡して、行かれないというものを伝えてもらう。それによって、ほかの職員がカバーするような体制は取っております。

ただ、今回の台風によってそれぞれ各班でいろんな話し合いをしていただきました。今後は各班長がそういった職員の把握というものにも努めていく予定になっております。

それからもう１つ、女性ですね。女性のスペースという問題だと思います。

これは特定地区総合防災訓練を行う中で、やはり市が主導というよりかは地域の人が分かって、理解してもらった上で授乳室であったりだとか、それから女性の更衣室であったりだとか、居住スペースも含めて、しっかり検討してもらって、その中で必要性があればマニュアルにも当然、落とし込んでいくということになります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

以上で答弁が終わりました。

これで野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

原堅志君の関連質問を許します。

○１２番議員（原堅志君）

私のほうからは、１項目めの訴訟と調停への市の姿勢について、何点かお伺いしたいと思います。

まず、１項目めのはくしゅう道の駅の件ですけども、現在まだ訴訟が行われていないということの中で、私のほうに町民のほうから何点か疑問が投げかけられましたので、それについてご質問したいと思います。

まず１点目として、はくしゅう道の駅前管理組合との話し合いの窓口は誰と行っているのか。また、当時の駅長は昨年３月末で退職しておりますが、被告人に入っているのかどうか。

２点目として、管理組合の中でそれぞれの負担割合はどのように市は考えているのか。

３点目として、食堂部門の訴訟と管理組合との関係をどのように考えているのか。これは食堂部門については、単独で訴訟を起こすという形になっておりまして、そのへんと管理組合の訴訟との関係はどのようになっているのかをお伺いいたします。

これが道の駅の関係ですけども、あともう１点につきましては、増富の関係ですけども、先ほど１２月２６日に一部入金になったということですけども、その増富地域再生協議会の話し合いの状況について、定期的に市に対して報告がなされているのかどうか、まずこの１点。

もう１点は、先ほど残額として４４万４２４円ですか、まだ入っていないということですけども、今後、会長と、これについて市はどのような報告がされているのか、また定期的にそれを要求しているのかどうか、その２点についてお伺いします。

○議長（中嶋新君）

２問目の金額は、原議員、残額の４４万４２４円のことですね。

では順次、答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

ともにあゆむ会、原議員の訴訟・調停への市の姿勢はの白州交流施設の関連質問にお答えを

いたします。

まず、運営組合の誰と話し合いをしているかということでございますけども、これは組合長と協議を行ってきたところでございます。

駅長の対応でございますけれども、あくまでもこれは、訴訟については組合とやっていきますので、駅長どうこうというものは、また訴訟の中で対応がされるものと思っております。

負担割合ということでございますけれども、これにつきましても、訴訟の中で決まってくるものと考えております。

あと食堂の部門と組合との内容ですけれども、現在のところ協議の中では食堂部門については、明け渡し裁判にかかった費用を想定しているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（坂本孝典君）

原議員の関連質問にお答えをいたします。

残額についてでございますが、これにつきましては、今、先ほども答弁いたしましたが協議会内部で検討しているというようなことで聞いております。

また、残額についての話し合い、この残額につきましては、役員のほうから話し合いに入ってほしいということがございましたので、何回かその話し合いに同席はしてございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

・・・定期的にそういった形を取っているかどうか。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（坂本孝典君）

原堅志議員の関連質問にお答えいたします。

定期ということはございませんけども、役員のほうから要請があれば、その話し合いに同席しているということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

原堅志君。

○１２番議員（原堅志君）

再々質問をさせていただきます。

弁護士と話し合いの中で金額が決まらないから、先に進めないんだということが先ほど来、言われていますけども、もう現実的には半年以上経っているわけですね。半年以上経って、金額が決まらないということの、このへんの、弁護士はどのように考えているのかと。普通の訴訟であれば、もう半年も経てば、まず決まるような気がしますけども、なぜ決まらないのかということが弁護士のほうから報告があるのか、それについて１点お伺いします。

○議長（中嶋新君）

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

原議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

金額が決まらないという事実はなくて、その金額を訴状にするための資料を作っているということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

それでは公共施設個別計画（案）に対してという項目について、１点関連質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、個別計画（案）の中で本庁舎は現状でいくというような答弁がありました。令和２８年度まで現状でいくのか、その個別計画には暫定庁舎となっていますという明言が出ておりますが、このへんについての再度の確認をお願いしたいと思います。

そして１点、市全体の基本的なまちづくり構想を伺うという項目がありますけれども、先ほど企画部長は平成２２年１２月作成のまちづくり計画、これをもとに現在は計画を進めていると、そういう答弁がございました。そうなりますと、平成２２年１２月作成のまちづくり計画という、そのことについては、改定の考えがあるのかどうということと、あと２６年度までには中部横断自動車道のルートも決まるし、リニア中央新幹線の構想も変わってくると、こういうふうなまちづくりになるわけでありまして、このへんについてのまちづくり計画の改定なども考えているのかどうか、この２点についてお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の関連質問にお答えいたします。

まず本庁舎につきましては、個別施設計画の中では、現在、暫定庁舎としているところでございまして、社会情勢、また財政状況を見ながらこの計画期間の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、まちづくり計画改定の考え方ということでございますけども、これについては北杜市のまちづくりを土地利用の観点から進めていくという計画でございますので、現在のところ、この計画をもって北杜市のまちづくりを推進しているというところでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

先ほど本庁舎の位置について暫定庁舎となっていると、こういうふうに書いてあって、これは現状でいくという答弁ですが、これを現状でいくという答弁を素直に読むと令和２８年度まで暫定でいくと、こういうことでございますけども、現在の、今の答弁だと社会情勢に応じて変更があり得るというような答弁でありましたけども、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

本庁舎の関係でございますけども、個別施設計画につきましては、３０年間の計画ということで、今、策定のほうを進めているところでございます。当然、３０年間の間においては、社会情勢、経済情勢等、財政状況等も変わってくるわけでございますので、そういうものを見ながら、本庁舎に限らず他の公共施設等においても適時見直しをしていくという考え方でございますので、本庁舎についても同じような考え方で進めていきたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

岡野淳君。

○１３番議員（岡野淳君）

市立病院のありかたについて、いくつか関連質問させていただきます。

まず、そもそも論になりますが、第３次病院改革プランの中で再編ネットワーク化について、北杜市としては現段階で考えていないと。その理由として近隣町村を含めた広域の検討が必要だということを書いてあります。これは先ほどの答弁の中で、北杜市は広いと。それから生活圏が分散しているということにもつながってくる部分だろうと思うんですけど、これを読んでみてよく分からないのは、再生ネットワークの議論については当市のみでは完結せず、近隣町村を含めた広域での検討が必要だと言っておいて、これらの観点から市立２病院の再編は現段階では考えていないと、この観点というのはどの観点ですか。これが分からない。具体的にどういうことを言っているのかを、そもそも論ですけどもご答弁いただきたい。つまり具体的にどういうところが近隣市町村であって、将来のために今、話し合いをしようとしているのか、まったくしようとしていないのかということも含めて、再編を今の段階で考えていないということが、この観点からというふうになっている。この観点というのがよく分からないので、まず教えていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

ともにあゆむ会、岡野議員の関連質問にお答えします。

観点ということでご質問があったと思います。

再編ネットワーク化というものは、韮崎市も含めた広域的なネットワーク化、統一ということを意味しています。再編ということは、ダウンサイジングであるとか、２病院を１つにする、あるいは病床転換をするという考え方の解釈ということで、観点という言葉を使わせていただいております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○１３番議員（岡野淳君）

韮崎市ということで、それはそれでそうだろうなと思いますけれども、今、考えていなくても将来、これからどんどん人口が減っていくという環境の中で、いずれこれを考えなくてはいけない時期がくるかもしれない。そのときになってバタバタするよりも、今から少しずつ、そういう準備をしておいたほうがいいのかなという気もするんですけど、そういうことはしていないのかどうか。これをちょっともう１回、お答えいただきたい。

それからもう１つは、先ほどの代表質問の内容にもありましたが、まず質問の３つ目の（ア）の部分、人的交流を行うための環境の整備の評価が低いという項目があります。これについては、今現在、この人的交流というのはどことどういうふうな動きがあるのかということを知りたいんですけども、もう何年も前に甲陽病院から甲陽病院のほうに交流していきませんかというアプローチがたしかあったというふうに聞いています。そのことが今、どうなっているのか、続いているのか、続いていないのか、続いているとしたらどんなことをやっているのか、続いていないとしたらそれはなぜなんだ、そこらへんをご答弁いただけないかなと思っています。

それからもう１つは、４番目の（ウ）災害医療体制の充実強化というところの評価が低い。これは先ほど訓練もやっているんだというようなご答弁があったと思うんですけども、北杜市の市立病院の、特に発災時の訓練といってどういうふうなことをやっておられるのか、具体的にちょっと分かるところまでで結構なので教えていただきたい。

例えばですけども、富士見高原病院、この訓練というのはものすごく実践的にやっています。病院の全部の敷地、それこそ玄関先まで使って、どこにテントを張って、どこでトリアージをやってというのを全部やっている。そこにケガ人や患者に扮した人たちが横たわっていて、例えばトリアージだったらトリアージでこういう判断をしましたよというのも最後になって、なぜそういう判断をしたかという反省会みたいなことまで全部やっているんですよ。北杜市がそこまでやっているかどうか、そこも具体的に答えられる範囲で結構なので教えてください。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

ともにあゆむ会、岡野議員の再々質問にお答えいたします。

まず１点目なんですけれども、病院の再編ということで、韮崎市との想定ということですけれども、長期的というところがどの範囲を指すかというところが明確ではないということなので、なかなかちょっと答えづらい部分もあると思いますけれども、今後、急速に本当に人口が減るようであったとしたならば、やはり医療提供体制を可能とする基盤整備そのものにも影響を与えてくるということが想定されるとするならば、やはり緩やかな議論も必要ではないかと考えているところであります。

あと２点目ですけれども、人的交流評価というところで、どんなふうなことということでご質問がありました。

両病院で人的交流というもので行っているものは、例えば接遇研修であるとか、危機管理であるとかというようなことに対しては、人的に交流をしながら両病院の中での職員間の交流を行っております。

人事異動ということですけれども、人事異動につきましては、現段階では事務職レベルで止まっているという状況です。

あと災害訓練についてということのご質問がございました。

先ほども答弁の中で申し上げたとおり、両病院につきましては、災害の支援病院というふうになっている状況であります。大規模災害が発生した際の対応ということになりますと、県、保健所等と一緒になりながら他の病院と対応をしていくという形になります。一応、訓練等は病院単独ではございませんけれども、中北保健所管内で地区の北巨摩医師会等も含めまして、訓練等を行っております。

その訓練としましては、情報の収集伝達訓練、あとはＤＭＡＴ等の災害派遣チームの活動訓練であるとか緊急搬送、あるいはトリアージ訓練、あとは医薬品等の供給の訓練等にも参加する中で、非常時に備え災害時に備えているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は５時４５分といたします。

休憩　午後　５時３２分

再開　午後　５時４５分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、４番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

公明党の代表質問をいたします。

４項目について質問をいたします。

はじめに、遺族支援の取り組みについて質問をいたします。

超高齢化社会を迎えているわが国は、毎年お亡くなりになる方が増え、２０１８年の人口動態統計の推計では１３４万人となっていました。北杜市においても高齢化率が４０％に迫ろうとしております。お亡くなりになる方が高齢化していることで、必然的にご遺族も高齢化しています。ご家族が亡くなった際に、葬儀を済まされ、ほっとする間もなく、ご遺族が役所に提出しなければならない書類がたくさんあり、手続きは煩雑でどの窓口に行けばよいのか分からなく、いくつもの部署をまわらなくてはならないといった話を聞きます。また、遠方に暮らすご遺族からは何度も役所に足を運ばなくてはならず、もう少し何とかならないのかとのことから、こうした手続きを一括して手助けする窓口の開設が少しずつ広まっています。

その先駆的な市民サービスを行っているのが、大分県別府市です。２０１６年５月に「おくやみコーナー」をスタートさせました。別府市のコーナーでは、まず「お客様シート」に死亡者の氏名や生年月日などを書き込んでもらい、職員がデータを入力すると必要な手続きが導き出され、各関係書類が一括して作成されます。ご遺族は、どんな課でどんな手続きをするのかを記した一覧表をもとに説明を受け窓口へ、死亡者の情報を伝えられた各窓口では「お待ちしていました」と迎えられます。体の不自由な場合は、職員がコーナーに出向くこともあるそうです。これを３人の専任者が担当し、大掛かりなシステム改修もなく、自前で書式作成と関係部署への徹底によって運用しています。

また、「おもてなしの市役所」を目指す静岡市は、死亡届提出後にご遺族が行う手続きを支援する「おくやみ窓口」を２０１９年１０月に開設しました。「おくやみ窓口」では、多くの課を回らなければならない手続きがスムーズに進むよう、職員が次の窓口まで付き添う「リレー方式」を採用しております。リレー方式は、A課での手続きが終わると、A課の職員が次のB課まで同行し、担当者に引き合わせます。A課が忙しい場合は、B課から迎えに来るなど利用者にとって安心感がある仕組みとなっております。また、突然、病院から余命数カ月を宣告されたときなど、自分らしい人生の終え方を計画でき、家族との話し合いのきっかけになる「終活ノート」の活用も必要であると鑑みます。

本市として終活に関することや死亡届などが提出されたときは、どのような市民サービスに取り組んでいるのか、お伺いいたします。

そこで以下、質問いたします。

１．対応窓口の一覧表作成の取り組みは。

２．リレー方式で各課を案内するサービスの取り組みは。

３．「おくやみコーナー」の設置の考えは。

４．「終活」をサポートする勉強会や講演会の開催の考えは。

５．「終活ノート」の活用の取り組みはどのようなお考えかお伺いいたします。

２項目めは、減災力の強いまちづくりについて質問をいたします。

本年１月１７日で阪神・淡路大震災の発生から２５年を迎えました。１９９５年のこの日、午前５時４６分に発生したマグニチュード７．３の巨大地震は、兵庫県を中心として阪神地方に甚大な被害をもたらしました。死者は６，４６４人（災害関連死を含む）、行方不明者は３人、住宅被害は約６４万棟に及びました。四半世紀の歳月を刻み、平成の３０年間は、さらに東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨など、大きな災害が相次ぎました。今後３０年間でも、大地震や津波などが列島を襲う危険が指摘されております。神戸市では、震災を直接経験していな

い市民が、すでに人口の半数を超すといわれます。令和の時代となり、貴重な体験や教訓を、未来を担う世代へと確実に伝え残すことが、重要な課題といえます。

北杜クラブの方と合同の研修で、平成３０年２月９日に神戸市にある「人と防災未来センター」を視察しました。このセンターは、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、防災・減災の実現のために必要な情報を発信するなど、館内では展示資料や当時の映像、震災体験者の語り部などをもとに一人ひとりが災害に対する正しい知識を身につけることができる施設です。

阪神・淡路大震災における火災の特徴は、出火原因の多くが電気であった点、また地震発生から時間が経過してからの出火が多かった点から、今後起こり得る首都直下地震および南海トラフ地震において想定される被害を最小限にとどめる電気火災の要因を解消する「感震ブレーカー」を普及することが望まれます。北杜市も昨年の台風１９号、一昨年の台風２４号と２年続けて襲来し、農地や林道法面の崩落など大きな被害が発生しましたが、幸いにも人命には影響がありませんでした。

１０月２７日には、災害対策防災会議をいち早く行い、被害状況の報告や映像での（ドローン撮影）被害の確認、避難所開設の状況や消防団の対応など課題等が挙げられ、対策と対応状況を確認しました。今後に活かす会議であったと考えます。

年明けの暖冬は、異常気象状況と思わせるほど温暖化で、秋の台風の襲来が今から気になります。家庭内の防災対策として不十分と感じているのが、「家庭内での話し合い」であります。気になるのは、災害時にどこに避難するのか、その場所を子どもと共有していないことから、災害に際し、自分の身を自分で守る自助の視点に立ち、マイ・タイムラインは有効であります。そこで、各家庭で作成できるマイ・タイムラインの支援に取り組むことが重要であります。

そこで以下質問いたします。

１．地震発生後の電気火災を防ぐ「感震ブレーカー」と停電時に役立つ「自動点灯ライト」の普及と周知の取り組みは。

２．災害対策防災会議で出された課題の備蓄・整備等の取り組みは。

３．各家庭で作成できるマイ・タイムラインの支援の取り組みは。

４．気候変動への対応による新たな防災・減災対策はどのようなお考えかお伺いいたします。

３項目めのＳＤＧｓ達成の取り組みについて質問をいたします。

２０１５年9月、国連で採択されましたＳＤＧｓ「持続可能な開発目標」は「誰ひとり取り残さない」との理念を掲げ、貧困のない持続可能な世界を次世代に受け継いでいくことを目指し、２０３０年までに達成する１７の目標、１６９のターゲット、２３０の指標を示し、すでに世界規模で取り組みが始まっております。

達成に向けて取り組んでいる自治体は、全体の約１３％に留まることが内閣府の調査で明らかになりました。人口減少などの自治体が抱える課題の解決は、ＳＤＧｓの考え方と一致しており、関心は高まってきています。

内閣府は具体的な取り組みを推進する自治体の割合について、２０２４年度までに６０％に引き上げることを目指し、支援を強化していく予定であり、ＳＤＧｓ達成に向け、先進的な取り組みを進める「ＳＤＧｓ未来都市」として、今後５年間で新たに１５０都市を選定して後押しするなど、関連の施策を進める予定です。

日本政府は、昨年の１２月にＳＤＧｓ実現のための行動方針を定めた実施指針を３年ぶりに改訂しました。ＳＤＧｓ達成期限まで、残すところちょうど１０年となり、日本の取り組みが

各国の模範となるような「行動の１０年」にするべきと考えます。

今回の改定では、公明党の提言を踏まえ、女性の活躍の促進など、「ジェンダー平等」が８つの優先課題の１つとして掲げられました。また、深刻さを増す地球温暖化などの気候変動対策に緊急性を持って取り組む方針も明記されました。

日本は相対的貧困率が高い国であり、ＯＥＣＤの試算では１６％に上り、つまり６人に１人が相対的貧困に陥っていることになります。主要先進７カ国（Ｇ７）の中では、日本は米国に次いで２番目に相対的貧困率が高いことから、ＯＥＣＤは格差を是正し、相対的貧困率を減らしていくことが日本の課題であると指摘しております。

北杜市においても、ＳＤＧｓについて知らない市民の方は多くいると思いますが、昨年の１１月１日に行われた市制施行１５周年記念式典で、明日へつなげるみどり香る杜、「北杜市マイバック宣言」と、食べ物にもったいないをもう一度、「北杜市食べきり宣言」を行いました。これは「つくる責任、つかう責任」のＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の１つであります。

この豊かな自然を次世代に引き継ぎ、自然と生産者の苦労に感謝し意識して行動していくことが大切であります。

また本年３月に第２次北杜市総合戦略が発表されますが、「みんなでつくろう　健幸北杜」を概念とし、６つの柱を立てて実施されますが、ＳＤＧｓの理念を反映していくことが重要になると考えます。

そこで以下質問いたします。

１．ＳＤＧｓの浸透と機運の取り組みによるＳＤＧｓバッジの着用は。

２．市の図書館でＳＤＧｓに関する企画展示の書架設置の取り組みは。

３．市職員の勉強会や地域住民向けのセミナーの開催の取り組みは。

４．総合戦略や環境基本計画への反映は。

５．「ＳＤＧｓ未来都市」への取り組みはどのようなお考えか、お伺いいたします。

最後に、投票率向上の取り組みについて質問をいたします。

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所で投票することが、原則となっております。しかし、投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭等の理由で投票できない場合や、投票日に悪天候が予想される場合には、名簿登録地の期日前投票所（各総合支所）で行うことができます。投票率の向上は、市民の皆さまの民意を反映する上で重要なことであると鑑みます。よりよい北杜市の構築のためには、投票率の向上は肝要であり、若者からお年寄りまで投票しやすい取り組みを行うべきであります。

そこで以下質問いたします。

１．投票所入場券に宣誓書の記載の取り組みについて。

２．投票所のバリアフリー化について。

３．選挙の周知広報活動について。

４．同日選挙投票における分かりやすい投票用紙の取り扱いについて、どのようなお考えかお伺いし、質問を終わります。

ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「マイ・タイムライン」の支援についてであります。

家庭内の防災・減災は、共助の第一歩であることからいざという時のために、日頃から各家庭で自宅周辺の危険な場所を把握し、避難できる安全な場所を探して、そこまでの移動方法や移動時間を踏査しておくこと、非常持ち出し品や、家族との連絡方法、気象状況に応じた避難場所を決めておくことなど、準備し訓練を重ねることが必要であります。

避難に備えた行動を家族の一人ひとりが、「いつ、誰が、なにをするか」をあらかじめ決めておく「マイ・タイムライン」は、命を守るためには重要であるため、来年度の「出前塾」のメニューに取り入れ、作成支援を行ってまいります。

次に、気候変動への対応による新たな防災・減災対策についてであります。

本市においては、２年続けて台風災害に見舞われ、特に昨年１０月には、市内１４カ所に避難所を開設して多くの方々が避難したことから、「災害対策防災会議」を開催し、対応を検証して、今後の対策を検討したところであります。

その結果、避難所における避難者への情報提供やルールの明確化、一時避難所の改修などが課題となったことから、職員を対象とした研修を行うとともに、人事異動に際しての非常時対応の引き継ぎもするよう指示してまいります。

また、一時避難所として使用する集会所等の改修を支援するため、「自主防災組織」の確立や「地区防災計画」の策定を前提とした、３カ年計画で「一時避難所改修支援事業」に取り組んでまいります。

台風１５号で被災した千葉県君津市への支援で得た教訓から、長期間の大規模停電対策として、消防団や一時避難所での使用を想定した簡易発電機の整備、トイレ不足を解消するため、洋式の水洗トイレ４個室で、換気もできる移動式のトイレトレーラー整備と、トイレトレーラー所有自治体が応援に駆けつけるネットワークの構築を図ってまいります。

さらに、「真に、強く、しなやかなまちづくり」の基礎となる防災・減災への取り組みとして、「北杜市国土強靭化地域計画」を策定し、全庁的に施策の展開を進めてまいります。

次に、ＳＤＧｓ達成の取り組みにおける、「ＳＤＧｓ」の浸透とバッジの着用についてであります。

世界的に地球温暖化、ＣＯ２削減が叫ばれる中、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を将来像に掲げる北杜市において、本市の特徴を活かした「再生可能エネルギー」を中心に、国や企業とのパートナーシップによる、地球温暖化問題への取り組みを進めてまいりました。

平成２６年６月には、甲斐駒ヶ岳とその周辺の山々の自然環境が「南アルプス　ユネスコ　エコパーク」に登録されたことを契機に、「世界に誇る　水の山」宣言を行い、市民の皆さまと共に、環境保全や水をテーマとした地域活性化にも取り組んでおります。

こうしたことから、「ＳＤＧｓ」の前身である、「低炭素都市推進協議会」の構成員に、いち早く加入し、様々な面において、積極的な取り組みを進めてまいりました。

これまでの取り組みや、日常の市民生活や企業活動などが「ＳＤＧｓ」とつながっていることを示すために、「第２次北杜市総合戦略」においては、「ＳＤＧｓに係る北杜市の取り組み」を掲載することとしたところであります。

バッジ着用は、「ＳＤＧｓ」の目標を理解し、取り組みに参加するという意思を示すものであると考えておりますが、市民一人ひとりが「ＳＤＧｓ」を意識し、生活していただけるよう、まずは職員からバッジを着用し、市民の皆さまに普及を図り、更なる機運の向上を図ってまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ＳＤＧｓ達成の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、図書館での企画展示の書架設置についてであります。

「ＳＤＧｓ」については、テレビ報道などにおいても、バッジを着用している様子を目にすることが増えており、市民の皆さまの間においても、関心が高まっていることと思います。

環境創造都市を標榜する本市においては、環境をテーマとしたイベントがこれまでも数多く実施されてまいりましたが、こうした状況を背景に、「ＳＤＧｓ」を新たな切り口とした取り組みを、図書館ばかりでなく、市全体の取り組みの中で、検討してまいりたいと考えております。

次に、市職員の勉強会や地域住民向けのセミナーの開催についてであります。

「ＳＤＧｓ」は、比較的新しい理念であるため、書籍を通じた情報収集とともに、有識者による分かりやすい説明や、日常生活や企業活動などにおける取り組み事例の紹介などに触れることが、正しい理解の促進に有効であると考えております。

このため、環境保全基金活用事業などにより、「ＳＤＧｓ」に関する取り組みに対し、行政だけでなく、民間の取り組みも支援してまいります。

また、市職員についても、総合戦略の各事業の取り組みにおいて「ＳＤＧｓ」を意識しながら業務を行い、必要に応じて勉強会を開催し、知識習得に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、総合戦略や環境基本計画への反映についてであります。

「第２次北杜市総合戦略」は、昨年末の第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する閣議決定を受け、「地方版総合戦略」として策定するものでありますが、第２期における横断的な目標の一つとして、「地方創生ＳＤＧｓ」の実現を掲げております。

こうしたことから、「第２次北杜市環境基本計画」に定める「北杜市地球温暖化対策実行計画」において、「ＳＤＧｓ」に関する本市のこれまでの取り組みなどを新たに掲載したほか、「第２次北杜市総合戦略」においても、「ＳＤＧｓに係る北杜市の取り組み」を第５章に掲載しているところであります。

「地方創生ＳＤＧｓ」は、「持続可能なまちづくり」を進める上で、「ＳＤＧｓ」との相乗効果などを期待するものでありますが、「水の山・北杜」の取り組みが「ＳＤＧｓ」の海洋資源保全に関する目標達成にもつながることなどに目を向け、市民の皆さまとともに、視野の拡大を図りながら、各種地域課題の解決に努めてまいります。

次に、「ＳＤＧｓ未来都市」への取り組みについてであります。

「ＳＤＧｓ未来都市」については、平成２９年度と平成３０年度で、６０自治体が、優れた取り組みを提案した団体として選定されております。

内閣府においては、今後、各団体の取り組みに対する支援を行うとともに、成功事例の普及展開などを進めることとしております。

「ＳＤＧｓ」に関し、すでに先進的な取り組みを進めている「コカ・コーラ　ボトラーズ・ジャパン」との地域包括連携協定を先月締結し、協定の取り組み事項に「ＳＤＧｓの取り組み」を取り入れたところであります。

今後も、総合戦略で取り組む各事業において、「ＳＤＧｓ未来都市」に見合った活動を、市民や企業の皆さまと共に進めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「感震ブレーカー」と「自動点灯ライト」の普及と周知についてであります。

「感震ブレーカー」は、一定以上の揺れを感知すると強制的に停電させるシステムで、家庭で電気を一定以上使用した時や、宅内配線の切断などでショートした時に電気を遮断する「漏電ブレーカー」とは異なります。

平成３０年３月に国の検討会でまとめられた「大規模地震時の電気火災抑制策の方向性」では、「感震ブレーカー」は、大規模地震時に一定以上の揺れを感知した場合、自動的に電気を遮断して火災を防ぐ役割を果たし、充電式の「自動点灯ライト」は、コンセントに差すだけで設置ができ、停電になると自動点灯するシステムとなっているため、夜間に発生した大規模地震における停電には、非常に有効的であるとされています。

しかし、「感震ブレーカー」の強制的な停電は、避難が困難になることや、屋内電化製品を点検してから復旧をする必要があることなどから、「出前塾」や「地域減災リーダー講習」で整備を促している「自動点灯ライト」とのセットでの設置を、市広報紙で周知するとともに、「出前塾」や「地域減災リーダー講習」で紹介し、普及を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害対策防災会議で出された備蓄・整備等の取り組みについてであります。

備蓄品は、家屋等の被災により行き場を失った方のために準備している物であるため、命を守るための事前避難の際は、飲食物や防寒着等については、持参を呼びかけております。

しかし、考え方が徹底されていなかったことから、備蓄品の取り扱いも避難所ごとに異なっていたため、今後は、職員研修を行うとともに、在庫管理を徹底し、的確な非常食等の入れ替えを行ってまいります。

また、「災害対策防災会議」において、避難所での食事の際にブルーシートが必要であること、乳幼児を持つ世帯に配慮した対策が必要であること、防寒対策の充実などが指摘されたことから、来年度は、ブルーシート１００枚、ベビーベッド１３台、液体ミルク４８本、アルミマット５００枚、毛布８００枚の整備を計画しております。

次に、投票率向上の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、投票所入場券に宣誓書の記載についてであります。

現在、期日前投票における宣誓書への記入については、「速やかに投票できない」などの課題

があります。

投票所入場券は「公職選挙法施行令」に基づき交付しているところでありますが、印刷様式については、各自治体で定めることが可能であることから、今後は、入場券に「期日前投票宣誓書」を印刷し、事前に記入できるようにするなど、投票者の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、投票所のバリアフリー化についてであります。

現在、投票所は期日前投票所８カ所、当日投票所４０カ所の合計４８カ所であり、そのうち段差が少なく、靴を脱がずに投票できる投票所は、各総合支所で行われている期日前投票所８カ所と当日投票所１６カ所となっております。

当日投票所は、有権者の利便性を考慮し、近隣の公民館等を借りて投票ができるよう対応しておりますが、構造上、靴を脱がずに入室ができない投票所などがあるため、車イスを常備するなど、体の不自由な方が投票に来た場合でも、投票に支障がないよう、事務従事者が対応を行っているところであります。

バリアフリー化など投票しやすい環境づくりを行うことの重要性は認識しておりますが、借用施設であることや、改良するには多大な経費が必要であることから、現段階では非常に難しいと考えております。

次に、周知広報活動についてであります。

選挙期日や投票時間等の周知を図るため、市の広報紙やホームページ、ほくとニュースなどを活用して情報発信を行っております。

また、選挙期間中には、一人でも多くの有権者に投票いただけるよう、「明るい選挙推進協議会」の委員と市内高校生が、商業施設などにおいて声かけや啓発物品の配付を行っております。

今後は、若い世代にも選挙に関心を持っていただけるよう、ＳＮＳなどの活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、同日選挙投票における、分かりやすい投票用紙についてであります。

「期日前投票所」や「当日投票所」で、投票事務に従事する職員は、投票用紙を選挙人に配布する際には、何の選挙の投票用紙か説明し、誤りのないよう対応しております。

また、選挙ごとに投票用紙の色分けや記載台の設置を行い、選挙人が、候補者氏名掲示がある記載台で記入ができるよう誘導を行っております。

今後も、各投票所の記載台や投票箱等の配置の工夫を行うとともに、選挙執行時には細心の注意を払い、懇切丁寧な対応に努めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

遺族支援の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、対応窓口の一覧表作成についてであります。

死亡届などが提出された場合、市では遺族の方が、亡くなられた方の各種手続きに困惑しないように、必要な手続きを一覧にした「御遺族の皆様へ」の案内を作成し、届出をされる際に、

遺族へ配布しているところであります。
一覧表には、国民年金や国民健康保険、後期高齢者医療や介護保険のほか、上下水道や市税等、手続きが必要な業務の内容やお持ちいただくもの、問い合わせ先などの情報が記載されております。
また、市民課の窓口では、一覧表配布の際には、各種申請書類も併せて配布するなど、事前に必要な書類等の準備ができるよう、対応しているところであります。
今後は、遺族の方のよりスムーズな手続きにつなげるため、一覧表を市ホームページに掲載し周知してまいたいと考えております。
次に、「リレー方式」の取り組みについてであります。
市役所における亡くなられた方の各種手続きについては、関係部署の窓口を案内し、次の部署へとつないでいく対応をしているところであります。
職員は、遺族の方がどのような手続きで来庁されたのかを確認した上で、手続きを行っていただく窓口の番号を伝え、次の窓口まで同行するなど、各種手続きが安心して行えるよう、市民に寄り沿った対応を行っているところであります。
引き続き丁寧な対応を心がけ、サービス向上に努めてまいります。
次に、「おくやみコーナー」の設置についてであります。
おくやみに関する諸手続きがワンストップで行える「おくやみコーナー」の設置は、現時点では考えておりませんが、各総合支所においては、必要な手続きのほとんどを地域市民課の窓口で行うことができる体制をとっております。
本庁、各総合支所、いずれの窓口においても、市民が安心して手続きが行えるよう、職員が用件をしっかりと聞き、確認する中で、親切、丁寧な対応に努めておりますが、今後は遺族の方に、より分かりやすく、手続きや窓口等の案内ができるよう、新たに「庁内案内マップ」を作成し、市民サービスの更なる向上を図ってまいりたいと考えております。
次に、「終活」をサポートする勉強会や講演会開催の考えについてであります。
「終活」については、市民の関心が高く、平成２７年度から「人生の最終段階の医療・ケア」をテーマとした講演会を開催しております。
参加者からは、「最期は、人それぞれの形があり、元気なうちからどうしたいかを自分で考えたい」、「元気なときから大事な人と話し合いたい」、「どう生きるかが大事だと思った」といった感想が多く寄せられております。
こうした中、本年度も多くの方に参加していただけるよう、先月２９日の土曜日、在宅の看取りや終末ケアの在り方について考える「市民公開講座」を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染防止の観点から中止としました。
市民ニーズを踏まえ、来年度以降も引き続き、講演会を開催することとし、積極的に周知してまいりたいと考えております。
次に、「終活ノート」の活用についてであります。
「終活ノート」については、近年、関係者の間で注目を集めております。このため、市では、本年度「医療と介護連携推進会議」において、医療と介護の関係者で「北杜市版終活ノート」の作成に取り組んでまいりました。
ノートの名称については、市民が馴染みやすいものとなるよう「今、これからを考えるための想いのマップ」といたしました。

若いときから自分の人生を見つめ、どう生きたいかをつなぐものとして、その時々の思いを、この「想いのマップ」に記入していただきたいと考えております。

今後、作成されたノートは、市ホームページの「介護予防ＷＥＢサイト」に掲載するとともに、「人生１００年時代のマネジメント講座」や市民公開講座等を活用し、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

再質問はありますか。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

再質問をよろしくお願いいたします。

１項目めの遺族支援の取り組みについて、再質問をいたします。

先ほど答弁がありましたように対応窓口の一覧表を市ホームページに掲載し、周知していただけるとのことですが、ぜひよろしくお願いいたします。

では２点、お伺いいたします。

最初に、より分かりやすく手続き窓口等の案内ができるよう、新たに庁内案内マップを作成するとのことですが、どこで配布するのかお伺いいたします。

２点目として、本年度、終活ノートの作成に取り組んだようですが、作成されたノートは市のホームページの掲載と講座等で活用を考えているようですが、秋口に開催される健康福祉大会などをより啓発すれば周知できると考えますが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えいたします。

質問、２点いただきました。

まず第１点目が、庁内マップの配布先ということで、ご質問をいただきました。

庁内マップにつきましては、市役所正面玄関を入っていただきますと、総合案内がございますので、そちらでの配布を予定しております。また、市民課戸籍住基担当は手続きの最初になる部署ということもありますので、そちらの担当部署でも配布をしたいと考えております。

あと質問の２点目としまして、終活ノートの活用ということで、議員のほうから健康福祉大会で活用をというご提案をいただきました。健康福祉大会につきましては、多くの高齢者の方が参加するということですので、ぜひそちらのほうでもＰＲをしていきたいと考えております。ご意見ありがとうございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

それでは２項目めの減災力の強いまちづくりについて、再質問いたします。２点お伺いいたします。

来年度の備蓄品目数や整備の品目数をお伺いいたしました。どこの施設等へ配備するのかお伺いいたします。

もう１点目は、国産トラックの荷台にトイレを設置したトイレカーがありますが、なぜトイレトレーラーを整備するのかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

公明党の、進藤議員の再質問にお答えいたします。

最初が来年度整備する備蓄品です。

液体ミルクは保健センターのほうへ配備し、毛布ですとか、それからブルーシートなんかは各総合支所の備蓄倉庫のほうへ配備して、実際に避難所を開設する際に準備しようという計画であります。

それからトイレトレーラーの関係です。

たしかに国産のものと、北杜市で整備しようとしているのはアメリカ製になるわけですけども、実際にそのへんは研究してまいりました。その結果、まずトイレトレーラーについては、いくつか利点と言いますか、メリットがございます。個室が男女別に指定できて、中が広く、子どもも一緒に入れるというふうなことで安全性が高い。それから個室には換気扇があるため、においも非常に残りにくい。屋根設置の太陽光パネルで蓄電池を通して電気を供給するというようなシステム。それからラッピングで宣伝効果が非常にあるのではないかということ。それから災害派遣トイレネットワークプロジェクトに参加ができるということです。

一方、このデメリットとしては牽引免許が必要になってまいります。

一方、国産のトイレカーですけれども、動力が付いているため移動はたしかに簡単です。個室が７つ付いており、エアコンも利用が可能できると。ただ、個室ごとに順番待ちができないので、中に入って待たなければならないので、非常に安全性は確保できないということ。それから派遣時にもう１台、車が必要になってくると。そのトイレカーを運転する人と、もう１人、別の車を用意して現地へ向かわなければならないということになってきますから、運転手と燃料が２倍かかるということです。動力が付いていますから盗難の可能性も当然あります。それから大型免許が必要となってまいります。災害派遣トイレネットワークプロジェクトには、これは参加できないということがあります。

このようなことから、総合的に判断しまして、特にトイレネットワークプロジェクト、これに参加できることによって、各自治体の所有でありながら、北杜市へみんな集まってくれるということ。これらを考えまして、本市ではトイレトレーラーを購入していこうという計画になったところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

再々質問をよろしくお願いいたします。

先ほどの自治体の共助力を高めるために、災害派遣トイレネットワークプロジェクトを構築するとのことですが、災害支援ができない状況も考えられますが、プロジェクトの仕組みをお伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

公明党、進藤議員の再々質問にお答えいたします。

ネットワークプロジェクトの内容的なところです。

１台整備することによりまして、全国の自治体１，７００ほどありますけれども、これが整備したら北杜市に１，７００が集まるというふうな仕組みになっております。実際には、その１，７００というのは無理でしょうが、１００とか２００というのは可能性があるというところだと思います。

実際には、一般社団法人の助けあいジャパンというところが仲に入りまして、派遣の要請をしてきます。そうしますと、北杜市さん、どこどこ、長野県へ行ってくださいというのが来た場合には、北杜市ではそのときの状況、北杜市が別のことをしていれば当然行けませんので、そのへんについては、その市の判断で、行けるときに行ってくださいというシステムになっています。よって、明日からというのではなくて、１週間後から行くというふうな場合も想定されます。実際、例えば長野県へ行ってトイレトレーラーを置いておきますと、ラッピングしてありますから、北杜市のＰＲには非常になるということであります。そのへんが特徴かなと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

３項目めのＳＤＧｓ達成の取り組みについて、再質問をいたします。２点お伺いいたします。

ＳＤＧｓの機運を高めるのに、バッチを着用することは効果があると感じます。私自身も着用して意識するようになりました。自分ができる１０年のスタートが本年であります。市職員の方がバッチを着用する時期はいつごろになるのか、お伺いいたします。

もう１点ですけども、市の図書館でＳＤＧｓに関する企画展示や書架の設置の取り組みを提案しましたが、図書館ばかりではなくイベント等も含め、市全体の取り組みの中で市民の方に啓発していくとの考えでよいか、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

公明党、進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

ＳＤＧｓの関係で２点、再質問をいただいております。

まず、市の職員のバッチの着用の時期という質問につきましては、来年度早々に職員については、バッチの着用ができるように調整をしてまいりたいと現在のところ考えております。

職員につきましては、バッチの着用だけでなく、それぞれの業務の中でＳＤＧｓの目標との関わりという部分を意識する必要もありますので、そのへん意識する取り組みについても併せて進めていきたいと考えております。

また、図書館などの市全体の啓発の活動の内容というようなことだったと思いますが、ＳＤＧｓにつきましては、行政が取り組むだけではなくて、やはり市民の皆さん、企業の皆さんがそれぞれの活動の中、生活の中で取り組むことが大事だと考えております。

しかし、市民の皆さんにつきましては、自治体や企業の皆さんのようにこのＳＤＧｓという部分が知れ渡っていないところもありますので、市民一人ひとりの皆さんがこのＳＤＧｓを意識していただけるように、図書館ばかりでなくて、例えばオオムラサキセンターであるとか、郷土資料館であるとかというようなところで、多くの人が集まる場所に企画展や展示物、そんなことも検討をしていきたいと思っております。

また、子育て応援フェスタであるとか、子ども環境フェスタ、また福祉のイベントなどいろいろな事業、イベントについても展示物等、ちょっと工夫をしていきたいと考えております。

また、市が作成するパンフレット等についても、ＳＤＧｓとの関わり等も周知しながら北杜市、環境創造都市でもありますので、そのへんも外に向かってもＰＲをしていきたいと、そんなふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

最後の４項目めの投票率向上の取り組みについて、再質問いたします。

昨年の参議院選挙でも期日前投票が増えてきている状況から、特に高齢者の方は投票所で宣誓書を記入する際に緊張したり、時間もかかることがありました。事前に記入できるよう改善していただけることで、投票しやすい環境になることが期待できることから改善に向けて取り組む考えを詳しくお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

公明党、進藤議員の再質問にお答えいたします。

入場券への印刷に関する詳細ということだと思います。

現在、入場券は圧着式の方式で１枚のハガキに６名が印刷されております。それを今回４名にして、そこに宣誓書を印刷しようということになります。そうしますと、前もって、それを書いていけますので、期日前投票所でわざわざそこで書かなくても、すっと対応できるということになってまいります。そんなふうにしていきたいなということ。

それから新しく北杜市に来られた方は４０カ所、投票所がありますから投票所の場所も分からないという声をよく聞きます。そんなことから該当する投票所の地図を入場券に印刷していこうと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

よろしいですか。

（はい。の声）

進藤正文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（　な　し　）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、８番議員、志村清君。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

日本共産党の代表質問を行います。

はじめに、市観光協会事務局長の着服問題での指導・説明責任についてです。

２月１８日の「山日新聞」が社会面トップで報じた「北杜市観光協会事務局長の６００万円着服」問題では市民の間に衝撃が広がりました。４年間に渡って協会の口座から引き出して着服し私的に流用していたとのことで、本人も事実を認めて一部を弁済したと報道されています。この通告を出したあとには、議会にも複数回、調査の経過が報告され、今後、協会の調査結果が市に報告、公開されるとのことです。

市観光協会には新年度予算案にも計上されているとおり、毎年４００万円の補助金が支出され、指定管理者として、３つの駅前の観光案内所に総計年額１，１４０万円の指定管理料も出されています。

市からは独立した団体とはいえ公金が支出されている以上、事実経過と着服を許した要因と責任の所在を究明して市民に説明する責任が市にはあると考えます。

そこで第１に、補助金支給要綱や指定管理者との協定に基づいた市からのチェック、精査、指導はどう行われてきたのか。今後にどう生かすのか。また、議会初日の市長所信ではこの件に触れなかったわけですが、市民への説明責任をどう考えているのか。

２点目に、報道によれば「全額が弁済されたとして、事務局長を刑事告発しない方針」とされていますが、「返せば許されるのか」と、市民の怒り・疑問はこの点に集中していると思いますが、市長は観光協会の処分方針を是とするのか、見解を求めます。

２点目に国保税についてです。「今後、国保税引き上げ必要」という議会答弁について、根拠をただしたいと思います。

昨年の１２月定例会で、国保税額の算出を３方式に変更して国保税を引き下げた影響について、他会派議員でしたが、答弁で「今後の国保財政は厳しくなり、４～５年先には税率改正も必要となる」旨が述べられました。ちょうど１年前の３月議会では私への答弁で「数年後には税率の改正が必要」と答弁しました。１２月議会では「４～５年後」とより具体的に将来見通しを示したことになります。その理由として「今後の国保財政は厳しくなるから」と。あるいは「医療費が増加するので」などとしていましたが、その根拠は何でしょうか。根拠も示さず、将来の引き上げを言うのはおかしいのではないかと思います。

１つ、市は平成２３年度に税率を引き上げましたが、その後７年間連続して国保会計は黒字を続けています。４～５年、新しいほうからさかのぼってみても、３０年２億５，９００万円、２９年２億５千万円、２８年４億８千万円、２７年２億７，５００万円、２６年１億６千万円の黒字です。資産割を廃止するのに国保基金を約１億４千万円を昨年取り崩したといっても、昨年度末の基金残高は１０億円を超えています。こうしたもとで「今後財政は厳しくなる」とは何を根拠に言うのでしょうか。

２点目に、医療費が増加するということについても、国保運営協議会に公表されている資料でも、１つは被保険者総数は平成２１年度１万７，１６６人から３０年度の１万４，８７３人へと減り続けています。２点目に医療費は高い薬が多く使われた２７年度４９億４，２００万円をピークにして、３０年度は４７億７，２００万円へと下がり、１人当たりでみても２８年度の３２万５，３４２円がピークで、３０年度は３１万９，９２０円になっています。ずっと１人当たりで見ても医療費は下がっているわけです。「今後、医療費が増加する」という根拠は何でしょうか。高齢者、お年寄りが増えると言いますが、７５歳になれば、この方たちは「後期高齢者医療制度」に移行していくわけで、理由にならないと思いますがどうでしょうか。

以上、述べたように急激に国保会計が厳しくなる状況には少なくともないと考えます。重ねて、前回要望した「基金などを活用した子どもの均等割の減免」を求めます。

報道ですが、岩手県矢巾町の町長が均等割の廃止手続き開始を表明しまして、県内でも初めて南アルプス市の市長が検討すると表明したとのことです。県内で真っ先にこのことを実施することに向けて、北杜市でも市長が「調査・検討する」と表明できないのか答弁を求めます。

３点目に、中部横断道（長坂・八千穂間）計画アセスへの市長意見についてです。

昨年９月定例会で私は、国交省が突然山梨県に「方法書の事業者案」を送付して、長崎知事が都市計画道路という手法を取り入れたことに「国交省が環境影響評価の実施やルート決定権を知事に丸投げして、事業を一気に推進させようとしたものだ」と批判しました。そして、環境影響評価（環境アセスメント）が強行される局面にあたって、「北杜市が誇る自然環境や、文化財を含む住民の生活環境、貴重な動植物などを高速道路の建設から守る最高責任者である市長の出番です」と強調して予定されていた「市長意見」提出について質問しました。

その後、「環境アセス方法書」について住民から寄せられた４８１件の「意見書概要」が昨年末公表されましたが、重大なことに「八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会」の皆さんの指摘で４人分の意見書、１３項目が抜け落ちていることが判明して、県が今、作業をやり直している状況です。法律上、住民意見以上に重要視される「関係市町村長意見」提出や公聴会も先送りされたので、住民意見や複数回開かれた専門家による「技術審議会」での意見をもとに、「市長意見」

作成に向けた市長の対応をただしたいと思います。

まず景観や環境、地質、動植物、交通量予測などを専門とする大学教授ら１５名で構成する山梨県環境影響評価等技術審議会が昨年１０月、１２月と今年２月１０日の３回、この計画の方法書について審議しています。それを見ると委員からは「方法書の作成にあたって文献調査のみで現地の調査を行っていない」「動物などの生態系の調査方法が抽象的だ」「水源やため池への影響調査が不明確だ」「私は鳥の専門家として影響回避はそもそも無理だ」など厳しい指摘や感想が出され、２回目までの４１項目がまとめられています。第１に、こうした専門家の意見を市長意見にどう生かすんでしょうか。

第２に昨年８月１日から９月２日まで行われたパブリックコメントには、事業計画そのものについて１３９件、環境アセスについて３４０件、その他２件の合計４８１件、これに漏れていた１３件、足されると思いますが、の意見が寄せられました。Ａ４用紙１３６ページにわたるもので、もちろん「計画の早期実現を」という意見もありますが、計画そのものへの反対意見や計画の進め方への疑問、自然環境や日常生活への影響を懸念する声、高地・寒冷地を走る高速道路の安全性を問うものが数多く寄せられています。事業者とアセス実施者に寄せられた意見ですが、市長意見書にあたって参考にすべき貴重な意見、提案だと思いますが、生かされるのか答弁を求めます。

４つ目に、「新しい北杜市民バス」への諸要望の取り入れについてです。

市民も参加をした４地域の「エリア地域運営委員会」の議論、研究を経て４月から新しい形態、経路で、デマンド交通を含む市民バスが運行されます。この間の担当課や運営委員に応募された市民の皆さんの努力に敬意を表しながら、いよいよ運行を前に市民の方々から寄せられている要望について見解を求めます。

１つは、「みんなでつくり・守り・育てる」をコンセプトに「走らせた中で利用者や市民からの具体的な改善要望を取り入れていく」との立場は尊重しますが、改善を検討する場や機関はどこでしょうか。またその頻度はどうでしょうか。年度途中でも、つまり走らせている途中でも改善・要望の取り入れは可能でしょうか。

２点目に、運行を前に地域ごとに開かれた「乗り方説明会」には一部を除いて多くの方々が参加して、高齢者を中心に公共交通充実への期待の大きさが示されました。説明会では新しいダイヤが配布され説明があり、かなりの工夫の結果だと思いましたが、高齢者だけの家庭などでは「行きたいところにどうつながるのか」「どれに乗れば帰ってこられるのか」など容易に理解できないものだとも思います。

４月スタート時にはお試しに無料で乗れるようにするとか、希望があれば区や班単位の「出前説明会」も開いてくれるということとか、特定の行き先への乗り方をカードに記入する「私の時刻表」カードというのが、そのときは１人３枚配布されて、紹介されました。非常に良いアイデアだと思いますが、このカードの多数普及や個人のカード記入する際に電話で相談にのってくれる、そういう電話相談窓口等の設置などできないのか、いよいよ走り出す前に寄せられている意見ですので、検討をお願いしたいと思います。

５点目に、中小・小規模事業者への支援の充実・強化についてです。

昨年１０月からの消費税１０％の増税と複数税率導入で、国民はもとより地域経済と地元の雇用を支えてきた中小・小規模事業者への負担増は大きなものとなっています。「第２次総合戦略」素案のⅡ「雇用と産業」に掲げられた１０５件の事業の中で、「小規模商工業者支援策」だ

と私が思えるのは「経営改善利子補給」と「販路開拓事業費補助」くらいで、強化・充実が必要だと考えます。

政府は昨年６月に「第Ⅱ期小規模企業振興基本計画」を閣議決定しました。地方が疲弊してしまって、「町内でガソリンを入れるところがなくなった」「災害が起きても修理・修繕する業者がいない」などを問題化して、政府がこれまでの「小規模事業者の持続」に加えて「地域を守る小規模事業者の持続」に重点を移すもので、フリーランス（個人事業主）への支援も打ち出されています。この政府の新方針「基本計画」の具体化や、取り入れる事業の研究や「第２次総合戦略」への反映はどう検討されてきたのか、これが１点目です。

その上で、かねてから提案してきた「住宅リフォーム助成制度」の導入を重ねて求めます。住宅のリフォームを市内業者を使って行った場合に、その経費の一部を自治体が補助する制度で、畳屋さんや左官屋さん、水道屋さん、大工さんなど、業者の仕事が増えるだけでなく、地域住民の生活向上にもつながり、税金として市にお金が戻ってくるという制度です。

県内では市川三郷町や南アルプス市、甲府市などで実施してきましたが、現在は「空き家対策事業」に吸収しています甲府市の広報では「助成率２０％、上限１０万円補助という制度ですが､最低でも５０万円の工事が２００件で１億円の経済効果が期待できます」としています。実際予定した２００件を上回る申し込みがあったということです。

群馬県高崎市では魅力ある商店街づくりとして店舗改修への「商店リフォーム助成制度」もつくられています。市として、経済対策、小規模事業者支援策として、これらの助成制度を検討する考えはないか、以上、見解を求めます。

最後になりますが、中学校県の総体等への参加費の自己負担解消のことについてです。

山梨県小中学校体育連盟では新年度から県中学校総合体育大会、同選手権大会、同新人大会に出場する生徒（登録選手）から、参加料として１人５００円を徴収することにしたとのことです。

「昨年減少した県費による補助金が新年度も減額される可能性があり､大会運営が困難になった」との理由で、県がこうした予算を削ることが問題ですが、せっかく県大会まで勝ち上がったチーム、選手に参加料を自己負担させるのはおかしいと思います。

これを受けた県下の市町村の対応はバラバラで、生徒の自己負担にする甲府市、町村が補助するというのが身延町や南部町と聞いています。そういうふうに分かれています。本市の来年度予算案には、従来どおり「関東大会、全国大会への出場費補助金」として３０７万５千円が計上されていますが、直ちに県大会にも補助できるように対応すべきだと考えますが、答弁を求めます。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後７時１０分といたします。

休憩　午後　６時５４分

再開　午後　７時１０分

○議長（中嶋新君）

それでは再開いたします。

当局の答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

「新しい北杜市民バス」への諸要望の取り入れについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民バスの改善を検討する場、頻度、年度途中の改善、要望の取り入れについてであります。

新しい地域公共交通の運行後における改善検討の場について、幹線は「北杜市地域公共交通活性化協議会」、支線は、地域の皆さまから構成される「エリア地域公共交通運営委員会」を予定しており、利用者数、運行経路、ニーズ、その他運行上の課題などについて、評価・検証を行い、概ね２年ごとの見直しを想定しております。

新たな地域公共交通は、当初から掲げているみんなで「つくり、守り、育てる」というコンセプトのもと、市民・交通事業者・行政・関係団体が一体となり、試行錯誤の中、最適な地域公共交通を実現してまいります。

次に、「私の時刻表」の電話相談窓口等の設置についてであります。

運行開始に向けた「乗り方説明会」については、４つのエリア運営委員会の皆さまにも参画いただく中、各町で延べ１２回開催したところ、参加者は約４５０名でありました。

新たな運行の経路やダイヤについて、ご理解いただき、より多くの皆さまに利用していただけるよう、工夫しておりますが、その一つとして、「私の時刻表」の普及を図り、利用する路線や運行時刻をあらかじめピックアップし、カードの作成支援のほか、バスの運行についてご不明なことがある場合、企画課を相談窓口としており、呼びかけているところであります。

こうした取り組みにより、より身近に感じていただき、親しみを持てる地域公共交通を目指してまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

「今後、国保税の引き上げ必要」（議会答弁）の根拠について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後国保財政が厳しくなる根拠についてであります。

今後の推計において、被保険者数の減少や資産割廃止に伴う保険税の減収分等に対し、「国民健康保険財政調整基金」の取り崩しを毎年行った場合、基金残高は４年から５年後には厳しい状況になるものと考えております。

次に、医療費増加の根拠についてであります。

国民健康保険の加入は、中高年者や高齢者が多く、１人当たりの医療費が比較的高い傾向となっております。

現在、被保険者の約４６％を６５歳以上の前期高齢者が占める状況は、今後も継続することが見込まれ、医療の高度化等も踏まえると、医療費はさらに増加するものと考えております。

次に、基金などを活用した子どもの均等割の減免等についてであります。

本市の国民健康保険は、現在、「財政調整基金」の活用を見込む中で、安定した運営を行っておりますが、被保険者数の減少や資産割廃止に伴う保険税の減収、医療技術の高度化による医療費の増加等が見込まれる中で、今後、厳しい状況になるものと考えております。

国保財政の安定した運営には、財源の確保は重要であり、「財政調整基金」は当分の間、こうした保険税等の減収分に充てることとしていることから、子どもの均等割の減免への財源の補てんは、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

中部横断道（長坂・八千穂間）計画アセスへの市長意見における、市長意見への生かし方およびパブリックコメントの活かし方についてであります。

「環境影響評価方法書」に対する市長意見については、「山梨県環境影響評価等技術審議会」における委員からの意見および、それに対する事業予定者からの回答内容を参考に、本市の自然環境などに影響を及ぼす範囲を最小限に留めるよう求めていく考えであります。

パブリックコメントに寄せられたご意見については、方法書の項目設定調査および予測、評価の手法に活かされるよう市長意見の中で、意見を求めてまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市観光協会事務局長着服問題での指導・説明責任について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、補助金要綱や指定管理協定に基づく市のチェック等、今後の活かし方および市民への説明責任についてであります。

「一般社団法人北杜市観光協会」に対する市補助金や、委託事業などの事業執行に当たっては、「北杜市観光振興事業費補助金交付要綱」や管理協定等に基づき、市ではこれまでもチェックや指導等を行っております。

実績報告においても、補助金交付要綱等に基づき提出されており、決算についても、議会の皆さまからもご承認いただいているところであります。

現在、観光協会への補助金の使途および委託事業などに対する資料提出および市民の皆さまへの説明を求めているところであり、引き続き、市としてしっかりと調査を行い、市民の皆さまへの報告や、市としての対応を適切に行ってまいりたいと考えております。

市では、本件について大変重く受け止めており、調査等の結果を踏まえ、今後、必要に応じて対応を検討してまいります。

次に、北杜市観光協会の処分方針に対する見解についてであります。

このたびの「北杜市観光協会」の不適切な会計処理については、大変残念な思いであります。

市民の皆さまにもご心配をおかけしているなど大変遺憾でありますが、事務局長は、一般社団法人の職員であり、刑事告発について、市では見解を述べる立場ではありません。

次に、中小・小規模事業者への支援の充実・強化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、政府方針の対応についてであります。

人口減少や国内外の競争の激化など小規模事業者を取り巻く環境は変化しており、その現状や課題を認識し、国の基本計画を踏まえながら、本市の特性や強みを活かした施策の具現化を検討し、「第２次北杜市総合戦略」へ反映することとしております。

具体的には、女性や若者、移住者などの新たな息吹により地域産業の活性化を図る「創業促進支援事業」や「女性起業家活躍支援事業」のほか、高校生のアイデアと地域資源を活用し、小規模事業者が商品開発する「地域ブランド創出支援事業」など、本市の産業の基盤である中小･小規模事業者の競争力の向上､経営基盤の強化が図られるよう施策を展開してまいります。

次に、「住宅リフォーム助成制度」についてであります。

市内で新たに事業を始める小規模事業者が店舗や住宅の一部をリフォームしようとする場合には､「創業促進支援事業費補助金」により、改装費などの初期投資費用の一部を助成しております。

また、小規模事業者が設備資金を借り入れた場合には、その利子分を補助する「小規模商工業者利子補給制度」において助成しておりますので、新たに助成制度を創設することは考えておりません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

中学校県総体等への参加費自己負担解消についてであります。

「山梨県中学校総合体育大会」等の参加料については、当初予算に計上していることから、生徒の自己負担はなく、対応してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

再質問はありますか。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

時間の許す限り。

１点目、観光協会の問題ですが、市の担当課が中心になって着服の実態とか、責任の所在を究明しているということは、協会とのやりとりも含めて、全員協議会でも説明があり、今、部

長から答弁もされました。私たち議員も観光協会そのものの活動には今後も期待をして、協力していくことには異論がないものと思います。ただ、通告の日から最後の全協、１２日からも時間が経過しているので、１つだけ確認をしたいんですが、１２日の時点では、この厚い資料の中で、あと５点、それから肝心だと言われた預金通帳が提出されていなかったんですが、その後、資料はどの程度そろっているのか、最新の状況を教えてください。この１点です。

○議長（中嶋新君）

志村議員、委員会の。協議会ということですね。

○８番議員（志村清君）

全員協議会に、この間、渡された資料以降、そろったのかどうかということです。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

日本共産党、志村議員の再質問にお答えをいたします。

観光協会の資料の調査の状況でございますけれども、予算特別委員会のほうで、２７年度から令和元年度における市補助金や委託事業などの調査の会計処理、通帳などの提出を求めているという説明をしたところでありますけれども、最終、１２日の委員会に提出した資料の、それ以外、新しいものは提出されておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

議長、先ほど私、全員協議会で資料と言いましたけど、予算特別委員会が正式ですので訂正をお願いします。

２つ目に、国保税の関係です。再質問です。

初めて基金の取り崩しについて部長が触れて、この数年間、１億何千万円取り崩していくと厳しくなるという新しい考えが示されたので、それはそれで受け止めておくのと、現時点では安定した運営が行われているということも表明されましたので、今後、私はこの国保運営協議会の資料で、グラフがあるんですけど、棒グラフ、折れ線グラフ、下がっているということで、下がっていくことのほうがもちろん当局もいいと思うんですが、今後下がっていく、上がっていくかという議論をこれ以上やっても、今後を見守るしかないと思うので、１点だけ質問ですが、４年後、５年後上がるということを繰り返すもので心配しているんですが、３０年度に都道府県化というのがされて、今、県は市町村ごとの標準保険料率というのを計算して、繰り入れがなかった場合、しなかった場合、国が繰り入れしたところへペナルティまでやっているので、そういう計算方法で、おたくの市は、町はこのくらいの標準保険料率というのを示していますよね。市によって、これは参考値ということになっているし、従う義務はないということになっていますが、あまりに４年後、５年後上がるということを言うもので、私は、もしこれに従っていくと、いろんな試算があるんですけど、全国では７７％、山梨県でもこれに従って標準保険料率を決めていくと、県の言うままですね、決めていくと６６％の市町村が上がって

しまうと。北杜市は県下で比べても保険料率低いほうですから、おそらく上がるほうに入っていると思うんですが、こういう標準保険料率でやりなさいというのを、大阪なんかは９５％、言われるままに市町村がやっているんですけど、こういう動きを見越した、４年後、５年後は上げなければならないということまで言っているのかなと私は思うんですが、答弁で、ぜひこの県が示している標準保険料率ということについての考えというか、伺いたいと思いますのでお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問に対する再質問にお答えいたします。

質問は、標準保険料率の市の考え方ということのご質問であったかと思います。

県が示す保険料率というものは、あくまでも納付金を納めるための目安ということで示されているものと解釈しております。実際の保険料率につきましては、市においては、国保の運営協議会等がございますので、そちらの意見を聞きながら決定するものと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

ありがとうございました。では３点目の中部横断自動車道に関係してですが、答弁では２つの環境影響評価等技術審議会、それと環境アセスに寄せられたご意見、この２つを参考にしながら、北杜市への影響を最小限にするための市長意見書を準備していると、このような答弁だったと思います。ちょっと名簿を、私、今日、持っていないですが、この環境影響評価等技術審議会には、県内外の、先ほどちょっと紹介した生物から大気とか騒音とか、それぞれの専門の先生方が入って、県内でこういう環境アセスが求められた場合に審議をされているわけです。その報告も見ることができたんですが、先ほど紹介した、かなり厳しい意見が、そういう専門家の先生方から寄せられていると。それから５００件近い中には、賛成意見と同時に北杜市こそ守っていかなければならない問題について、この道路ができると心配だという意見が多数寄せられていますので、ぜひ今後ともこの意見をさらに生かして市長意見に反映していただきたいと思います。

質問は単純に、この意見概要書、どのような会議で検討してきたのかということを、見てきたのかという。大変膨大な意見が寄せられていますので、専門家の審議会の答申と併せて。それと市長意見が今、延期されているんですけど、どのくらいのめどで出すことになっているのか、公表できればでいいんですけど、おおよそのスケジュールを答弁お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

志村議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えいたします。

山梨県の環境影響評価等技術審議会の内容ですが、これはこちらのほうに、市のほうに来ておりまして、その意見を参考にしております。

また、提出期限ですが、県から依頼されている、令和２年２月５日付に依頼をされておりまして、その提出期限は令和２年３月２５日となっております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

ありがとうございました。では４点目の市民バスについて、１点だけ。

市長から答弁がありましたが、今後、ニーズなどを評価しながら、２年ごとに見直すということですが、いよいよ４月から乗り出した場合、例えばダイヤを変えていくということになると、ここ１分変えると全部に影響するからなかなか簡単には変えられないということはよく分かります。停留所の位置も簡単に動かせないかもしれませんが、乗ってみて、乗った方のちょっとしたご意見ですよね。どんな意見が出るか分かりませんが、そういうことは、時々聞いていただける、さっき窓口を設けていろんな乗り方についても相談に乗ってくれるという答弁でしたが、そういう、根本的に見直すのは、運営協議会などでもちろん議論しないと、ひっくり返ってしまいますから、できないのは分かりますけど、小さな要望などは受け入れる可能性があるのかどうか、１点お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

日本共産党、志村清議員の代表質問に対します再質問にお答えいたします。

軽微な変更の見直しはということでございますけども、まず路線の評価、検証については、１年間のデータをもとにしっかり検証をして見直しをしていきたいということで、おおむね２年間を要するというような答弁をさせていただきました。しかし、本当に軽微な運行にかかる要望等については、できる限り利用者の皆さまの声を反映していきたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

ありがとうございました。ぜひそのようにお願いします。

５点目の住宅リフォームのことで、さっき若干紹介しましたが、南アルプス市で去年の１２月議会の答弁で、非常に大事な答弁がありましたので、ちょっと紹介したいんです。メモをしてもらえばありがたいんですが、ここは５０万円以上の工事に一律１０万円を補助する制度で、

４年経ったところでそれをまとめたわけです、市が。３１年度も利用者が多くて、予定した６０件に達しました。リフォームのほか１１件の空き家解体にも活用され、空き家対策にも寄与していると考えていますと。２つ目には４年間で、合計２２５件のリフォームと解体工事が実施されて、市内で延べ１０７社が工事を請け負ったと。３点目には、４年間で市内業者が請け負った工事費の総額は、おおよそ３億９，４００万円になったと。総務省の計算式が、僕もパソコンで見たけど、とても難しい計算式、これで算定したが、工事費総額３億９，４００万円の７．５９倍、およそ２９億９，２００万円が経済波及効果として出ましたと。こういう報告なんです。１件１０万円が２２５件だから、市の支出は約２，３００万円。その約７．６倍、４億円の工事が生まれたわけです、市内で。経済波及効果はその複雑な計算で２，３００万円、市が出した１３０倍になりますよね。約３０億円ですから。これは質問をした議員の計算でなくて、市が一生懸命計算した結果、だからそういう政策をやって本当によかった、びっくりしているということだと思うんです。

こういうことを紹介しましたが、再度、北杜市でもこういうものに、真剣に検討するということ、ほかの制度をやっていることは知っていますが、この住宅リフォーム、こんなに経済効果があって、市内業者も喜ぶということですから、検討するということが、検討もできないのか、研究もしないのか、ちょっと最後に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

日本共産党、志村清議員の住宅リフォーム制度に対します再質問にお答えいたします。

制度につきまして、先ほども申し上げましたとおり、違う制度のほうで支援をしておりますので、新たに創設することは考えておりません。

先ほど事例についてはご説明をいただきましたので、これらについて、こういうことがあるということは研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

では本当に最後になりましたが、中学校総体への、先ほど答弁ですでに当初予算に計上されているということですが、それは先ほど僕が紹介した関東大会、全国大会の出場費補助金の３０７万５千円、この中に入っているという理解なのか。それとも、私、見落として、早速、来年度予算に計上してあるのか、そこだけちょっと確認のような質問ですがお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

志村清議員の、日本共産党の再質問にお答えいたします。

令和２年度の山梨県中学校総合体育大会、山梨県中学校選手権大会、山梨県中学校新人体育

大会における参加費につきましては、関東大会とは違い、別途計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

ありがとうございました。おそらくさっき紹介したように、各町村で、甲府市はもう生徒負担ですとなっているようです。いろんなチームが同じ大会へ行って、私たちは市がみてくれたよと、私たちは自己負担だよということになると思いますので、そういった対応をしてくれているということは大変ありがたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

志村清君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（　な　し　）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、１４番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

令和２年３月定例市議会にあたり、明政クラブを代表して質問をいたします。

昨年の１２月以降、中国の武漢で発生した新型コロナウイルスによる肺炎感染が日本をはじめ世界中、特にヨーロッパに感染が拡大し、一向に終息する気配はありません。国内においてもほとんどの都道府県に感染が広がり、県内においても感染者が出ています。

そうした中、安倍首相の突然の判断で全国一律の休校が始まり、市内の小中高等学校が３月３日の午後から春休みが終わるまでの間、休校になるなど大きな影響が出ています。その対策として、ようやく緊急事態宣言を可能とする特別措置法が１３日に参議院で成立いたしました。国が緊急事態宣言をすることで、自治体を通して外出の自粛やイベント会場の利用制限などが要請できるようになりました。

今後の感染の拡大が大変心配される中、世界経済が大きく混乱、減速し、かつてない経済の衰退と社会的な不安が広がっています。

またこの影響で、東京オリンピックの開催自体が大変危惧されています。一刻も早く原因を究明し、検査体制と治療・医療体制の充実を図るとともに終息を願うものであります。

こうした歴史的緊急事態の中ではありますが、質問をさせていただきます。

最初に、来年度予算の編成と自主財源の確保に向けて。

渡辺市長の１期目の任期が残りわずかとなり、総仕上げの年になっていますが、市政の重要課題にどう取り組んできたのか。来年度の予算編成にあたり、市長の公約が予算にどのように反映されているのか。また、第２次総合計画などに基づく事業の実現に向けた新たな取り組み、行財政改革を進めていく上で、今、何が必要なのか。引き続き厳しい財政状況が続く中で、公

共施設等の統廃合や新たに安定的な自主財源の確保等、創意工夫が求められていますが、以下伺います。

市長の公約の達成状況はどうか、市政の重要課題にどう取り組んできたのか。また当初予算への反映状況と健幸北杜の目指す主な事業は何か伺います。

２点目、歳入歳出予算にどう工夫して予算編成をしたのか。数年度には実質収支や単年度収支の赤字が予測されていますが、これらを踏まえた予算編成がされているのかどうか。

３点目、新たな自主財源の確保に向けてどんな取り組みを考えているのか。昨年からサイトを活用して、返礼品目を増やすなど、ふるさと納税の成果が出てきていますが、さらに増やす取り組みに努力をお願いしたいと思います。

４点目ですが、北杜市のオリジナル商品としてペットボトルを販売することや水資源を活かして水企業に供給するなどの取り組みは考えられないか。

次に、市職員の職場環境の充実に向けて。

組織の再編成により、この４月から新たに人事課が設置されるとともに、上下水道会計が公営事業会計に変わるなど組織体制が大きく変わろうとしています。この再編成に合わせて、臨時職員の皆さんも新たに会計年度任用職員として法的に位置付けがされました。市職員が明るく伸び伸びと仕事に専念できる環境づくりがまちづくりにつながります。これからの職場環境の充実、働き方改革への取り組みについて伺います。

１点目、職場環境の充実に向けて人事課の果たす役割は何か。

２点目ですが、行政組織体制の再編成により、各課、部局の名称などが大幅に変わりますが、市民への周知はどう図っていくのか。

３点目として、非正規職員から会計年度任用職員への移行に伴う不安解消に向けての取り組みの結果はどうだったでしょうか。

４点目、長時間労働の改善に向けての取り組み状況と年次休暇等の取得状況は改善がされているのかどうか。

５点目ですが、職員の適正配置について、異動の際、適材適所の配慮はどうされているのか。

次に、文化財の保存と支援について。

文化財は、長い歴史の中で今日まで守り、伝えられてきた貴重な国民的な財産であります。国、県、市町村は、特に重要な文化財を指定して保護・保存しています。一方で個人や寺社の檀家・氏子などの団体が所有・管理する文化財については、維持管理や修繕にかかる経費が個人などに重くのしかかり、大きな負担になっているのも現実であり事実であります。

さらに文化財の保護にかかわらず、過疎高齢化、少子化と人口減少の問題は、北杜市のみならず全国的な課題であり、近い将来、過疎高齢化や人口減少が原因となって地域の文化財が保存、継承できなくなる事態も大変危惧されるところであります。

貴重な文化財を後世に伝え、また適切に活用することは、地域への愛着を醸成し、地域の誇りを維持する上でも大変重要と思われますので、以下について市の取り組み、考えを伺います。

１点目、北杜市には指定文化財がどの程度あり、その現状、管理の状況を市が把握しているかどうか。

２点目、指定文化財の保存に向けて、補助制度と所有者等による補助制度の活用状況についてはどうか。

３点目として、文化財保護法が昨年度に改正されましたが、過疎高齢化、少子化に伴う文化

財の担い手不足、財源不足について、市の取り組みと考え方について伺います。

４点目として、白州町の台ヶ原宿の文化財の状況と今後の保護・活用について、市の取り組み、考え方について伺います。

次に、仮称大平ファーム太陽光発電事業計画について。

甲武信ユネスコエコパークに登録された区域の横尾山の南麓に大規模な太陽光発電施設の事業計画があり、去る１月２８日に須玉ふれあい館において発電事業の概要と環境影響評価方法書の住民説明会が開催され、市民約９０人が参加されました。その会場での意見のほとんどの方は反対の意見でした。その理由は、事業計画地は共有地であり、土地の所有者である共有地地権者のすべての方が同意（賛成）しなければ、この事業は実施できないのではないかとの質問に対し、事業者はそのとおりであり、これから同意を得られるように努力をしていきたいとのことでした。

本来、地権者全員の同意を得てから進めるべきものと思いますが、環境影響評価は、事前にできるのかどうか、市としてこの事業計画をどのように受け止め、事業者を指導しているのか伺います。

１点目、共有地の地権者の全員の同意（賛成）がなければ、環境影響評価を実施しても、この事業を進めることはできないとの解釈でいいのかどうか、市の考えを確認いたします。

２点目、環境影響評価説明会および調査は、共有地地権者の複数に反対があっても事前にできるものなのかどうか。

３点目ですが、説明会において、共有地の複数の地権者からこの事業計画について反対意見があったことについて市の見解はどうなのか伺います。

最後に、長坂駅のバリアフリー化と長坂駅特急停車について。

このことについては、過去に何回か質問をしていますが、現在までの進捗状況と今後の見通しについて伺います。

１点目ですが、バリアフリー化に向けてのＪＲとの協議状況について。

長坂駅のバリアフリー化、つまりエレベーター化の推進が大変遅れていますが、現在までの進捗状況はどうか伺います。

２点目として、長坂駅への特急停車の件については、ＪＲに要望しているとのことでしたが、ＪＲへの要望状況と今後の見通しはどうか伺います。

以上で明政クラブの代表質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

来年度予算の編成と自主財源の確保について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公約の達成状況と重要課題への取り組み、健幸北杜の目指す主な事業についてであります。

任期途中であることから、現時点で公約の達成状況を述べる時期ではないと考えております。これまで、市民の皆さまと政策を共有し、心を通わせて一歩進んだ北杜市を創るため、「市民一人ひとりが輝ける・愛でつながる北杜市」を目指し、「子育てと福祉」「雇用」「教育」「スポー

ツ」「女性の活躍」を基本に、市長就任以来、全力で取り組んでまいりました。

中でも、「子育て世代包括支援センター」や「移住定住・しごと相談窓口」の開設によるワンストップ相談体制の構築や、子どもたちへの学習支援や市内の名所等を訪ね、ふるさとの良さを体験する「ふるさと探検隊」などの「公営アカデミー」の創設、女性の活躍のための「就活女子会」や「女性起業家交流会」の開催、北杜高校の生徒と連携して商品開発を行う「食杜北杜」の取り組み、「きぼうの桜サミット」への甲陵高校生の参加を通じた地域間交流、オリンピック事前合宿誘致など、成果を上げてきたところであります。

また、こうした施策の具体化に当たっては、地域に足を運んで地域の皆さまと語る機会を持ち、細やかな部分も地域の皆さまの声を聞く機会を多くつくるべく、「飛び出せ　市長と未来を語る集い」をはじめ、様々な立場の方々の意見に耳を傾けてまいりました。

来年度においても、「第２次北杜市総合戦略」に市政の基本方針を柱に位置付け、これまでの取り組みに加え、「減災力の強いまちづくり推進事業」をはじめとする防災・減災対策や、「地域マイクログリッド構築モデル事業」、「しごと応援プロジェクト事業」や「ほくとの頑張る企業・女性の活躍応援プロジェクト事業」、「中高生の放課後の居場所づくり」等、実効性のある施策のための予算としており、引き続き「市民一人ひとりが輝ける・愛でつながる北杜市」に向けて取り組んでまいります。

次に、新たな自主財源の確保と、ふるさと納税についてであります。

自主財源の確保に当たっては、これまでも口座振替の推進やコンビニ納付、徴収業務の民間委託等といった市税・使用料等収納率向上策や、環境保全や芸術文化スポーツ振興のための協力金の創設、ふるさと納税制度の活用等に取り組んでまいりました。

今後も、これらの取り組みを引き続き進めるとともに、新たな自主財源についても、調査・研究を進める必要があると考えております。

また、ふるさと納税を増やす取り組みについては、来年度、事業者と協同し、魅力ある返礼品を用意するとともに、新たな寄附者獲得のため、市の魅力や特産品およびふるさと納税の活用方法を紹介する「ふるさと納税プロモーションサイト」を構築し、ＳＮＳを併用した情報発信や、民間の「ふるさと納税ポータルサイト」と連携した広告宣伝など、本市の魅力発信を強化してまいります。

ふるさと納税は、返礼品として用意する特産品を、全国にＰＲする有益な機会であり、地域産業の活性化に大きな効果をもたらします。

寄附金の事業活用方法をしっかりと説明する中で、引き続き本市の魅力を積極的に発信し、自主財源の確保に努力してまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

文化財の保存と支援における、白州町台ヶ原宿の文化財の状況と今後の保護・活用についてであります。

白州町台ヶ原宿は、「日本の道１００選」に選ばれ、江戸時代の宿場の面影を残す観光資源で

もあり、多くの方々に訪れていただいております。

台ヶ原宿には、県指定文化財「北原家住宅」、市指定文化財「台原家住宅」があり、台ヶ原宿の歴史の象徴であります。

「北原家住宅」は、平成２８年度から昨年度にかけて内装の修繕を行い、県と市が補助金を交付して支援いたしました。

市指定「台原家住宅」は、来年度、市が補助金を交付して屋根等の修理を実施いたします。

台ヶ原宿の状況は、平素より把握しているところでありますが、文化財所有者の意向、地域の考えも伺いながら、指定文化財を核とした地域づくりに寄与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市職員の職場環境の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、人事課の果たす役割についてであります。

「地方公務員法」等の改正への対応、「人事院勧告」を鑑みた給与への対応を行い、職員の処遇改善・適正化を図るほか、健康、悩み等を安心して相談できる体制を一層充実することで、職員が職務に専念できるよう努める役割があるものと考えております。

次に、会計年度任用職員への移行に伴う不安解消についてであります。

人事室からは、来年度に「会計年度任用職員」を任用する予定の部局等の担当職員向けに「会計年度任用職員制度」や処遇等に関する説明会など、きめ細かな対応を図ってまいりました。

また、本年度非常勤嘱託職員等として任用している方々には、昨年１１月以降、各部局等の担当職員からパンフレットを配布して、制度や処遇等に関する説明を行ってきておりますので、これまでに人事室には、新たな説明の要望や、質問等は寄せられておりません。

次に、長時間労働の改善と年次休暇等の取得状況についてであります。

本年度から客観的に職員の勤務時間を把握するため、タイムカードによる管理を行うとともに、時間外勤務の上限時間を定め、時間外勤務命令の適正な運用を管理職、職員に促しております。

昨年の年次有給休暇の取得状況については、平均９．５日で、近年３カ年が微減の状態となっていることから、本年は各部局等へ計画的な取得と、休暇を取得しやすい環境づくりを促すとともに、職員に対し月１日以上取得するよう指示したところであります。

次に、職員の適正配置についてであります。

職員には「私の希望と意見」として、異動希望や「管理職員昇任意向調査」を実施し、部局長等からは、職員の勤務状況や課題、来年度の業務等についてヒアリングを行っております。これらをもとに、人事評価の結果や職員の職務経験年数、年齢構成のバランス、人材育成の観点も踏まえ、人事異動を行っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

来年度予算の編成と自主財源の確保における工夫した予算編成と、将来見通しを踏まえた編成についてであります。

来年度の予算編成に当たっては、合併による普通交付税の優遇措置が終了することから、更なる財政健全化の取り組みを進めつつ、「第２次北杜市総合戦略」の着実な推進のため、国等の財源や有利な起債を最大限に活用しながら事業の選択と集中を図り、財政健全化と市政各般にわたる重要課題に対応することとしたところであります。

また、地方交付税措置のある有利な起債の積極的な充当や基金の活用、ふるさと納税等の自主財源の確保にも努めるなど、将来の財政状況にも配慮しながら、安全・安心で豊かな北杜市を目指し、必要な施策に取り組めるような、予算編成としました。

次に、市職員の職場環境の充実に向けてにおける、行政組織体制の再編の周知についてであります。

行政組織体制の再編における市民への周知については、すでに代表区長会をはじめ、市の広報紙やホームページを通じ実施しているところであります。

よりスムーズに移行できるよう、直接影響がある窓口での事前の情報提供に努め、各町で開催される区長会や地域委員会などにおいて、さらに周知を行ってまいります。

次に、長坂駅のバリアフリー化と長坂駅特急停車における、長坂駅への特急停車についてであります。

市では、これまでも県や中央本線沿線７市、ＪＲ東日本をメンバーとする、「中央本線の利用促進に関する研究会」の中で、中央本線全体の利便性向上に向けた、様々な要望も行ってきたところであります。

しかし、ＪＲ東日本によると、特急停車のダイヤ改正については、利用者の大幅増が大前提であるとのことであり、見通しは大変厳しいものと捉えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

来年度予算の編成と自主財源の確保に向けてにおける、水資源を活かした取り組みについてであります。

近年、水道水や水道水源の水をペットボトルに詰めた「ボトルウォーター」を各自治体のＰＲ用などとして製造している水道事業体が全国的に見受けられます。

本市における水資源を活かした取り組みについては、企業への供給も含め、様々な事例を参考にしながら、現在、研究を進めているところであります。

次に、仮称大平ファーム太陽光発電事業計画における、環境影響評価説明会および調査につ

いてでありますが、事業への反対の有無にかかわらず、「山梨県環境影響評価条例」に基づく適切な手続きがなされた場合には、実施できるものであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

仮称太平ファーム太陽光発電事業計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、共有地における地権者の同意についてであります。

「太陽光発電設備の設置と自然環境の調和に関する条例施行規則」において、土地所有者の確認に関し、賃貸借の場合、権利関係が確認できるものの添付を求めております。

当該事業計画についても、この規定が適用されるものと考えております。

次に、説明会での反対意見についてであります。

地権者の方から事業者と地権者間の契約上のトラブルに関する相談があったところでありますが、当事者間の民事上の話であるため、市としての見解を示す状況にはないと考えております。

次に、長坂駅のバリアフリー化と長坂駅特急停車における、長坂駅のバリアフリー化の進捗状況についてであります。

長坂駅のバリアフリー化を実現するためには、ホームのかさ上げとエレベーターの設置が必要であります。

このことから、現在、ホームのかさ上げについて、先行してＪＲ東日本に要望しているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

文化財の保存と支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指定文化財の現状と管理状況の把握についてであります。

市内には国・県・市指定を合わせ、現在２０１件の指定文化財があり、日常的な管理は、所有者および管理者において行っていただいているところであります。

国および県指定の文化財の管理状況は、山梨県が委嘱した「文化財保護指導委員」２名が定期的に巡視し、県および市に結果を報告していただいております。

市指定文化財については、「北杜市文化財保護審議会委員」からの情報提供に加え、市職員が定期的に巡回し、指定文化財の管理状況を把握しており、さらに、台風等が発生した場合は、その都度、市職員が、被害発生が懸念される文化財の緊急点検を実施しております。

次に、指定文化財の補助制度とその活用状況についてであります。

指定文化財については、国・県・市それぞれに補助制度があり、本市では、「北杜市文化財保

護条例」および「北杜市文化財保存事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付して、修理等の保存事業を支援しております。

補助制度の活用状況ですが、合併以後、本年度までに１６０件の交付実績があります。

昨年度の交付実績は９件、３７９万６千円であります。

次に、過疎地域の高齢化等に伴う文化財の保存伝承の担い手不足、維持管理の財源不足に対する市の取り組みについてであります。

過疎地域の高齢化、少子化による担い手不足、財源不足の懸念と対策は、本市だけでなく全国に共通する課題であります。

改正「文化財保護法」では、市町村が指定する「文化財保存活用支援団体」が文化財所有者の維持管理を支援する制度が、新たに設けられました。

今後は「文化財保存活用支援団体」に指定できる団体等の有無を調査し、担い手不足に備えたいと考えております。

また維持管理のための財源不足については、「北杜市文化財保存事業費補助金交付要綱」に国の補助制度に準じて、所有者等の財産状況に応じて支援する仕組みを設けております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

すべての項目について再質問をさせていただきます。

最初に、来年度予算の編成と自主財源の確保に向けて再質問をいたします。

１点目として実質単年度収支が数年後には大変赤字になります。基金の取り崩しを余儀なくされ、繰上償還もできない状況になると思います。今から、その準備、対策が必要であると思いますが、どう対応していくのか。

２点目、ふるさと納税については、昨年からサイトで募集してから大幅に伸びて、北杜クラブの答弁でもありましたように、７倍、９千万円、３月末には１億円近くになるかもしれませんが、その要因は返礼品目として北杜市特産品を２００種類以上に拡大したことにあります。今後、ふるさと納税を大幅に増やす取り組みをお願いしたいと思います。

営業意欲のある職員を庁内外から募集して、例えばふるさと応援課を立ち上げるなど検討し、大幅な増収を目指していただきたいと思います。これは自主財源だと私は思っています。

県内でも富士吉田市で昨年３０億円、県内の１０市町村が１億円以上であります。ですから創意工夫をすれば、だいぶ、ふるさと納税が集まると思いますので、ぜひそのへんは検討していただきたいと思います。でも、職員の皆さんは大変、私は努力していると思いますが、さらに努力をお願いしたいと思います。

そして３点目、本市の財産であり宝である水資源の有効活用について、先ほど答弁では例えばミネラルウォーター、特産品としてふるさと納税でかなり人気があります。市には第三セクター、企業と連携して白州町に水源池、市が管理しているものがあります。ぜひ、そのへんを検討して、市内の水企業に供給する。そうすればある程度、自主財源として、だいぶ財源として確保できるのではないか。また、今、地下水採取の適正化による条例もありますが、そうい

う面も踏まえて適正な水資源を有効活用してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

以上３点について、再質問をさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

実質単年度収支の赤字に備えた対応という質問でありますけども、財政の中長期的見通しにおいても、令和５年度以降、合併による優遇措置がなくなるということなどの影響により実質単年度収支が悪くなってくるということで見込んでいるところでありまして、引き続き健全な財政運営に努めていく必要があると考えているところであります。

そのためにも先ほどの答弁にありましたように、事業の選択集中ということが必要になってくるということでございます。それに加えて、現在策定中の公共施設個別計画の取り組みを進めることによって、少しでも経常的な経費を縮減していくということでございます。また、市税、使用料、協力金、ふるさと納税などの自主財源の確保とともに国の経済対策などの活用、また地方交付税措置のある有利な起債の充当をしながら事業執行にあたりまして、その中で余剰となった資金について、積極的に基金に積み立てるなどをして対応してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

明政クラブ、相吉議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の関係を私のほうからお答えさせていただきます。

北杜市ふるさと納税のプロモーションサイトや、それからポータルサイトへの広告、それからメーリングリストを活用した定期的な情報発信ということをやっていこうと。それから返礼品目をどんどん増やしていこうということを来年度、計画しております。

そういったふうな中で、今まで１，３００万円ほどだった、ふるさと納税が９千万円を超えるまでになった。たしかに職員の努力があります。そういった中で今現在の体制ではちょっと厳しい部分があるということから、今後は、課などを設置してございませんが職員の数を考えた中で対応していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

水資源を活用した自主財源の確保というようなご質問だと思います。

自主財源の確保についての水資源の活用ですが、先ほど言いました廃止となった水源というのもあります。この水源は１０年以上前に廃止しておりまして、揚水ポンプ等も撤去しているところから、現在、活用できるか分かりませんが、長期未使用の井戸は取水管のさびなどによ

り取水が難しい場合も考えられます。

また、いずれにしましても自主財源の確保につきましては、引き続きまして、先ほどの議員のご意見、ご提案も含めて、様々な事例を参考にしながら今後も研究を進めてまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

財源の関係で、長期財政見込みというのがあって、来年、令和３年からは繰上償還ができないという状態です。令和５年からは実質単年度収支が２億円、５億円、８億円、９億円と令和８年からはマイナスになるんですよね。そうした意味で、自主財源の確保が必要ということで、先ほどふるさと納税の確保、上には上がいます。大阪では１００億円、２００億円という、そこは極端ですが、やはり財政力指数もまだ４０何％、５０以下だと思うんですね。そうした優秀な職員がいますので、プロジェクトチームをつくっていただいて、そういう水資源を有効活用できるか。例えばミネラルウォーターは、羽村市に行っても、私たちが訪問すれば出てきています。ですからそこは活用して、ふるさと納税の返礼品としてすれば、自主財源の確保に結構有効活用できるではないか、その２点について、もう一度答弁を求めます。

○議長（中嶋新君）

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

明政クラブ、相吉議員の再々質問にお答えいたします。

ふるさと納税の関係です。

今現在、２００品目を超える返礼品というものが集まってまいりました。しかし、北杜市はお宝のまちですから、まだまだ返礼品はたくさんあると考えております。そんなことから、また来年度においても、説明会をして、その返礼品の事業者の発掘をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

相吉正一議員、水を利用した、いろんなそういうトータルの話を聞いていますか。

いいですか、今の答弁で。よろしいですか。

ほかに質問はありますか。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

それでは次に、市職員の職場環境の充実に向けて再質問をいたします。

１点目として、会計年度任用職員数は、当初予算では一般会計が７２１人、特別会計では４４人、合計で７６５人が予算措置されていますが、現時点での新年度の採用予定者は何人程度が決まっているのか、伺います。

２点目として、時間外労働はどの程度、改善がされているのか。

３点目として、特にメンタル面等で長期休暇、休職している職員の早期職場復帰に向けて人

事課の果たす役割がどう変わるのか。また、定期的に休職職員を訪問するなど、職場復帰に向けての支援、フォローはされるのかどうか。

３点、伺います。

○議長（中嶋新君）

相吉君、最初の新採用の職員は通告にないので、それは質問と認めません。

あとは人事課の役割のことを聞いていますか。

その点についての答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

明政クラブ、相吉議員の再質問にお答えいたします。

時間外労働、どの程度改善されたかということでありますが、平成３０年の４月から３１年の１月まで、これは病院の職員を含めまして約５万時間の時間外。３１年の４月から令和２年の１月まで、同じ時期を比べた場合、時間外の時間数は約４万８，３００時間。これは比較しますと、約１，７００時間少なくなっているというふうな状況であります。これが改善されたかなというところであります。

それから休職している職員等のフォローということだと思いますが、休職している職員については、まずしっかり休んでもらう、休業に専念してもらうということを指導しております。早くに復帰にしても、途中でまた再発されてはいけませんので、しっかり休んでくださいということを申し上げている。

それから職員が仮に復帰プログラムに基づいて復帰した場合も、こまめに人事のほうでは確認をしていこうと。今もやっておりますが、そういったこと。それから所属長にも環境整備、働きやすい環境をつくってくださいというお願いをしております。

いずれ新年度から人事課ができますと、職員の兆候をいち早く察知して、未然に防げるような体制を整えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

再々質問ということで、今、新型コロナウイルスの発生で３月３日の午後から３月２０日までの間、臨時休校に伴う非正規職員、いっぱいいるんですよね。図書館の職員、給食センターの職員の賃金は補償されるのかどうか。

また、２０日以降も延長される可能性がありますが・・・。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君、通告にない範囲の質問は。

○１４番議員（相吉正一君）

そのへん関連はしていませんかね。

○議長（中嶋新君）

通告にない質問は認められませんので。

○１４番議員（相吉正一君）

それでは、次に、いいですか。答弁ができないということで。

○議長（中嶋新君）

答弁ができないのではなくて、質問ができないと言っているんです。答弁をする必要はございませんけども。

そのほかに質問はありますか。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

それでは、次に文化財の保存と支援について再質問をいたします。

１点目として、補助対象になる事業とはどのような事業をいうのか教えていただきたいと思います。

２点目として、台ヶ原宿は台ヶ原市を開催するなど地域をあげて活性化に取り組んでいます。指定文化財を核にした地域づくりに寄与するとは、具体的に言えばどのようなものなのか伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

相吉正一議員の、明政クラブの再質問にお答えいたします。

補助事業の数の内訳というようなご質問だと思います。

国、県、市の指定にかかわらず、先ほど補助制度の活用状況ということで、合併以後、本年度までに１６０件の交付実績があるという答弁をさせていただきました。そのうち、松くい虫など天然記念物の病虫害防除事業、あるいは建造物の防災設備点検事業、神楽等の無形民俗文化財の伝承保存事業、こういう経常的なものが主でございまして、全体の約１３５件程度。そのほか、本格的な保存修理事業といたしまして、重要文化財、八代家住宅などの建造物の修理、屋根葺き替え事業等が９件。天然記念物の樹勢回復、枯れ枝伐採等の事業が１３件。史跡の環境整備事業が２件。仏像の盗難防止措置等が１件。計２５件。これで１６０件というような内訳でございます。

続きまして、台ヶ原宿で行っている台ヶ原宿市、この開催が地域をあげて活性化に取り組んでいる事業だということで、指定文化財を核とした地域づくりの具体的な取り組みというようなご質問かと思います。

なかなか指定文化財を核とした地域づくりの具体的な取り組みというのは、非常に難しいことではございますけれども、甲州街道の宿場町である白州町台ヶ原宿において毎年１０月中旬に行っているものでございまして、地域の皆さんが文化財等も活用しながら地域の活性化への取り組みを行っている事業でございます。このような取り組みにつきましては、改正文化財保護法の趣旨にあった取り組みであるというふうには考えております。

今後については、文化財を活用した地域づくりにつきまして、地域の皆さんが今まで地域の宝として守り育ててきた地域の財産であるということを踏まえまして、将来に向けても地域の向上や地域活性化を地域で考えていただくということが第一であると考えております。

その上で、文化財保護法に則った対応については、検討していくというようなことでござい

ます。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

次に、仮称大平ファーム太陽光発電事業計画について、再質問をさせていただきます。２点伺います。

この事業計画、説明会の開催にあたり市には事前に相談があったのかどうか。

２点目として、太陽光発電施設に関する条例が昨年１０月から施行されていますが、条例以前に設備認定、今回の事業計画は２６年の３月３１日に設備認定されています。今回のケースのような場合、この事業計画に対して事業者をどう指導していくのか。共有地地権者の複数の同意が得られていないので、現状では申請することはできないと思います。すべての方の同意を得てから、改めて条例に基づき申請手続きになるとの理解でいいのか、確認したいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

相吉正一議員の、明政クラブの再質問にお答えいたします。

まず、事業計画につきまして、事前に相談があったかというご質問ですが、事前には、事業計画の詳細な相談はございませんでした。

それから２点目の、当然、条例の中では地権者の同意の確認をしなければならないということになっておりますので、当然、全員の確認ができる書面をもって条例の協議が進められていくものと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

最後に、長坂駅のバリアフリー化と長坂駅特急停車の件について再質問をさせていただきます。

１点目ですが、いろいろなハードル、問題があると思いますが、地域住民の長年の思いを理解していただき、早期にエレベーター化が実現できますよう最大限の努力をお願いしたいと思います。

２点目、昨年の１２月の山日の新聞報道で塩山駅、山梨市駅、石和駅は特急の停車が決定したので、私は長坂駅の特急の停車を期待していました。残念ながら長坂駅の特急停車はできませんでした。なんとか峡東地域のように、特急の停車ができるように、より強い要望をＪＲにお願いしていただきたいと思います。これは長坂総合支所にも移住定住しごと窓口ができてい

ます。１千人ぐらいの移住者が相談に来る。電車で来ると思いますので、そのへんぜひ、ＪＲのほうへ再度、要望をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

相吉正一議員の、明政クラブ代表質問の再質問にお答えいたします。

まず最初に、私のほうからは長坂駅への特急列車の件についてであります。

長坂駅につきましては、首都圏からの移住定住の受け入れの重要な玄関口であると考えております。今後も引き続き地域と一緒に長坂駅の利用促進を図りながら、県および中央本線沿線の関係自治体と連携をしながら、要望活動をしてまいりたいと考えているところです。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

相吉正一議員の、明政クラブの再質問にお答えをいたします。

早期のエレベーターの実現というところでございますが、エレベーターの設置につきましては、まずは先行しましてＪＲにおきましてホームのかさ上げが必要になるというところでございますので、今後も機会あるごとにＪＲ東日本にはかさ上げについて、地域の長年の熱い思いがあるということでございますので、最大限の要望活動に努力をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○１４番議員（相吉正一君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

相吉正一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（　な　し　）

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

先ほどの明政クラブ代表質問の、相吉正一議員の再質問のところで、通告にない新型コロナウイルスの休職対応についてということを、議長の注意にかかわらず再三において質問しました。

議会運営委員会の委員でもある相吉正一議員にちょっとお尋ねしたいこともありますので、明日の議会運営委員会の招集をお願いします。

○議長（中嶋新君）

・・・秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

ご回答は、どのようなご回答をいただけるんですか。

○議長（中嶋新君）

では本日、散会のあとに議会運営委員会を開催したいと思いますので・・・。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

今日は時間も経過していますので、明日で私はいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

承知いたしました。

それでは明日、９時半から議会運営委員会を開きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

本日、午前中は予期せぬ議場の器具の故障によりまして午後からの会議となりました。

ご迷惑をおかけいたしましたが、皆さまのご理解とご協力によりまして大変遅くの会議となってしまいましたが、本日の日程を終了することができました。

皆さまのご協力に心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は３月１７日、午前１０時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　８時３２分

令 和 2 年

第１回北杜市議会定例会会議録

３月１７日

令和２年第１回北杜市議会定例会（４日目）

令和２年３月１７日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告
日程第１　会派代表質問
　　ほくと未来　加藤紀雄君
　　無所属の会　栗谷真吾君
日程第２　一般質問
　　２番　　池田恭務君
　　６番　　清水敏行君
　　５番　　藤原　尚君
　　３番　　秋山真一君
　　２２番　　秋山俊和君
　　９番　　齊藤功文君
　　１２番　　原　堅志君
　　２１番　　内田俊彦君
　　１５番　　清水　進君
　　１０番　　福井俊克君

２．出 席 議 員　（２１人）

１番	栗 谷 真 吾	２番	池 田 恭 務
３番	秋 山 真 一	４番	進 藤 正 文
５番	藤 原　 尚	６番	清 水 敏 行
７番	井 出 一 司	８番	志 村　 清
９番	齊 藤 功 文	１０番	福 井 俊 克
１１番	加 藤 紀 雄	１２番	原　 堅 志
１３番	岡 野　 淳	１４番	相 吉 正 一
１５番	清 水　 進	１６番	野中真理子
１７番	坂 本　 靜	１８番	中 嶋　 新
２０番	千 野 秀 一	２１番	内 田 俊 彦
２２番	秋 山 俊 和		

３．欠 席 議 員　（ な し ）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（４０人）

市長	渡辺英子	副市長	土屋　裕
政策調整参事	櫻井順一	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	丸茂和彦	企画部長	山内一寿
市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
生活環境部長	早川昌三	産業観光部長	清水博樹
建設部長	仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	上村法広	農業委員会事務局長	有泉賢一
明野総合支所長	清水能行	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋　智	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	八巻弥生	小淵沢総合支所長	宮川勇人
白州総合支所長	大輪　弘	武川総合支所長	堀込美友
総務課長	加藤郷志	企画課長	中田治仁
財政課長	加藤　寿	地域課長	大芝　一
防災調整監	坂本賢吾	収納課長	渡辺美津穂
健康増進課長	小泉雅人	環境課長	浅川和也
農政課長	小澤永和	林政課長	浅川知海
観光課長	小尾正人	まちづくり推進課長	中山由郷
用地課長	皆川賢也	教育総務課長	堀内典子
生涯学習課長	廣瀬公明	学校給食課長	河手　貴

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	平井伸一
〃	進藤修一

開議　午前１０時００分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は２１人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、水石政策秘書課長は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（中嶋新君）

日程第１　会派代表質問を行います。

はじめに、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、１１番議員、加藤紀雄君。

加藤紀雄君。

○１１番議員（加藤紀雄君）

ほくと未来を代表し、令和２年度北杜市一般会計予算に関する重要施策２項目について質問をさせていただきます。

今から５６年前、１９６４年に第1回の東京オリンピックが開催されました。そのときはわが国が戦後の焼け野原から復興を成し遂げ、自信と誇りを持って高度経済成長へと新しい時代へ踏み出していく、そのことを世界へ発信する大イベントでありました。

オリンピックをきっかけに開会日の１０月１０日は国民の祝日、体育の日と定め、国民皆スポーツとして全国的に生涯スポーツが盛んとなり、健康づくりとして、また娯楽として生活の中でのスポーツが広がっていきました。

その成果として、世界の頂点を目指し、多くのスポーツで活躍するアスリートたちが輩出されるとスポーツのレベルアップとして、またスポーツ愛好者の底辺拡大として発展してまいりました。

この半世紀は、スポーツはもとより経済や政治、国際、科学等、幅広い分野において国民が一丸となり、未来へ向かい躍動感を持ち世界各国から注目されながら、世界の中で先進国として認められる日本の姿を求めてきた期間、日本国が大きく発展し、そして変遷してきた時代であったと思います。

今年は半世紀分の、あの感動を再びといっても過言ではない２０２０オリンピック・パラリンピックの開催の年であります。

東京オリンピック・パラリンピックは、あの２０１１年3月１１日発生の東日本大震災、異常ともいえる激震、そしてその後の津波によるかつて経験したことのない未曾有の大災害でありました。あれから9年目を迎えましたが、被災者の皆さまはいまだ復興等で不便をしいられている状況下にあります。

２０２０東京オリンピック・パラリンピックは、その東日本大震災からの復興を願う開催でもあります。半世紀ぶりのテレビを通しての、また目の前でのアスリートたちの最高のパフォーマンスから、夢と感動と明日へのエネルギーを受け止め、国民一丸となって新たな時代へ歩みだすきっかけになってほしいと願わずにはいられません。

全国多くの自治体がオリンピック・パラリンピックにいろいろな立場で参加する中、北杜市も外国選手の事前合宿地として白州町でのフランスのビーチバレー、また長坂町でのフランスのＢＭＸ、そして小淵沢町県営馬術競技場でのオリンピック関係合宿が予定されております。

選手団を歓迎し交流し、そしてオリンピックへの参加、協力の中で国際交流を通し、国際都市北杜市へ向けて前進していくきっかけとなってほしいと願っております。

今、新型コロナウイルスの感染者が世界に拡大しておりますが、一日も早い終息期を迎え、今年がオリンピックイヤーとして、わが国はもちろんでありますが、北杜市にとっても大きな節目、飛躍の年になることを期待しております。

さて、安倍総理は第２０１国会の施政方針の中で、一億総活躍社会の項目で、わが国には意欲と能力あふれる女性たちがたくさんいます。すべての女性に活躍のチャンスをつくり、その持てる可能性を十二分に開花することができれば、日本の経済社会は一変するはずですと、社会での女性の活躍、女性の地位向上に向けて力強く述べておりました。

１９９９年に男女共同参画社会基本法が施行される等の法整備がされ、推進体制が整ってくるに従い、社会的にも女性の地位向上への意識改革も図られてまいりました。

しかし、3月８日の朝日新聞によりますと世界経済フォーラムの男女格差、ジェンダーギャップの最新の報告書で、日本は過去最低の世界で１２１位であることを考えますと、男女共同参画社会の実現に向けては、まだまだ大きな課題、たくさんの課題を抱えており、いまだ道半ばであると思います。

そのような社会状況の中で、渡辺市長は、県下初の女性市長、全国的にも数少ない女性市長として選出されましたことは、北杜市は、他地域に比べ「男女共同参画社会」、即ち社会での女性の活躍、女性の地位向上等の住民意識の高い地域であることも考えられ、住民の期待は大きいことと思います。

市長就任以来、注目され、期待され、それに応えるための全力疾走の３年数カ月であったことと思います。

市民の多くが渡辺市長に期待することは、女性の視点を大切にした、女性の視点からの政策であり、行政推進であると思います。

いよいよ、本年４月にスタートする「第２次北杜市総合戦略」におきましても、「女性が活躍しやすい環境づくり」・「女性の積極的な社会参画」を一つの大きな柱に掲げ、様々な取り組みを進めようとしております。

渡辺市長は、今年の新年のあいさつの中で、ふるさと北杜を思いあい、気づける心、感謝の心を大切に手と手、心と心を通い合わせながら愛でつながる北杜市を共通の思いとし、「お宝いっぱい　健幸北杜」を推進していきますと述べておりました。

まさに、その言葉が目指すものが女性の視点であると私は認識し、期待をしております。

以上のことを踏まえ、以下３点についてお伺いいたします。

１点目でありますが、就任以来の３年間で、女性の視点から計画し、実践してきた主な施策・事業と、その成果についてお伺いいたします。

２点目でありますが、「第２次北杜市総合戦略」に込めた、女性活躍のビジョンについて。

３点目でありますが、過去３年間の実績を踏まえ、令和２年度予算に計上した、女性の視点からの事業等についてお伺いいたします。

以上３点、よろしくお願いいたします。

２項目めでありますが、農業振興策についてであります。

平成２９年３月に策定した第２次北杜市総合計画における農林業の推進の中で、農地の遊休化、農業者の高齢化や後継者不足、農業人口の減少が深刻な状況になっています。

新規就農者および営農組織の育成や市内農畜産物の販路拡大等を図るとともに市民農園、観光農園等の農地の多様な活用、特産品の開発やブランド化を推進する等、時代のニーズに応じた対策が必要になっていますと、現状と課題を捉えておりました。

また、国では２０２１年度を開始年度とした５年間の新たな食料・農業・農村基本計画を現在、策定中でありますが、その計画の中で中山間地域は農村人口の急激な減少、高齢化に伴い農業生産のみならず地域社会の維持も困難になる地域が増加することが予想される。このままでは農業生産が継続できず、国民への食料の安定供給が損なわれる事態となりかねないと、わが国の農業の将来に向けての問題点を指摘し、中長期的な観点から農業・農村に及ぶ影響を見越した上での、施策の方向性を定める基本的な考えを示しております。

このような中、将来に向けて、多くの課題を抱えている北杜市の農業は、農地が年々遊休・荒廃化する傾向にあり、農業従事者の高齢化、担い手不足等により、地域の農業離れは否めない状況下にあります。

一方、集落営農組織の増加、また若者を主体とした新規就農者も増えてきております。農業企業の参入等、地域農業の将来へ向かって明るい兆しも見えてきている状況下にあります。これは、北杜市が農業を地域の基幹産業として位置づけ、北杜市誕生以来１５年余にわたり取り組んできた、その成果の表れであるかと思います。

農業は食料生産という重要な使命を担っており、活力ある地域形成の基盤であるため、大切に護り、拡大・発展させていくことが今、求められております。

このような状況を踏まえ、以下３点についてお伺いいたします。

１点目でありますが、北杜市の農業の現状について。

総農地面積とそのうちの耕作放棄地面積。

集落営農組織等の状況。組織数・耕作面積、主な生産作物等について。

新規就農者数。過去５年間の受入数とその後の定着人数、また主な生産作物について。

そして認定農業者数と農業企業数についてお伺いいたします。

２点目でありますが、北杜市の農業振興のため、令和２年度予算で取り組む主な事業についてお伺いいたします。

３点目でありますが、農業の活性化のためには、ＪＡ梨北や農業振興公社等関係機関との連携が重要であると思いますが、今までの取り組みと将来へ向けての取り組み目標についてお伺いいたします。

以上２項目について、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

女性の視点からの事業推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、女性視点の政策についてであります。

この３年間、「ふるさと北杜を大切にしたい」「誇れるふるさとを次世代につないでいきたい」という一心で、様々な課題に取り組んでまいりました。

少子化対策は、喫緊の課題であり、安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくりを進めるためには、生活と仕事との調和が必要であり、市役所から推進体制を整えるため、平成２９年１月に、「北杜・イクボス宣言」を行いました。現在の「働き方改革」につながるものと注目をいただきました。

同年４月には、「北杜市子育て世代包括支援センター」を開設し、情報提供や助言とともに、関係機関との迅速な連絡調整を担う「利用者支援専門員」を配置し、相談体制の充実を図ったところであります。

「つどいの広場」も併設した同センターには、現在、常に多くの親子が集い、子どもたちの元気な声が響き渡っております。

また、木の温もりを大切にした保育園の建設や、学校へのエアコン設置のほか、「公営アカデミー学習応援」など、地域で子育てを支える仕組みづくりにも取り組んでまいりました。

一方、高齢者福祉においては、誰もが積極的に外に出かけ、より大勢の人たちとおしゃべりができるよう、支え合い外出支援サービス「でかけーる」や「公民館カフェ」の取り組みをバックアップするとともに、より安全なマイカー利用をサポートするため「ペダル踏み間違え防止装置」への助成を県内でいち早く創設したところであります。

また、女性の間で常に中心的な話題に挙がる「食」は、本市の「お宝」を輝かす鍵の一つと考え、「食杜北杜」として、高校生の柔軟で、豊かな発想力と、地域企業の優れたノウハウとのマッチングを試みたところ、新たな地域ブランドの芽が育ち始めたところであります。

このほか、「就活女子会」「女性消防団員活動支援」「美からの健康教室」「おはよう　朝ごはん」、甲陽病院での「産婦健診」など本市独自の施策、事業を進めてまいりました。

次に、「令和２年度予算への事業等」についてであります。

令和２年度予算では、「第２次北杜市総合戦略」における各種事業を「みんなでつくろう　健幸北杜」を合言葉に、市民や企業の皆さまと協働の下、積極的に事業を展開してまいります。

「第２次総合戦略」では、１年間の議論を経た結果、プレ計画の６３６事業から約８００事業に大幅に増えております。

このうち、主な事業としては、少子化対策事業として「ほくとっこ誕生事業」をスタートし、子どもの誕生をすべての市民の喜びとして、第１子から祝金、祝品を贈呈してまいります。

保育園においては、更なる食育の推進を図るため、幼少期から「地域のおいしいお米」を知ってもらおうと、「炊きたてのごはん」による完全給食をスタートさせ、先月開設した「中高校生の居場所」においては、利用する子どもたち自らが進める居場所づくりを応援してまいります。

「高齢者福祉の充実」においては、健康寿命の延伸プロジェクトの中において、地域支援事業の見直しを図り、フレイル予防に取り組んでまいります。

「防犯・防災・交通安全対策の充実」においては、「北杜市国土強靭化地域計画」の策定を進める中、各地域の「一時避難所の改修支援」、消防団への「簡易発電機」の整備、移動式の「ト

イレトレーラー」の整備を進めるほか、「電気の停まらないまち・医療機関」を目指し、北杜サイト太陽光発電を活用した「地域マイクログリット構築モデル事業」にも着手してまいります。

「女性が活躍しやすい環境づくり」においては、「あなたが輝ける場所がある」をテーマに、「女性の活躍応援プロジェクト」をスタートしてまいります。

この事業では、市内で活躍する女性を中心に「北杜市応援隊「女性活躍推進チーム」」を立ち上げ、女性自らが考え、自らが取り組む「女性が輝けるまちづくり」を進めてまいります。

「移住定住の促進」においては、新たな雇用企業の創出を目指し、「しごと応援プロジェクト」をスタートさせます。これにより、移住者、若者の就業支援を拡大させてまいります。

来年度事業の一部を紹介させていただきましたが、本市においては、これまでの施策の成果により、若者、子育て世帯が増加傾向にありますので、引き続き、一生涯健幸で幸せと感じられる「健幸北杜」の実現に向け加速させてまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

女性の視点からの事業推進における、「第２次北杜市総合戦略」での女性活躍ビジョンについてであります。

「女性が活躍できるまちづくり」については、「第２次北杜市総合計画」や「男女共同参画推進プラン」の下、鋭意取り組んできたところでありますが、平成３０年１月に宣言した、「お宝いっぱい　健幸北杜」では、「若者と女性の活躍」を市政における５本柱の一つに位置付けたところであります。

このことに伴い、子育て支援をはじめ、雇用、健康づくり、防災など、様々な分野の施策・事業において、女性の活躍が共通のテーマとなっております。

女性にとって魅力的な仕事づくりや職に就いていない女性の掘り起こしは、国が進める地方創生でも重要課題として、あげられておりますが、「第２次北杜市総合戦略」においても「女性が活躍できるまちづくり」を進め、その成果を「ふるさと北杜」における生活の魅力として、発信していくことが、これからも「住みたいまち北杜市」を揺るぎないものにしていくことに、つながるものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

農業振興策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農業の現状についてであります。

昨年４月１日現在、市の農地面積は７，０８８ヘクタールで、耕作放棄地面積は１，２２５．２ヘクタールであります。

集落営農組織等の状況は、昨年４月１日現在で、組織数２１組織、耕作面積３５０ヘクタールで、生産作物は米を中心に、そばや大豆などの土地利用型作物を生産しております。

また、新規就農者数は、平成２６年度から３０年度までの５年間で、５１経営体、定着数は４８経営体で、露地野菜を中心に少量他品目の農産物を生産し、営農しております。

認定農業者数は、昨年４月時点で２１５経営体で、うち法人が７９経営体、個人が１３６経営体であり、参入企業数は、昨年度末で２１社であります。

次に、令和２年度予算の主な事業についてであります。

中山間地域においては、農村人口の急激な減少、高齢化に伴い、農業生産のみならず地域社会の維持も困難となっていることから、新たな担い手の確保および地域農業の継続が、喫緊の課題となっております。

来年度は、本市において、就農を希望する移住者等が多いことから、就農に向けた相談業務の充実や、「農業次世代人材投資事業」を活用し、新規就農者の支援を行い、本市の新たな担い手の確保に努めてまいります。

また、生産面においては、水田を有効活用するため、付加価値のある水稲栽培を「梨北農業協同組合」等と推進し、転作田を活用した、戦略作物および高収益作物の生産拡大を図るため、「経営所得安定対策事業」を推進してまいります。

さらに、遊休農地の発生・防止を図るため、醸造用ぶどうの栽培を予定している、農業生産法人の参入に伴い、「小淵沢町尾根地区」や「武川町中山地区」の「圃場整備事業」を新たに進めてまいります。

併せて、防災・減災の観点から、農業用施設の整備を進め、県営土地改良事業を活用して、「女蚊窪」、「五町田」、「神田」の３カ所のため池整備を計画し、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

なお、来年度から、「中山間地域等直接支払制度」は５期目を迎え、制度改正もあったことから、農業者が安心して制度に取り組めるよう、説明会を実施し、協定農用地の拡大を推進するとともに、「多面的機能支払交付金事業」についても、農地の維持に向け、各組織からヒアリングを実施する中で、積極的に支援を図ってまいります。

次に、農業の活性化についてであります。

「梨北農業協同組合」とは、消費者が求める安全・安心で、高品質な作物の生産拡大を図るため、生産技術の向上に関し、協力体制を構築してまいりました。

また、「北杜市農業振興公社」とは、農業に関心を持つ若者から団塊の世代まで、幅広く人材を確保するとともに、市の農業の中核を担う、認定農業者や農業生産法人等の育成、企業の農業参入の推進など、未来を支える多様な担い手づくりを進めるため、農地の流動化を中心に、連携して業務を進めているところであります。

今後も、「梨北農業協同組合」、「市農業振興公社」など、関係機関と連携し、本市で農業を営む農業者の、生産量拡大および所得向上に結び付くよう事業を進めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

加藤紀雄君の再質問を許します。

再質問はありますか。

加藤紀雄君。

○１１番議員（加藤紀雄君）

答弁ありがとうございました。

それでは２項目につきまして、順次再質問をさせていただきます。

まず、女性の視点からの事業推進につきましては、広範にまた詳細な答弁をありがとうございました。

答弁を聞きながら、３年余りでありますが、本当に多くの女性の視点からの事業、また特色ある事業に取り組んできたことを改めて認識したところであります。

そこでこの実績を踏まえ、さらに推進するため、令和２年度予算に計上した女性の視点からの事業のうち非常に力を入れております少子化対策事業の中で、ほくとっこ誕生事業と保育園の完全給食化事業について、その事業に取り組む背景と目的、そして事業の内容、そしてこの事業が目指すところの効果等について、もう少し詳しく答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の再質問にお答えいたします。

来年度から取り組みます２つの事業についてのご質問についてですが、まずほくとっこ誕生事業についてですけれども、これまで定住促進の一環として第２子は５万円、第３子は３０万円、それから第４子以降は５０万円を出産祝金として贈呈してまいりました。

子どもの誕生というのは、両親や家族にとって大きな喜びであり、希望の光でもあるのではないかと思っております。また、誕生したすべての子どもは北杜市の宝でもありまして、市民全体の喜びでもあるというふうに思っております。

そこで来年度から第１子の子からすべての子どもの誕生に対しまして、一律１０万円の祝金の贈呈と、それから両親がその子の命名に込めた思いというのがあると思いますので、その込めた思いとか、願いをいつまでも大切にしたいということから、その子の名前を刻んだ印鑑を記念品として贈呈してまいりたいと考えております。ほくとっこの誕生というのを家族とともに北杜市市民みんなで祝福をして、子どもたちの健やかな成長を願いたいと思っております。

そしてもう１つの、保育園の完全給食についてですが、保育園の給食はこれまでご飯をご家庭から持参をしていただいておりましたが､本年１０月をめどに各保育園でご飯を炊きまして、炊きたてのご飯を子どもたちに提供するというものでございます｡この完全給食を通しまして、北杜市はおいしいお米の産地であるということ、それから豊かな自然の恵みによりおいしいお米ができるということ、それから生産者への感謝の気持ちというのを養う、そのような北杜市の農文化や食文化を継承し、また北杜市ならでは食育、地産地消の強化と、それから郷土愛の醸成というものを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

加藤紀雄君。

○１１番議員（加藤紀雄君）

女性の視点からの事業推進につきましては、ありがとうございました。

それでは次に農業振興策について、再質問をさせていただきます。

北杜市の農業の現状は、農業者の高齢化、農業人口の減少、特に水稲においては機械化への過大な負担や土手の草の管理等、大きな課題を抱えている現状にあります。その中で、答弁で集落営農組織が２１あるとのことでありますが、北杜市の現在の、また将来の農業を守り育て発展させていくためには重要な組織であるかと思います。農地は年々、その組織に経営委託や作業委託等も含め集中してくることを考えますと、これがなければ、北杜市の、この地域の農業が立っていかないではないかと思われるぐらい、重要な位置を占めてくると思います。しかし現状では、組織の構成員の高齢化等に伴い、後継者の確保が困難等の課題を抱えての経営であり、その農地が集約してくる、その要望に十分応えることができるかどうか、不安もあるわけであります。

そこで現状は中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度等の国の支援策があることから、この組織の経営も成り立っている、この現実もあるわけであります。そこで、その制度を取り入れ実行するについて、事務的な部分でありますが、計画づくりや申請等の事務処理が農繁期と重なってくることもありますし、農地が集約してくるに従って、相当、その事務量が膨大になってくる現実があります。農作業が忙しい中で、これらを日常業務で、その処理も含めますと大変過大な負担になっている、こんな声を多々、組織等から聞くわけであります。

そこで、このような大切な、これから、現在も、この地域の農業を担っているわけでありますが、これからは特に重要になり、この地域を担っていただかなければならない、このような組織を維持・発展させるためには、何か市の支援策も必要ではないか、こんなことを考えるわけであります。

例えば、農作業は営農組織で対応すると思いますが、せめて大変になってくる、過大な負担になってくる事務処理等について、農業振興公社等に職員を配置し、事務処理の指導、支援体制を取って営農組織を支援することが市としてできないかどうか、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

ほくと未来、加藤紀雄議員の再質問にお答えいたします。

担い手組織の活動の中で、中山間地域直接支払制度および多面的機能交付金が担い手を支えていると。その中で、各組織の事務処理が非常に大変だということでございますけれども、この各協定組織の事務処理の軽減については、令和元年度の中山間地域直接支払制度について１６４協定、また多面的機能支払交付金事業は９５協定でありまして、北杜市では県内でも特に多く、一番多く、こういう組織が活動を、この事業を取り込んで活動をいただいているところであります。

この取り組みによりまして遊休農地の解消や農業水路の改修など、農地、農業用施設の維持管理が図られている現状もあります。また、この取り組みによって本市の集落営農組織の活動支援や作業の軽減が図られている状況にあることも事実でございます。

しかしながら、これらの各組織からは構成員が高齢化し、事務作業自体が煩雑で難しいとの

意見を伺っておりますので、市では事務の軽減について県を通じて国に要望しているところでもあります。

また、協定組織の事務作業の軽減を図ることにより、協定に取り組む組織の維持、さらには協定面積の拡大を推進してまいりたいと考えているところでもあります。このため、協定組織の事務処理について、専用の組織を立ち上げて対応しています他県での先進事例を市の農業振興公社とともに今年度、視察を行ったところでもあります。市農業振興公社等が事務作業の委託を請け負い、協定組織の農業者の負担が軽減できるような取り組みについて、今後検討を進めているところございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

加藤紀雄君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（　な　し　）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、無所属の会の会派代表質問を許します。

無所属の会、１番議員、栗谷真吾君。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

３つの項目にわたって質問をさせていただきます。

まずはじめに、消防団のあり方についてです。

近年の気候変動の影響を受けてからか、北杜市に限らず国内外において未曾有の災害による甚大な被害が頻繁に起きている。

こうした事態に伴い、消防団の活動についても地域防災の観点から抜本的な見直しが急務と考えることから、市の姿勢について以下、質問します。

１．平成３０年１２月議会での一般質問の中において、在籍していても消防団の活動に参加しない（もしくはできない)、いわゆる幽霊団員の人数を尋ねたところ、「現在調査中」とした答弁があったが、その調査結果について伺う。

２．上記調査結果を踏まえ、現行の定数は適切と考えるか。

３．本部付でなく、各分団に所属している女性消防団員はいるか。

４．新入団員確保の実態について、市としてどの程度把握しているか。また、消防団員数は年々減少傾向にあるが、今後も現状の対策で団員を確保し続けていけるとの認識か。

５．現在と北杜市合併時の、団員平均年齢と在籍年数平均値を伺う。

６．今年の出初式において、従来の一隊での操法披露から旧町村単位での一斉操法披露に変わった。そのことにより事前練習などで団員の負担が増えてしまったということを耳にしている。市としてはこの点についてどのような見解を持っているか。また、操法披露の方法変更に関して、役員会などでもかなり紛糾した分団もあったようだが、その点について市はどのように考えるか。

２点目は、市立小中学校適正規模等審議会の状況等についてです。

昨年、渡辺市長の意向を受けて設置された市立小中学校適正規模等審議会。これまで２回の

審議会が開催され、今年に入り８カ所で住民説明会も開催されました。

地域コミュニティの核となっている学校のあり方は、今後の北杜市を担っていく子どもたちにおいて非常に重要なポイントになることから、市の姿勢について以下、質問します。

１．住民説明会で出た意見はどういったものがあったか。

２．住民説明会のやり方について、市としては適切なものだったという認識なのか。

３．住民説明会の中でしきりに答弁していた「白紙」という意味は、以前に市が答弁していた「中学校の統合は避けて通れない」としたことも自紙に戻す、ということなのか。

４．今後の審議会開催通知や審議の内容など、どのような方法で周知していくのか。

５．来年度より開催される予定のワークショップは、どこがイニシアチブをとってやるのか。そもそもワークショップを開催する旨は、審議会の中で承認を得ているのか。

６．市立小中学校適正規模等審議会とした名称ということは、審議会の中では小学校に関しての審議を行うことも問題ないと考えているのか。

３つ目ですが、市内太陽光発電設備の状況等についてです。

北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例が昨年１０月１日に施行されましたが、依然として太陽光発電設備の設置が止まらない状況が続いています。また、近隣住民からの反対の声も依然としてあがっている状況に対し、市の姿勢について、以下質問します。

１．現時点での市内の設置済み太陽光発電設備および認定済み未稼働案件は、それぞれ何件あるか。

２．条例施行後に事業の許可を認めた件数は。また、条例施行後に事業の許可を認めなかった件数は。

３．北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備に関する検討委員会において提言された、架台のＪＩＳ規格遵守を担保するための文書、もしくは強度計算書の提出を義務付ける項目を条例案に入れなかった理由は何か。法的には何ら問題のないとの理解だが、具体的な根拠も含めた見解を伺う。

４．今後も設置されていくであろう未稼働の太陽光発電設備や、すでに設置されている数多くの太陽光発電設備は、将来のまちづくりにおいて悪影響がまったく出ないと言い切れるか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

消防団のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新入団員確保についてであります。

少子高齢化の進行と若者世代の人口流出、消防団を敬遠する若者の増加などにより、各分団や部において、新入団員確保に苦慮していることは承知しております。

しかし、消防団は市民の生命や財産を守るため、火災予防や消火活動、防災や災害対策活動、行方不明者の捜索などを行う重要な組織であることから、一般団員の確保のほか、消防団ＯＢなどを対象とした「機能別消防団員」の確保についても、現在、「北杜市消防団活性化検討委員

会」で検討をしているところであります。

次に、今年の出初式における操法披露についてであります。

操法披露については、各分団で議論があったことは承知しておりますが、操法訓練は、消防団員として火災現場での消火活動を行うことを想定した最も基本的な訓練であります。

訓練をしない団員が現場に出ることは大変危険であり、場合によっては、命を落とす可能性もあることから、現場で適切な方法で消火活動を行えるよう各分団により訓練を行っており、その日ごろからの訓練の成果を市民にも理解していただくため、出初式で披露しております。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

市立小中学校適正規模等審議会の状況等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、住民説明会の進め方についてであります。

「北杜市中学校の適正規模等検討に係る地域説明会」では、中学校におけるこれまでの経緯や現状を説明し、市民の皆さまからご意見をいただくことを目的に実施いたしました。

本説明会では、分かりやすい資料を用意し、開催時期や回数についても考慮して開催したことから適切と考えております。

次に、「白紙」の意味についてであります。

少子化に伴い生徒が減少する中で、中学校の統合については、避けては通れない課題であり、議論が必要だと考えていることから、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」の中で、慎重に審議いただきたいと考えております。

次に、ワークショップのイニシアチブと審議会での承認についてであります。

来年度予定しているワークショップについては、審議会が主催するものであり、内容は審議会で決定しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

消防団のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、幽霊団員の調査結果と現行の定数、各分団所属の女性団員についてであります。

昨年度、各分団を通じて、名簿記載の住所や連絡先に打診しても連絡がつかず、なおかつ消防団活動にも参加していない団員は、１４名でありました。

適切な消防団員の定数については、本年度設置した「北杜市消防団活性化検討委員会」において検討しているところであります。

また、各分団に所属している女性消防団員は、現在長坂分団に１名おります。

次に、団員平均年齢と平均在籍年数であります。

昨年４月１日現在の団員平均年齢は３９．６歳で、平均在籍年数は１１．９年、合併時の平成１６年１１月１日での団員平均年齢は、３６．６歳で、平均在籍年数は９．３年であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

市内太陽光発電設備の状況等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、太陽光発電設備設置状況についてであります。

国が公表した情報によると、昨年９月末の北杜市の状況は、認定件数が２，８４１件、うち導入件数が１，８６３件となっております。認定件数から導入件数を差し引いた９７８件が未稼働件数となります。

次に、条例施行後の事業許可件数についてであります。

本年２月末までにあった申請のうち、許可件数は３７件、不許可はありません。

次に、架台のＪＩＳ規格遵守を担保するための文書、もしくは強度計算書の提出を条例に入れなかった理由についてであります。

ＪＩＳ規格遵守については、「電気事業法」に基づく規定であり、国が確認すべきものであるため、条例には規定しなかったところであります。

次に、太陽光発電設備と将来のまちづくりについてであります。

本条例は、太陽光発電設備の設置に当たり、本市の有する豊かな自然環境および美しい景観ならびに市民の安全・安心な生活環境の調和を図り、もって魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、制定されたものであります。

このため、条例の適用を通じ、市民生活への影響を最小限に抑えることを想定したものであり、太陽光発電事業に伴う、影響のすべてをシャットアウトすることを担保するものではありません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

市立小中学校適正規模等審議会の状況等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、住民説明会の意見についてであります。

主なものは、小規模校のメリット・デメリットについてのご意見、教員数、部活動に関するご意見、また、子どもたちの意見を聴くべきであるとのご意見などがありました。

次に、審議会開催通知や審議内容の周知方法についてであります。

審議会の開催や審議内容については、「北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、公表いたしました。

次に、小学校に関しての審議についてであります。

本審議会は、「北杜市立小中学校適正規模等審議会条例」第２条の規定おいて、小中学校の適正規模に関することを含めた諮問に応じることとしており、小学校に関する審議は問題ないと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は１１時１０分といたします。

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時１０分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

栗谷真吾君の再質問を許します。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

３つの項目にわたって再質問をさせていただきます。

まず、消防団のあり方についてですけども、幽霊団員の人数を１４名ということで答弁をいただきましたけども、定義というか考え方の違いもありますけど、要はうちの分団でも連絡がつくけど、ほぼ参加しないという団員というのがいて、たぶんおそらく市内にもそうした団員なんかもかなり多いんではないのかなと思っていますので、市の考える、そういった定義での１４名とは別の、隠れた幽霊団員と言うんですかね、そういうのもいるかと思うので、ちょっとそこらへんの、もし実態調査もしてもらえると、より見えてくるのかなと思っています。

それに絡めての質問になりますけども、そういった幽霊団員ですとか、新入団員確保ですとか、あとは答弁の中でも平均年齢もやはり上がっているというところも共通することですけど、やはり次の担い手みたいなものがいない地域というのが増えてきているように思います。私自身も所属する区も今年度はなんとか４人、入団してくれたんですけど、もう次の担い手がいないという状況になっています。そうしたことから、長く団員として貢献してくれている方も今のままですと、この先、入れ替わりで退団をすることができないというような状況になるのかなと思っています。

そうした状況は以前からもあったわけですけど、平成２８年の９月１日に北杜市消防団活性化検討委員会が作成した北杜市消防団の活性化についてという提言書が市に提言されています。その中では、先ほども答弁がありましたけど、機能別団員についての検討を要するとした内容が記載されていましたが、この機能別団員というのをやはり活用していくのは僕も良い方法だと思っています。その中で、そうしたことから、この点が要は市に提言されてから４年ほど経つわけですが、この機能別団員というのは、現在、市内にいるのかどうかということ。それと、その機能別団員の報酬などの規定などというのが今の時点であるのかどうかということを１点、質問です。

次が時代に合わせて消防団員の負担を減らしていく必要があるというふうに強く感じるわけ

ですが、今年の出初式ではその操法披露に関わる団員が例年よりも増えたということで、事前練習も含めて多くの団員の負担があったかと思います。たしかに答弁で言われたように、消防活動では大事な一つの取り組みだとは思いますけれど、ただ、大泉の役員会ではこれについて否定的な意見もたしかに多くて、それがもとで団員同士のちょっとしたいざこざというのも起こってしまったので、こうしたことから団員の士気にも影響してくることなので、トップダウンというか、やはりそういった現場の声をちゃんと拾い上げていく中で、こういうことをやろうとかということを決めてほしいと思うので、ぜひそうした働きかけを市のほうからお願いできないかなと思っていますので、その点の見解を伺います。

それともう１点が、新たに新入団員が入らない一つの要因として懸念していることは、出初式で、寒い中でコートとか防寒着を着ることが禁止というか、着ないでということが挙げられるのかと思っています。一つの予想として。団員の体調管理に対してもケアが非常に重要だと思っている中で、もし仮に体調不良者が出てしまったら今後にも影響してくるのかなと思っています。目的が服装を統一することなのだとしたら、ぜひ統一した防寒着を用意するなどして対応すべきと考えるんですが、この点の見解を、以上よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

３点でいいですね。

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

無所属の会、栗谷真吾議員の再質問にお答えいたします。

最初に幽霊団員の関係です。

１４名ということで、市のほうでは把握しているんですが、実際に、これは連絡がつかないというふうな団員です。よって、報酬も当然振り込みません。中には連絡はつくんだけども、参加しないという方がいらっしゃると思いますが、そこまでは市のほうで把握しておりませんので、実際に本当に連絡がつかない、活動に参加していないという団員を１４名と捉えております。

よって、今後、登録はしているけども、住所も分かっているんだけれども、出てこないという方については、また幹部会のほうでそういった団員についてはどんなふうに指導していくかということは検討していきたいと思います。

次に新入団員の平均年齢も上がってきていると。機能別団員ということですけども、機能別団員は消防団のＯＢを中心に考えていこうということになっています。実際、今現在でも２地区にそんなふうな協力できる体制が整っているというのは聞いております。今後はもう少しそういった組織を増やしていきたいということと、今現在は、その機能別団員という、ＯＢの方たちの協力隊というのは、いわゆる消防団というふうな位置付けになっておりません。ですから当然、ケガをしたときの補償だとかそういったものも充実していないことから、今後は機能別消防団員というものをしっかりと消防団としての中に明確に位置付けて、そしてそういった補償もしっかりやっていくべきではないかということで、今、検討会の中でも話し合われています。

次に防寒着ですね。今、出初式も今までの形態をある程度、見直してきて、できるだけ時間短縮をしていきましょうというふうなことはやってきております。実際に具合の悪い方は各分

団の中で、例えばその当日、具合が悪ければ休んでいてもらうというふうな措置。あるいは立っていたときに立ちくらみだとか、そういったものがありますから、そのときは座ってもらって、他の団員がその隊列の中から外へ連れていっていただくというふうな方法をしております。今のところ、そろえた防寒着でということは考えておりません。

○議長（中嶋新君）

ほかに。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

では再々質問ですが、機能別団員のことで検討しているということで、現在はＯＢを中心にということでの答弁でしたけれども、１つのアイデアとしてですが、例えば勤続年数の長い団員を一般団員から機能別団員に切り替えるなどの検討も必要なのかなと思っています。出初式ですが、勤続２０年などの表彰もあるかと思いますけど、これは表彰できる一方で、裏を返せば消防団を退団できないでいる表れの一つなのかもしれないというふうに考えています。消防団に１回入ったら抜けられないということが、その新たな団員の入団を躊躇する要因の一つにもなっているかと思いますので、ぜひちょっとこの点も踏まえて検討いただければと思いますが、改めてこの見解を伺うのと、あとは来年度予算で、その防災・減災に力を入れたとしていますが、やはり消防団が本来の機能を果たすための施策というか、早急に行っていくべきと考えています。本当に現場ではなんとかしてほしいという声が日に日に増してきているように感じます。ぜひ本日出た意見ですとかを検討委員会だけでなくて、その幹部会ですとか、それぞれの分団でざっくばらんに議論できるように、市としてぜひ働きかけをしてほしいと思っています。それが北杜市消防団の士気を高めて、地域の防災力を高めていくことにもつながっていくというふうに思っていますので、ぜひその点の考えを聞かせてもらえればと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

無所属の会、栗谷議員の再々質問にお答えいたします。

長い団員を機能別団員に切り替えていくというふうな方法も一つあるんではないかというご意見だと思います。

実際、今、検討会の中でも定数の見直しも併せて行っております。そうしますと、今現在、１，８８４人というものも場合によっては変わってくる可能性もあります。そうしますと、今、団員が各分団、何々部が２０人というものがあるとすれば、それは１５になるかもしれないし、あるいはほかと一緒になるかもしれないということになります。たしかに年齢が５０を過ぎてもいなければならないというところもあります。そういった方々を１つの考えとして、機能別団員ということもあると思います。これについては、検討会の中の１つのテーマ、意見としてあげさせていただきたいと考えております。

それから若い方の消防団員の意見だとか、そういったもろもろのことを踏まえて、消防団員の意見を幹部会の中でもいろいろ議論してもらいたいということだと思いますけれど、今やっている検討委員会、それから消防の幹部会の中でも各分団で、分団長が若い団員からの意見も聞いてきている例もあります。これについては十分、今後も議論はしていこうということで、

前向きに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

前向きな答弁、ありがとうございました。僕もぜひ自分自身でも考えていきたいと思っています。

次ですが、市立小中学校適正規模の件での再質問ですが、答弁の中で中学校の統合は避けて通れないという答弁をいただいたかと思うんですが、白紙に戻すといった中で、中学校の統合は避けて通れないというのがちょっと僕の中でどうしてもイコールにならなくて、その点をちょっと改めてどういうことなのかというのを説明いただきたいんですが、併せて今回のそもそもの議論を行うとした理由が何なのか、ちょっと今の答弁で逆に分からなくなってしまったので、改めてちょっとその点を教えていただきたいのと、昨年１２月に開催された、この審議会へは傍聴に行ったんですが、そのときの傍聴、私だけだったんですね。僕自身調べた限りですと、この審議会の案内というのがどこにも掲載されていなかったんです。通常であれば市のホームページ等に掲載があるかと思うんですが、それもなかったんですよね。私はたまたま審議委員にお会いする機会があって、こういう審議会があるよという情報をいただいたので傍聴ができたのですが、後日、市民の方から傍聴を検討していたのに参加できなくて残念だとした声が寄せられました。そうしたことから、そもそもどこが、こういった周知みたいなものの責任を持って日程ですとか、情報を開示しているのかということと、来週開催予定の審議会はもうすでにホームページに掲載がありましたが、ぜひちょっとこうした事態が起こらないように周知徹底をしていただきたいと考えますが、この点の見解を伺います。

それともう１点が、ワークショップの件なんですが、昨日もその件もありましたけど、なんかワークショップの内容が正直言ってよく分かりません。現時点で、市としてどういった内容を想定しているのか。そしてワークショップのゴールみたいなものを定めているのか。ちょっとその点を改めて伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

無所属の会、栗谷真吾議員の再質問にお答えいたします。

まず、白紙の意味ということでございますけれども、今回、審議会に諮問したことは、要は学習環境とか、あるいは教育環境、様々変化している中で、少子化も一つのことであります。このような様々な問題、課題、こういうことがあることによって、学校教育環境とか、あるいは学習環境、こういうものも審議会において予断なく調査審議していただくというような意味合いでございます。

次に２点目でございますけども、そもそも、なぜ審議会をしたのかというような、議論の理由ということでありますけども、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、社会を取り巻く環境が様々変化しておりまして、それに対応することも審議していただくというよう

な中で、条例に基づきまして審議会を立ち上げ、教育委員会のほうから諮問をしていただいたということでございます。

３番目といたしまして、１２月の審議会の開催についての公表がホームページに載っていなかったというようなことでございますけれども、確認したところ、載っていたということでございまして、そこについては審議会の中で、審議会の庶務担当は教育委員会でございますので、教育総務課のほうで今後ともしっかりやっていくということでございます。

続きまして、ワークショップの内容等のご質問ということでございます。

来年度、ワークショップの開催ということも審議会の中での了解事項とはなっております。内容等については、今年度、地域説明会、そういうものを通じまして市民の皆さんに理解を深めていただきながら、来年度は様々な議論を地域の中でしていただく。それの意見集約というような形になろうかと思っておりますけれども、内容等については新年度、今後、審議会の中で審議をしていただくというようなことでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

ホームページに載っていたということで、ごめんなさい、こちらで見落としがあったのかもしれないので、その点は申し訳ありませんでした。

再々質問になりますが、この審議会開催の周知だけではなくて、審議の内容も議事録等で公表はされているとは理解しているんですが、一つ提案になるんですが、公共施設の再編の議論などは広報ほくととかでシリーズで掲載されていましたけれど、ぜひ同様にこの審議会ですとか、ワークショップの様子ですとかという内容を広報ほくとにも連続して掲載していただければ、市民の多くの方の目にも留まるのかなと思いますので、その点の見解を改めて伺います。

それともう１点が審議会での議論と同時並行して、きっとやるとは思いますけども、市としても積極的に情報提供を行っていってほしいと思っています。審議会で出た情報ですとか意見やアイデアなどについても、ぜひすぐに調査・研究をしていくことで、よりスピーディに結論を出せることになるのかなと考えますので、この点の答弁をよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

無所属の会、栗谷真吾議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の審議会等の内容につきまして、あるいは今やっていることについての情報提供ということでございますけども、広報紙等でシリーズ化するということでございますけれども、公共施設等の関係、あるいは公共交通等の関係につきましても、広報紙でシリーズ化してやっております。それらの内容についても、私ども承知しておりまして、良い結果が出ているというふうには認識しておりますので、今後、審議会の審議内容、あるいは適正規模等の審議の内容につきましては、広報紙等で市民の皆さんのほうにできる限り、審議会の審議を経た中での情報提供をしてまいりたいと考えております。

そのほか、次のご質問、審議会は審議会で調査・審議していただくということですけれども、教育委員会、事務局といたしましても、この問題につきましては、事務段階としてしっかり調査等はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

最後、市内太陽光発電設備の状況等についての再質問になりますが、答弁の中では３７件の許可を認め、許可をしていないものは１件もないということでしたが、許可を認めた事業の中に建設等、反対する人がいるとした上で許可を出した案件というのがあるのかどうかという確認と、ＪＩＳ規格の件ですが、国がやるもので市としてはチェックはしないというような答弁だったかと思うんですが、そもそも条例をつくるにあたって、そもそもこういった件をチェックするような人員配置の検討ですとか、その配置にかかるコストの試算などはしていたのかという質問です。強度は電気事業法で適合義務があって、それに則って太陽光を設置しなさいというルールがあるわけで、答弁にもありましたけども、それを要はきちんと遵守しましたよという誓約書のようなものの提出を求めるということであれば、職員にも特に負担がかかるものではないというふうに考えています。これについては昨年の条例案が上程された際に、架台の強度計算をしたことを確認する誓約書の提出を義務付ける修正案のほうを提出させていただいています。結果はご存じのとおり否決となってしまったわけですが、要はこの点を踏まえて、条例の改正を含めた市の見解を改めてお伺いします。

それともう１点が、架台の強度基準を満たしていない既設案件みたいなものを市はどの程度把握しているのでしょうか。また、そうした案件に対してどのようにして市は対応するつもりなのか、この点の見解を伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の再質問にお答えをいたします。

まず、許可したものの３７件のうちの中に反対運動のものがあったかというようなところかと思いますが、現状、関係法令に基づいて確認をしておりますので、地域住民にも当然、説明責任も果たしているというところでございますので、現状の把握の中では私どもでは把握ができていないというところであります。

それから架台の確認の中で、調査コスト等の試算をしているかというような内容かと思いますが、これにつきましては、あくまでも私どもの条例の中では国が確認すべき基準というところでございますので、そこの部分については試算はしてございません。

それから誓約書を出させるべきというところでございますが、これも答弁の中でも触れてはないですが、まず条例を制定することにつきましては、法的になんら問題がないというところではございますが、許可基準等につきましては、国の法令と条例との間の矛盾や抵触がない。また合理的かつ相当な範囲の規制であって、最小限度である必要があるということの中で、電

気設備の技術基準の適合義務につきましては、電気事業法および関係法令に基づく規定でありますので、法の規定による処置を講ずることを想定しており、強度計算書の提出の義務、あるいは誓約書の項目を条例には入れていないというところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

では１点だけ。関係法令に基づいて、書類上での把握は、市は反対の声があったかどうかというのは認識していないということですので、とするともしかしたら声なき声で、書類上では見えないけど、反対の声があっても許可されたものがあるという可能性はあるという理解でいいのか、その点だけ。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

栗谷真吾議員の、無所属の会の再々質問にお答えをいたします。

許可の中に反対の声があったのではないかというところでありますが、現状の中では私どもではそういった部分については把握ができていないという答弁の繰り返しになりますが、そういったものにつきましては、明確に私がこの場でお答えすることは難しいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

これで栗谷真吾君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

池田恭務君の関連質問を許します。

○２番議員（池田恭務君）

無所属の会の代表質問の関連質問をさせていただきます。

まず、市立小中学校適正規模審議会の状況等についての部分で何点か伺います。

先ほど住民説明会は、大変分かりやすい資料を準備しましたということで、自己評価としては大変よかったということだったんだろうと思います。思いますが、私も全８回出席しましたけども、大変意見の出にくい説明会であったと思います。これは審議会の委員たちも何名かいらっしゃっていて、教育委員会の事務局の皆さんと立ち話されているような会話の内容を聞いていましても、そういった同様の指摘をされて、ぜひ次の説明会では改善していただきたいですという、なんかそんな話し合いもされていたかなと思いますが、改めて今回の住民説明会をどう評価されているのか。また、ぜひこれは審議会の中でも改めて振り返りをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうかというのがまず１点目。

次が中学校の統合は避けて通れない、なんだけども白紙、ゼロベースで議論してくださいというところのさっきの説明がやっぱりよく分からないんですよね。なので、再確認ですが市としては、市長としては、もう統合は統合なんですと。なんだけども、例えば４校にするのか、２校にするのか、１校にするのかですとか、どことどこの組み合わせなのかですとか、では統

合したときはスクールバスをどうするのかとか、なんかそういったことをゼロベースで検討してくださいと、そういう意味でのゼロベースなんでしょうか。そこの確認をさせてください。

次が、審議会の通知ですね、開催通知。ホームページに出ていましたということで、これは教育委員会に限らずなんですけども、この開催通知というのはルール上、１週間前に通知するということだと思うんですが、ぜひ関心を持っている方が多いので、決まった段階が１週間より早いのであれば、今後はぜひ早めに通知していただけると、より関心のある方が傍聴に行けていいのかなと思いますので、そちらの見解をお願いいたします。

次が今後、予定されているワークショップですけども、これは審議会の中で決められました、承認されましたというようなことかなと思うんですが、これはすなわち、審議会の中で別の提案、検討の提案、それはワークショップをやめるということに限らずですね。ワークショップをやりつつ、ほかの検討のステップを入れましょうとか、ほかの手段も入れましょうみたいな提案があったりする場合、それは審議会で承認される場合はそういった、より重厚的なと言いますか、検討のアプローチも、これから変更の可能性はあり得ると、そういった理解でいいのか伺います。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

無所属の会、池田恭務議員の関連質問にお答えします。

１点目の、今回の地域説明会の評価ということで、再度のご質問でございますけれども、今回の地域説明会、審議会の中で審議していただいた資料等の提供の中で学校の現状とか、あるいは生徒数の推移、国の方針、こういうものをご説明し、意見を伺うということを目的として開催をさせていただいているということの中で、今回、８地区で開催をし、様々な意見を伺うことができ、また私ども庶務としても良い意見が出た中で、今後に生かせる、しっかり審議会のほうに報告ができているというようなことの中で、よい地域説明会でなかったかと考えております。

続きまして、審議会の中で白紙の意味という、再度のご質問でございますけども、これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、年々、社会情勢、こういうものが常々変化しております。その中で、学習教育環境も変わっていきます。課題とか問題もあろうかと思います。そういうものにつきまして、先入観を持つことなく、ゼロベースの中で審議会において調査・審議していただくということでございます。

続きまして、審議会の通知、審議会があるという開催の広報でございますけれども、これにつきましては、北杜市の審議会等の会議の公開に関する要綱の中で１週間前にという規定もございます。今後とも私どもにつきましては、この規定を遵守しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、来年度予定されているワークショップ等でございますけれども、審議会の中でワークショップの方法、あるいは別の提案、そういうものが出た場合の対応につきましては、これは審議会の中でご審議していただくということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

それでは再々質問ですが、１点だけですが中学校の統合は避けて通れないということで、過去にはそういう文字でも書かれていて、統合前提なんだろうと捉えておりました。それ自体は私は否定するつもりはないです。これはもう政策決定なので、そういった案があっても、それは問題ないだろうと思います。ただ、本当に分からないのが統合ありきだと思っていたんですけど、そうではなくなったということなのか。もともと統合ありきではなかったんですよということなのか。今のご答弁でも社会情勢が変わってくるからうんぬんという話なんですが、それは今に限ったことではなくて、常にそういう話であるので、改めて確認したいんですけども、今回の審議会というのは、審議会と言いますか、一連の流れと言いますのは、あくまでもゴールとして統合というものがあるというわけではなくて、すべて様々、ゼロベースで様々なことを検討していくと。その結果、統合もあるかもしれないし、統合ではないという選択肢もあるかもしれないしと。そういうことでいいんですよねという確認を最後させてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

無所属の会、池田恭務議員の関連の再々質問にお答えをいたします。

再度、白紙の意味ということで、中学校の統合については避けて通れないというようなことでございますけども、これにつきましては、当初、今回、教育長答弁の中でも少子化に伴い生徒数が減少する中で、中学校の統合については避けて通れない課題だということで議論が必要だという答弁をさせていただいております。

その中で、審議会においても今回、８月に諮問をさせていただきますけども、そういうことの中で諮問をさせていただき、調査・審議をしていただくということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

関連質問をするときは、最初にこの項目、この項目と述べてからしていただくことがルールですので、最初に２番目の関連のみということで伺っておりますので、以上で質問を打ち切ります。

○２番議員（池田恭務君）

確認してよろしいですか。

○議長（中嶋新君）

答弁漏れ。

○２番議員（池田恭務君）

今の説明の確認だけよろしいですか。今の議長の説明の確認だけ。

○議長（中嶋新君）

それは無理です。確認とか。

以上で質問を打ち切ります。

これで無所属の会の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩は撤回いたします。

再開いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第２　一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、１０人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に無所属の会、８分。次に無会派　清水敏行君、１５分。次に北杜クラブ、５４分。次にともにあゆむ会、１５分。次に公明党、１０分。次に日本共産党、４分。最後にほくと未来、１０分となります。

なお、申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしくお願いします。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

ちょっと確認しておきたくて、お話をさせてもらいます。

先ほど、無所属の会の代表質問の関連質問でございますが、確認をしっかりしておきたいと思いまして、お尋ねします。

最初に、関連質問をする方は例えば代表質問が３項目、２項目とありますね。項目ごとに質問したい場合は項目をまず先に議長に許可を得ておく。そして、１項目めの再質問、再々質問まではよろしいと。許可を得た場合には２項目めの再質問、再々質問までよろしいと、こういう理解ですよね。それを先に謳っておかないと、例えば代表質問が１０項目あろうが、そこへはいけないと。要するに１項目だけで終了ですよと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

そのとおりです。おっしゃるとおりです。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

これは、議会運営委員会と全議員の中での申し合わせ事項で決定していることだと私は認識しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

おっしゃるとおりでございます。そのように議会運営をさせていただいております。

以上です。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

発言の許可、ありがとうございます。

今まさに秋山議員が確認されようとしていたことを、私もそういうことですかということで確認しようとしたんですけども、秋山議員に質問していただいたので明確になったと思います。大変ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

それでは順次、質問を許します。

最初に無所属の会、２番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

無所属の会の一般質問をさせていただきます。

まず１点目になります。いじめ対策として「行政的アプローチ」の検討をということで質問させていただきます。

学校にていじめが繰り返し発生することから、これは全国的にということですけども、繰り返し発生することから、その再現性の高さの要因として、従来の「教育的アプローチ」の限界という仮説を設定し、「行政的アプローチ」に挑戦されている自治体があります。教育委員会の機能不全といった報道も全国的にあるわけですけども、問題視されるケースが多いことは、これは否定できない状況だろうと思います。

いじめかどうかを判断するのは学校でも教育委員会でもなく、ましては議会でもなく、判断するのは法とガイドラインであるというふうに捉えております。市教育委員会は法やガイドラインに沿ってこなかったというような、そういった報告がいったん解散されました第三者委員会から指摘を受けたことは記憶に新しいところであります。

寝屋川市では、「いじめゼロ」に向けて教育委員会ではなくて市長部局に「監察課」を設置し、いじめの初期段階から対応する体制をスタートしているというふうに聞いております。これまでは主に学校現場が対応してきたわけですが、そこに新たな視点を持って取り組む挑戦であるということです。教育委員会を窓口とせず、第三者機関に近い立場で調査に当たると。通報があれば原則いじめとみなして調べる。児童生徒や保護者、学校などからいじめに関する通報を受け、関係者への聞き取りを通じて実態を調査する。そのように寝屋川市の資料には記載がございました。

いじめ判定会議で加害者と認定した児童生徒と保護者には、是正を促す。さらに刑事告訴や民事訴訟など「法的アプローチ」を行う場合の弁護士費用も一部市が負担する条例も可決したということであります。これは「行政的アプローチ」に実効性を担保する役割を期待してのことで、大変な覚悟を感じるところであります。

監察課の体制は弁護士やケースワーカーなどで構成されるそうですが、第三者的である必要があるので、もし当市でやる場合は外形的、公正性を担保するためには市外在住で市と関係ない人材の登用が必要だろうと。様々な工夫も必要なんだろうなと捉えているところです。

こうした取り組みにより、現場の教員の皆さまも、より予防に注力ができるということで働き方改革にもプラスとなるということが期待されているといわれております。市職員に対するいじめ、社会人でいうとパワハラですとかセクハラみたいなものかと思いますが、その調査も対象としているそうであります。

このような挑戦ができるのは、市長のリーダーシップあってのこと。合わせて、その挑戦を認める議会あってのことというふうに考えます。「市民である児童・生徒を、いじめという人権侵害から守る」という担当者の言葉に心強さを感じるところです。

質問ですが、北杜市においても同様の制度を検討すべきというふうに考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、合併時に整理された新市建設計画の達成状況と今後に向けた考えはということで、２つ目の項目に入ります。

峡北地域合併協議会が作成した［新市将来構想「人と自然が躍動する環境創造都市」を目指して］という冊子がございます。「地域の特性や課題から導き出される施策の実施により、１０年後に実現される新しい市の具体的な姿や将来見通しを描いた」というふうにされております。［新北杜市建設計画］というものには、さらに具体的な内容の記載もございます。読み進めますと実現されたこと、現在進行中のもの、今もなかなか難しい状況に見えるものなどございます。

渡辺市長は白倉市政を継承されたわけですが、これら冊子が作成されてから１５年ほどが経過しようとしております。一般質問で時間が限られますので絞りますけども、当時挙げられた次の構想について、これまでの取り組みと市長の今後のお考えをお聞かせいただければと思います。

「新市の計画的な土地利用や都市機能の集積を図るため、都市計画区域を設定します」。

「恵まれた自然環境の中でのスモールオフィス、ホームオフィスの誘致を推進します」。

「将来的には、病院を統合し、地域内で高度な医療を提供できる施設の整備を進めます」。

「観光産業を支えるホテルマン、専門家の養成や循環型社会の形成を目指す４年制の専門大学の誘致を図ります」。

バイオガス・コンポストプラント整備事業。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

２番、池田恭務議員のいじめ対策に「行政的アプローチ」の検討をにおける、制度の検討についてのご質問にお答えいたします。

本市の「いじめ対策」については、「いじめ防止対策推進法」に沿った、「北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」に基づき対応しておりますので、寝屋川市のような制度の導入は考えておりません。

次に、合併時に整理された新市建設計画の達成状況と、今後に向けた考えにおけるスモールオフィス、ホームオフィスについてのご質問にお答えいたします。

スモールオフィス、ホームオフィスについては、移住や二地域居住施策の一手法でありますが、これまで事業化に至らなかったことから調査･研究を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

２番、池田恭務議員の合併時に整理された新市建設計画の達成状況と、今後に向けた考えにおける、４年制の専門大学の誘致についてのご質問にお答えいたします。

超少子化時代に突入して、１８歳未満人口が大幅に減少する状況下では、計画策定時のよう

に大学が地方進出を進める動きはないことから、現段階では誘致は考えておりません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

２番、池田恭務議員の合併時に整理された新市建設計画の達成状況と、今後に向けた考えにおける、病院を統合し地域内で高度な医療を提供できる施設の整備についてのご質問にお答えいたします。

「新北杜市建設計画」には、「病院の統合」の記載はなく、「将来的には、地域内で医療が完結できる高度医療施設の整備も検討していきます」としており、これまでも高度医療施設の整備を行ってきたところであり、今後も引き続き進めてまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

２番、池田恭務議員の合併時に整理された新市建設計画の達成状況と、今後に向けた考えにおける、バイオガス・コンポストプラント整備についてのご質問にお答えいたします。

「新北杜市建設計画」において、地域内循環社会を構築するため、家畜糞尿を活用したバイオガス・コンポストプラントの整備を位置付けておりましたが、県内等での先進事例等の状況を踏まえ検討したところ、資源量不足および施設建設や維持に多額な費用がかかることから、費用対効果が見込めないと判断したところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

２番、池田恭務議員の合併時に整備された新市建設計画の達成状況と、今後に向けた考えにおける、都市計画区域の設定についてのご質問にお答えいたします。

本市の市街地は、特定の地域に集積していないことから、都市計画区域の設定によるまちづくりではなく、「北杜市まちづくり計画」に基づき、本市らしい魅力あるまちづくりに取り組んできたところであり、土地利用の適正化について効果を上げているものと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。

再質問はありますか。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

では全項目に対して再質問、再々質問になろうかと思います。時間が許す限り聞かせていただきます。

まず、いじめのほうの最初のテーマですが、寝屋川市のようなことは考えないということでありました。それも１つの選択だろうと思います。市長は教員のご出身ということもあって、様々な、当然、こういった分野の成功体験もおありなんだと思います。思うんですけども、ぜひこれまでの常識にとらわれることなく、いじめ対策について新たな可能性、寝屋川市のアプローチというのは、かなり先進的だと思います。そういう意味では、新たな可能性だと思いますが、そういったものについても積極的な検討をしてほしいというふうに願うわけですけども、改めてご答弁をいただければと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

２番、池田恭務議員の再質問にお答えいたします。

いじめの件で１点、寝屋川市のような考えということであります。

私どもが承知しております寝屋川市につきましては、監察課を設置しましていじめの初期段階から被害者、加害者、保護者、教員など関与していじめの早期解決を図るというものであります。その中で、メリットとして示されているものは被害者の尊厳を守るため加害者に厳しく対応というような言葉も入っているということで認識をしているところであります。

いじめにつきましては、初期段階においていじめを認識するというのは難しいという部分もあります。それで被害者とされる子も、加害者とされる子も共に向き合うことも大切であると考えております。寝屋川市も本市も同じ思いではあると思いますが、いずれにしましても将来のある子どもたちに関することであります。本市についても、その子どもたちを中心に慎重にいじめに関しては進めていきたい、そういう考えでおります。そういうことから、現時点では法に沿った今の方法を進めていくというような考えでおります。

いずれにしましてもこういう先進的な取り組みをしている自治体もありますので、今後は他の自治体の取り組み等も注視はしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君、残り時間は１分４９秒です。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

２つ目の項目、合併時のほうですけども、そちらについて再質問いたします。

まず、先ほど病院の統合の件ですけども、そのような記載はないというようなご答弁でしたか。ちょっと聞き間違いかなと思ったんですけど、たしかにそういう記載はありまして、ただ、なんか大きく書かれているかというと、たしかにそうでもなかったので、見落としなのかもしれないなと思いつつなんですけども、私のほうもまた改めて確認しようとは思うんですが、いったん、そこは置いといて、今、病院のテーマ、様々されている中で、今、答弁をいただくまで

は私は当初、統合ということも視野にあったんだなと思って、この質問を書いていたわけなんですが、ただ一方で、様々、技術も今、どんどん進化していますし、社会情勢も進化していくという中で、一度決めたことであっても、随時見直しをしていかないと真に市民のためになる政策になっていかないかなと捉えまして、それでこれは確認したわけなんですが、今、病院のこれから改革プランなんかを検討していく中で、そのあたりについては、先ほどの学校の統合ではないですけど、ゼロベースで市民のために、前提として検討していくというような、そういったことでよろしいですよねという確認をさせてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川市民部長。

○市民部長（浅川辰江君）

池田恭務議員の再質問にお答えいたします。

病院の統合ということで、ご質問がございました。

ちょっと見落としだったらということで、私のほうでも計画のほう、内容等をちょっと見させていただきました。もし、私の見落としだったとしたならば申し訳なかったと思いますので、私のほうでも再度確認はさせていただきたいと思います。

一応、病院のあり方ということですけども、やはり社会情勢も大きく変わるということで、この計画を立てた１５年前と今の状況、ずいぶん大きく変わっていると思います。市のほうでも国としていろんな施策の中で、病院改革プランを立てなさいということを平成２１年、２２年ぐらいから言われているという状況の中ですので、やはり状況は大きく変わっています。そんな中で、やはり病院は市民にとって一番大事なものと考えておりますので、地域の医療拠点として経営改善に取り組む中で、しっかりと運営に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

残り時間２０秒です。

○２番議員（池田恭務君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで２番議員、池田恭務君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

昼食のため、再開は午後１時３０分といたします。

休憩　午後１２時０５分

再開　午後　１時３０分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に６番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○６番議員（清水敏行君）

新型コロナウイルスが猛威をふるっており、国内でも広がりを見せ、社会生活、子どもたちの学校生活にも大きな影響を与えています。一日も早い終息を願うものであります。

さて、定例会も残すところ２日間となりました。議案と真摯に向き合う中、私は公の利益、公益とは何かを考え、そのために普請し判断していくことが大切と考えます。

桜の季節、春の暖かさが市民一人ひとりに笑顔を届けてくれることを願い、以下３月定例会、一般質問をいたします。

まず最初の項目でございます。防災・減災対策および支援策について、お伺いいたします。

令和２年度当初予算等についての説明の中で、「特に、防災・減災対策の充実がこれら実現の基礎となることから、今後全力で取り組む最優先事項として位置付ける」とあります。主要な施策実現のため、防災・減災対策の充実が最優先としております。私も、何より安心・安全という基礎があってのことと思います。そこで、その充実のための施策につきまして、以下ご質問いたします。

１．３カ年の緊急対策として実施の、一時避難所施設改修費補助金の、できましたら、分かる範囲で詳しい内容についてお伺いできればと思います。また、行政区長、市民への周知方法はどのようにされるのでしょうか、お示しいただければと思います。

２．ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の維持管理は、どのようにされているでしょうか。また、万一ＡＥＤ使用の場合、その状態によっては、衣服の除去も必要となります。万能ハサミ、また感染予防の防護具など、救急キットの完備はいかがでしょうか。

３．「防災士」という資格がございますが、その資格取得のために、本市の補助の現状、考え方、取り組み方についてお伺いいたします。

２つ目の項目でございます。自転車駐輪のための「自転車スタンド」設置の提案についてお伺いいたします。

手軽な乗り物で環境にやさしい自転車。市内でもサイクリスト、サイクリングの愛好者を見かけることがございます。そうしたとき、まさに北杜市の環境は最適地だと思うわけであります。愛好者の心に残るような、ほしいと思うサービスの提供はいかがでしょうか。

言わば、自転車の道の「駅づくり」。それは、点から線へのルートづくりになり、本市のアピールポイントの一つになるかと思います。これからの時代は、健全な地域間競争の時代でもあります。

あらゆるニーズに先駆ける施策がより求められるとき、その一つとして環境にやさしい「自転車スタンド」の充実と、その情報発信をご提案するため、以下ご質問いたします。

１．現在の市内設置数と場所を教えていただければと思います。

２．今後、市内施設などへの設置に対する本市の考え方はいかがでしょうか。

３．観光という側面もあるルートづくり。市内の商店、商工会、観光協会などとの「駅づくり」のための連携に対する本市の考え方をお示しいただければと思います。

最後に３番目の項目でございます。プログラミング教育の考え方、進め方についてお伺いいたします。

本年４月より、小学校プログラミング教育が必修になります。子どもたちの可能性のため、また、現代社会、将来の社会生活を送る上で、有益な教育と考えます。一方、教員側にも、子どもたち側にも、「コンピューターの仕組みを知る、より主体的に活用できる」というものの、

苦手意識もあるのではないかと思います。

そうした点にも配慮しての、教育現場での取り組みを期待し、以下ご質問いたします。

１．プログラミング教育の考え方、今後の進め方について、本市の見解をお伺いいたします。

以上３点、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

６番、清水敏行議員のプログラミング教育の考え方、進め方についてのご質問にお答えいたします。

市教育委員会では、児童自身が意図する一連の活動を実現するための論理的な思考力として、プログラミング的思考が重要であると考えております。

各学校におきましては、算数、理科、総合的な学習などの来年度の教育課程に位置付け、適切な授業時数を配分して指導計画を作成し、全面実施に備えているところであります。

また、教職員に対しては、昨年より派遣しているＩＣＴ支援員により、プログラミング教育に関わる指導や研修会を行っており、引き続きＩＣＴ支援員を活用し、実際の授業において補助的な学習支援を行い、プログラミング的思考の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ここから順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

６番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

防災・減災対策および支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「一時避難所施設改修費補助金」についてであります。

一時避難所として開設する集会所等の主要構造部や、トイレ設備等の改修、バリアフリー化などを行う場合、補助対象経費の２分の１を補助し、補助限度額は１００万円で、３カ年の事業として実施してまいりますが、自主防災組織の設立や、「地区防災計画」に一時避難所として位置付けられていることが前提条件となります。

代表区長会で説明するとともに、市の広報紙やホームページへの掲載、各地区の回覧等で周知し、活用を促してまいります。

次に、ＡＥＤの維持管理、救急キットの完備についてであります。

ＡＥＤについては、定期的に点検しております。

また、救急キットについては、本年度、本庁舎および各総合支所のＡＥＤの更新と合わせ整備したところであります。

次に、「防災士」の資格取得についてであります。

「防災士」の養成は、県が主催する養成講座で行っており、市では受講費用に対し、県の補助に上乗せした、１人当たり４千円を負担しておりますが、市からの受講希望者はほとんどいない状況であります。

今後も「減災力の強いまちづくり」を推進するため、地域防災・減災の柱となる市独自の人

材育成として、「地域減災リーダー育成事業」に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

６番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

自転車駐輪のための「自転車スタンド」設置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の市内設置数と場所についてでありますが、市内では、「清里観光案内所」、「名水公園べるが」および民間施設など１０カ所に設置しております。

次に、市内施設等への設置に対する考え方についてであります。

市外から自転車で市内周遊を楽しむ多くの方が見受けられる状況などを踏まえ、「自転車の聖地」としての観光の新たな魅力創出を目指し、研究してまいりたいと考えております。

次に、今後の「駅づくり」のための連携に対する考え方についてです。

市内各地の絶景ポイントや観光施設、温泉や自然などを自転車で巡る北杜市の魅力あるモデルルートや、拠点となる場所について、市内観光事業者や「北杜市商工会」などの意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

清水敏行君。

○６番議員（清水敏行君）

それぞれ再質問をさせていただきたいと思いますが、まず最初の防災・減災の件ですが、先ほど部長の答弁をいただきました、その県の甲斐の国・防災リーダーの養成ということだと思いますが、そして、本市は減災リーダーに力を入れていますよということだと思うんですが、できればそういう防災士の、ほとんど申し込みがないということですけども、１つはそういう周知といいますか、そういうことがなされているのか、その中で少ないのか、そのへんのこともありますので、ぜひ市のほうからそういうものが、できましたら発信をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

清水議員の再質問にお答えいたします。

防災士ですけれども、防災士は県のほうでやっている講座なんですけれども、北杜市でも大体、年に１人くらいが受講しているという状況です。平成２５年から見ても認定者が全部で北杜市は１６人という状況であります。１回の講座で１２０名ほど県のほうでは、これを受講するという格好で、１回につき５日間の受講体制になっております。県のほうからの要請に基づ

いて、北杜市のほうでも周知してということになるわけですけども、なかなか申し込みがないという実態であります。広報活動はもちろんしてまいりますが、そんなふうな状況です。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○６番議員（清水敏行君）

よろしくお願いいたします。

続きまして、２項目めの自転車スタンドの件なんですけども、先ほどの答弁で今後、取り組んでいただけるという話もあるわけですが、私としては、市内の事業者との連携、これがすごく重要ではないかなと。これが鍵ではないかなと思うんですね。そういった個人事業主、もしくは商工会等にお聞きいただく、またそういうものとの連携といいますか、そのへんの情報をつかむことが大事だと思うんですが、一方、愛好者のニーズを探るといいますか、そういうことも何より大事ではないかなと思いますので、個別に聞くところによりますと、そういう飲食店を回るとか、そういうものもあるといいですねという話も個人的には聞いているんですが、ぜひ愛好者のニーズをつかむような工夫をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

６番、清水敏行議員の自転車スタンド関係の再質問にお答えいたします。

自転車愛好者とも連携して、ニーズをということでございますけれども、市のほうにも北杜市、やっぱり自転車に対しては非常によいフィールドになっておりますので、いろいろな提案もしていただいております。そんな中でそういう、実際に今、自転車で楽しんでいる方のニーズもしっかり聞き入れる中で、また観光関係の事業者、または団体と連携をしながら取り組んでまいりたい、研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○６番議員（清水敏行君）

よろしくお願いいたします。それでは最後の教育のほうで、このプログラミング教育の考え方、進め方ということでご答弁をいただきました。

先般、地元の新聞記事に載りました。市内小学校のタブレット端末とプログラミングのツールを囲む児童の様子が載っておりましたけれども、そこでご質問しますが、市内の各小学校の端末の配備状況ですね。記事にもそういう平等性というようなことがちょっと載っていたんですが、市内の小学校ということの限定ですけども、そうした端末の配備状況、その平等は担保されているのか、それが１点です。

それと、また特に質問の文書の中にもちらっと入れたんですが、実際に教師側の機械への苦

手意識、また初めてのことへの取り組みの不安感、こういったものはやはり、特に年配の、これは一概には言えないかもしれませんが、どちらかというと年配のベテランの先生方にとっては、そういう不安感もあるのかなという気がするんですが、そういったことへの配慮とか、対応はいかがでしょうか。２点、ご質問いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

６番、清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

まず、プログラミング教育、来年度から全面的に始まるわけですけども、端末の配備状況というご質問でございます。

現在、市内の小学校には児童用の端末、各校１クラス分ということで、多い学校、少ない学校ありますけれども、１クラス全員が個々に端末に触れることができる台数を用意しております。平均的には大体４０台ということでございます。そのような中で、授業では１人１台の端末を手にし、触れて利用できる、そういう環境を整えております。

また、今後はすでに電子黒板、あるいは無線ＬＡＮ等の整備をしておりますので、引き続き積極的にＩＣＴ支援員を活用しながら、プログラミング的な思考能力の育成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、教師への不安対策ということでございますけれども、現在、ＩＣＴ支援員を配置しておりまして、このＩＣＴ支援員を積極的に活用するとともに、研修会の開催、あるいは他の自治体の先行事例、こういうものを紹介するなどいたしまして、この時代に即した学習活動ができるような対応をし、教師への不安解消を図ってまいりたいと思います。

また市では、市の教育研究協議会というものがございまして、その中でも先生たちの横、縦の連携を図りながら、児童へのよりよいプログラミング教育が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

体調が悪いもので、ちょっと退室の許可をいただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

暫時休憩といたします。

○２２番議員（秋山俊和君）

いや暫時休憩ではなくて、私、体調が悪いもので退室をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

結構です。退場を許可いたします。

○２２番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。

（　退　場　）

○議長（中嶋新君）

続けます。

ほかにありますか。よろしいですか。

（　な　し　）

以上で質問を打ち切ります。

これで６番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、５番議員、藤原尚君。

藤原尚君。

○５番議員（藤原尚君）

北杜クラブです。私の一般質問は２項目させていただきます。

１項目めの、北杜市の地域おこし協力隊支援事業についてです。よろしくお願いいたします。

人口減少、高齢化等の進行が懸念される北杜市において、地域外の人材を積極的に誘致し、都市住民等の力を活用して、地域の新たな担い手として育成し、新たな担い手としての活動のほか、地域の活性化を図るために地域活動等にも積極的に参画してもらい、北杜市への定住・定着を図り、将来的には定住していただく施策が必要であると認識しています。その定住・定着を図るとともに、地域力の向上および地域の魅力発信につなげるため、「北杜市の観光・農業・林業の各業種地域おこし協力隊」を設置して、地域おこし協力隊員を募集し、山梨県と連携する中で都市住民等の定住促進を図ることにより、集落の活性化を図ることを目的として事業を推進していることと思います。

各隊員は北杜市から委嘱を受け、おおむね１年から３年の期間、地域で生活し、観光業・農業・林業の応援や市民の生活支援等の地域協力活動に積極的に参画して、北杜市の観光業・農業・林業の地域おこし協力隊員として従事して活動をしています。

また、各隊員には担い手アクションサポート会議の中で、各団体の関係機関（市・県・各種団体）が、地域おこし協力隊の活動に助言するなどして、隊員の活動をより効果的に支えているとのことですが、十分な、効果的な対策をした結果と現在の状況および今後の支援策が必要と考え、次のとおりお伺いいたします。

１．協力隊の隊員数と支援機関数はどれだけあるのか。

２．協力隊員が活動終了後、市内へ定住したのは何人か。

３．途中で辞めた協力隊員は何人で、辞めた原因は何か。

４．協力隊員の不安を解消できる支援策があるのか。

５．この事業で今後期待される効果・成果はあるのか。

続きまして、２項目めの災害廃棄物処理計画についてです。よろしくお願いいたします。

近年、全国各地で様々な災害が発生しています。北杜市でも２年連続で台風に伴う大雨により、河川氾濫、農業施設被害、傾斜地の崩壊など被害が発生しました。災害が、いつどこで発生するかも分からない状況では、日ごろからの対応準備が重要と考えます。

昨年の台風１９号により各地で災害が発生した際、私は、千曲川の氾濫により甚大な被害を受けた長野県の災害ボランティアに参加させていただきましたが、その際、衝撃を受けたのは災害により発生した処分しきれないほどの廃棄物でした。廃棄物の処分方法を間違えれば、人命救助の妨げとなるだけでなく、復興の遅れ、衛生面からの健康被害などの二次災害が発生してしまいます。

また、土砂災害特別警戒地域が各所に点在する北杜市では、土砂崩壊による被害が発生する危険性が、浸水被害よりはるかに多く、十分な対策が必要と考えます。

先月、斜面崩壊による土砂に巻き込まれ女子高校生が亡くなるという痛ましい事故があったように、台風などの特異な気象条件下だけではなく、平時から起こり得る被害もあることを忘れてはいけません。土砂災害が起こった際には、各地域に仮の集積場が指定されていれば対応も迅速に行えると考えます。

このように平時からの災害対策と合わせて、災害廃棄物や崩壊土砂の仮集積場などの処理計画を十分に検討することが必要と考え、次のとおりお伺いします。

１．災害廃棄物の処理方法は検討されているか。

２．太陽光パネルや蓄電池などの特別対応が必要な災害廃棄物の処理方法は、検討されているか。

３．災害廃棄物や崩壊土砂の仮集積場の場所は指定されているか。

４．指定されているのなら地域への周知は行っているか。

５．災害発生時には、電気・ガス・水道など様々な職種、企業への早期連携が必要と考えるが、連携・協定などは整っているか。

以上２項目の答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

５番、藤原尚議員の北杜市の地域おこし協力隊支援事業における、今後期待される効果・成果についてのご質問にお答えいたします。

「観光地域おこし協力隊」については、修了者が観光関係企業への就職や、地元での山岳ガイドとして活躍するなど、大きな成果となっております。

今後は、地域外の人材を積極的に誘致し、住民との信頼関係を築きつつ、地域の活性化につながることや、本市の観光資源の発掘、魅力を発信することを期待しております。

「農業地域おこし協力隊」については、修了者が就農し、遊休農地の活用や新たな担い手としての活躍が図られております。

今後は、地域の営農組織においては高齢化が進み、今後組織としての存続自体も厳しくなる状況にあるため、営農組織への就職についても期待をしているところであります。

「林業地域おこし協力隊」については、高齢化が進んでいる林業従事者と共に、「里山整備事業」等を積極的に行うなど、活躍しております。

今後は、さらに林業技術の習得等に励み、地域林業の担い手として、地域森林の保護育成に貢献できることを期待しているところでもあります。

また、来年度は、新たに「移住定住応援地域おこし協力隊」の受け入れを行う予定でおります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

５番、藤原尚議員のご質問にお答えいたします。

災害廃棄物処理計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、処理方法の検討についてであります。

災害時において、災害廃棄物を速やかに処理するため、「災害廃棄物処理計画」に基づき、仮置き場候補地選定などを行っておりますが、関係自治体と進めている、ごみ処理広域化も新たな要素に加えながら、処理体制の充実強化を検討してまいります。

次に、特別対応が必要な廃棄物の処理方法の検討についてであります。

「災害廃棄物処理計画」においては、「有害廃棄物・適正処理困難廃棄物」の対策、取り扱いについて、その品目ごとに、収集・処理方法などが示されており、専門の処理業者における処理が必要な廃棄物として指定されております。

太陽光パネルや蓄電池についても、この取り扱いに該当していることから、次期改訂に向けて検討してまいります。

次に、災害廃棄物等の仮集積の場所と周知についてであります。

仮集積場は、災害廃棄物を中間処理するまでの間の仮置きおよび選別の場所として重要な役割を担っている場所であります。

本計画においては、個人の生活環境の確保のため、廃棄物の選別、保管場所などの目的別や、災害の規模、状況によって集積所を選定し、速やかに市民の皆さまに周知していくこととなっております。

なお、崩壊土砂についても、同様に対応してまいります。

次に、連携・協定についてであります。

災害廃棄物について、他の地方公共団体との相互応援に関しては特定の締結がされておりませんが、民間事業者等との連携・協定については、「北杜市国土強靭化地域計画」に位置付け、災害の発生に備え、各種企業、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等との災害支援協定の締結や、相互協力体制を構築することを検討してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

訂正ですか。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

失礼いたしました。

災害廃棄物について、他の地方公共団体との相互応援に関しては協定の締結がされておりますと訂正いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

５番、藤原尚議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の地域おこし協力隊支援事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、隊員数と支援機関数についてであります。

令和２年２月末の隊員数は、「観光地域おこし協力隊員」５名、「農業地域おこし協力隊員」１９名、「林業地域おこし協力隊員」２名であります。

支援機関数は、農業関係支援機関３０組織、林業関係支援機関２組織であります。

次に、活動終了後、定住した人数についてであります。

「観光地域おこし協力隊員」の修了者は、延べ９名で、うち市内への定住者は５名、定住率は５５％となっております。

「農業地域おこし協力隊員」の修了者は、延べ４６名、定住者は２４名、定住率は５２％であります。

「林業地域おこし協力隊員」については、修了者はおりません。

次に、途中で辞めた隊員数と原因についてであります。

「観光地域おこし協力隊員」の中途解職者数は３名で、主な原因としては、隊員と地域や市との思いの相違および隊員の体調不良であります。

「農業地域おこし協力隊員」の中途解職者数は２０名で、主な原因としては、農業に対する理想と現実の違いによる、肉体的疲労および新しい生活地での不安や悩みによる精神的な疲労などであります。

「林業地域おこし協力隊員」の中途解職者はおりません。

次に、隊員の不安を解消できる支援策についてであります。

昨年度から観光課および農政課、林政課が連携し、隊員同士の交流会を開催することで、先輩隊員の体験を共有しながら、隊員同士で相談ができる体制づくりを構築し、隊員の不安や悩みを解消する場を提供しているところであります。

また、定住および地域の活性化を図ることを目的とした補助制度を創設し、市内での起業について支援を行っております。

さらに、「農業地域おこし協力隊」においては、日頃、活動相談に応じる新規就農相談員を設置して、対応しているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君の再質問を許します。

藤原尚君。

○５番議員（藤原尚君）

それでは再質問をお願いいたします。

２項目めの災害廃棄物処理基本計画についてですが、本市における災害廃棄物処理計画では基本的な対応については、計画に盛り込まれているものと理解しましたが、国においては平成３０年３月に災害廃棄物対策指針の改定を行っており、その改正のポイントとしては近年発生した災害時の対応を踏まえ、今後より実践的な対応につながる事項の充実について、具体化するよう求めていることと思います。

答弁の中にもありましたが、今後、ごみ処理広域化も新たな要素に加えながら処理体制の充実強化を検討し、適正処理困難廃棄物の取り扱いについても、次期改定に向けて検討するとのことですが、そこで再質問をしたいと思います。

次期改定に向けた検討は、いつから行われるのか伺います。また、その検討過程において今

後より実践的な対応を行っていこうと考えなければならない事項は、どのようなものがあるのかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

５番、藤原尚議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目ですけども、次期改定に向けた検討はということでございます。

次期改定に向けた検討につきましては、今後、このごみ処理広域化も新たな要素に加えながら行う考えであります。山梨西部広域環境組合においては、令和３年度末までには構成市、町におけるそれぞれの廃棄物発生量、処理体制などの協議を終え、令和４年度中に同区域内全体の災害廃棄物処理計画を策定する計画となっております。

本市においても、その協議過程において、構成市、町の状況を確認する中で次期改定に向けた検討を行っていく考えです。

その検討過程においての、より実践的な対応をということの質問かと思います。

このより実践的な対応を行っていくと考える事項ですが、本市の災害廃棄物処理計画は、平成２８年３月に策定しておりますが、国の災害廃棄物対策指針は熊本地震や九州北部豪雨災害などの近年発災した災害の知見をもとに平成３０年３月に改正されております。

本市においても近年の災害の発生状況から、その実践的な対応は行っていかなければならないと考えており、仮置き場の確保、その運営方法の整理、災害時の連携、団体への働きかけと強化、有害物などを含んだ特別に対応が必要となる廃棄物の取り扱いの充実という事項については特に重要であり、今後の検討課題となると考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

○５番議員（藤原尚君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで５番議員、藤原尚君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、３番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

今回は予算関連である税金のキャッシュレス納付の推進、新しく事業化された中高生の放課後の居場所づくり事業、教育政策の学校環境の現実課題解消への取り組みの３項目をお伺いします。

はじめに、税金のキャッシュレス納付の推進について。

今定例会では、令和２年度の各予算が審議されています。北杜市の方向性を決める重要な審

議ですので、予算特別委員会では執行各部局の説明を聞き漏らすことなく慎重に審議させていただきました。

予算と聞くと使い方、歳出の動向に意識が偏りがちですが、集め方、歳入が最も重要であると考えます。国や県からの負担金、補助金、地方交付税、そして市税として集められる市民税や固定資産税など、一つひとつ丁寧に積み上げられ、財源として利用されることを忘れてはなりません。

中でも市民に直結し、一般会計予算の４分の１を支えている市税の徴収業務は重要です。徴収実績として評価される徴収率は、平成２８年度において県内平均が９３．７％のところ、北杜市は９４．６％、県内１３市中４番目であり、年々徴収率は上昇し、３０年度でも９５％と高い水準を維持し、安定した財源を確保できています。

高い徴収率と堅実な徴収業務が行われているのも、市民の皆さまの市政に対するご理解とご協力、そして徴収業務に当たる職員の創意工夫、日々の努力の結果と考えます。

この安定した徴収率を維持するためにも、時代に合わせた徴収方法やサービスを日々検討することが必要です。

山梨県では、法人事業税、不動産取得税、自動車税などの納付に際し、クレジットカードを利用した、納付方式が採用されています。

近隣の南アルプス市では、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料など、幅広い税金や利用料金を、モバイル端末を利用した電子マネー決済（ＰａｙＰａｙ）を利用して納付することができています。

スマートフォンなどを使い２４時間３６５日､いつでもどこでも納付できるこのシステムは、国がキャッシュレス決済の普及を推進している現状において、先進的な対応と考えます。

しかし、北杜市ではクレジットカード決済方法やモバイル端末を介した電子マネー決済は、利用できていないのが現状です。

私は平成３０年１２月定例会において、キャッシュレス決済の推進と補助について質問させていただきました。インターネットが普及し高度・高速化する社会、ダイバーシティ構想など多様化する社会に対応するためにも、一日も早い対策が必要と考えます。

以上を踏まえ、以下質問します。

①普及が進むキャッシュレス決済を利用した納税方法に対する市の考えは。

②キャッシュレス決済を利用した納税システムを導入する予定は。

③導入するのであれば、いつ頃をめどに検討されているのか。

④県のようなクレジットカードの利用は。

⑤北杜市は、キャッシュカードを利用した口座振替サービス（Ｐａｙ－ｅａｓｙ）を導入していますが、まだまだ市民には認知されていないように感じます。利用促進を図る必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、中高生の放課後の居場所づくり事業について。

２月１９日、長坂町農村改善センター２階に「中高生の放課後の居場所」がオープンしました。私は平成３０年１２月定例会において、県周辺施設に子どもたちの送迎の待合所、地域活性化に利用できるコミュニティエリアの必要性を提案・質問し、放課後の居場所事業の意見交換会にも地域住民の一人として参加させていただきました。

今回、子どもたちの送迎の待合所としても利用可能な放課後の居場所が開設できたことは、

市長をはじめ北杜もり上げ隊、地域の方々、多くの中高生のご理解とご尽力によるものと、中高生の子どもを持つ親として感謝いたします。

多くの方に愛され、放課後安全で気軽に立ち寄れる、中高生の心地いい場所になることを期待しています。

より有効に活用することが重要ですが、中高生が自ら思い描く居場所にするためにも必要以上の干渉はせず、子どもたちの自ら考えた要望に柔軟に対応していくことが、行政の役割と考えます。

以上を踏まえ、以下質問します。

①開設にあたっての市長の想いは。

②対象者、開館時間など利用方法は。

③安全面についての配慮は。

④利便性を向上させるための配慮は。

⑤利用状況に応じて利用面積の拡張、利用時間の拡大など柔軟に対応してもらえるのか。

最後に、学校環境の現状課題解消への取り組みについて。

今年に入り各地域で、中学校適正規模等検討に係る地域説明会が行われました。この説明会は、子どもたちが置かれている教育環境の説明と意見交換の場であり、統合や再編の方針は示されませんでした。

北杜市内の出生数が２００人程度となってしまった今、全市民で子どもたちの教育環境のあり方を真剣に考える時期だと考えます。

今後、少子高齢化社会が進む中で、定期的に学校体系を検討することは必要なことですが、説明会の中での意見にもありましたが、現状の課題を早期に対応していくことが、最も重要なことと考えます。

今、子どもたちが置かれている環境が本当に子どもたちにとって最良な環境なのかを十分に考慮し、すぐにでも改善できる点は早急に対処することが子どもたちを守る大人の責任と考えます。

今回は、中学校を中心に現状課題解消への取り組みについて以下、質問します。

①洋式トイレの整備が進められ、小学校では、ほぼ１００％洋式化されましたが、中学校では半数ほどしか整備されていないのが現状です。特に校舎内においては、高根中学校では２２人に１台、長坂、泉においては１１人に１台と、和式トイレに慣れていない子どもたちは、満足に利用できない状況となっています。トイレを我慢する子どもも多く、健康を害するこのような状況は一日も早く改善すべきと考えます。今後の整備予定は。

②多様化する現代社会の中、多感な時期に入る中学生には、性同一性障害（ＬＧＢＴ）など様々な性格に対応する必要が求められます。我慢をさせず、のびのびと学校生活を送るためには、性別意識の高いトイレにも、多目的トイレの設置が重要と考えます。生徒数の多い学校では、対象者が存在する可能性も高いので、早急な対応が必要ですが、現在、生徒数の多い高根中学校には整備されていません。今後の整備予定は。

③部活動について選択肢の限られている学校がありますが、子どもの成長にとって自分の興味のある部活を選択できないことは、大きな問題です。例えば、高校野球やサッカーのＵ－１８など高校に入ってから始めたのでは、到底レギュラーには入れません。本当は才能のあった子どもでも、環境によって有能な個性を引き出せないのであれば悲劇としか言いようがあ

りません。現在は部活動にも加入せず、民間のスポーツクラブに加入する子どもも増えてきています。親の収入や時間の有無で差がついてしまう現状は、改善しなければなりません。学校区にとらわれずに、学校や部活を選択できる編入制度をより規制緩和し通学をサポートする体制を構築すべきと考えますが、いかがでしょうか。

④地域説明会では、小規模校では教師の目が行き届きやすいと利点が紹介されていましたが、逆を返せば規模の大きい学校では、教師の数が少ないのが現状です。

生徒１人当たりの教員数では、６人に１人から１２人に１人と、その差は理不尽なほど差があり、市内全生徒に均等な教育環境を提供するために十分な考慮が必要と考えます。この件について対策は。

以上、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

ここで秋山俊和君の入場を許可いたします。

（　入　場　）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

３番、秋山真一議員の中高校生の放課後の居場所づくり事業における、開設に当たっての市長の想いについてのご質問にお答えいたします。

本市の人口ビジョンに示すとおり、将来に向けて人口減少が予測されている中、若い世代に「ふるさと北杜に住み続けたい」と思う「郷土愛」が育まれる環境づくりを進めるため、積極的に子どもたちと意見を交わす機会を活かして、事業展開を進めてまいりました。

北杜高校生とは、地域の食品製造事業者の皆さまと協働の下、「ふるさと北杜」の安全・安心で、おいしい食材を活かした、数々のオリジナル商品の開発を進めてまいりました。

「食」を通し、自分が生まれ育った地域を見つめ直し、自らが作り上げた商品を生き生きと販売する姿に、「ふるさと北杜」に誇りを持ち、愛する強い思いを感じたところであります。

また、甲陵高校生とは「きぼうの桜事業」を通じ、東日本大震災の復興支援として、東北各地の多くの皆さまとの交流の中で、震災のことについて真剣に考え、「災害の恐ろしさと、人々の努力を認識させられた。心に残しておきたい遺産である。」など、震災を通じて多くのことを学び、この活動を通して寄り添う心が育まれておりました。

このほか、地域の環境活動、商店街の活性化、高齢者の足の確保に関する提案など、「ふるさと北杜」の将来を見据えた取り組みも、すでに進められておりますが、いずれも、高校生が学校という枠を超えて、様々な分野の新たな交流に出会うことで、普段当たり前と感じていたことが、「郷土のお宝」であることに改めて気付いたことが、取り組みのベースとなっております。

今回開設した「中高校生の居場所」は、この場所を利用することで、日常当たり前に感じている風景や自然、人、文化、食べ物、仕事など様々な面に、自らの行動の中で目を向け、その魅力に気づき、誇りと関心を持ち、生まれ育った「ふるさと北杜」に住み続けたいと思う「郷土愛」を育む場所としてまいりたいと考えております。

この居場所は、行政だけでつくり上げる場所ではなく、家でも学校でもない第３の居場所として「ゼロからはじめる　ほくとの未来ベースづくり」をテーマに掲げ、利用する子どもたちが、主体的に思いを持ち寄り、創り上げ、将来を描く場として、大勢の子どもたちに利用して

ほしいと考えております。

限りない可能性を持った中高生が、学校や年代を超え、地域とつながりを深め、それをきっかけに「郷土愛」を育めるよう、保護者や地域、学校関係者などの皆さまと共に応援してまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

３番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

学校環境の現状課題解消への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、選択肢の限られている部活動についてであります。

本市では、「学校教育法施行令」第５条各項に規定する事務処理を円滑にするため、「北杜市立小・中学校通学区域に関する規則」において、学区および通学区域を定め、就学すべき学校を指定しているところであります。

ただし、同施行令第８条では、指定された学校が、保護者の意向や児童生徒の状況に合致しない場合は、変更できるものとされていることから、生徒が希望する部活動がない場合、「北杜市指定校変更・区域外就学に関する要綱」に基づき、生徒自身が希望する部活動ができるよう、市内中学校への指定校変更を認めております。

次に、均等な教育環境を提供するための対策についてであります。

教員数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定による標準学級数を基礎とし、県で定める「校長・教諭等配当基準」に基づき、配置されており、学校規模による教員数の格差は避けられないものと考えております。

本市においては、生徒の状況や県費負担教職員の加配数に応じて、市単独の補助教員を配置し、きめ細かな学習指導を行っているところであります。

今後も、一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細かな指導を通し、学校教育活動のより一層の推進と充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

３番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

中高校生の放課後の居場所づくり事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、利用方法についてであります。

この居場所は、令和３年４月からの本格的な開設に向け、来年度は、中高生の皆さんへの周知の拡大と、利用者の意見集約を中心に、本格開設の準備を進めてまいります。

開館時間は、試験的に、平日、午後３時から午後８時までとしており、居住地、学校を問わず、利用することが可能であります。

利用に当たっては、保護者のご理解も図る必要があることから、利用者登録・カードの発行

を行ってまいります。

次に、安全面への配慮についてであります。

施設の運営においては、放課後の安全な居場所の観点から、利用者の安全を第一に考えた体制を整える必要があることから、市職員ＯＢの見守りをお願いするほか、外部からの出入口に防犯カメラを設置しております。

今後は、「地域の子どもは、地域で守り、育てる」体制づくりも進めることから、利用する子どもたちや保護者、地域の皆さまのご意見をお伺いする中で、安全な施設管理、運営を図ってまいります。

次に、利便性向上の配慮、利用状況に応じた柔軟な対応についてであります。

現在は、名前も決めず、子どもたちが放課後に「ほっと」できる場所として、軽飲食できるスペースと勉強や情報収集ができるＷｉ－Ｆｉの整備を行い、プレスタートを行ったところであります。

この居場所は、いろいろなことは決めずにスタートし、子どもたちが利用する中で、自ら考え、自ら創り上げていくことができるよう、来年度は、「北杜もり上げ隊」を中心に意見集約を工夫してまいります。

そこで集められた意見をもとに、子どもたちや保護者、地域、学校関係者の皆さまと共に考え、開館日、利用時間も含め、創り上げてまいります。

利用状況も見ながら、子どもたちの意見を聞き、時代に合った施設として、常に進化する「居場所」として運営を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

３番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

税金のキャッシュレス納付の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、納税方法に対する市の考えについてであります。

キャッシュレス決済による納税は、クレジットカードを利用するクレジットカード決済や、スマートフォン等にダウンロードしたアプリを利用するモバイル決済により、自身の口座やアプリへチャージした電子マネーから納付し、「地銀ネットワークサービス」を経由して市へ入金される仕組みであります。

時間に縛られることがなくなるほか、市の指定金融機関が近くにない人や、金融機関に出向くことが困難な人にとっても、利便性が向上することから、収納率の向上が期待されるものと考えております。

次に、納税システム導入予定と時期についてであります。

令和２年度から６年度までの「北杜市第５次行財政改革大綱アクションプラン」に、「新たな収納方法の検討・導入」と位置付け、現在、市の指定金融機関と導入に向けた準備を進めております。

取り扱う税目等は、現在導入しているコンビニ収納と同様に、「市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」の市税と「国民健康保険税」、「後期高齢者医療保険料」、「介護保険料」を考えてお

り、今後、関係各課とも調整し、来年度内の運用開始を目指してまいります。

次に、クレジットカードの利用についてであります。

クレジットカード利用の納税については、昨年９月現在で、県内１３市のうち５市が導入しておりますが、スマートフォンやタブレットを使用したモバイル決済に比べ、市としてはシステム改修費に経費がかかるとともに、納税者にとってもクレジットカード利用に伴う手数料が発生し、さらに納付税額に応じた決済手数料がかかるため負担も大きくなります。このことから、モバイル決済を軸に導入の検討をしております。

次に、口座振替サービスの利用促進についてであります。

このサービスは、市税の口座振替を促進するため、平成２３年１１月から始めたもので、収納課と長坂総合支所の２カ所の窓口で、キャッシュカードを持参すれば簡単に手続きが行えるものであります。

スタート当初は、利用者も低迷しておりましたが、最近の５年間は毎年増え、本年度は２月現在で１９７件の利用があり、口座振替での納付件数は、市税等全体の４割を占めております。

引き続き、市の広報紙やホームページ、納付書に同封するチラシに掲載するとともに、申告時やその他、様々な機会を通じて周知に努めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

３番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

学校環境の現状課題解消への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中学校における洋式トイレの整備予定についてであります。

本市の小学校においては、「北杜市小学校施設中長期保全化計画」に基づき、昨年度までに校舎のトイレをすべて洋式トイレに整備したところであります。

一方、中学校における洋式トイレの整備率は、平均約５４％に留まっており、今後も快適な教育環境の向上に向け「北杜市中学校施設中長期保全化計画」の基本方針に則り、トイレの改修整備に努めてまいります。

次に、多目的トイレの整備予定についてであります。

全国の学校においては、障がいを持った生徒だけではなく、誰でも使えるトイレの設置や性別に関係なく自由に制服が選べるなどの配慮が広がってきております。

本市の学校においては、高根中学校をはじめとして、誰でも使える多目的トイレが設置されていない学校があることから、今後、他の改修と併せて、学校や関係部署と調整を行いながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

すべての項目について、再質問させていただきます。

まず１項目ずつ、よろしくお願いします。

税金のキャッシュレス納付の推進について、これは３点ほど再質問させていただきます。

まず１点目ですけれど、通常の買い物にキャッシュレス決済を利用した場合、ポイント還元などのキャンペーンが今、行われていますけれど、納税をした場合にもそのような還元は受けられるのか、質問します。

２点目として、キャッシュレス決済は高齢者にはなかなか受け入れられないとの報道もありますけれど、高齢者に配慮した周知方法などは検討されているのでしょうか。

３つ目として、コンビニ収納を導入してから、多くの市民から利便性が向上したと聞いております。このような市民の立場を尊重した改革を実行してきたことは、大いに評価できるものと考えます。これからも市民の声を聞き、社会情勢に合わせた改革を進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

最初のポイント還元ですけれども、ポイントが付与されるか、されないかはスマホの収納提携会社によって異なります。一部のスマホ決済の中では、支払い時にポイントが付くもの、それからそのポイントを使って納付できるものというふうになっておりますが、どこまでどの会社がというところまでは把握しておりません。

それから高齢者への配慮です。

実際、こういったスマホの決済というのは、なかなか高齢者には難しいのかなと考えております。そういった中で、口座振替納税の利用を促進していきましょうと。キャッシュカードをお持ちになれば、簡単に手続きができますので、高齢者にとっては支払い忘れもなくなるというメリットがありますから、こちらのほうを推奨していきたいと考えております。

それから市民の声を今後も聞いてということだと思います。

実際、多様化する社会の中で情報機器を使いこなせる方と、そうでない方といらっしゃいます。そういったことから、それぞれに合った納税方法が選択できるように、市としても社会情勢に目を向けて日々、研究していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。再々質問はせずに、次の中高生の放課後の居場所づくり事業について、１点だけ再質問させていただきます。

今、始まっているこの事業ですけれど、今、市内、どこの中学校でも学校が終わると寄り道

しないで、まっすぐ家に帰りなさいと、そういう指導をされています。せっかく、この施設を利用しようとしても、今では、土曜、日曜は開館していない状態なので、中学生はなかなか利用できないと思います。土曜、日曜も利用できるようにすることで、中学生と高校生のコミュニケーションも可能になります。より可能性の広がる場所になると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

３番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

議員からご質問いただきましたように、現在、土日は閉館というような状態で運営をしております。先ほど答弁しましたように、この居場所につきましては、子どもたちが利用する中で自ら考えて、自ら創り上げていくというところを原則にしております。そんな中で、まずはオープンを優先的に、この施設開設を急いできました。オープンした上で、子どもたちが集まる場所を確保しながら、そこで意見を出し合って、今後のことについて話していただきたい。そういうことでオープンを優先してきたわけなんですが、しかしながら、議員おっしゃるように学校からはまっすぐ帰れというような指導がある。そんな中で、中学生については、学校であるとか、保護者との調整が不十分であったというところについては、反省点として今、考えているところであります。

いずれにしましても、今後につきましては、学校や保護者に対しまして、この施設を開いた、開設した市の思いもしっかりと伝えながらご理解をいただき、いろいろな面でご意見も伺いながら、多くの中学生、子どもたちが利用できるよう、曜日を含めまして今後、検討していきたいと思っています。

また、本市のように広い面積を有するということになると、その地域特性を考えたときに、やはり交通手段というものが１つの課題になり、特に中学生、集まりづらいという、全校を視野に入れるとそんなところも課題であるということも考えておりますので、また学校に目を向けると、生活指導もあれば勉強もある。そのほかにも部活動があったりとか、習いごと等もあるというような、個人個人の事情も変わるということもありますので、とにかく今後については、学校であるとか、また保護者、地域、当然子どもたちの意見を聞きながら、いろいろな面で検討を進めていって、令和３年４月の本格開所、開設を目指していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

ありがとうございます。素晴らしい事業だと思いますので、ぜひいろんな方の意見を聞いた中で進めていってもらえればと思います。

最後に、学校環境の現状課題解消への取り組みについて、４点、再質問させていただきます。

１点目として、この洋式トイレ、多目的トイレについて、来年度の令和２年度の一般会計予算には、改修予算事業は含まれていなかったと記憶しています。

学習指導要綱も刷新されて、様々な設備投資が学校関係には必要なことも理解できるんですけれど、健幸北杜を掲げるからには子どもたちの健康を第一に考える必要があると考えます。このトイレについて、学生や保護者の意見を十分に考慮する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

２点目として、質問では部活動を例に編入制度をご質問させていただきましたけれど、学校生活を送る中、些細なきっかけで人間関係がこじれてしまうことはあり得ることです。このようなときでも、指定校の変更は可能なのでしょうか。

３点目として、通学をサポートする体制の構築は現状難しそうな感じですけれど、兄弟校制度をつくって、学期単位で相手校に変更できるような、その間を通学サポートできる、そういうようなことはできないでしょうか。

４点目としては、来年度も全額、市のお金で補助教員を配置することは理解しています。しかし、学校規模にかかわらず配置しているように見受けられ、教員数の格差を解消するための事業ではないと捉えていますけれど、この補助教員の配置に対する基準や方針などをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

３番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目でございますけれども、洋式トイレを設置するにあたって、生徒や保護者の意見を聞く、考慮する必要があるかと。その考えについてのご質問につきましては、学校の学習環境を整備するためには、やっぱり快適なトイレとか、あるいはバリアフリー化、こういうものも必要でありまして、その上で学習や生活の場としての学校における環境の向上、これが必要であると考えておりまして、また学校は地域防災拠点ということで、避難所としての役割も持っておりますし、また今後、コミュニティスクールを推進していくこともありますので、生徒や保護者、また地域の皆さんということもありますけれども、そういう方々の意見を聞きながら、考慮しながら洋式トイレ等を含めて改修整備については、進めてまいりたいと考えております。

続きまして、２点目、人間関係がこじれた場合についても指定校の変更ができるかどうかというご質問でございますけれども、指定校変更につきましては、要綱で定める指定学校変更の可能基準と許可基準というものがございまして、それに基づいて行っております。

基準の１つといたしまして、教育上の配慮の項目がございます。具体的な理由につきましては、保護者や学校から聞き取りをしまして必要に応じて指定校変更ができるかどうかということを教育委員会のほうで確認をしまして認めているというところでございます。

続きまして、兄弟校をつくり、学期単位で通学サポートができるかというようなご質問だと思います。

学校間の交流、これにつきましては、豊かな人間関係の育成とか、あるいは生徒同士のコミュニケーション能力の向上、あるいはそういうものから成果が得られる一つのツールであるというふうには考えておりますけれども、学期単位で、１学期、２学期、３学期、それぞれ学期単位で学校を変更するということは、子どもたちの精神的な負担、こういうものが非常に大きいというふうに考えているところでありまして、これは望ましいものではないと考えております。

また、各学校の教員の定数というものは、年度当初に校長、教頭配当基準、こういうものによりまして、学級数によって配置が決定をされておりますので、兄弟校制度につきましては、現状、難しいというふうに考えております。

続きまして、補助教員の配備基準、方針につきましては、市単独の補助教員などについての配備基準というものはございませんけれども、毎年、各学校を訪問しまして学校長の意見、あるいは支援が必要な子どもたちがいるかどうか。また、いた場合、その児童生徒の状況、こういうものを十分把握しまして、あと１つは山梨県から加配という、先生の補助教員もありますので、加配の状況も考慮しまして、配置を決めていく。当然、市の予算の範囲ということでございますけれども、そういうふうに決めていくということでございます。

学校規模だけでなくて、児童生徒の一人ひとりの状況を十分把握した上で、教育ニーズに対応したきめ細やかな指導、こういうものをしながら配置をするという基本方針でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。この学校環境の現状課題の解消の取り組みについて、再々質問させていただきます。

まず、最初の答弁にもありました長期保全化計画ですか、これは中学校のほうには建物の構造強度とか、そのへんは細かく調査されていたと思うんですけれど、設備関係のことまではあんまり調査されていなかったと記憶しています。以前、推進してきた統廃合計画、これを白紙に戻したのは、様々な理由はあると思うんですけれど、これは子どものせいではなく、すべてこれ大人の責任だと思います。この責任のしわ寄せが現在、通学している子どもたちに及ぶことはあってはならないと考えます。

再度お伺いしますけれど、学校環境の整備について、このトイレもそうですけれど、こういうことについて、早急に対応する予定はあるのでしょうか。

２点目ですけれど、通学区域内の学校に問題なく通学できる。これが望ましいことなんですけれど、様々な理由により通学拒否の状態になってしまう子どもたちに対して、学校に行かない権利を選択するのではなくて、学校を選べる権利、これを教育委員会としては提唱することが重要なんだと考えます。学校が置かれている環境を十分に、子どもたちが置かれている環境を十分に考慮して、適切な提案ができるサポート体制、この充実が必要と考えますがいかがでしょうか。

最後になりますけれど、均等な教育環境を提供するためには、学校規模の均等化、これが必要だと考えます。それについて、ご意見をお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

３番、秋山真一議員の再々質問にお答えいたします。

まず１点目でございますけれども、中学校施設中長期保全化計画の中で、学校環境の整備について、早急に対応する予定があるかということでございますけれども、中学校の整備につきましては、中学校施設中長期保全化計画、この基本方針がございまして、それに則りましてトイレの洋式化、バリアフリー、あるいはＩＣＴ教育の環境整備、こういうものをまずは進めながら、生徒の安全・安心な学校生活に向けて学校施設の環境整備を順次進めていくという考えでございます。

続きまして、子どもが置かれている環境、こういうものを十分考慮した中で、適切なサポート体制ができるかというようなご質問だったかと思います。

これにつきましては、子どもの権利、様々あるわけでございますけれども、私どもとして一番重要なのは、教育の支援を受ける権利、教育の権利ということも子どもの重要な権利だと考えておりまして、市においては様々な理由によりまして、学校に行くことが困難な児童生徒に対しましては、今年度から教育支援センター「エール」において適応指導教室、あるいは教育相談、こういうものを行ってまいっているところでございます。

また市単独でスクールソーシャルワーカーを配置しまして、関係機関と連携を取りまして、子どもたちのそういうものについてのサポート体制、これを充実しているということでございます。

続きまして、学校規模の均等化というご質問だと思いますけれども、これについては、まさしく今現在、北杜市立小中学校適正規模等審議会の中で、調査審議しているという段階でございます。過日行われた８つの地域の地域説明会の意見を踏まえ、また来年行われる予定であるワークショップ等々の意見を踏まえまして、しっかり審議会の中で審議をしていただいて、答申をいただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで３番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は3時１５分といたします。

休憩　午後　3時００分

再開　午後　3時１５分

○議長（中嶋新君）

それでは、再開いたします。

次に北杜クラブ、２２番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

一般質問をさせていただきます。

まず１番目は、北杜市の廃棄物対策について。

近年、世界全体の取り組みとして、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルや適正処理を行うための資源循環体制を早期に構築するとともに、プラスチックごみによる海洋汚染の防

止を実効的に進めることが、ＳＤＧｓにおいても求められております。

山梨県では昨年１０月に県内の５河川、８地点で河川敷内のごみの散乱状況、同所の河川の水中のマイクロプラスチックの個数密度調査を実施し、その結果、全地点の河川水からマイクロプラスチックが検出され、河川敷には多くのプラスチックごみが落ちている状況も把握したとのことでした。

このことを踏まえ、県の計画ではプラスチックごみ等の発生抑制計画を本年度内に策定する方針であると聞いております。このような状況の中で、今後、廃棄物全体の削減、発生抑制対策を推進するための行政の役割、取り組みとして環境教育の推進、適正処理、発生抑制についての普及啓発、不法投棄に対する適切な対策、廃棄物の適正な分別収集と処理体制の構築などが求められるのではないかと考えます。

本市においては、市民団体との協働の下、環境教育の効果的な推進が図られている状況にあるとともに、北杜市食べ切り宣言、北杜市マイバッグ宣言による取り組みにより、今後、廃棄物の適正処理発生抑制についての普及啓発が図られていくものと認識しております。

しかしながら、６０２平方キロと広大な面積を持ち約４５９平方キロは山林、自然である本市においては、目の行き届かない山林などに家庭ごみや使用できなくなった不要な家電製品、産業廃棄物などの不法投棄物が相当量、存在するのではないかと思います。私もその実態は目の当たりにしております。

また、家庭ごみ、資源ごみの収集運搬について、私も新潟県の小千谷市のごみ処理行政について研修をいたしました。非常に参考になったわけでございますが、その後質問した経緯もあるわけですが、現在、様々な収集形態のもと、広範囲に行われている状況にありますが、新たな広域処理の枠組みとして、山梨西部広域環境組合が設立され、今後、処理方法などの協議・検討がなされていく中で、本市としての排出収集運搬体制については、当然検討するべき問題ではないかと考えています。

このことから、市の廃棄物対策について「不法投棄に対する適切な対策」「廃棄物の適正な分別収集と処理体制の構築」という２つの視点から、以下質問をいたします。

不法投棄に対する適切な対策として、①不法投棄物の撤去量の推移とその種類は（過去３年の状況）、またその対策状況はいかがかお伺いします。

②としまして、プラスチックごみによる世界規模での環境汚染が問題になっています。河川敷などの不法投棄の実態はどのようになっているのか伺います。

次に、廃棄物の適正な分別収集と処理体系の構築として、①将来的な広域処理に向けた収集運搬体系について、現時点での考え方はいかがか伺います。

②家庭ごみ、資源ごみの排出面での利便性ということで、私が過去に質問いたしました「可燃ごみ袋（小サイズ）」の導入・販売予定はあるのか、どのように考えていますか伺います。また、資源ごみの排出袋についても使い勝手が悪いという声を聞くわけでありますが、改善する考えはありますか、伺います。

続いて質問の２つ目でございます。法定外道路の維持管理の対応について。

北杜市の面積は、６０２平方キロを超え東京２３区とほぼ同じ面積であります。その市域には、中央自動車道が中央を走り市の東西に国道が２路線あり、それらをつなぐ県道が２０路線認定されています。さらに市民の生活を支える市道が１，０８７キロあり、パトロールの実施など日々維持管理がなされているところと承知しております。おかげさまで私たちは、快適に

日々移動ができ、感謝するところであります。

このほか整備にあたり、受益者負担金はありますが、市民の営みを支える農道が６２８キロ、林道も１３６キロが整備され、その総延長は１，８５１キロで東京から九州までとなります。

さらに、以前は里道、赤道、赤線、赤地と呼ばれてきた法定外道路などの生活道路は市内に無数張り巡らされており、その実態もつかめていないものと推察いたします。

法定外道路には、昨今の生活様式の変化により山間の、あまり利用されない山道や地域の住民が生活道路として使われている里道なども、これに含まれており、その管理は従来から地元集落や地域住民による清掃や維持補修などが行われているものと理解しております。

これらのことから、市が直接維持や管理を行わない法定外道路については、数多くの制約があり、その対応に苦慮する点も数多くあると思います。

そこで以下質問いたします。

①としまして、地域の協力はいただくとしても、広いエリアでの法定外道路の維持管理は、現在の市の体制では困難だと思うがどのように考えますか、伺います。

②としまして、構造物の不具合、具体的には道路横断等のグレーチングが外れている場合などは大きな事故になりかねないと思いますが、対応はどのようになっているのか伺います。

③といたしまして、地元で維持補修をしていると思いますが、道路擁壁やガードレールなど構造物の復旧の場合は、住民の出労作業だけでは対応が困難な場合があると思います。

安全・安心な道路を維持する必要がある場合は、支所が行う地域課題早期対応事業による対応はできるのかお伺いします。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

２２番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の廃棄物対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、河川敷などの不法投棄の実態についてであります。

昨年１０月に県で実施した「河川敷におけるごみの散乱状況調査」においても、「家庭ごみ」が多く確認されており、そのうち「プラスチックごみ」が７６％を占めているという結果でありました。

一方で、世界規模での「プラスチックごみ」の環境汚染への対応については、プラスチック資源の循環体制を早期に構築するとともに、「海洋プラスチックごみ」による汚染の防止を実効的に進めることが「ＳＤＧｓ」の目標の一つであり、現在、重要な課題となっております。

「海洋プラスチックごみ」については、海洋や沿岸部で投棄されているものに加え、内陸部から海につながる川の流れに由来するものも多く、その発生抑制対策を早期に実行しなければならない状況にあります。

豊富な源流を擁する本市は、「世界に誇る「水の山」宣言」の下、その源流を守り、環境を整えることで、海を守り豊かにするという役割を担ってまいりました。

また、昨年１１月には、「プラスチックごみ」の自然界への流出を防ぐための身近な取り組みとして「北杜市マイバッグ宣言」を行いました。

今後も、この宣言による啓発活動を通じ、「プラスチックごみ」の適正処理と発生抑制を図ってまいります。

次に、ごみ袋の小サイズの導入・販売予定、資源ごみ袋の改善についてであります。

小サイズのごみ袋の導入に向けた検討については、本年度２５リットルサイズの袋を試験的にモニターの方に利用していただき、「おむつなどがこまめに出せる」、「高齢者なので小さいサイズが持ちやすい」などの感想が寄せられ、６０％の方から好評価をいただきました。このことから、本年夏までに導入・販売を目指しております。

また、資源ごみ袋については、先のアンケートなどにおいて、「袋の大きさが小さい」、「縛りづらい」などの使い勝手に関するご意見が寄せられたところであります。このことから、次期発注までの間に、資源ごみ袋の容量、形状について検討を行い、排出時の利便性の向上を図ってまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

２２番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の廃棄物対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、不法投棄物の撤去量の推移とその種類、対策状況についてであります。

市と「中北地域廃棄物対策連絡協議会」において撤去した不法投棄物の過去３年間の撤去量は、平成２８年度８．４トン、平成２９年度１２．３トン、平成３０年度２１．５トンであります。

近年、不法投棄の撤去量は増加傾向にありますが、パトロールや撤去作業を増やしたことも原因の一つとなっております。

種類について、昨年度は「家庭系ごみ」が約４８％、「廃タイヤ」が約３９％、「家電類」が約１１％であり、その他として自転車等が投棄されている状況にあります。

このような廃棄物の不法投棄者の特定は難しい状況にありますが、防止対策の基本は早期発見・早期対応にあると考えておりますので、市では早期発見への協力を得るため、現在２７名の「ボランティア不法投棄連絡員」を設置し、未然防止のための監視パトロール、早期対応としての投棄物の撤去を「峡北広域シルバー人材センター」へ委託し、年間延べ６８０回実施しております。

今後も、不法投棄防止策としてのパトロールの強化や、看板等の設置による啓発活動を行うとともに、市民の皆さまにも現状を再認識していただくため、市の広報紙やホームページを活用し、写真などを用いた、分かりやすい方法で周知、啓発を図ってまいります。

また、来年度より、「家庭ごみ」として通常の収集には排出できない廃棄物を有料収集する「適正処理困難廃棄物収集事業」において、投棄されやすい廃タイヤの料金を引き下げ、廃棄物の適正な自己処理と不法投棄の防止を図ってまいります。

次に、収集運搬体系の現時点での考え方についてであります。

山梨県西部地域に係る広域ごみ処理施設の建設地が中央市に決定したことから、新処理施設稼動後には運搬時間が大幅に伸びることとなるため、市内での収集時間の短縮に向けた収集方

法・運搬体制などの再構築については、重要な検討課題であると認識しております。

今後、次期「北杜市一般廃棄物処理基本計画」策定時において対応策を検討してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

２２番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

法定外道路の維持管理の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、維持管理体制についてであります。

法定外道路は、市内に無数にあり、生活様式の変化により利用の少ない山道や、住民が生活道路として使われている里道などであります。

法定外道路は、従来からの慣習として地元集落や地域住民による道づくりなどで維持補修の管理が行われており、維持補修が困難な場合は、総合支所や用地課等において相談を受け、技術的助言や原材料支給により対応しております。

今後も、市も協力する中で、地域が主体となって維持管理をしていくものと考えております。

次に、構造物の不具合への対応についてであります。

各総合支所からの区長文書の配布時に、構造物の異常など、日頃から情報収集、情報共有を図り、構造物など破損個所を発見した場合は、直ちに、市において、道路の通行規制など安全確保を行っているところであります。

その上で、地域と管理主体や復旧方法などを協議・検討し、修復の対応を行っております。

次に、地域課題早期対応事業による対応についてであります。

「地域課題早期対応事業」は、平成２９年度から、本市独自の施策として設置しました。この事業は幅広い市民ニーズにきめ細かく、市民の要望を迅速・的確に対応する行政サービスの提供を行うことができるよう、各総合支所などの判断により幅広く利用できる事業として実施し、地域が抱える様々な課題・要望への対応を早期に行っております。

事業開始以来、年間約１６０件の要望に迅速に対応しているところであります。

法定外道路の維持管理は、原則として地域の皆さまに行っていただいているところでありますが、道路構造物の修繕など地域での対応が困難な場合などは、各総合支所において地区要望を受けた上で、総合支所と担当課で必要性を精査し、本事業で対応することとしております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山俊和君の再質問を許します。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

それでは、それぞれの項目で再質問をさせていただきます。

まず、北杜市の廃棄物対策についてですが、不法投棄物の撤去量の推移とその種類を伺ったところ、市と中北地域廃棄物対策連絡協議会において撤去した不法投棄物の３年間の量が平成２８年度が８．４トン、平成２９年度が１２．３トン、平成３０年度２１．５トンと年度を追

うごとに増加しているということと、それから家庭ごみが４８％もあるわけですね。これは非常に残念な結果であり、不法投棄する人のモラルの欠如と言うしかないんですが、今、それぞれの現行の対策を部長のほうでお話をしていただいたんですが、この２７名のボランティア、それから峡北シルバー人材センター、活躍してくれているんですが、ますます増える不法投棄のごみを何か抜本的に、もっと解決するような方法はないのかお伺いします。お考えはないのかをお伺いします。

それから２つ目として、河川敷におけるごみの散乱状況は、県内全域での共通する課題ではないかと考えますが､県においては河川敷のごみの散乱状況､河川の水中のマイクロプラスチックの個数調査を実施していると聞いておりますが、本市としては今後、河川の水中のマイクロプラスチックの調査を行う予定があるかどうかお伺いします。まず、そこをお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

早川生活環境部長。

○生活環境部長（早川昌三君）

２２番、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

まず、１点目です。不法投棄をなくす抜本的な方法はというご質問だと思いますけども、非常に難しいんですけども、不法投棄を抜本的になくすというのは、今のところないというような状態でございます。

しかし、ごみがない、きれいな状態にしておくということで減るという、捨てる方がなくなるということもあります。そんなところも不法投棄の防止というのは、早期発見して早期対応というのが一番現在の最高方策であるということから、引き続き関係機関と連絡してパトロールの実施と啓発活動および撤去作業を実施してまいります。

また、プラスチックの不法投棄については、北杜市マイバッグ宣言による活動を通して、ポイ捨てによる不法投棄の防止を図ります。不法投棄の中でも多い廃タイヤの対策としては、市広報紙、ホームページにおいて自己処理方法を示すとともに、市の有料収集での料金見直しを行うなど、不法投棄の防止と適正処理への意識改革を図っていく考えでございます。

次の河川の水中のマイクロプラスチックの調査を行う予定はあるかという質問だと思います。

河川の水中のマイクロプラスチックについては、昨年、実施された県の８カ所の調査で、いずれの地点でも河川からのマイクロプラスチックが確認されたという結果であります。プラスチックの自然界への流出を防ぐ本市の取り組みにおいても、この結果は重要なことであると認識しておりますので、来年度に廃プラスチックの適正処理、排出抑制の一環として、できれば数カ所でマイクロプラスチックの個別調査を実施することを考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

積極的な答弁をいただきまして、ありがとうございます。やはり、この不法投棄物に関しては、市民モラルと申しますか、やはり私ども、本市でもこのことについて啓蒙活動されていることは私も認識しているんですが、もっともっと市民の皆さまにご理解をいただけるように、

その啓発・啓蒙活動をするようにお願いしたいと思います。

続いて、法定外道路の関係について１点だけお伺いします。

道路に設置される横断グレーチングなどは、定期的に点検していても確認しにくい場合もあり、いつ破損するか分からないところもあります。市が行っている定期的な点検だけでは発見が難しいのではないかと思いますが、道路を使う民間事業者との協力など、早期発見のための対策はありますか、お伺いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

２２番、秋山俊和議員の再質問にお答えをいたします。

道路の破損個所の早期発見の対策ということでありますが、道路の不具合箇所の発見には職員によるパトロール、それから地域住民の情報提供や警察などの行政機関との連携によるところでありますが、今後は民間の団体、例えば郵便配達、新聞配達、それから宅配便の事業者などと連携をしまして、道路の安全・安心のネットワークをつくり、道路の損壊箇所のいち早い発見ができる仕組みづくりについて、関係者と協議を進め、実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

○２２番議員（秋山俊和君）

それでは期待して質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで２２番議員、秋山俊和君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、９番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

令和２年第１回北杜市議会定例会にあたり、一般質問を行います。

質問事項は、文化財等の保存と活用についてであります。

地域の魅力発信に日本遺産は欠かせないものがあります。日本遺産を活用した地方の活性化策は、とても重要な施策であります。

山梨県、長野県に広がる地域には２０１８年５月２４日、文化庁認定の「星降る中部高地の縄文世界」が認定されています。

今後、国内の方々はもちろんのこと、インバウンドも含め多くの人にこの魅力を知ってもらうよう施策を進めることがとても大切になってきています。

また、文化庁は「今後、さらに国民の皆さまの「日本遺産」に対する理解と関心を高めるとともに、各地域における取り組みのより一層の充実を図るため」、２月１３日を日本遺産の日と定めています。

令和２年度北杜市当初予算にも、文化財保存関係予算も計上され、いくつかの保存活用事業が計画されております。

以上を踏まえ、以下３つの点について質問いたします。

１つ、市内文化財等の保存への取り組みについてであります。

旧平田家住宅ほか文化財の保存活用について伺います。

２．地域資源としての文化財等を活かす取り組みについてであります。

市内には棒道の石造物群や地域の神楽、浦安の舞など伝統的文化遺産が文化財保存団体などにより継承、保存されております。こうした文化財等を活かす取り組みについて伺います。

３．文化財等の防災対策への取り組みについてであります。

火災、台風、地震などなど、防災対策についての取り組みについて伺います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

９番、齊藤功文議員の文化財等の保存と活用における、地域資源としての文化財等を活かす取り組みについてのご質問にお答えいたします。

棒道と石造物群は、来年度から始まる「第２次八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン」の「文化財の保護・活用分野」において、「パトロールウォーキング」を実施し、棒道沿いの石造物群を学びながら、破損等の有無を点検いたします。

地域の神楽等の民俗行事は、文化財であると同時に神事、祭礼でもあることから、まずは保存伝承活動を支援しつつ、地域資源としての活用については、地元の意向を第一に考え、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

９番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

文化財等の保存と活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、文化財等の保存への取り組みについてであります。

国指定重要文化財の「旧平田家住宅」は、茅葺屋根の老朽化が進んできたことから、昨年、文化庁の調査官に視察と指導を依頼し、来年度から３カ年計画で葺き替え工事を実施することとしております。

「山高神代ザクラ」、市指定文化財「義光山矢の堂」、「台原家住宅」も来年度、調査と修理を実施し、適切な保存措置を講じてまいります。

次に、文化財等の防災対策への取り組みについてであります。

文化庁は、昨年１０月３１日に発生した沖縄県首里城の火災直後に、文化財の緊急点検を全国自治体に指示し、本市でも「重要文化財八代家住宅」と「旧平田家住宅」の消防設備を点検したところであります。

災害は多岐にわたりますが、今後も文化財所有者に適切な助言をし、必要な対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

再質問を行います。

まず、学術課の発行している「北杜文化財マップ」によりますと、国、県、市指定の文化財は２０１件というふうに示されておりますが、その中で私が今、質問した旧平田家住宅につきましては、国の重要文化財に指定されているということで、茅葺屋根の修繕を中心にして３カ年計画でやるというふうな今、答弁がございましたけれども、平成２８年の第２回定例会においても、私、質問したところ、屋根の修繕等に関しては、その当時、３年ほど前から国へ修繕を申請しているというようなことを答弁されておりました。なるべく早く対応したいということで、今年になったと私は認識しておりますけれども、この平田家住宅は、すでにご存じだと思いますけれども、江戸時代の名主の家を知る上で大変参考になる重要な施設でありまして、日本の伝統的な文化を知る上でも、外国人客も多く訪れていると聞いております。

今後、日本の古い農家の暮らしなどが分かる企画展など、インバウンドの人たちにも訪問され、そして観光事業者とも連携した中で推進すれば、もっと魅力あふれる観光資源になるのではないかと私は思っております。今後の取り組みについて伺うところでございます。これが１点です。

そして２つ目は、この棒道の石造物群についてでございますけれども、私、３月１日の日に北杜市郷土資料館の「棒道沿いの観音様」という、こうしたマップが郷土資料館にあるんですけれども、これを持って頼りにして踏査して、石造物群を調査しました。そうしましたところ、案内板が朽ちているところもあれば、石仏が倒れそうなところもあるやら、また馬のフンが棒道に何カ所か散乱していると。こんなような棒道でありました。今後、棒道の石仏の保存と活用をどのように考えているか、改めてお伺いするところでございます。

また、先ほどの質問の中でも地域の神楽、浦安の舞の伝承というようなことで質問したところですけども、そうしたものも大切に保存していくという、支援していくという答弁がございましたけれども、外国人にとって神楽やら浦安の舞というと大変関心があります。一昨年、国際交流でアメリカへ行って、ケンタッキーの方々に神楽の舞の、私、神楽師ですから、神楽の舞の写真を見せましたところ、大変興味を持ってお話してくれました。そういうふうなこと、大変外国人には神楽や浦安の舞などは大変、興味があるところだと思いますので、今後、無形文化財としての、こうした神楽や浦安の舞の保存と活用をどのように考えているか、さらなる考えをお知らせください。

以上です。

○議長（中嶋新君）

３点ですね。答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

９番、齊藤功文議員の再質問にお答えをいたします。

１点目は、古民家、旧平田家住宅の活用策、インバウンドとか、あるいは観光振興、そういうものにも有効に活用すべきではないかというようなご質問だと思っております。

今回の改正文化財保護法の中にも、こういう文化財につきましては、総合的に活用するというようなことも１つの趣旨でございまして、その趣旨を踏まえまして、単に保存、保護するばかりではなくて、インバウンド、あるいは観光面からの活用についてもすべきだと考えておりますけれども、まずは観光事業者とか、あるいは今まで守ってきた地域の方々、所有者、あるいは管理者等の意見を十分に聞くとともに、こういう古民家については有識者等の意見も聞きながら、今後検討を進めていくということが大事ではないかと考えております。

続きまして、２番目ですね、棒道には石仏とか石造物群等がいろいろあるけれども、その中には一部、案内板、あるいは説明板も朽ちているようなこともありますので、観光資源、あるいは魅力的な文化財の発信という意味からも、活用すべきではないかというようなご質問だと思っております。

これにつきましては、棒道についても、案内板等が朽ちているものについては、現場を確認しながら適切に対応するということでございまして、逆に棒道の石造物群を広く知らしめるということであれば、これはまた、一面では貴重な石仏等が、あるいは石造物等が盗難にあうというような危険性もあります。また、棒道付近には石造物群のほかに、将来貴重になるかもしれない植物等のものもあります。それらの保護とか保存面からも検討する必要があると思いますので、これらにつきましても、今まで管理をしてきた皆さんの、あるいは有識者の皆さんの意見を伺う中で、慎重に進めていくべきであると考えております。その上での活用ということを検討するということでございます。

続きまして、神楽など民俗行事等のものについては、外国人にとって非常に魅力的な、日本を知る上での魅力的な観光のコンテンツだということでございまして、それへの情報発信等についての考えというご質問でございます。

まずは、議員がアメリカのほうに行って、神楽等について、向こうの方々が非常に興味を示したということでございますけれども、外国人といってもいろいろ人種もありますし、地域ごと、多様であると思っております。その中から、まずどのような情報発信が魅力的なコンテンツになるかということを情報収集しながら、その上で市の観光協会とか、あるいは地域、ＤＭＯなどの観光事業者、あと神楽等の保存会、奉賛会と言うんでしょうか、今まで守り育ててきた皆さんの意見を伺いながら検討するということだと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

今、いろいろご答弁ありましたけれども、現場へ行って１回歩いてみれば、よく分かると思いますけれども、石造物、郷土資料館の資料の中にある、「棒道の観音様」というものがここに入っておりますから、それに基づいて教育委員会も大変関わっているということでございます

ので、ぜひとも朽ちた観光案内板、そうしたものもあるということをご認識され、そして今後はそうした看板を立てる場合には多言語で、外国人向けに、新たに立てる場合はそのようなことを提案したいと思います。これが１点。

また、先ほども言いましたように、そういう無形文化財だとかいろいろあります。そうしたものを、北杜市内には宝があるんです。そうしたものをまとめた、分かりやすい文化、芸術の冊子みたいな形で資料、ガイドマップと言うんですかね、そういうものを作ったらどうでしょうか。

また、棒道の、先ほど保存のことについて説明しましたけれども、棒道の石造物群の保存についても地元を考えたり、学識者を考えて検討していきたいというような答弁がございましたけれども、私も、ぜひともこの石造物群の保存と活用を地域の人たちを含めて、みんなで行政の支援の中で考えてほしいと思います。１回歩いてみてください。荒れているところもあります。ほとんど、このマップに書いてあるのは保存されております。ぜひとも、そうした行政の支援で、みんなでこの棒道を考えてほしいと思います。

そして神楽、浦安の舞の奉納される、北杜市内にはかなりの数の神楽が奉納されているところがあります。神社、仏閣があります。この奉納している一覧表をぜひともマップ等で作っていただいて、インバウンドとか観光客に配れるような、そうした印刷物、マップで示していただければ、大変利用する人も、良いのではないかと思います。

私は、今後市内文化財の保存と活用を図る中で、この北杜の地域が歴史的に裏打ちされた厚みのある魅力的な地域になるよう期待するものですけれども、お考えをお願いします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

９番、齊藤功文議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、棒道等にある安全看板、説明板等について、朽ちているものを再度、更新するような場合については、インバウンド、あるいは外国人向けの表記等も必要ではないか、そういう考えはどうかということでございます。

これにつきましても、地域の皆さんと、あと観光事業者、あるいはすでに進めている地域、ＤＭＯ等の皆さんの意見を聞きながら適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、地域のこういう文化財、石造物、石仏、また浦安の舞、そういうものについても、これについては３点、ご質問なんですけれども、一括してお答えをさせていただきますけれども、われわれ教育委員会といたしましては、学術課を中心として地域の中の、こういう文化財の保存、活用策については従来より検討してまいっているところでございまして、来年、「飛び出せ学芸員」という事業の中で、しっかりと地域の皆さんと共にそういうものについても検討するということで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで９番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、１２番議員、原堅志君。

原堅志君。

○１２番議員（原堅志君）

ともにあゆむ会の一般質問をさせていただきます。

１点だけ、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿について。

昨年暮れに中国の武漢から始まった新型コロナウイルス感染症は、WHOが世界的大流行と判断いたしました。

そうした中、ギリシャにおいて東京オリンピックの聖火の採火式が無観客の中、１２日に行われ、ギリシャ国内の聖火リレーが始まりました。

国内聖火リレーは２６日、福島県からスタートし、６月２７日に山梨県に入り、北杜市は高根町五町田交差点付近、１６時２８分ごろから高根総合支所付近、１６時４９分で聖火リレーを実施する予定になっております。

聖火リレーが実施され、東京オリンピックが世界平和の祭典として予定どおり実施されることを願うばかりです。

そこで以下、お伺いします。

１つ、ビーチバレーコートの進捗状況と受け入れ態勢は。

２点目、自転車競技（BMX）施設の進捗状況と受け入れ態勢は。

３点目、それぞれのチームの事前合宿の予定は。

４点目、市民と選手との親善交流の考えは。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

１２番、原堅志議員の東京オリンピック・パラリンピック事前合宿における、市民と選手との親善交流の考えについてのご質問にお答えいたします。

ビーチバレー、BMXともに練習の公開を通じて多くの市民の皆さまに見学していただき、交流を図る予定であります。

今回のオリンピックは、「市民の皆さまと共に、歴史的オリンピックを盛り上げていきたい、そして、「北杜の宝」である子どもたちに、このオリンピックを歴史的感動として記憶に残してもらいたい」、そうした思いを持って、事前合宿の誘致にも積極的に取り組んでまいりました。

市民と選手との交流については、コンディションや練習を優先したアスリートファーストになるよう、現在、詳細を調整してまいりますが、先月６日に包括連携の協定を締結しました「コカ・コーラ　ボトラーズジャパン」のお力をお借りする中で、オリンピック・パラリンピックの機運醸成を図ってまいります。

また、この歴史的なイベントのレガシー創出として、北杜市民の「一人一スポーツ」の推進と、スポーツや健康づくりを中心に、「健幸北杜」の実現に向け、様々な面に目を向け取り組みを進めてまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

１２番、原堅志議員の東京オリンピック・パラリンピック事前合宿における、ＢＭＸ施設の進捗状況、受け入れ態勢についてのご質問にお答えいたします。

ＢＭＸ施設については、事前合宿の対応や競技の普及のため、トイレの設置および駐車場の整備を進めております。

また、昨年１０月に本市で事前合宿を行ったフランス・ＢＭＸチームからコースをオリンピック本番コースに準じて修正してほしいとの要望を受け、今後コース内の整備をしてまいります。

受け入れ態勢については、宿泊施設、バス、警備員、通訳の手配などの業務委託を行いました。関係機関等と連絡、調整を行い、万全な体制を取っているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

１２番、原堅志議員のご質問にお答えいたします。

東京オリンピック・パラリンピック事前合宿について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ビーチバレーコートの進捗状況、受け入れ態勢についてであります。

ビーチバレーコートについては、国際基準を満たすコートへの改修を行っており、今月末の完成を予定しております。

受け入れ態勢については、ＢＭＸ同様、万全な体制を取って準備を進めております。

次に、事前合宿予定についてであります。

出場の可否については、ＢＭＸ競技は６月中旬、ビーチバレー競技は６月下旬までに判明する予定であります。

出場可能となった場合の事前合宿については、ビーチバレーチームは７月中旬、ＢＭＸチームは７月下旬に行う予定になっております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

原堅志君の再質問を許します。

原堅志君。

○１２番議員（原堅志君）

では２点ほど、再質問させていただきます。

東京オリンピック２０２０の開催が決定したときに、テロ対策が大きな問題と取り上げられたことを覚えております。しかし、ここにきて新型コロナウイルスの世界的大流行が問題となっております。そうした中、先ほど関係機関等の連絡調整が行われて、万全の体制を取るとのことですが、このテロ対策および新型コロナウイルス対策についての対応策について、まず１点

お伺いいたします。

次に、フランスのＢＭＸチームから昨年の１０月ですか、本番コースに準じて修正してほしいとの要望があったと聞いております。今後、このコースの整備のスケジュール等が分かればお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

１２番、原堅志議員の再質問にお答えいたします。

まず、東京２０２０オリンピック・パラリンピックの万全なる体制を取っているという答弁をさせていただきましたけれども、その中で関係機関は、テロ対策、あるいは新型コロナウイルス関係の対策についてのご質問だと思っております。

まず、テロ対策等については、これについては、私ども決まった段階から事前合宿の内容とか、あるいは最近決まりました聖火リレー、こういうものにつきましても、北杜警察署と十分連携を取って対応しているということでございまして、また北杜署のほうも新聞報道でありましたけれども、東京五輪を迎えまして警備体制の充実ということで警備課が設けられるということもありまして、それについては万全の体制を取っていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス関係につきましては、これ日々刻々、状況が変わっているということの中で、しっかり情報を収集し、注視しながら、また専門的な機関と連携を取り、山梨県のオリンピック推進局とも連携を取りながら、来たる聖火リレーを迎え、また事前合宿を迎えたいと考えております。

続きまして、ＢＭＸ競技のコースの整備ということでございます。

これにつきましては、フランスＢＭＸチームから要望がきておりまして、本番コースに準じた修正等をしていただきたい旨の内容がきております。これにつきましては、ＢＭＸ練習施設であります所有者等と協議をもうすでに終了しておりまして、今、冬期間ということで凍ったり、あるいは霜等の関係もございますので、できませんけれども、４月になって事前合宿に間に合うような形の中で整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○１２番議員（原堅志君）

では再々質問させていただきます。

ビーチバレーコートおよびＢＭＸ施設の、これは２つとも国際基準に対応しているということの中で、スポーツの国際親善交流の起点として、また北杜の、先ほど答弁がありましたように宝として、事前合宿誘致を機会に市民に知っていただくことが大事かと思いますけども、再度、この見解を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

１２番、原堅志議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、国際親善交流の起点として、北杜の宝として、この親善活動、交流をどうやってやるかというような再質問でございますけれども、先ほど市長が答弁させていただいたとおり、今回のオリンピック・パラリンピックにつきましては、非常に歴史的な感動の中で行われるということの中で、北杜市も聖火リレーのコース、あるいは２つ、３つのオリンピックの事前合宿というものも予定をされているということの中で、しっかりとこれを機に国際親善の交流を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで１２番議員、原堅志君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は４時３０分といたします。

休憩　午後　４時１５分

再開　午後　４時３０分

○議長（中嶋新君）

それでは、再開いたします。

次に公明党、２１番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○２１番議員（内田俊彦君）

通告に従いまして、２項目の一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、移住定住しごと相談窓口の更なる充実についてであります。

昨年４月に開設された移住定住しごと相談窓口は、新聞紙上でも掲載され、当初の目的以上の政策的効果が表れ、昨年は住みたいまち５位でありましたが、本年は２位に浮上、近年の状況を雑誌に紹介されたところであります。人が集まる場所、集う場所に情報が集約され、発信されることは、宿場まちや市場に代表されるように歴史が証明されていることと鑑みるところでございます。

移住定住相談窓口には、人の流れと経済の流れが結びつく場所でもあると思います。更なる充実と将来の北杜市の構築に寄与するものと期待をいたします。

移住定住窓口におきましては､私もこの相談窓口の設置を議会で質問した経緯がございます。それに伴って設置されたところでございますが、やはりＪＲ長坂駅、要するにＪＲという利便性、そしてまた地域性、いろいろなことを鑑みますと、今後さらなる繁盛というか、盛況というか、多くの人が集まり、情報が集まるということにつきましては、おそらく執行部の皆さまも、私たちも今、肌で感じているところと思っております。

そこで以下，質問させていただきます。

まず１番目といたしまして、移住定住者の現在の傾向性についてお伺いをするところでございます。過去にはよく終の棲家と言われたようなこともございますが、いまや生産年齢の皆さ

まが多く引っ越してきているように聞いているところでございます。

２番目といたしまして、移住定住しごと相談窓口の更なる充実についてでございますが、来年度、令和２年度におきましては、その体制等が変わると聞いておりますので、詳細な回答をよろしくお願い申し上げます。

次に、政策の一環として集約される情報の活用、発信についてでございます。これにつきましては、冒頭でも述べているとおりでございますが、やはり人が集まるところにはいろんなものが集まるということでございますので、それをどのように活用し、さらに発信をし、さらに広げていくということについて、どのようにお考えかお伺いをするところでございます。

４番目といたしまして、移住定住しごと相談窓口に今後期待される事業等についてでございます。よろしくお願い申し上げます。

２項目めについて、お願いをいたします。防災減災事業に係る財源構成についてでございます。

国土の強靭化、防災減災、災害の復旧、経済の立て直しは、政府が補正予算、新年度予算で重点的に取り組むことを閣議決定され、そしていまや、政府のほうでは政策のもとにこの財源が担保されているところでございます。今後、その執行および効果に期待するものであります。

北杜市においても、北杜市の強靭化計画の策定や防災減災事業には、昨年の災害対策防災会議においても報告ならびに対策が協議されたところでございます。この災害対策防災会議という言葉を考えてみると、やはりここにつきましては、政府が３．１１、９年前の東日本大震災以降、災害というのは災害の対策をするという、そういう国の流れでございましたが、災害があったときに予想をして、未然に災害を防災したり、減災をしたいという考えのもとに政府の流れが出てきている。そういった中で、この北杜市が防災災害事業に向けて、災害対策防災会議という命名をしたということについては、私としては高く評価するところでございますし、その結果はおそらく今後、質問させていただきますが、令和２年度の予算の中に盛り込まれているというように思っております。

昨年の協議以降ですが、事業課と財政課は防災減災事業に向けて具体的に予算反映のために取り組んできた成果が補正予算、本予算に計上されているものと認識しております。

そこで以下、質問をさせていただきます。

緊急防災減災事業債を活用した事業、ならびに事業費、また起債額についてお伺いをするところでございます。

２番目といたしまして、緊急自然災害防止対策事業債を活用した事業、ならびに事業費起債額についてお伺いをするところでございます。

３番目、国土強靭化計画策定による事業取り組み状況についてお伺いをするところでございます。

４番目としまして、質問しました１番目、２番目、３番目について過去取り組むべきと質問により、私はすでに警鐘してまいりましたが、現在はいかがお考えか。また、どのように行っているのかお伺いをするところでございます。ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中嶋新君）

ここで、本日の会議はあらかじめ延長いたします。

それでは答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

２１番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

移住定住・しごと相談窓口の更なる充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の傾向についてであります。

昨年４月から、長坂総合支所内に「移住定住・しごと相談窓口」を移転したことにより、移住希望者が気兼ねなく相談できる環境が整い、電車でも容易に訪れることができるようになったことから、本年２月末現在での相談件数は、昨年同時期の７６２件と比べ、２７１件増え１，０３３件となっております。

移住相談件数のうち、長坂窓口の占める割合は、全体の約８０％となっており、本市の相談窓口の主力となっております。

また、相談窓口が駅に近いという利便性の高さから、電車利用の相談者が約２０％となり、外国人の移住相談もこれまでに１４件対応しております。

また、相談内容は、「住まいと子育て」が５０％、「仕事関連」が３４％、「空き家バンク」が１６％で、特に、企業からの相談が市内外を問わず寄せられている状況にあることから、「仕事関連」が増加傾向にあり、予想以上の効果が出てきていると感じているところであります。

次に、相談窓口に今後期待される事業等についてであります。

今後ますます増加することが予想される移住定住相談や、しごと・創業・企業からの相談に、適切に対応していくため、来年度からは、長坂総合支所内に、「移住定住・しごと相談窓口」に加え、「はたらく応援窓口」を新たに設置するとともに、「ふるさと創生担当」を移し、「人を地域につなぐ、仕事につなぐ、企業につなぐ」をコンセプトにした、総称「北の杜きずなカフェ」としてスタートすることとしております。

特に、「はたらく応援窓口」を運営する組織には、事業主や求職者向けセミナー等開催による雇用の拡大、現在、市で実施している「就職ガイダンス」や「就活女子会」などの事業を担ってもらい、雇用の創出や市内企業の人材不足解消の加速を図ってまいります。

庁内においても、「北の杜きずなカフェ」のコンセプトの下、各部局が一体となって、市の産業経済を推進するための拠点となるよう努めてまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

順次、答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

２１番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

防災減災事業に係る財源構成における、国土強靭化計画策定による事業の取り組み状況についてであります。

「北杜市国土強靭化地域計画」については、「真に、強く、しなやかな北杜市」の実現を目指し、各界各層の外部委員で構成する「北杜市国土強靭化地域会議」を設置し、策定作業を進めております。

現在、パブリックコメントに向けた計画の素案作りの段階でありますが、計画に掲載される事業については、大災害が発生しても、人命の保護が最大限図られ、重要な機能が不全に陥ることなく、迅速な復旧・復興を可能にする地域づくりという観点から、６１の事業がアクショ

ンプランとして挙げられております。

次に、過去取り組むべきと警鐘したが現在の考え方についてであります。

これまでに取り組むべきとのご指摘をいただいた事業については、「国土強靭化地域計画」の６１のアクションプランに反映されているものと考えておりますが、今後、パブリックコメントなどにおけるご意見やご提言などを伺いながら、追加・修正を重ねてまいりたいと考えております。

また、「国土強靭化地域計画」におけるアクションプランのうち、特に早急の対応が必要と考えられるものについては、計画の策定を待たず、来年度当初予算から先行して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

２１番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

移住定住・しごと相談窓口の更なる充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、相談窓口の更なる充実についてであります。

来年度は、増加する移住定住相談への対応や、相談者の利便性の向上を図るため、窓口の土曜日開所を実施するとともに、キッズルームの設置による環境整備や、ハローワークの求人情報を検索できる端末を設置してまいります。

また、地域住民と移住された方や移住を希望する方との交流の場として「おちゃべりカフェ」を開催し、地域の交流拠点としての機能を高めてまいりたいと考えております。

次に、集約される情報の活用、発信についてであります。

本年度、長坂の「移住定住・しごと相談窓口」には、市内外の企業から、人材発掘や労働力の相談、企業進出やイベント開催、インバウンド推進のための研修など多岐にわたる相談が多数寄せられており、今後も企業からの相談は増加していくものと思われます。

しかし、現在の窓口体制では、市内外の企業から寄せられる貴重な情報等を活かしきることができませんので、今までの相談窓口とは別に、企業等からの相談にも、より機動的に対応できるよう、「はたらく応援窓口」を長坂総合支所内に新たに設置し、必要なノウハウやネットワークを備える民間組織に、企業からの相談や情報収集、雇用関係などの業務を委託し、有益な情報は迅速に関係部局と共有して情報発信できる体制を整備してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

２１番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

防災減災事業に係る財源構成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、緊急防災減債事業債の活用についてであります。

「緊急防災・減災事業債」は、防災・減災のための地方単独事業を対象とした、財政的にも

大変有利な地方債であります。

本市では、平成２４年度の本事業債の創設以来、消防ポンプ車両等の計画的な整備や、防災行政無線子局の充実等、防災・減災のための各種事業の財源として、これまでに消防ポンプ車両を６２台、小型動力ポンプを４５台それぞれ更新するとともに、防災無線子局４基の整備を進めるなど、本年度までに事業費総額で約５億７，６００万円、充当した起債額は約５億５，６００万円と、積極的な活用を図ってきたところであります。

来年度においても、消防ポンプ車両やトイレトレーラーの購入、避難スペースとしても活用できる長坂中学校の多目的ホール空調機器整備に活用することとし､事業費で１億４，８００万円、起債充当額は１億４，４５０万円を予定しております。

このように、本事業債により計画を前倒して執行することができ、本市の防災体制の強化につながっているものと捉えております。

次に、緊急自然災害防止対策事業債の活用についてであります。

国が進める防災・減災・国土強靭化のための緊急対策と連携し、地方単独で実施する防災インフラを積極的に推進するための「緊急自然災害防止対策事業債」は、本年度創設されたもので、「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施される事業が対象となります。

この事業債を活用する事業については、本年度は須玉町藤田地内で県が実施する法面の崩壊対策工事に対する負担金に、また、来年度は、引き続き須玉町藤田地内での法面崩壊対策に対する負担金のほか、市の事業として実施する林道新設改良事業および河川改修事業を予定しております。

総事業費は、本年度、来年度合わせて約４，６８０万円、起債充当額は４，６３０万円であります。

次に、防災減災事業の取り組みについてであります。

近年の台風や大雨、大雪による道路等の寸断や大規模停電により、市民生活に支障を来たしたことは、本市でも経験したところであり、将来発生するかもしれない各種災害に備え、市民の生命・財産を守り、安全・安心な地域をつくることは、地方自治体に課せられた使命であります。

本市においても、台風や大雨による甚大な被害を教訓に、防災・減災対策の充実を今後全力で取り組む最優先事項と位置付け、国の防災・減災のための施策を最大限活用し、防災インフラの整備や各種災害防止対策、さらには市民や企業、自治体との協力による「減災力の強いまちづくり」のための施策を強力に推進してまいりたいと考えております。

来年度予算にも、国土強靭化のための各種事業や、一時避難所の改修補助金の創設や県内に先駆けて、自治体間での共助のためのトイレトレーラー整備、消防団への簡易発電機の整備費用を計上するとともに、全国初となる災害時での安定した電力供給を目指した再生可能エネルギーの地産地消を実現するための基本構想の構築などにも取り組み、地域の防災・減災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○２１番議員（内田俊彦君）

それでは２項目について再質問させていただきますが、まずはじめに移住定住しごと相談窓口の更なる充実について、再質問を行わせてもらいます。

先ほど答弁の中で、企業の相談ですとか、またキッズルームですとか、土曜開催ですとか、働く応援窓口ですとか、北の杜きずなカフェですとか、雇用創造人材確保、またさらに情報発信、ここまでの業務をやるということになりますと、非常に人がいるわけでございます。まずは何人体制でどのようにされているのか。そしてまた、カフェ、カフェ、カフェということで、お茶という意味だと思います。これは先ほどの答弁でいきますと地域の皆さんもどうぞというような形になっているようでございますから、そうするとお茶をどうやって、出さなければならないんではないでしょうかと、こういうことにもなりますので、それらについての詳細をもうちょっと詳しくご回答いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

窓口体制ということで何人体制かということだと思いますが、移住定住しごと相談窓口に今現在３人ですが、これを２人体制に、そして働く応援窓口というのを新しく設けますけれども、こちらのほうは民間に委託しますが、大体２名くらいと考えております。その２名のところに、地域おこし協力隊、こういったものを将来担ってもらうという人たちを募集して２名。ですからそれで４名になります。さらにそこで創生担当を２人加えて、全部で８名体制でやっていこうと考えています。特に創生担当については、働く応援窓口だとか、あるいは今までの相談窓口、そういったものから来る情報だとかを市のほうへしっかりつなげてもらおう、あるいはそういった中の調整をしてもらおうというふうに考えております。

それからもう１つは、お茶の問題ですね。

子連れで来ても安心して相談ができるようにキッズスペースを設けてまいりますが、地域の人たちも気軽に寄れるような感じにしたいということは、今年度も考えてまいりました。そういった中で、お茶というのは１つのキーワードだと思っています。今後、誰かがお茶をくんで差し出すというのではなくて、そこにある程度の機械みたいなものを設置しておいて、誰でもそこで気軽にお茶をくんで、お茶を飲みながら話をしましょうよと。そんな雰囲気づくりを来年度やっていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○２１番議員（内田俊彦君）

再々質問させていただきます。

ご答弁によりますと、やはり開設をした以降、当然、それなりに盛況だった。また人員体制も今後するということで、さらに盛況になっていくと思います。これについては、いろいろな人たちが来るということで、情報がたくさん集まってくるでしょう。ますます、この８名体制

が今後もさらに何名か増えるくらいな充実をしていくんではないかと、私は予想するところでございます。

そして、先ほど民間委託ということもございました。つまり民間の力も、この経済の再生に私はつながっていくと思いますが、そういった意味でこの民間の委託について、どのようにお考えかお伺いをするところでございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

今年度、移住定住相談窓口でやってきました。そういった中で、仕事関係の相談がものすごく増えたという要因の一つ。実際、数字で見ますと去年、平成３０年度は地域課でやったんですが、８１３件の相談があって、そのうち７９件が仕事関連であった。それが今回、今年度、２月までの状況なんですが、長坂だけで８３３件あって、そのうち２８３件あったと。３４％、ものすごく増えているわけです。それが先ほどの答弁の中で言ったように、いろんな企業からの相談が来ております。それというのは、やはり雇用創造協議会というところでやっていて、それが成功して、それがそのまま相談窓口のほうへシフトしてきたかなという感があります。そこの中心だった方にもお願いして、今現在やっておりますが、そういった企業に信頼関係のおける人、こういった人が今後、民間企業として起業していったときに、そういう機関にお願いすると、より充実するんではないかなと考えております。

もう１つは、そういったところに商工・食農課のほうでやっているいろんな事業も委託していこうと。就職ガイダンスや就活女子会や、そういうところでやっていこうとしておりますが、今後はそれ以外に出てくるんだろうと。サテライトオフィスであったりだとか、あるいはシティプロモーションであったりだとか、いろんな仕事も出てくると、おそらく業務量は増えてまいりますから、そこの受けるほうの民間の事業者も人を増やしていくだろうということは想定されます。そうすると最終的には、もっと大きな人数で対応していくような格好になると考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○２１番議員（内田俊彦君）

次に防災減災事業に係る財源構成について、再質問を行わせていただきます。

簡単に言いますと国土強靭化計画を策定中でございます。ただし、６１のアクションプランということでございます。この中には地域マイクログリッドもございまして、考え方として防災減災を進めていくのに、国はこの緊急防災減災事業債とか、いろいろ期限とかいろんな条件はあるにいたしましても、国土強靭化計画があるがゆえに、こういう起債もはまる。また今後、それに伴う交付金もおそらく当てはまる。地域マイクログリッド事業におきましてもそうだと思いますけども、こういったこともこの計画に盛り込むということによりまして、いろんな面で有利に立ちながら北杜市が今、市民の皆さまの命を守り、そして先ほどの移住定住のところ

でもそうなんですけども、皆さんの命を守り絆づくりをしようとしていく中で、この国土強靭化計画は非常に今後期待を、私はするものでありますし、もっと充実をしていくんだろうと思っています。

そういった中で、お聞きしたいのはこの国土強靭化計画と、この起債であるですとか、交付金というのは必ず連携していくものでありますし、市長が目指す愛でつながる健幸北杜にも、また地域の安全・安心にも、すべての政策にこれがつながると私は思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

２１番、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

国土強靭化地域計画、現在策定を進めているわけでありますが、まず国等の交付金の考え方につきましては、国からは来年度予算につきましては優先配分、再来年度以降については交付金重点配分というようなお話をいただいておりまして、各自治体においても本年８月をめどに策定を進めるようにということで、強い要望がきております。私どももそれに間に合うような形で６月策定を今、目指して進めているような状況であります。

そんな中で、交付金、当然起債もそうだと思うんですが、この計画に掲載されている事業が原則になってくると思います。ですので、これから私どもが災害に強い地域づくりを進める上にはここの計画の中に、必ず掲載をした中でいろいろな取り組みを進めていこうと考えております。

また、これまでの防災という部分に関しましては、出前塾であるとか、減災リーダーであるとか、いろいろな取り組みも進めてきているはずです。ですので、この計画は行政がつくるものばかりではなく、やはり市民、企業との協働というところにも目を向けて、強いまちづくりを進めていかなければならないと思います。

そうした中で、やはり地域の自助であるとか共助というものも大切になってきます。この計画が目指すものについては、先ほど言いましたように、「真に、強く、しなやかな北杜市」の実現を目指すんですが、まちづくりのコンセプトとしましては、この計画によって市民の皆さんの生命を、命をつないで、命を育むというようなまちづくりも当然、この計画に基づいて進めていくものだと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○２１番議員（内田俊彦君）

最後になりますが、先ほどキーワードを言われました。命をつなぎ、命を育む、これは順序がどっちになるか分かりませんけど、やはりこのコンセプトが今後、北杜市が目指すものだと私は思いますし、国土強靭化計画の中にもそれは盛り込む、ほかにも盛り込むんでしょうが、そういったお考えでよろしいですね。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

２１番、内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

私も先ほど、コンセプトというか、言いました。命をつなぎ、命を育む、こういうまちづくりを市民、企業の皆さんとこの計画をもとに進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで２１番議員、内田俊彦君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、１５番議員、清水進君。

清水進君。

○１５番議員（清水進君）

最初の質問として、小・中学校の給食費無料化はについてお伺いをいたします。

子どもの学校関連の出費の中で、最も大きな割合を占めるのが給食費です。文部科学省平成３０年学校給食費調査によれば保護者の年間負担額、１人当たり小学校４万７，７７３円、中学校５万４，３５１円となっています。就学援助など支援を受けている小中学生は、２０１５年度で全国１４９万人、約６人に１人であります。

山梨県富士吉田市は、昨年１０月より、小中学生３，５００人の給食費無料化を行いました。学校給食無料化に必要な予算は年間約２億円と見込んでいます。

また、明石市は、今年４月より市内中学生７，４００人全生徒の給食費無料化をする方針であります。予算額は３億５千万円。財源は、昨年１０月から始まった「幼児教育・保育の無償化」で不要となったものを充てます。これまで明石市は、第２子以降の保育料を市独自の施策とした完全無料としてきましたが、国の無償化実施により、これまでかかっていた経費がかからなくなり、浮いた分を給食の無料化に充てる、こうした考えであります。

憲法では「義務教育は無償とする」としています。北杜市で、小・中学校の給食費無料化の実施について、見解を伺います。

次に消費税減税、市長の考えについて伺います。

２０１４年に安倍政権が強行した８％への大増税の結果、５年半が経過しても家計消費は回復するどころが、増税前に比べ２０万円以上も落ち込むという深刻な消費不況に陥っております。働く人の賃金も年１５万円も落ち込んでいます。８％への大増税が重大な経済失政であったことは明らかです。

安倍政権は、わずか６年の間に８％への大増税、そして１０％への大増税という二度にわたり消費税増税する、合計では１３兆円もの大増税であります。一内閣で二度の増税は、今まで過去ありません。消費税を５％に減額することは、経済・景気・暮らしを回復するうえで、当然の緊急要求ではないでしょうか。

資料のように所得税・法人税が減り、消費税が増えております。

伺います。

１．消費税増税分が大企業減税になっていることへの見解。

２．消費税増税は、高額所得者より低所得者が重い負担にならないか、その見解は。

３．消費税５％に減税すること。

このことについて、市長の見解を伺います。よろしくお願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

１５番、清水進議員の消費税減税、市長の考えにおける、「消費税増税分が大企業減税になっていることの見解」、「高額所得者より低額所得者が重い負担となる見解」、「消費税５％に減税することの見解」についてのご質問にお答えいたします。

わが国では、少子高齢化が急速に進む中、福祉・保険・医療のサービスに対するニーズが増大しており、国民が安心して生活できる社会を実現するためには、新たな財源の確保が重要であると考えております。

消費税の増税については、国において議論されてきたものであり、私が見解を述べるものではありません。

その他については、教育長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

１５番、清水進議員の小・中学校の給食費無料化についてのご質問にお答えいたします。

本市においては、子育て支援や地産地消の推進を目的に年間２，２００万円余りを助成しており、合併以降、徴収単価を値上げすることなく据え置いている現状にあります。

なお、「北杜市要保護及び準要保護児童等援助費」により支援を要する方々へは、実費額が支給されていることから、実質、無料化されております。このため、現時点では給食費無料化の実施は考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

残り時間３５秒です。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○１５番議員（清水進君）

学校給食についてお伺いをいたします。

子育てにやさしい３つのゼロを実施している千葉県香取郡多古町があります。第１に待機児童がゼロ。これは０歳から小学生。第２に給食費ゼロ。これは小学生から中学生全員。そして高校までの医療費ゼロ。これは０歳から高校生まで。これが３つ。そして第３子が生まれると１００万円を実施している自治体であります。ぜひ、できないことがないと思いますので、検討をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

１５番、清水進議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、質問の中で富士吉田市とか兵庫県明石市、今の千葉県多古町、そういう他の自治体の施策につきまして、私どものほうで今、評価するということは差し控えさせていただきます。

そのような中で、北杜市といたしましては、支援を要する方々に対しまして、制度に基づきまして支援をしておりますので、実質給食費の無料化がされていると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

これで質問を打ち切ります。

これで１５番議員、清水進君の一般質問を終わります。

最後にほくと未来、１０番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○１０番議員（福井俊克君）

通告に従い１項目、学校の働き方改革に係る給特法の一部改正を踏まえた対応について一般質問をさせていただきます。

教職員の長時間勤務は、本市においても重要な課題であり、このままでは、教職員のイメージ低下につながり、北杜市の教育そのものの魅力が損なわれかねません。このことは、市長が目指している「原っぱ教育」の更なる充実にとっても、大きなマイナス要因となり得るため、学校の働き方改革は、本市が取り組むべき重要な課題の一つであると考えます。

昨年１２月、学校の働き方改革を推進するための、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が一部改正され、令和３年４月から、１年単位の変形労働時間制を適用することにより、休日の「まとめ取り」が可能となります。また、この改正に基づき、文部科学大臣はすでに教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定め、本年４月１日から適用するとされております。

この指針は、正規の勤務時間を含め、教育活動を行っているすべての時間を「在校等時間」と称し、勤務時間管理の対象としており、これには、職員会議や修学旅行などの業務とともに、部活動や生徒指導などの業務も含まれています。そして、この在校等時間を、ＩＣＴの活用やタイムカード等により客観的に計測した上で、そのうちの時間外となる勤務の上限を、１カ月４５時間以内、１年間３６０時間以内とするとしております。

また、県や市町村の教育委員会は、この指針を参考に、在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることとされております。そこで、本市の対応を次のとおりお伺いをいたします。

まず１つとして、在校等時間の客観的な把握はどのように行っていくのか、伺います。

２つ目として、教育委員会は、方針の策定を求められていますが、４月１日の適用まで時間のない中で、どのように行っていくのか、伺います。

３番目として、働き方改革の推進のためには、児童生徒の保護者からの理解と協力が不可欠と考えられますが、それをどう求めていくのか、お伺いをいたします。

以上、一般質問とさせていただきます。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

１０番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

学校の働き方改革に係る給特法の一部改正を踏まえた対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、在校等時間の把握についてであります。

小中学校においては、パソコンを使用した出退勤記録表の入力により、また、甲陵高等学校においては、タイムカードにより教職員の勤務時間を把握しております。

なお、来年度から小中学校においては、学校の業務全般を機能的に行う「校務支援システム」の導入により、出勤退勤時間が記録される機能を利用して、教職員の在校時間の把握を行っていく予定であります。

次に、方針の策定の行い方についてであります。

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づきまして、県では、「山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の一部改正について、２月定例県議会へ上程し、令和２年２月１４日付けで、本指針への対応が示されました。

本市においては、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し、「北杜市立甲陵高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」を本定例会に追加提出をさせていただく予定であります。

また、法律の趣旨に則り、本年度中の「市教育委員会規則」の制定に向け、準備を進めているところであります。

次に、保護者からの理解と協力の求め方についてであります。

教職員の働き方改革を進めていく上では、業務の効率化はもとより、学校行事の負担軽減や地域人材の活用などが必要であります。

保護者の理解や協力を得るために、４月の保護者総会において、各学校長より本法律の概要と各校の取り組みについて、丁寧に説明するよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○１０番議員（福井俊克君）

再質問をさせていただきます。２点の再質問を行います。

先ほどご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

教育委員会規則の制定に向けて、今、準備を進めているというところでありますけども、超過勤務時間の上限につきましては、先ほども申し上げましたけども、１カ月４５時間、１年間３６０時間以内とするということでよいのか。また、この上限を守ることは、現在、教職員の勤務実態を考えますと、非常にハードルが高いと思われます。そのような状況の中で、更なる業務改善が求められるのか。そのお考えがあるのかお聞きをしたいと思います。

それから保護者からの理解と協力の求め方につきましては、学校長に説明をさせるということでありますけども、平成３０年９月に県の教育委員会では、教員の働き方改革を支援する共同メッセージを出しております。教育関係５団体が連携して発信をしているわけであります。本市においても同様に、さらに市民、保護者に向け、理解と協力を得るためにこのようなメッセージを発信しても、有効な手段と考えますが、そのへんのお考えを再度お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

１０番、福井俊克議員の再質問にお答えいたします。

１点目は超過勤務の上限時間とさらなる業務改善という質問でございますけれども、これにつきましては、今、準備を進めております教育委員会規則、この中で超過勤務の上限につきましては、文部科学省の指針に基づきまして、１カ月４５時間、１年間３６０時間以内というふうに今、準備を進めているところでおります。また、一時的、または突発的な上限につきましても、１カ月１００時間、１年７２０時間未満という規定も盛り込む予定であります。

また、さらなる業務改善につきましては、教職員の勤務実態、こういうことにつきまして、昨年度から各学校長より超過勤務状況、あるいは超過勤務の改善案、こういうものにつきまして、報告をいただいているところでございます。そのような中におきまして、年度当初に比べまして、超過勤務者が徐々に減っているという状況も見受けられます。

また、この４月からは校務支援システムを導入いたしまして、業務改善がさらに行われるということが期待をされるところでございます。

今後につきましても、勤務実態の状況の把握をしながら学校の業務改善、また学校における行事の厳選と言いましょうか、精査、こういうものをしてまいりたいと考えております。

続きまして、保護者と共同してメッセージを発信する考えということでありますけども、教職員の働き方改革を進める上では、児童生徒、保護者、地域の皆さんの協力、ご理解がなければ進むことはできません。そのような中で、議員先ほど言いました県のほうの教育団体５団体の共同メッセージでしょうか、こういうものも今回の働き方改革に取り組む一つの、市の教育委員会の姿勢として保護者、あるいは地域の皆さんのほうに伝えるツールではないかというふうには考えておりますけれども、いずれにしましても、これについては、私ども独自でできるものではございませんので、市のＰＴＡ連合協議会でしょうか、そういう団体と協議をいたしまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

○１０番議員（福井俊克君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで１０番議員、福井俊克君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は３月１８日、午前１０時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　５時２４分

令 和 ２ 年

第１回北杜市議会定例会会議録

３ 月 １ ８ 日

令和２年第１回北杜市議会定例会（５日目）

令和２年３月１８日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告

日程第１	議案第１２号	行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第２	議案第１３号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第３	議案第１５号	北杜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第４	議案第１６号	北杜市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第５	議案第１７号	北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例及び北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について
日程第６	議案第１８号	北杜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第７	議案第１９号	北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第８	議案第２０号	北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第９	議案第２１号	北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例について
日程第１０	請願第４号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書
日程第１１	議案第２４号	財産の貸付について
日程第１２	議案第２５号	令和２年度北杜市一般会計予算
日程第１３	議案第２６号	令和２年度北杜市国民健康保険特別会計予算
日程第１４	議案第２７号	令和２年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
日程第１５	議案第２８号	令和２年度北杜市介護保険特別会計予算
日程第１６	議案第２９号	令和２年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
日程第１７	議案第３０号	令和２年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
日程第１８	議案第３１号	令和２年度北杜市病院事業特別会計予算
日程第１９	議案第３２号	令和２年度北杜市辺見診療所特別会計予算
日程第２０	議案第３３号	令和２年度北杜市白州診療所特別会予算
日程第２１	議案第３４号	令和２年度北杜市財産区特別会計予算

日程第２２　議案第３５号　令和２年度北杜市水道事業会計予算
日程第２３　議案第３６号　令和２年度北杜市下水道事業会計予算
日程第２４　議案第３７号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第９号）
日程第２５　議案第３８号　北杜市立甲陵高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２６　議案第３９号　控訴の提起について
追加日程第１　議案第３９号　控訴の提起の再議について
日程第２７　選挙第２号　奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
日程第２８　発議第１号　北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第２９　発議第２号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書
日程第３０　発議第３号　議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算についての附帯決議
日程第３１　発議第４号　北杜市議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３２　議員派遣の件
日程第３３　閉会中の継続審査の件

２．出 席 議 員　（２１人）

１番	栗 谷 真 吾	２番	池 田 恭 務
３番	秋 山 真 一	４番	進 藤 正 文
５番	藤 原　 尚	６番	清 水 敏 行
７番	井 出 一 司	８番	志 村　 清
９番	齊 藤 功 文	１０番	福 井 俊 克
１１番	加 藤 紀 雄	１２番	原　 堅 志
１３番	岡 野　 淳	１４番	相 吉 正 一
１５番	清 水　 進	１６番	野中真理子
１７番	坂 本　 靜	１８番	中 嶋　 新
２０番	千 野 秀 一	２１番	内 田 俊 彦
２２番	秋 山 俊 和		

３．欠 席 議 員　（ な し ）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（３２人）

市長	渡辺英子	副市長	土屋　裕
政策調整参事	櫻井順一	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	丸茂和彦	企画部長	山内一寿
市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
生活環境部長	早川昌三	産業観光部長	清水博樹
建設部長	仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	上村法広	農業委員会事務局長	有泉賢一
明野総合支所長	清水能行	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋　智	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	八巻弥生	小淵沢総合支所長	宮川勇人
白州総合支所長	大輪　弘	武川総合支所長	堀込美友
総務課長	加藤郷志	企画課長	中田治仁
財政課長	加藤　寿	人事室長	小澤哲彦
地域課長	大芝　一	管財課長	進藤　聡
観光課長	小尾正人	増富出張所課長	津金胤寛

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	平井伸一
〃	進藤修一

開議　午前１０時００分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は２１人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、水石政策秘書課長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに、市長から本定例会に追加する案件として、議案３件が提出されました。

次に、監査委員から令和元年１２月から令和２年１月実施分の例月現金出納検査の結果および定期監査、ならびに工事監査の結果についてお手元に配布のとおり報告がありました。

次に、峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会議長　齊藤功文君、報告をお願いいたします。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

峡北広域行政事務組合議会定例会の報告を朗読をもって行います。

令和２年第１回峡北広域行政事務組合議会定例会報告書

峡北広域行政事務組合議会議長　齊藤功文

令和２年第１回議会定例会が２月２７日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、池田恭務議員、井出一司議員、福井俊克議員、原堅志議員、相吉正一議員、清水進議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の１０人が出席いたしました。

はじめに、小林恵理子議員からの一般質問であります。

１．消防力の強化についてであります。

消防庁の「消防力の整備指針」に対する充足率の現状について、今年度行われた調査では、当消防本部の充足率は５４．０％で、県内の消防本部の状況は、甲府市消防本部７２．２％、富士五湖消防本部６１．８％、東山梨消防本部５７．５％、南アルプス市消防本部８６．４％、峡南消防本部６７．０％、笛吹市消防本部４３．４％、大月市消防本部７６．７％、都留市消防本部５６．６％、上野原市消防本部７４．４％で県内の平均は６５．０％であり、当消防本部は県平均を下回っている状況との答弁がありました。

また、充足率の向上に向けての今後の取り組みについての考えについて、北杜市内の消防署所の再編整備により、効率的な人員配置を検討するとともに、消防力の強化のために配備してきた車両への人員配置がされていないことや、定年延長制度の導入などにより、職員定員の検討を行う必要があることから、消防職員定員適正化計画の策定を進めてまいりたいと考えているとの答弁がありました。

２つ目、ごみ処理広域化についてであります。

新ごみ処理施設建設候補地である中央市浅利地区は、洪水ハザードマップによると、想定浸水が５～１０メートル、浸水が７２時間以上続くとされている。洪水災害対策についての見解について、２月１日に１１市町で組織する「山梨西部広域環境組合」が設立され、令和１３年４月１日稼動を目指して準備が進められているところであります。新ごみ処理施設の災害対策

については、新組合によれば他の施設の事例などを参考に、建設計画を進めていきたいとの答弁がありました。

また、ごみ処理施設が県内３カ所に集約される中、水害故障などの発生でごみ処理不可能になった際の対応に対する見解について、水害・地震被害・故障などの発生により、ごみ処理が不可能になった場合の対応については、近隣のごみ処理施設と相互に協力しあえる災害協定の締結の可能性について検討していきたいとの答弁がありました。

３つ目、ごみの減量化についてであります。

新ごみ処理施設稼動までの間、ごみ減量化にどう取り組むかの見解について、新施設の稼動までの１１年間における、ごみの減量化につきましては、当組合として具体的な目標は定めていませんが、再生利用を図るための分別回収の強化、リサイクル等の促進および事業系ごみの削減など、関係市と協力して進めているところでありますとの答弁がありました。

提出された議案は、条例案件４件、補正予算案件４件、予算案件４件、その他案件１件の計１３案件でありました。

審議しました議案の概要について説明いたします。

まず、条例案件についてであります。

議案第１号　峡北広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、峡北広域行政事務組合監査委員に関する条例に所要の改正が必要なため、一部を改正するものであります。

次に、議案第２号　峡北広域行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓に関し、峡北広域行政事務組合職員の服務の宣誓に関する条例に所要の改正が必要なため、一部を改正するものであります。

次に、議案第３号　峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

令和元年８月７日付け人事院勧告及び令和元年１０月１８日付け山梨県人事委員会勧告における給与改定に鑑み、峡北広域行政事務組合職員給与条例に所要の改正が必要なため、一部を改正するものであります。

次に、議案第４号　峡北広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和元年８月７日付け人事院勧告及び令和元年１０月１８日付け山梨県人事委員会勧告における給与改定に鑑み、一般職に適用する給料表の改定に伴い、峡北広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に所要の改正が必要なため、一部を改正するものであります。

次に、補正予算案件についてであります。

議案第５号　令和元年度峡北広域行政事務組合一般会計補正予算（第２号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６８万２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を７，２８５万３千円とするものであります。補正の主な内容は、歳入について、繰入金は基金繰入

金の減額、諸収入は保険事務手数料の追加で、歳出について、総務費は公用車契約差金の減額、諸支出金は歳出予算の余剰財源を財政調整基金積立金に積み立てるものであります。

次に、議案第６号　令和元年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第３号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２３３万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１４億４，８１９万８千円とするものであります。補正の主な内容は、歳入について、使用料及び手数料は危険物許認可手数料収入の追加、繰入金は財政調整基金繰入金の追加で、歳出については、総務費は人事委員給与勧告等に伴う職員の給与費の補正、警防費は救急事業における高速道路使用料の減額するものであります。

次に、議案第７号　令和元年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算（第２号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２，８８４万３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を１５億９，９０７万９千円とするものであります。補正の主な内容は、歳入について、使用料及び手数料は事業系持込処理手数料の減額、財産収入は土地貸付収入の追加及びアルミくず等売払い収入の減額、繰入金は財政調整基金繰入金の減額で、歳出について、衛生費・清掃費・じん芥処理費・可燃施設運営事業は可燃施設運転管理業務委託・可燃施設定期点検業務委託に係る契約差金等による減額、リサイクルプラザ定期点検業務委託契約差金により減額するものであります。

次に、議案第８号　令和元年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算（第２号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９２４万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を９，１５１万６千円とするものであります。補正の主な内容は、歳入について、繰入金は財政調整基金繰入金の減額で、歳出について、衛生費・清掃費・し尿処理費は施設内の電気料・施設機械の修理等契約差金、汚泥・残渣汚泥運搬処理業務委託等契約差金の減額、施設整備費は新し尿処理施設整備基本設計計画見直し業務委託契約差金の減額、諸支出金は歳出予算の余剰財源を財政調整基金積立金に積み立てるものであります。

次に、予算案件であります。

はじめに、議案第９号　令和２年度峡北広域行政事務組合一般会計予算についてであります。

一般会計の予算の総額は、６，９６８万４千円で、主な歳出は、議会運営事業、事務局職員の人件費、情報ネットワーク管理事業及び人事給与及び財務会計システム管理事業であります。

次に、議案第１０号　令和２年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計予算についてであります。

常備消防特別会計の予算の総額は、１９億５，７７０万８千円で、主な歳出は、消防職員の人件費のほか、通信指令装置維持管理事業、消防力適正配置計画策定事業及び高規格救急自動車購入事業等であります。

次に、議案第１１号　令和２年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計予算についてであります。

ごみ処理特別会計の予算の総額は、１４億６，０９７万８千円で、主な歳出は、可燃処理施設・不燃処理施設の運営事業費、スラグ処理施設等の償還金であります。

次に、議案第１２号　令和２年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計予算についてであ

ります。

し尿処理特別会計の予算の総額は、１億７，７９２万５千円で、主な歳出は、職員の人件費、し尿処理施設の運営事業費及び新し尿処理施設建設事業等であります。

次に、議案第１３号　峡北広域行政事務組合公平委員会委員の選任についてであります。

峡北広域行政事務組合公平委員会委員の任期が令和２年３月３１日に任期満了となるため、甲斐市――――――――――、輿石和男、――――――――――――――――――を選任し、議会に同意を求めるものであります。

以上１３議案、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

以上で令和２年第１回峡北広域行政事務組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

次に、峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会副議長　清水敏行君、報告をお願いいたします。

清水敏行君。

○６番議員（清水敏行君）

それでは峡北地域広域水道企業団議会の報告書の朗読をもちまして、報告に代えさせていただきます。

令和２年第１回峡北地域広域水道企業団議会３月定例会報告書

令和２年第１回峡北地域広域水道企業団議会３月定例会が、２月２８日、企業団事務所において開催され、栗谷真吾議員、秋山真一議員、志村清議員、加藤紀雄議員、岡野淳議員、中嶋新議員と私の７名が出席しました。

今定例会では、昨年９月に行われた任期満了に伴う韮崎市議会議員選挙後の議会構成の改編に伴う議長選挙が行われ、私副議長による指名推選により、韮崎市議会選出の浅川裕康議員が、企業団議会における議長に当選されました。

今定例会に企業長から提出された案件は、条例案件２件、予算案件２件の計４件であります。

以下、その概要について説明いたします。

まず、議案第１号　「峡北地域広域水道企業団監査委員に関する条例の一部改正について」であります。

本件は、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、監査制度の充実強化を図ることを目的として、必要に応じて監査専門委員を置くことができるよう、峡北地域広域水道企業団監査委員に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第２号　「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

本件は、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、監査専門委員を置くこととなった場合を想定し、監査専門委員に係る報酬額を定めるため、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第３号　「令和元年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第２号）について」であります。

今回の補正予算は、３条予算においては、収益的収入を２４４万８千円増額し、総額１２億８，５３５万７千円に改め、収益的支出を３，１４９万７千円減額し、総額１０億８，２８１万７千円に改めるものであります。

また、４条予算においては、資本的支出を、２，１５６万２千円減額し、総額６億５，９９２万９千円とするものであります。

次に、議案第４号　「令和２年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算について」であります。

令和２年度当初予算につきましては、３条予算では、収入の予定額を、１２億８，７６３万８千円とし、支出の予定額は、１０億９，９８１万８千円とするものであります。

また、４条予算では、収入の予定額を９４１万７千円とし、建設改良費と企業債元金償還分を合わせた支出の予算額は、５億５，２９３万円とするものであります。

以上、今回渡辺企業長から提出されました諸議案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会　千野秀一君、報告をお願いいたします。

千野秀一君。

○２０番議員（千野秀一君）

山梨県後期高齢者医療広域連合議会令和２年第１回定例会報告を書面をもって報告いたします。

令和２年第１回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、２月２５日に、山梨県自治会館１階講堂において開催され、私が出席いたしました。

提出された議案は、条例及び規約案件５件、補正予算案件２件、当初予算案件２件の計９件であります。

まず、条例及び規約案件であります。

はじめに、議案第１号　山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

条例の内容は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第２号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

条例の内容は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に係る関係条例等の整備を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第３号　山梨県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の制定についてであります。

条例の内容は、地方公務員法第３１条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第４号　非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害補償事務の委託に関する規約の一部を改正する規約についてであります。

規約の内容は、常勤の職員に対する退職手当の支給事務について、山梨県市町村総合事務組合へ委託することに伴い、地方自治法第２５２条の１４第２項の規定により協議を行うに当たり、同条第３項の規定において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定により議会の議

決を経る必要があるものであります。

次に、議案第５号　山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

条例の内容は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、令和２年度及び令和３年度の保険料率の改定を行うとともに、保険料に関し、負担能力に応じた負担を求める観点から保険料賦課限度額の引き上げと低所得者に対する軽減措置の拡充が行われたため、条例を改正するものであります。

次に、補正予算案件であります。

はじめに、議案第６号　令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ追加、減額せず、歳入歳出それぞれ５億５，８１３万２千円とするものであります。補正の主な内容は、総務費を増額し、民生費及び諸支出金を減額するものであります。

次に、議案第７号　令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９億９，９６０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１，０５８億６，０５６万６千円とするものであります。補正の主な内容は、保険給付費療養諸費を増額するものであります。

次に、当初予算案件であります。

はじめに、議案第８号　令和２年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億３，４２５万４千円とするものであります。主な歳出は、総務費および民生費であります。

次に、議案第９号　令和２年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，０４６億５５６万８千円とするものであります。主な歳出は、保険給付費であります。

以上９件、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第１　議案第１２号　行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてから日程第１０　請願第４号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める

請願書までの１０件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第１２号、議案第１３号、議案第１５号について報告を求めます。

総務常任委員長、相吉正一君。

相吉正一君。

○総務常任委員長（相吉正一君）

朗読をもって、委員長報告をいたします。

令 和 ２ 年 ３ 月 １ ８ 日

北杜市議会議長　中嶋新様

総務常任委員会委員長　相吉正一

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、２月２５日の本会議において付託されました事件を、３月３日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第１２号　行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第１３号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第１５号　北杜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

請 願 第 ４ 号　「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願

請 願 第 ６ 号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願

以上、５件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑､意見等について申し上げます。

はじめに、議案第１２号　行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

「人事課創設によるメリットは。」との質疑に対し、「人事評価を反映させるため。働き方改革制度の徹底､会計年度任用職員制度などの事務があるため独立する。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１３号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

「行政区長について、具体的にどう変わるのか。」との質疑に対し、「今までどおりであるが、特別職には当たらず会計年度任用職員にもならないため改正を行う。報酬ではなく報償として支給するが金額は変更しない。」との答弁がありました。

また、「区長は公務を担い、防災組織を兼務しているので心配であるが説明会については。」との質疑に対し、「代表区長会で説明する予定。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１５号　北杜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「人事評価をしていく中での聞き取り方法について。また、評価結果について、本人に自覚があるか。」との質疑に対し、「管理職から聞き取り後、結果を説明しながら指導していくため、自覚はあると考えている。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第４号　「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願であります。

「ドイツと日本は同じような形で推移しているため、統一ドイツの戦争責任についての状況を確認し、判断材料としたいが。」との質疑に対し、「連邦補償制度によって、ユダヤ人を含め補償しているが、人権を守るための補償と理解している。」との答弁がありました。

また、「ドイツは国として決定した。意見書を上げて国の議論をしてもらいたいと思うが。」との質疑に対し、「紹介議員として、意見書を上げてもらいたい。」との答弁がありました。

質疑の中で、「請願の資料と追加の資料に疑問部分がある、検証する必要があるため継続審査とすべき。」との意見が出され、起立採決により賛成多数で継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第６号　看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願であります。

「看護師が１２８万人程度いるが、賃金が上がった場合の支払い者は。北杜市立病院も黒字ではない、自治体及び個人事業主が支払う場合、厳しいと予想され閉鎖する病院が出てくるのでは。」との質疑に対し、「支払い責任者は設置者が負う。全国的な統計では安定しているとの認識。」との答弁がありました。

また、「平均賃金と最低賃金は別としなければならない、技量・経験を加味していくべきと思うが。」との質疑に対し、「最低賃金は業種に限って医療に関わる人を全国一律としたいことが請願の趣旨。」との答弁がありました。

質疑の中で、「目標の１，８００円に上げた場合の経営者への負担を考えるべき。また経営の観点から考えれば上げた結果、閉鎖することで雇用にも影響する。上げたくても上げられない状況にあると思うため、さらに調査する必要があるため継続審査にすべき。」との意見が出され、全員異議なく、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第１６号から議案第１９号までの４件と議案第２１号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

令 和 ２ 年 ３ 月 １ ８ 日

北杜市議会議長　中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長　千野秀一

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、２月２５日の本会議において付託されました事件を、３月２日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第１６号　北杜市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第１７号　北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例及び北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について

議案第１８号　北杜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１９号　北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第２１号　北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例について

請 願 第 １ 号　厚生労働省による公立病院（甲陽、塩川病院）の「再編・統合」に抗議し、地域医療を充実させることを求める請願書

以上、６件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑､意見等について申し上げます。

はじめに、議案第１６号　北杜市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

「病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、北杜市は３０万円以上ということか。」との質疑に対し、「そのとおり。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１７号　北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例及び北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「上がった金額は消費税と考えると金額がもっと高いはず、算出根拠について。」との質疑に対し、「国が勘案して基準額を示したため、消費税相当額かどうかはわからない。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１８号　北杜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「災害に対しての見舞金で、遠隔地の方などはどうかの議論があったものと認識している。災害にあわれた方に対し、手厚い状況になるとの理解でいいか。」との質疑に対し、「償還金の支払いが困難な場合、猶予が出来ること。また、破産手続き開始の決定、再生手続き開始の決定を受けた場合、免除ができることが追加された内容である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１９号　北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「資格のないアルバイトの方は、２年間の研修によって支援員となるという理解か。」との質疑に対し、「資格のない方については補助員として雇い、２年間勤務した後、研修を受けるための条件を満たすことになる。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第２１号　北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例についてであります。

「武川地区の説明会で要望があった食缶などは改善できるのか。残飯について調査を行い調理の改善をしているか。」との質疑に対し、「食缶については、今年度購入し４月から対応する予定。残食については、量を管理している。」との答弁がありました。

また、「北杜南給食センターを建設する際、大規模改修が必要な場合は随時統合していくとしていた。大規模改修の内容について。武川地区が加わった後の数は。」との質疑に対し、「躯体・配管・大型調理器具、屋根の雨漏りなど老朽化が激しくなったため。統合後は約１，５００食となるが、能力的に２千食対応可能である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第１号　厚生労働省による公立病院（甲陽、塩川病院）の「再編・統合」に抗議し、地域医療を充実させることを求める請願書であります。

「病院経営改善は必要と考える。地域の実情を踏まえず数値だけで国が示したものに撤回を求める請願内容でいいか。」との質疑に対し、「公立病院は財政的に大変で改革について議論してきている。地域の実情を調査せず国が示したため撤回を求めることの内容。」との答弁がありました。

質疑の中で、「十分な準備を委員および紹介議員も多くの方に働きかけながら、もう少し勉強・調査したいため継続審査とすべき。」との意見が出され、全員異議なく継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第２０号について、および請願第４号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、加藤紀雄君。

加藤紀雄君。

○経済環境常任委員長（加藤紀雄君）

経済環境常任委員会委員長報告を行います。

令 和 ２ 年 ３ 月 １ ８ 日

北杜市議会議長　中嶋新様

経済環境常任委員会委員長　加藤紀雄

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、２月２５日の本会議において付託されました事件を、３月２日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第２０号　北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

請願第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

以上、２件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

請願第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書であります。

「最低賃金を上げること以外の選択もあると思うが比較検討したか。また、韓国では、賃金を上げたことによって失業率が上がり、国民生活を圧迫することになったがどう考えているか。」との質疑に対し、「様々な検討がされると思うが、総合的に賃金を上げること、全国一律にすること、中小企業の皆さんの負担が出るという懸念があるが、減税できるよう財源を振り分けて、働く人の健康保険など事業主負担を減らすことを含め総合的に考える必要がある。若い世代を含め非正規で働く人は、結婚ができないため、中小企業に手厚い支援を行うことで、事業主負担を引き下げるべきであり、国として賃金を引き上げることが求められていると考えている。」との答弁がありました。

また、「最低賃金を１千円以上にすぐに引き上げると読み取れる。１千円以上・すぐにを削除すると請願者の意図に反するかどうか。」との質疑に対し、「以前は終身雇用であったが、現在企業は正社員の確保をしなくなってきている。制度を抜本的に改めていく必要がある。十分な生活費を考えると１千円以上にすることが第一段階と考える。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「ワーキングプアをなくすため、最低賃金を引き上げる。中小企業の支援策を充実するなど多くのことについて賛同できるが、一番求めていることは、すぐに１千円以上に上げることであり、日本全体の経済に与える影響、その結果実際に働く方の生活が豊かになることに対して自信が持てないため反対する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成者なしにより不採択すべきものと決定いたしました。

議案第２０号　北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例については質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これから、議案第１２号に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１２号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１２号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第１３号に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１３号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１３号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第１５号に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１５号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１５号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第１６号に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１６号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１６号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第１７号に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１７号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１７号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第１８号に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１８号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１８号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第１９号に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。

これから議案第１９号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１９号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第２０号に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第２０号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第２０号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第２１号に対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第２１号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第２１号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、請願第４号に対する討論を行います。
討論はありませんか。
清水進君、反対討論ですか。
清水進君。

○１５番議員（清水進君）

請願第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書、採択が必要という形で討論をさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

もとい、もう一度言いますけども、委員長の報告は不採択です。

ですので、原案に賛成者の発言をまず許します。

では、清水進君の賛成者の討論を許します。

○１５番議員（清水進君）

請願第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書、意見書が必要という立場で討論をさせていただきます。

全農連では１日８時間労働で、普通の生活にどれだけの賃金が必要かの生活実態を調査しています。東京単独の調査では、時給、時間給ですね、１，６６４円。北区で必要と分かりました。全国的にこうした生活に必要な時給は大きな差がなく、１，５００円以上が必要だと分かりました。

東京は地域別最賃で全国最上位の１，０１３円ですが、最低生活費にはとても足りず、働く貧困から抜け出すことができません。地域間格差も深刻になっております。

鹿児島県、現在最賃７９０円でも最低生計費は時給１，５９０円となります。東京と大差がありません。家賃が安い地域でも移動に自動車が必要になるなど、最低生計費の格差は9割程度。しかし低額地域の最賃は東京の８割よりも低くなっています。年間の年収では４０万円も低くなる、こうした異常な格差であります。

最賃の格差は時間額表示になった２００２年の１０４円から、２０１８年には２２４円にまで拡大し、安倍政権の中で格差が広がっております。

安倍政権の下で、１社当たりわずか２００円という貧弱な中小企業支援策の予算規模を１千倍、７千億円と抜本的に拡充すること。社会保険料負担の軽減など、中小企業に使いやすい制度に変えることが必要であります。

その一方､安倍政権下で軍事費が増大をしています｡１機１００億円をゆうに超えるＦ３５戦闘機１０５機の大量購入です。これだけで１兆円を超えます。

また米国防衛であるイージスアショアは総費用６千億円ともいわれています。攻撃的兵器を保有することは、自衛のため最小限の範囲を超えることになるから、いかなる場合も許されずとしてきた、今までの政府見解を覆す事態です。

今こそ税金を国民のために使うことが必要です。そのため昨年の通常国会では、この最低賃金の引き上げについて、日本共産党だけでなく立憲民主党、国民民主党、社民党から自民党までが最賃引き上げの必要性を質問で取り上げてまいりました。全国知事会も同様に提言で要望をしています。また先月２月２０日、日本弁護士連合会は全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書をまとめ、２１日付で厚労省、また中央最賃審議会会長、衆参厚生労働委員会に提出をいたします。

今まで引き上げについての意見表明を行ってまいりましたが、日弁連が全国一律制度を提起したのは初めてであります。意見書は最低賃金法改正で地域別最賃を廃止し、中央最賃審議会で決定する仕組みに改めること。一定の猶予期間を設けて最賃の高い地域を引き下げることなく全体を引き上げる。合わせて充実した中小企業支援策を構築することを求めております。

以上、意見書提出が必要と考え、原案に賛成するものであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

内田俊彦君。

○２１番議員（内田俊彦君）

請願第４号　「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、付託いたしました総務常任委員会の結論は不採択でございます。総務常任委員会の結論を尊重すべきと思います。

また、この請願項目の１つ目に政府はワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに１千円以上に引き上げることという１項目めがございますが、政府におきましても最低賃金を引き上げるという努力、またそういった政策については現在行っているところだと認識をしているところであります。

しかし、今の国内外の状況ですとか、地域の格差でありますとか、いろんなことを鑑みますと、すぐに最低賃金を１千円に上げるというようには、非常にこれは無理があると思っているところでございます。

そして、またたしかに生活にいくらお金がかかるかということが先ほどこの賛成者のほうからるる説明があったわけでございますが、私どもの北杜市にそれを置き換えてみたときに、それが本当に当てはまるのかということについては、やはりこれは考察すべきだと思っているところでございます。

たしかに私たちの地域におきましては、車というものが必要でございます。公共交通も不備ではございますが、それらを市はなんとか解消しようといたしまして、様々な手段も講じているところでございます。

物価スライドやいろんなことを一律それを、どこにいても、同じくらいかかるんだという主張はなかなか、私としては実体験としてはあり得ないと思っております。

私の長女も東京に住んでおりますが、非常に高い家賃に苦しめられ、その家賃をたぶん払っていれば、おそらく私たちの地域ではマイホームも持てるぐらいの金額がおそらく何十年間の間には積み重ねられていくというふうに思います。

そういったことの中で、本当に幸福は何かということを考えまして、いろいろ考えるところに私たちの地域にたしかに賃金格差があっても、移住者の皆さん、特に４０歳代の移住者の皆さんは北杜市にたくさん来たいと。賃金が下がっても来たいと、こういうふうに思われているわけでございますから、そういった現状を鑑みますと、これをすぐさま１千円以上に最低賃金をすぐ引き上げるということについては、なかなか賛成いたしかねるところでございます。

様々、ほかにもるるございますが、これをもって反対の理由とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（　な　し　）

これで討論を終結いたします。

これから請願第４号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第４号を採択することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　少　数　）

起立少数です。

したがって、請願第４号は経済環境常任委員長の報告のとおり不採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は１１時２５分といたします。

休憩　午前１１時０８分

再開　午前１１時２５分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

内田俊彦君。

○２１番議員（内田俊彦君）

先ほど請願第４号につきまして、誤った発言がありました。これは趣旨の発言ではありませんで、字句の発言の間違いでございます。

報告に対しまして、総務常任委員長の報告という文言でございましたが、正しくは経済環境常任委員長ということでございますので、訂正をよろしくお願い申し上げるとともにお詫び申し上げます。

○議長（中嶋新君）

訂正を認めます。

○議長（中嶋新君）

それでは日程第１１　議案第２４号　財産の貸付について（旧北杜市立小泉小学校）、内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

議案第２４号　財産の貸付について（旧北杜市立小泉小学校）について、ご説明いたします。

財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

貸付を行う市有財産は、まず土地といたしまして所在地　山梨県北杜市長坂町白井沢字上暖湯４０７８番地1他７筆。

貸付面積1万1，０４６．４８平方メートルであります。

建物につきましては、鉄筋コンクリート造2階建９９６．２平方メートルの校舎および鉄骨その他造平屋建５１３平方メートルの体育館であります。

貸付の相手方は東京都品川区西五反田一丁目１４番１号、株式会社ホリスティックホールディングス、代表取締役社長　田中美次であります。

貸付の目的といたしましては、地域の観光施設等との連携を図りながら、文化発信展開施設として活用するとともに、地域住民との交流スペースとして継続的に利用するためであります。

貸付料を減額する理由といたしましては、借主の安定的かつ継続的な事業展開が期待でき、市有財産の有効活用と地域の活性化に資することができるためであります。

貸付料につきましては、年額８８万１，８８６円。貸付期間につきましては、令和２年４月１日から令和１２年３月３１日までの１０年間であります。

提案理由につきましては、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第２４号につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第２４号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第１２　議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算から日程第２３　議案第３６号　令和２年度北杜市下水道事業会計予算までの１２件を一括議題といたします。

本件につきましては、予算特別委員会に付託しておりますので、予算特別委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

予算特別委員長、坂本靜君。

○予算特別委員会委員長（坂本靜君）

予算特別委員会委員長報告を行います。

令 和 ２ 年 ３ 月 １ ８ 日

北杜市議会議長　中嶋新様

予算特別委員会委員長　坂本静

予算特別委員会委員長報告書

朗読をもって行います。

予算特別委員会は、去る２月２５日の令和２年第１回北杜市議会定例会において付託された事件を、３月４日、９日、１０日、１２日に全員協議会室において、慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算

議案第２６号　令和２年度北杜市国民健康保険特別会計予算

議案第２７号　令和２年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第２８号　令和２年度北杜市介護保険特別会計予算

議案第２９号　令和２年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算

議案第３０号　令和２年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算

議案第３１号　令和２年度北杜市病院事業特別会計予算

議案第３２号　令和２年度北杜市辺見診療所特別会計予算

議案第３３号　令和２年度北杜市白州診療所特別会予算

議案第３４号　令和２年度北杜市財産区特別会計予算

議案第３５号　令和２年度北杜市水道事業会計予算

議案第３６号　令和２年度北杜市下水道事業会計予算

以上、１２件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑､意見等について申し上げます。

はじめに、議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算であります。

「新型コロナウイルス関連の予算は計上していないが、財政措置について、議会中であれば追加補正、また、閉会中であれば専決処分も考えられるが対応は。」との質疑に対し、「迅速かつ適切に対応したい。予算措置については、専決処分も視野に入れながら対応していく。」との答弁がありました。

次に、「支え合いパーキング整備について、内容は。もとからの要望があったのか。」との質疑に対し、「屋根付きの障がい者・妊婦用の駐車場で、本館正面に鉄骨造りで２台分建設する。職員提案制度による採用事業、完成は６月頃。」との答弁がありました。

次に、「市民バスに係る予算が前年比減額となっている原因は。」との質疑に対し、「山交が運行している赤字路線バス２路線の負担金が減額となっている。理由は輸送量が増え山交が運賃の収入増と試算しているため。新たな公共交通に関しては、幹線・支線・デマンドバス含め委託料が増額となっている。」との答弁がありました。

次に、「移住支援金交付事業費補助金の支給要件について。」との質疑に対し、「東京２３区内に連続して１年以上住んでいた方及び東京圏のうち条件不利地域以外の地域、例えば八王子市や国立市などに在住し、東京２３区内で連続して１年以上働いていた方が対象で、本市に移住後、マッチング企業で３カ月働くと申請ができる。登録企業は県内１２１社、北杜市内１１社。」

との答弁がありました。

次に、「消防ポンプ整備について、昨年より増額しているが、その内容は。また、トイレトレーラーの維持管理や運転免許について。」との質疑に対し、「ポンプ車等計画的に整備しており、令和２年度は購入台数が多いため。トイレトレーラーの維持は、年間３０万円程度、３年間で１０人の職員にけん引免許を取得してもらうよう考えている。」との答弁がありました。

次に、「魅力発信事業について、市民の集め方は。市民が自分でＳＮＳを発信するのか。」との質疑に対し、「市民だけでなく、リピーターも入る。公募により集め、１０人程度を魅力発信審議会で選定し、スタートしたい。」との答弁がありました。

次に、「個人番号カード委託事務に関する国の補助金について、昨年より増額となっている理由は。各自治体にノルマがあるのか。」との質疑に対し、「国は個人番号カードの普及促進のため、市町村に対し交付目標枚数を示すなど取り組みを進めていることから増額となっている。カードの取得は義務ではないが、目標数に近づくよう取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

次に、「令和２年度予算では、病院への負担金は法定内繰り入れであるが、今後２病院を維持するためには一般会計からさらに負担していくことになると思うが考えは。特定診療科開業支援補助金について内容は。子宮頸がん予防接種についての考えは。」との質疑に対し、「経営をしてく上で負担金の増をお願いしなくてはならないと想定される。開業支援事業補助金については、計上しているが具体的なものは現在ない。子宮頸がん予防接種は、今年度は１人で保護者に説明を行い、理解した上で接種している。」との答弁がありました。

次に、「重度心身医療費助成について、現在は窓口で支払い、後日還付している。中学校３年生までは窓口無料だが、独自の窓口無料化に向けて県への要望化をしているか。」との質疑に対し、「窓口支払いで後日還付の方や、県の貸付事業でお金を借りている方もいる。要望しているが、国の施策もあり現状となっている。引き続き要望していく。」との答弁がありました。

次に、「いただきます。おいしいごはんについて米の仕入れルートについて。」との質疑に対し、「地産地消の向上を目的として、地元産を目指しており、入手ルートは商工・食農課と連携していく。」との答弁がありました。

次に、「母子生活支援施設入所措置事業の具体的な支援について。」との質疑に対し、「被害にあわれた方の施設入所にかかる費用で、市で措置をしている扱いとなるため市が全額負担する内容。予算作成時には対象者がいたが、現在はいない。今後同様なケースが想定されるため計上した。」との答弁がありました。

次に、「ごみ収集袋のサイズの違うものについては。」との質疑に対し、「令和２年度導入していく。」との答弁がありました。

次に、「道の駅はくしゅうの指定管理納入金について、半分の５００万円になったが担当課は調査して総合的に１年間様子を見る必要があると思う。」との質疑に対し、「令和２年度は４月からの指定管理となるため、収支を把握し協議をしながら、市としてもしっかり指導していく。」との答弁がありました。

次に、「鳥獣害対策事業について、今までから変更した内容は。」との質疑に対し、「基本的には変更ないが、ニホンジカ対応の大型捕獲檻を設置する予定。」との答弁がありました。

次に、「観光地域おこし協力隊の配属場所は。」との質疑に対し、「５人のうち２人は、引き続きスパティオ小淵沢及び観光振興会に配属を考えている。本年度末で退任した３人の後任は、

南アルプス及び甲武信ユネスコエコパーク等の業務を考えている。」との答弁がありました。

次に、「優良家畜育成事業の肉牛登録制度補助金について、乳牛は対象外か。」との質疑に対し、「肉牛・乳牛含めてすべて対象である。」との答弁がありました。

次に、「大規模盛土造成地変動予測調査についての社会資本整備総合交付金について」との質疑に対し、「小淵沢町内にある２カ所の大規模造成地が対象。危険ではないかを調査するための交付金。」との答弁がありました。

次に、「橋梁塗膜調査事業について内容は、令和３年度以降も実施するか。」との質疑に対し、「対象は鋼構造による橋で防食処理塗装を行っている橋の塗装に、ＰＣＢが含まれている可能性があるため実施するもの。含まれていた場合、低濃度処理された橋は県の許可を得た施設で令和９年３月末までに、高濃度処理された橋は全国の指定された機関で令和４年３月末までに行う。令和２年度で対象となるすべての橋について調査を行う。」との答弁がありました。

次に、「未登記解消事業についての事業量は。法定外道路の認定はどのように行うか。市道の認定になるには。」との質疑に対し、「未登記解消事業は２路線４５筆を含み７２筆を行う予定。法定外道路は国から譲与されているものであるが、もれている道路については随時行う。平成２２年合併後、各町の見直しを行い一括で市道の認定を行った。県道のバイパス工事などで県道ではなくなった道路は市道となる。」との答弁がありました。

次に、「お試し住宅の利用世帯実績、利用後定住した人数は。現在は１部屋であるが増やす予定は。」との質疑に対し、「平成２８年度４２組、平成２９年度５９組、平成３０年度４７組、令和２年２月末で４１組利用してもらった。定住した人数は３８世帯７４人。現在まで利用者の予約の重複はないため部屋を増やすことは考えていない。」との答弁がありました。

次に、「埋蔵文化財発掘調査費補助金について内容は。」との質疑に対し、「民間業者が須玉町若神子地内の老人ホームを建設する場所で、出土品の整理などを行う事業に対する補助金。」との答弁がありました。

次に、「神代ザクラ再生事業について内容は。県営土地改良事業に伴う埋蔵文化財調査について令和２年度で終了するか。」との質疑に対し、「病気の懸念のための根菜調査を行う。また、太い枝が枯れて腐朽し支柱の効果が失われているため断面調査を行い支柱の改良を行う。幹の大半が枯死し腐朽して崩落していることについて、検討委員会で議論してきたが、保全措置を講じることの意見集約がされた。方法論について今後検討していく。土地改良事業に伴う調査は令和２年度で終了する。」との答弁がありました。

次に、「中学校適正配置推進事業について、審議会の進め方、事務局と審議会との関係性は。」との質疑に対し、「審議会は諮問内容に沿って進めている。事務局が提案する場合もあるが、必ずしもそうではない。」との答弁がありました。

次に、「長坂スポーツ公園の人工芝改修について、他の自治体と比較し適正価格とした判断について。発注は入札で行うのか、プロポーザルで行うのか。マイクロプラスチックについての見解は。工事後は通年利用が可能となると思うが、人工芝にする効果については。」との質疑に対し、「他の自治体の工事内容は観客スタンドの設置や夜間照明、防球ネットの設置費用が含まれていて単純に比較はできない。発注はプロポーザル方式で考えている。マイクロプラスチックについては、計画する中で業者及び帝京第三高校の状況を確認している。市民や利用者から署名をいただき、事業を進めるため、生涯スポーツの推進に役立つものと考えている。」との答弁がありました。

次に、「地産地消について、また市内加工業者の食材は。」との質疑に対し、「検査を行い安全・安心な食材提供を行い、感謝祭や給食だよりを通じて地元食材について周知を行う。加工食材は地産地消率１０品目に入っていない。」との答弁がありました。

次に、「観光協会の不正な会計処理について、どのように間違ったか。」との質疑に対し、「調査するためお金の流れが確認できる「通帳」などの提出を求めているが、今のところ提出されていない。」との答弁がありました。

次に、「年度ごとに報告書を提出している、市のチェック体制は。」との質疑に対し、「見抜けなかったことについては、重く受け止めている。引き続き必要な資料の提出を求め、聞き取りをしていく。」との答弁がありました。

次に、「補助金について、担当課としてどう考えているか。」との質疑に対し、「調査中であり、現状では補助金・業務委託について執行は難しいが、指定管理施設については業務する方向。」との答弁がありました。

次に、「未提出の書類があるが、具体的な期限は。期限までに提出されない場合はどうするか。」との質疑に対し、「３月２４日に提出するとしているが、さらに早い提出を求めていきたいと考えている。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「市民の多くが、子育てや日々の生活の困難に直面しているときこそ、その生活を応援する施策に思い切って予算を充てることが必要だと思う。保育料第２子以降の無料化の継続や主食に地元産の米を使った完全給食への移行などは評価できるが、子ども医療費助成は中学校３年生までのままであり、国の保育無償化で不要となった１億４千万円は、子どもの医療費助成年齢拡大や小中学校の給食費無料化など子育て支援に使うべき。扶助費が全予算に占める割合は、来年度はさらに下がって８．７％と県内１３市で最低水準である。生活保護受給率や介護認定率が１３市で最下位という状況を抜け出すために予算措置を行い、繰り出しによって国保や介護保険料を引き下げるとか、高校３年生までが県内でも主流となっている子どもの医療費無料化などに予算を振り向けるべきである。少額であるが、中部横断自動車道推進事業費や自衛隊協力会分担金などには賛成できない。水道企業団からの責任水量の買取りも見直すべき。個人情報保護の面からも批判の多い、個人番号制度・マイナンバーカードの推進の予算には同意できない。市の借金を減らしていくことを全面的に批判はしないが、今回もまた減債基金からの繰り入れによる繰上償還を計上している。この財源を市民の暮らしや福祉を応援する施策へ振り向けるべきだと主張し反対する。」

一方、「財政が厳しい中ではあるが、第２次北杜市総合戦略をもとに、一生涯幸せに暮らせる「ふるさと北杜」実現を目指し、組織再編をし、市民ニーズを的確に捉え、市民の福祉向上を積極的に図っていく予算であると認識している。有利な交付金などを積極的に活用するとともに、自主財源を確保すべき「ふるさと納税」の増額に向け、努力をしていくとのこと。近年多発している災害を踏まえ、防災・減災を最優先事項に上げ、対応していくとしていること。社会体育整備事業では、特に長坂スポーツ公園の人工芝整備は、市民など約４，８００名の実施要望がある中、稼働率を上げ、生涯スポーツ推進拠点として、スポーツ振興を図っていくとしている。また、ドクターヘリ発着など防災上の拠点施設としてとらえ、市民の生命を守る目的で整備をしていくとしていることは必要なことである。何をするにも課題などはあるとは思うが、今から整備に入ることであるので、課題対応は十分可能なことである。また、市民の足を確保するため、新たな幹線と支線の組み合わせによる市民バスの運行を始めること。さらに学

びやすい環境を確保するべく、小中学校等整備事業を推進していくとともに、オリンピック・パラリンピック対応事業、本市の産業の活性化を図るための事業などの予算が計上されているところである。財政が厳しさを増す状況を考慮し、事業の優先度を付け、今、取り組むべき事業を積極的に取り入れるとともに、市民ニーズを把握し、福祉向上を図っていく予算であり、評価できるものであるため賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

採決終了後、市は、北杜市観光協会の会計処理に対する調査を行い、適切な指導を行うとともに、議会に対して報告すること。北杜市観光協会に関する予算執行にあたっては、適宜・適時に行うこと。市は、北杜市観光協会が社会的説明責任を果たすよう指導を行うこととの議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算についての附帯決議（案）が出され、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第２６号　令和２年度北杜市国民健康保険特別会計予算であります。

「県支出金が４億円増額し、県納付金が１億円減額となったが。」との質疑に対し、「県支出金は、保険給付に要する費用等で過去３年間等の医療費の伸びによって増額となった。県納付金は、年齢調整後の医療費水準や所得水準が下がったことなどにより減額となっている。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２８号　令和２年度北杜市介護保険特別会計予算であります。

「地域支え合い推進事業について。」との質疑に対し、「地域の困りごとを地域で解決する事業で、その一つがでかけーるである。令和２年度は社会福祉協議会に委託し、推進していく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３０号　令和２年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算であります。

「地域マイクログリット構築モデル事業について、電線を整備することでコストが高い場合は、総合的に判断し事業を行わないで、施設ごとに対応するなどの結論はあるか。」との質疑に対し、「千葉県の台風による大規模停電から事業を始めたもの。今後、調査を行い計画を作成していく。」との答弁がありました。

次に、「北杜サイトが市内にあったため、国に認められたという認識でいいか。電線や蓄電池など十分な検討をしてもらいたい。国土強靭化計画ともリンクしている、電気・水道・下水道を守り、安全安心につながる。」との質疑に対し、「産学官で市が主体となって進め、協議会で検討していき模範となる事業にしたい。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「マイクログリット構築モデル事業について、災害時の電力供給や再生可能エネルギー地産地消は理解できるが、個人的には各施設で解決できる小さい発電設備の構築に、市として力を入れていくべきと思う。今後の調査結果も知りたいが、国の歩調にあわせていく事業の中で、北杜サイトを使っていくことには、疑問を持つため反対する。」

一方、「収入の主なものは、ほぼ北杜サイトの売電収入である。また総務省の事業の３分の２の補助金６６０万円、経済産業省の外郭団体からの補助１，５００万円である。事業の主なものは、地域マイクログリット構築モデル事業として、再生可能エネルギービジョンの作成１千万円、地域マイクログリット構築のためのマスタープラン作成２千万円で、それぞれ目的があるが、地域の再生可能エネルギーをいかに災害時や地産地消を進めていくかが根幹である。北杜

サイトを活用して送電を効率的にしながら、半径２キロ以内の施設に電力を供給し、災害時の市民の安全を守るということ。市は、クリーンエネルギーのトップランナーとして長い間走ってきて、さらに新たな挑戦をしようとしている。総務省・経済産業省・地域の安心・安全・国土強靭化計画も相まって、官民パートナーシップも考えられ、生産性・採算性・安全性が高くなり、災害時の水と電気の供給が考えられ、市のブランドが上がっていくと考える。事業に関しては、市・議員が議論していく中で、六ヶ村水力発電のときは、附帯決議も出した経過がある。昨日・今日、ここまで来たのではない。多くの議員や市民や退職した職員の汗の結晶がこの計画である。エネルギー問題は歴史的観点・今後の期待を考えて賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第３１号　令和２年度北杜市病院事業特別会計予算であります。

「長期前受金戻入について。」との質疑に対し、「過去に補助金をもらった償却資産について、収益化していないもの。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第２７号　令和２年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算、議案第２９号　令和２年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算、議案第３２号　令和２年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第３３号　令和２年度北杜市白州診療所特別会計予算、議案第３４号　令和２年度北杜市財産区特別会計予算、議案第３５号　令和２年度北杜市水道事業会計予算、議案第３６号　令和２年度北杜市下水道事業会計予算の７件については、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

予算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第４１条の規定により、予算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

ないようですので、これをもって予算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後１時３５分といたします。

休憩　午後１２時０８分

再開　午後　１時３５分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本静君。

○１７番議員（坂本静君）

先ほどの予算特別委員会委員長報告で、議案第３３号　令和２年度北杜市白州診療所特別会計予算について、質疑がなかったと報告しましたが、「看護師について常勤ではないが配置は。」との質疑に対し、「会計年度任用職員４人、人手不足で募集しても集まらない。今後も募集を行い確保したい。」と答弁がありましたと訂正をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

追加訂正ですね。認めます。

次に、議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算について討論を行います。

討論はありますか。

まず、反対から討論を許します。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算について、反対の立場で討論をします。

渡辺市政になってからの最終年度の当初予算ですが、新たな事業がいくつか打ち出されていることは素晴らしいと思います。また、女性を対象にした事業に力を入れていることも良いことだと思います。現場職員の方々の努力の賜物だと感じています。今後さらに成果を上げていくことを期待しています。

その一方で、今回の事業内容で市政運営を続けても北杜市を維持していけるとは残念ながら思えません。その一方で、今回の事業内容で他自治体と比較しても突出してユニークで、かつ効果の高い事業が打ち出されているかというと、そのような事業はほとんど盛り込まれていません。言い方が悪くて申し訳ないのですが、どの分野に対しても浅く広い内容で事業編成を行っているように思います。

これからの時代で地方が生き残っていくには、ほかとは極めて異質の、それでいて人々を惹きつけるような事業をどんどん打ち出してく必要があると思います。そうしないと、市政運営がどこかのタイミングで立ち行かなくなってしまうんではないかと危惧しています。

また、一つひとつの事業に対してしっかり費用対効果を検証しているのでしょうか。前年度も行っているから来年度も継続して行うといった、どう見ても検証していないだろうなと思われる事業もちらほら見受けられます。効果の少ない事業は思い切ってやめるといったことを行う必要もあるかと思います。

今後、実質単年度収支が赤字になるというシミュレーションを北杜市自身で算出しているのにもかかわらず、事業内容からは危機感のようなものを感じ取ることができませんでした。

また、特に事業の中では環境面に対して意識を向けていないのではないかと言わざるを得ないものもいくつか含まれています。

一例を挙げますと、トイレトレーラー１台の購入費約２千万円の事業についてです。たしかに有事の際に避難所に避難された方々が安心して生活できるようにするための整備として必要なことは理解しますが、もっとコストを抑えて効率的に、かつ快適なトイレ環境を整える方法もあるはずです。

例えば、私も利用したことがあるんですが、ポータブルのコンポストトイレといったものがありますが、このトイレは微生物の力を利用して分解し、最終的にはたい肥となって畑に戻すことができる優れものです。電気も使用しないし、何よりもにおいもほとんどありません。コストも１台あたり２万円程度と非常に安価なものです。今回の予算規模で単純計算しますと１千台購入できることになります。私はコンポストトイレのほうがトイレトレーラーよりも効果的で、しかも環境にも配慮されているので環境創造都市というキャッチフレーズを使っている北杜市にはふさわしいほうだと思います。

さらに長坂総合グラウンドの人工芝の張り替え、予算額はおよそ２億８，５００万円、こち

らの事業についてですが、人工芝の耐用年数は１０年から１５年と予算特別委員会の中で答弁をしていました。ということは、１０年から１５年ごとに人工芝の張り替えをし続けなければならないということです。まず、コスト面でみても大きな負担になると考えます。

また、市長の所信では人工芝に変える理由の１つに防災の観点をあげ、雨天時のドクターヘリの発着が不可能なので人工芝に張り替えるんだとした内容を述べていましたが、峡北の消防本部へ問い合わせをして確認を取ったところ、ドクターヘリ運用マニュアルというものがあって、その中には天然芝へ雨天時に発着してはならないとしたルールは特にないということでしたので、何をもって発着が不可能としているのか、ルール上では現行の芝でも防災対策は十分対応できると考えます。

そして、それ以上に気になる点はマイクロプラスチックについてです。

現在、マイクロプラスチックの問題が世界的に叫ばれていますが、そのマイクロプラスチックの中には、人工芝はかなりの比率を示しているということが報道されていました。グラウンドからはがれた人工芝が雨によって排水溝に流れ、川へ行き最終的には海へと流れ着きます。こうなると北杜市の問題だけはなくなってくると思います。

北杜市ではマイバッグ宣言という環境配慮を謳った宣言や、持続可能な開発目標ＳＤＧｓをこれから推進していくわけですから、市の政策と逆行した事業のようにも思います。

また、この事業は先日の八ヶ岳ジャーナルにおいて、市民から約４，８００人の署名が提出されたといった報道がありましたが、それだけ多くの方が注目をしているわけですから、ということは逆に、その方々へ環境に対しての意識を向けてもらう大きなチャンスでもあるわけです。

こうした課題を解決できる知識やアイデアを持った市民の方が市内にはたくさんいます。そうした市民の方々と積極的に意見交換をするなどして、従来の視点とは違った政策、事業を展開していくべきと強く思います。それこそが住民主体の持続可能なまちづくりにつながります。

北杜市の未来を見据えた際、今回の予算編成では財政面でも環境面でも持続可能なまちづくりを行っていけるとは残念ながら思えないので、当議案に反対します。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の討論を許します。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和２年度北杜市一般会計予算は、歳入歳出２９２億６，３８８万３千円であります。財政厳しい中ではありますが、第２次北杜市総合戦略をもとに一生涯幸せに暮らせるふるさと北杜実現を目指し、庁内組織再編を行い、体制整備をし、市民ニーズを的確に捉え、市民の福祉向上を積極的に図る予算であると認識しています。

歳入につきましては、有利な交付金などを活用するとともに昨年度増加したふるさと納税の返礼品を拡充し、本市の魅力を最大限発信し、さらに増額を図り、安定財源の確保を目指していくとしていることは評価できるものではあります。

歳出では、防災減災対策を最優先事項として、諸施策を展開していこうというものであり、それを実現すべく、本年は本市の資源を生かして災害時の安定的電力の供給と再生エネルギー

の地産地消を目指し、地域マイクログリッド構築モデル事業に取り組むとともに、社会体育資本整備事業では、特に長坂総合スポーツ公園の人工芝整備は市民など約４，８００名の実施希望がある中、稼働率を上げ、生涯スポーツ推進拠点として、スポーツ振興を図っていくとしています。また、ドクターヘリ発着など防災上の拠点施設を捉え、市民の生命を守る目的で整備をしていくとしていることは、必要なことであります。

何をするにも課題などはあると思いますが、今から整備に入ることでありますので、課題対応は十分可能であると考えているところでありますし、環境問題に対してもこの中に入って十分、検討をしていけるものだと私は思っています。

こういう中で、長坂総合スポーツ公園の人工芝整備を行うことによりスポーツ振興と防災・減災の総合対応を行っていくということ。また、昨年度より長坂総合支所で取り組んでいる定住しごと相談窓口は立地の関係もあり、相談件数が大幅に増加したこと。さらに企業からの相談も多くあることから、しごと応援プロジェクト事業を立ち上げ、雇用施策の拡充、人材確保などを推進し、本市の産業振興を図るべく対応していくということ。また、オリンピック・パラリンピックの機運を高めていくとともに、オリンピック・パラリンピック後も視野に入れてスポーツ振興に取り組んでいくことなど、当を得た施策事業を展開していく予算であり、評価できるものであります。

よって、議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算につき賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算について、可決すべきものという予算特別委員長報告に反対の立場から討論します。

アベノミクスの名による経済政策、消費税増税強行で国民の貧困と格差は一層拡大しつつあり、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大による日本経済や市民生活への打撃的影響もすでに表れ始めています。国会では消費税を５％へ、あるいはゼロにという議論も与野党を超えて始まっています。市民の多くが日々の生活の困難に直面しています。

先ほど議会にプレミアム付商品券について、減額補正が行われました。２万円で２万５千円の商品が買えるという制度ですが、利用が対象の３６％に留まって、約２億１千万円減額ということです。これは私の私見ではありますが、生活保護や低所得者の世帯にとって、一度に２万円を準備して商品券を買いに行く。手にする。そもそもが大変だったと私は推測しています。

こういう市民が日々の生活に困っているときこそ、市がその生活を応援する施策に思い切って、市の予算を充てることが必要だと思っています。

そういう観点からいくつか、指摘をします。

民生費のうちで児童福祉費、保育料の第２子以降の無料化をそのまま継続したことや保育園の主食に地元産の米を使った完全給食への移行などは評価できますが、同じ項の子ども医療費助成事業は、中学校３年生までのままであり、国の保育無償化で不要となった１億４千万円は子どもの医療費助成年齢の拡大や小中学校の給食費無料化など、子育て支援に使うべきです。

性質別の歳出で見て、生活保護費、児童福祉費などの扶助費、約２５億５千万円ですが、これが本市の全予算に占める割合は、今年度は９．３％でしたが、来年度はさらに下がって８．

７％となります。こうしたことは山日新聞が連続で掲載をしましたが、県内１３市で、これは最も低く、扶助費が１桁なのは北杜市だけです。ちなみに山日の記事を紹介すると、県内でトップは甲府市が扶助費、予算に占める割合は２９．８％。およそ３分の１の予算を扶助費に充てています。２番目は甲斐市で２７．７％。ずっと飛んで、隣の韮崎市は１５．９％。すべて１０％以上であります。県内で最も低くて扶助費が１桁なのは北杜市だけだということが明瞭です。

健幸北杜を謳い目指すなら、生活保護自給率や介護認定率がこれまた最下位という状況を抜け出すために予算措置を行い、また繰り出しなどによって国保税や介護保険料を引き下げるとか、高校３年生までが県内でも主流となっている子どもの医療費無料化などに市の予算を振り向けるべきだと重ねて主張します。

少額ではありますが、８款土木費の中部横断自動車道推進事業費２３８万７千円や９款消防費の自衛隊協力隊分担金などには賛成できません。

使っていない水まで買い続けている水道企業団からの責任水量の買い取りも、この際、見直すべきだと思います。さらに歳入では、１５款国庫支出金の総務管理費補助金、これは歳出では２款総務費の一般管理費、戸籍住民基本台帳費としてマイナンバーカードの普及事業が予算化されています。国民のわずか１５％にしか普及していない、このカードを普及させるために政府は新年度からマイナポイントという、６月からだそうですが、マイナポイントというスマホとかパソコンを何度も操作して２万円を、自身が持つ別のキャッシュカードに入れれば５千円のポイントが付くという、まさに複雑怪奇な制度をスタートさせます。

個人情報保護の面からも批判が多い個人番号制度、マイナンバーカード、そしてマイナポイント推進の予算には同意できません。

市の借金を減らしていくことを全面的に批判はしていませんが、市民からの要求を後回しにしながら、今年もまた減災基金からの繰り入れによる繰上償還を計上しています。こうした財源を市民の暮らしや福祉を応援する施策へと振り向けるべきだと主張して、議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算への反対討論とします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の討論を許します。

加藤紀雄君。

○１１番議員（加藤紀雄君）

議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

令和２年度は合併による普通交付税の優遇措置の終了、また合併特例債も残り少なくなっていると厳しい財政状況のもとにあるわけでありますが、合併以来の最優先課題で取り組んで財政健全化を堅持し、第２次総合計画や第２次総合戦略を着実に進めるため、常にアンテナを高くし、国等の財源や有利な起債を活用しながら市政全般にわたる重要課題を反映している、その予算額は２９２億６，３８８万３千円と、対前年度に比べますと６．１％増と積極的な予算内容になっております。

その内容を見ると歳出面では公共事業費、経常経費、その他行政経費については、今まで抑制に努め、また公債費についても将来の負担を軽減するため、繰上償還する等、財政健全化のこの方針を貫いております。

一方で、北杜市の将来の発展の基盤を築くため、もろもろの特徴ある事業等に取り組んでお

ります。

例えば今、北杜市で生まれる子どもの数は２００人を切ろうとしている。よく成人式の数と比べられるわけでありますが、２０年前から見ますと半分になっている。こんな現実が続いておるわけであります。非常に厳しい状況下の中で、北杜市を継続・発展させるためには子育て支援事業の最重要課題として位置付け、今年度も小淵沢の保育園の統合新築や、また人口を増やすため、子育てマイホーム補助金制度の５年間終了後にまた延長する、こんな事業にも取り組んでおります。

そしてまた一方で、保育園の完全給食化やまたほくとっこ誕生事業として、今までもあったわけでありますが、生まれた子どもに対して補助をして、そしてこれを促進しよう、こんな中から内容を検討し、公平で、より効果がある事業として取り組んできております。

また、市民スポーツ推進の中核であります長坂スポーツ公園整備、これは市は、グラウンドの人工芝化でありますが、これらにつきましては、今まで天然芝であったために天候とか、また特に冬場は利用ができない、こんな状況があって利用効果が上がっていなかったわけであります。それらに対して、多くのスポーツ関係、また地域の皆さん方から要望を受けて、今回、整備をするわけでありますが、この整備によって、今までの１．５倍から２倍の日数、また時間が利用できる。こんな大きな成果があるわけであります。

そしてヘリポートにつきましても、あの地点を国土強靭化の中で、防災拠点施設として整備しよう､この中でヘリポートも完全なものとして整備できる､そんな面もあるわけであります。

スポーツの振興は、今年のオリンピック・パラリンピックが開催される予定で進んでおるわけでありますが、今から５６年前を振り返りますと、第１回東京オリンピックが開催されたわけであります。そのとき、開会日の１０月１０日を国民の祝日に定め、そして国民皆スポーツとして全国的にスポーツが広がってまいりました。その結果として、国民の健康、また娯楽として明るい気持ちを盛り上げる、こんな大きな効果があったわけであります。

まったく同じこととは思いませんが、今回、スポーツ公園の整備はそういう視点から考えますと、ちょうどオリンピックの年にこれを行うことは、非常に機を得た事業であると期待をしております。

それ以外にも教育環境の充実、整備のために小中学校の施設整備に多額の投資をして予算計上しております。

また、昨今あちらこちらで異常気象を含めて災害が起こっております。市民の生命、財産を守ることは行政の使命であります。それらのために国土強靭化地域計画を策定しようと、一歩踏み込んでおります。

特にその中で、トイレトレーラーを導入する、こんな特徴ある事業も予定されているわけであります。これらにつきましては、やはりトイレが快適に使える、これは精神面でも非常に安定しますし、特に女性の皆さんにとっては、非常に大事なことではないかと思います。

そして、これを購入することによって全国のトイレトレーラーを購入した自治体と連携を取りながら、万が一、災害が生じたときにはそれらの皆さんが駆けつけてくれる、こんな大きなメリットもあるわけであります。

そのように多くの特徴ある事業に取り組んでいっている中で、特に渡辺市長は山梨県では初の女性市長として就任され、全国でも女性市長はそんなに多いわけではありません。やはり市民の期待するところは、人口を見ても男半分、女性半分というのが社会でありますので、そう

いう中で、今まで社会においても、また行政においても女性の視点という部分がだいぶ欠けていたような気がします。そんな点からも市民は大いに期待をしておりますし、また今回の令和２年度の予算の内容を見ますと、多くの女性の視点からきめ細かい視点から、それらに取り組んで、事業実施に向けての方向が垣間見られたところであります。

このように財政は厳しいわけでありますが、それらの有効活用を図ることで、多くの事業に積極的に取り組んでいるのが今回の予算内容であります。

グローバルな視点から捉えた内容の充実したバランス感覚のある予算であると、私は評価いたします。

合併後１５年、１つの大きな節目であるかと思います。今まで多くの関係の皆さん方が汗をかき、知恵を出し、そして築いてきたこのものを基盤として、新たに次の世代のために世界に羽ばたく誇れる北杜市の形成に向かって着実に、そして果敢に挑戦していこうとする、積極的な、かつ健全な成熟度の高い予算であり、北杜市のさらなる飛躍を期待し、そして確信し、議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算について賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（　な　し　）

ほかに討論はありませんか。

（　な　し　）

これで討論を終結いたします。

これから議案第２５号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

したがって、議案第２５号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２６号　令和２年度北杜市国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第２６号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２７号　令和２年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行い

ます。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第２７号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第２７号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第２８号　令和２年度北杜市介護保険特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第２８号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第２８号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第２９号　令和２年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第２９号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第２９号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第３０号　令和２年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

議案第３０号　令和２年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算について、反対の立場で討論をします。

予算内のマイクログリッド構築モデル事業３千万円の部分について、反対をするものです。

そもそもマイクログリッドとは、小さなエリアにおいて太陽光発電、バイオマス発電、風力発電などの再生可能エネルギー設備を連結し、電力需要を賄う構想のことを言います。

近年の大規模災害に対処するため、市長が所信で述べていた、この事業における災害時の安定した電力供給と再生可能エネルギーの地産地消を目指すまちづくりという思いは理解できるものの、そうであれば例えば想定している各施設で自己完結できるような、極めて小さな発電設備の構築に力を入れるべきと考えます。

そもそも想定している施設の１つである甲陽病院には、有事の際の非常用電源設備がすでに用意されています。わざわざ膨大な費用を投じて事業を行う必要があるのでしょうか。

また、マイクロとは言っていますが、北杜サイト太陽光発電施設から長坂総合スポーツ公園間の距離はかなり遠いように感じます。この点については、予算特別委員会でも距離が２キロほどあると答弁されていました。市長の所信では、この施設間を新たに自前の電線で結ぶという構想を述べていましたが、それは費用対効果を見ても、とても現実的ではありません。これからますます財政が厳しくなってくる中、今、取り組むべき事業ではないと強く感じます。

また、私はこの距離間でマイクログリッド構築モデル事業を行うには、エリアが広すぎるように思っています。まだ、全国的にもマイクログリッドの取り組みの事例は少ないのですが、実際にほかの事例を見てみると、もっと範囲を集約して事業を行っています。

ですので、例えば甲陽病院のすぐ脇には川が流れているので、その水の流れをエネルギーとして利用した自己完結型の発電設備を設置するなど、そうしたシミュレーションを行ったりして、様々な検証を行うことで、現在の構想よりももしかしたらもっと小さく、かつコストを抑えて効果的な取り組みも実現できるかもしれません。

今回のマスタープランの策定では、北杜サイト太陽光発電施設から各施設へ電線を引いた場合や各施設においての自家発電設備を設置した場合など、様々なケースについての検証を行うといった答弁が予算特別委員会の中であったかと思います。ですが、そもそも国と歩調を合わせて北杜サイト太陽光発電施設を利用しての計画案を提示した中で、この大元の部分の計画変更を行うということは考えにくいと思っています。

そうしたことから、国との連携ではなく市独自で、先ほど言ったような様々な検証を行う中で方向性を示していくべきと考えます。

計画ありきでない、柔軟な対応をしていくことこそがより一層、災害に強いまちになっていくと考えます。

今会期中に３月１１日を迎え、東日本大震災から９年が経ちました。改めてエネルギーとの向き合い方を自分自身でも見つめ直そうと強く思ったところです。

そんな中、北杜市内には東電の電力に極力頼らず、自前のソーラーパネルなどのエネルギーで不自由なく生活をしている方が何人もいます。そのような暮らしは現在、多くのメディアからも注目されています。こうした取り組みを市として積極的に取り入れていくことのほうが全

国や世界からも注目を浴びる災害に強いまちとして、北杜市独自のモデル事業にもなっていく可能性を秘めていると思います。

以上の理由により、当議案に反対をします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

議案第３０号　令和２年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

はじめに、この議案が審議された予算特別委員会において可決されたことに賛同いたします。

新エネルギー事業は再生可能エネルギーを推進し、自然にやさしく安心で安全なエネルギーを普及させることが目的です。

現在、私たちは様々なエネルギーを利用し、豊かな生活を過ごしています。エネルギーは苦もなく供給されて当然なのでしょうか。それは大きな間違いです。限りのある化石燃料、危険と隣り合わせの採取作業、莫大な輸送費、そして多くの人々の苦労の末に生み出されるのです。

日本各地に点在する発電施設の近隣住民は、私たちにはない不安感の中、生活をしています。再生可能エネルギーの推進は、そのような方々の負担を見ぬふりをして押し付けるのではなく、負担を分かち合い、エネルギーの地産地消を目指すことで協調・共存を促進する事業であることを忘れてはなりません。

今回、審議の中心となった地域マイクログリッド構築モデル事業は、災害時での再生可能エネルギーの利用方法を検証し、停電時に北杜サイトの太陽光発電を利用し、病院へ安定電力を送電することを目標とした、国と連携した事業であります。

現在、国土強靭化を進め、市民生活を災害から守る、あらゆる手立てを検討して実行している状況で、エネルギーに関しても様々な方針を模索することは当然と考えます。

特に電力において北杜市は山間地のため、倒木被害も多く、日本の中心近くでありながら東京電力と中部電力の境目にあり、送電線の末端部であるため、停電する可能性の高い地域です。東日本大震災の折には、甲府盆地はすぐに電力復旧したにもかかわらず、北杜市は夜中まで復旧のめどが立ちませんでした。

昨年、日本全土を襲った台風１５号の被害で、千葉県鋸南町では２週間もの長期にわたる停電被害が起きたことからも分かるように、ガソリンを利用した発電機や通常電力による蓄電池では補える電力も限界があり、病院など市民の命を守る現場こそ二重三重の対処が必要と考えます。

地域事情を考慮し、過去の災害から教訓を学び市民の生命と財産を守ることを第一に考えるべきと考えます。

再生エネルギーを利用し、災害時の有効活用性を検証する、この事業はモデル事業として多額の事業費が国から交付され、その後の関連事業にも有利な交付金を利用できる可能性がある事業です。

国からの交付金を最大限利用し、災害に強い地域をつくり上げるこの事業は、新しいまちづくりの指標となり、北杜市の新たな魅力を構築する内容であるため推進すべきと考えます。

以上の理由により、議案第３０号　令和２年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算に賛成

いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（　な　し　）

ほかに討論はありませんか。

（　な　し　）

これで討論を終結いたします。

これから議案第３０号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３１号　令和２年度北杜市病院事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第３１号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３２号　令和２年度北杜市辺見診療所特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第３２号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３３号　令和２年度北杜市白州診療所特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。
これから議案第３３号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第３３号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第３４号　令和２年度北杜市財産区特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第３４号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第３４号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第３５号　令和２年度北杜市水道事業会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第３５号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第３５号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第３６号　令和２年度北杜市下水道事業会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第３６号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第２４　議案第３７号　令和元年度北杜市一般会計補正予算(第９号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

追加提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案第３７号　令和元年度北杜市一般会計補正予算（第９号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に１億４８３万円を追加し､歳入歳出予算の総額をそれぞれ２７８億８，０６１万６千円とするものであります。

本年１月３０日、国では安心と成長の未来を拓く総合経済対策として、令和元年度第１次補正予算を成立させてところであります。

本市につきましては、明野町蛇沢地内の畑地帯総合整備事業、ならびにギガスクール構想の実現のため学校への高速通信環境の校内ネットワーク構築について、国費を有効に取り込みながら早急に補正予算を取りまとめたところであり、本日、追加提案させていただきました。

内容につきましては、企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

次に、内容説明を求めます。

山内企画部長。

○企画部長（山内一寿君）

議案第３７号　令和元年度北杜市一般会計補正予算書（第９号）をご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億４８３万円を追加し､歳入歳出予算の総額を２７８億８，０６１万６千円とするものであります。

６ページをお願いいたします。

第２表　繰越明許費補正であります。

まず、追加として国が進めるギガスクール構想推進のための事業について、年度内での事業完了が困難なことから、２款１項総務管理費、ネットワーク管理事業１，４２４万４千円と１０款１項教育総務費、小中学校情報化推進事業６，６５１万７千円、同款６項高等学校費、甲陵高等学校管理事業１，５０６万９千円の合計９，５８３万円について、繰越明許費を設定するものであります。

次に変更としまして、６款１項農業費、県営土地改良事業につきましては、年度内での事業完了が見込まれないことから設定額を１億５，６５６万６千円に変更するものであります。

次に７ページの第３表　地方債補正であります。

変更として合併特例事業債を１，３５０万円増額し、限度額を３億１，９５０万円に。公共事業等債を３５０万円増額し、限度額を１億２，３７０万円に。学校教育施設等整備事業債を４，０５０万円増額し、限度額を７，８５０万円とし、補正後の限度額の計を１６億９，９９０万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが２ページ、３ページをお願いいたします。

はじめに歳入であります。

６款１項地方消費税交付金は１８４万４千円増額し、補正後の額を８億２，７８４万４千円とするものであります。

１２款１項分担金４５０万円の増額は、県営土地改良事業分担金であります。

１４款２項国庫補助金４，０９８万６千円の増額は、ギガスクール構想推進のための公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金であります。

２１款１項市債５，７５０万円の増額は、ギガスクール構想推進事業に充当する合併特例事業債と学校教育施設等整備事業債のほか、県営土地改良事業に充当する公共事業等債であります。

次のページをお願いいたします。歳出であります。

２款１項総務管理費１，４２４万４千円の増額は、ギガスクール構想推進事業にかかる各総合支所のメディアコンバーター更新費用であります。

６款１項農業費９００万円の増額は、畑地帯総合整備事業、茅ヶ岳西部地区、明野町蛇沢地内にかかる県営土地改良事業分担金であります。

１０款１項教育総務費６，６５１万７千円の増額は、ギガスクール構想推進事業にかかる小中学校のメディアコンバーターの更新、ならびにパソコン収納用のキャビネット整備費用であります。

同款６款高等学校費１，５０６万９千円の増額は、ギガスクール構想推進事業にかかる甲陵高等学校における校内ＬＡＮ整備費用であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第３７号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第３７号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第２５　議案第３８号　北杜市立甲陵高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

議案第３８号　北杜市立甲陵高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてについてであります。

公立学校の教職員の業務量の適切な管理のほか、教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針に鑑み、教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、所要の改正を行うものであります。

施行日の関係から本日、追加提案させていただきました。

内容につきましては、教育部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

次に、内容説明を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

議案第３８号　北杜市立甲陵高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

概要書をお願いいたします。

趣旨は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い告示された公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に鑑み、教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容は学校における働き方改革の推進の取り組みとして、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、指針に基づき教育委員会規則で定めることを規定するものであります。

施行予定日は令和２年４月１日からであります。

新旧対照表１ページをお願いいたします。

第５条の以下に第６条として、法の規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会が教育委員会規則により行う旨を追加するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第３８号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第３８号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第２６　議案第３９号　控訴の提起についてを議題といたします。

野中真理子君は地方自治法第１１７条の規定により、除斥の対象となりますので野中真理子君の退場を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時３０分

再開　午後　２時３１分

○議長（中嶋新君）

再開します。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

議案第３９号　控訴の提起についてであります。

本市を被告とする公文書一部非開示処分取消等請求事件について、今月３日に言い渡された判決に対して不服があるので、東京高等裁判所へ控訴を提起するため、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により、議決の議決を求めるものであります。

控訴状の提出期間の関係から、本日追加提案させていただきました。

内容につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

次に、内容説明を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

議案第３９号　控訴の提起について、ご説明申し上げます。

甲府地方裁判所平成３０年（行ウ）第４号公文書一部非開示処分取消等請求事件における令和２年３月３日に言い渡された判決に対して不服があるので、東京高等裁判所へ控訴を提起するものであります。

１．当事者　山梨県北杜市須玉町大豆生田９６１番地１

控訴人　北杜市代表者　市長　渡辺英子

山梨県北杜市小淵沢町１００６０番地１０６７

フォーシーズン八ヶ岳高原７０１

被控訴人　野中真理子

２．事件の概要

この事件は、被控訴人が平成３０年４月１２日に行った北杜市情報公開条例第４条に基づく公文書の開示請求について、北杜市が平成３０年４月２５日付けで行った一部非開示処分が違法であるとして、目録１の（１）増富地域再生協議会の臨時総会資料、（２）交付金事業の委託契約解除に関わるメール、（３）交付金事業の中止に関し、作成された文書について非開示の取消および開示を求め、北杜市長を訴えたものであります。

３．判決の内容は（１）北杜市長が平成３０年４月２５日付けで原告に対してした公文書一部開示決定のうち、目録１記載の各文書を非開示とした部分をいずれも取り消す。

（２）北杜市長は、原告に対し、目録１記載の各文書を開示する旨の決定をせよ。

（３）訴訟費用は被告の負担とする。

というもので、これに対し市が行う４．控訴の要旨は、

（１）原判決中、本市敗訴の部分を取り消す。

（２）被控訴人の請求を破棄する。

（３）訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

というものであり、５で授権事項を明記するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤功文君。

○９番議員（齊藤功文君）

ただいま、追加提案で3月３日に言い渡された判決について、北杜市長は判決内容に不服があるので控訴を提起するという追加提案の説明がございました。

私たち、この議案第３９号の控訴の提起についての１枚の議案書の内容だけでは、控訴をする理由の理解にちょっと苦しむところがありますので、不服の内容についてもう少し具体的にお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

ただいまの齊藤議員からのご質問にお答えいたします。

まず最初に、総会資料についてであります。

市の主張としまして、個人の行動記録、個人的な見解や偏った意見、個人を非難する内容が全体にわたって数多く含まれており、その真意を確認することができず、公にすることによって被害を受ける者が想定されることから非開示という主張であります。

次にメール関係です。

増富地域再生協議会ではなく、個人名で個人的に使用しているメールシステムから送信されたもの。またメールの内容も、再生協議会の総会等による、合意を得たものとは考えられず、再生協議会が公式に、かつ総意として送信したメールではないと判断できる。なおかつ市の担当者に一方的に送られたメールであるということから、市では公文書には該当しないと考えております。

次に、文書管理規程に基づく文書の開示です。

これにつきましては、３０年4月２５日に１０５枚開示いたしました。その中に含まれているというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

岡野淳君。

○１３番議員（岡野淳君）

同じく現在、説明のあった議案第３９号　控訴の提起について質問させていただきます。

そもそも、この訴訟というのは、増富地域地方創生推進交付金事業、長いから事業と言いますけども、これの中止に関わることであります。その根幹は、北杜市の行政文書の扱いや情報公開制度に対する姿勢が問われるものだと考えております。

さらに言えば、多くの市民が期待した事業が、これは再生交付金事業ですね、事業が突然中止になった理由は何なのか。当然、事実が明らかにされるべきなのに、一連の市の説明は満足な説明責任を果たしていないと言わざるを得ません。今までの市の説明を聞いていると、市は

一体何を守ろうとし、何を隠そうとしているのかとさえ思えてきます。

行政文書というのは、公開が原則であります。先ほど総務部長から説明がありましたけれども、本来それを判断するのは裁判所であり、その結論がこの間、出たわけです。つまり裁判所が公開せよといった文書まで公開を拒み、判決が不服だといって控訴する市の姿勢は問題があると言わざるを得ません。

市が控訴をしなければ、事業の中止の理由に関する情報が開示され、それは多くの議員や市民が求めてきたことであると思います。その情報公開を市はなぜ拒もうとするのか、こうした観点から・・・。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君、質問ということで。

○１３番議員（岡野淳君）

今、質問します。

○議長（中嶋新君）

もちろん。質疑に入ってください。

○１３番議員（岡野淳君）

こうした観点から、市はなぜ控訴をしなくてはならないのか、改めて明確な回答を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

岡野議員の質問にお答えいたします。

なぜ、市は控訴するのか明確な理由ということでありますが、この３つの問題、目録について、市でも再三主張してきました。これが市の見解であります。これが控訴になる理由と考えております。

判決文の中を見ますと、原告のほうでは職員に業務上、使用するために個人メールアドレスを与えているんだ、だからそこに来るメールはすべて業務上のメールだ、開示すべきものに該当するというふうな主張であります。そういうものだけではありません。いろんなメールがまいります。これを北杜市のほうではきちっと整理して、これは公文書、これはそうではないものというふうに分けている。こういったことがまかり通ってしまうと、すべてメールを出さなければならないということになります。非常にそれは納得ができないと。ですから、これは控訴して、しっかりと市の主張をしていくんだという考えでおります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

控訴の提起について、２点、２人の方とダブらないように注意しながら質問します。

１点目は新しい主張、あるいは証拠、あるいは有力な証人、こういうものが準備できたかということについてです。

一般的ですが、敗訴した側が上級種に控訴、あるいは上告して争う場合、この場合は地裁で敗訴した市が２審の東京高裁で争うんでしょうけど、これまでの主張に加えて、今言った新しい主張とか証拠、あるいは有力な証人、こういう証拠が得られた、こういうことがないと、なかなか勝訴する可能性は低いといわれていると思います。

先ほど総務部長が２つの総会資料とメールについて言いましたが、それは１審で主張したことだと思います。繰り返し言いますが、それに加えて新しい証拠とか主張、あるいは有力な証人、出ていいですよという、市側にとって有利となる証人などの承諾が得られたのか。これは裁判上の戦略上ですから、具体的なことは言えないとは思いますが、そういうあてがあるのか、準備ができたのかだけ、答弁できればお願いします。

もう１点は、メールに絞ってですが、一昨日の本会議で野中議員の代表質問の際に紹介してくれた判決では、再生協議会の事務局員と市職員間のメールについて、裁判所は次のように言っていると。事務局員は事業の担当者であり、内容は事業の中止に関わることだと、こう認めていると。国から交付金を受けた事業についてのやりとりが、なぜ公文書でないのかと。また裁判所は個人的な意見、考えに留まるということはできないとまで言っているわけです。また、先ほど総務部長が言っていましたが、甲府地裁の裁判長は公判の中で個人的なメールまで公開しろと言っているわけではないんです。この事業に該当する文書のやりとりについて、指定しています。そういうこともきちんと見るべきだと思います。

税金を使って控訴するからには、私たち議員や広範な市民が納得できる、メールは公文書ではありませんという反論をもう一度、聞かせていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

志村議員のご質問にお答えいたします。

新たな主張が出てきたのかということですが、準備できていなければというふうな話もありましたが、これはあくまでも一般論であると思います。

北杜市のほうは、あくまでも総会資料、それから契約解除のメールについて、これまでの主張をもう一度検証してやっていく。さらに文書についても再度精査して、今後主張していくということであります。

メールについてです。

今回のものも、北杜市のほうでは個人的なメールと捉えております。協議会からの総意をもってやったものではなくて、個人的に送ってきたものということで考えております。

以上であります

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

再質問ですか。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

同じ答弁しかなくて残念なんですが、オセロというゲームがありますけど、この協議会の総

会の議事録とかメールが、裁判が確定して公にされれば、市民も私たち議員もなんだ、そうだったのかということになろうかと私は思っているんです。これまでの、元副市長の答弁などがひっくり返る可能性があると私はみているんです。１つが白にひっくり返れば白になってしまう、オセロですね。こういうふうに大事な問題だと私は思っています。市当局も真摯にこの問題にさらに向き直して、控訴を断念すべきだと私は思うんですが、同じ答弁ですからこれについてはもう答弁は求めません。

以上にします。

○議長（中嶋新君）

ほかには。

（　な　し　）

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第３９号につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

岡野淳君。

○１３番議員（岡野淳君）

議案第３９号　控訴の提起に反対の立場で討論させていただきます。

増富地域再生協議会、これ以降は協議会と申しますが、この会計処理に一部不適切なものがあるとの指摘が公になったことを発端に、やがて、それが不正となり、ついには増富地域地方創生推進交付金事業、これは以下、事業と申しますが、この事業の委託契約解除に至り、私の中では一連の市の説明や再生協議会に対する対応は、もはや不信感の塊となっています。

例えば平成３０年第４回定例会の代表質問で、私は中止の理由を明らかにするように市をただしてまいりましたが、その答えは平成２９年９月１９日に再生協議会の臨時総会で中止の決定がされ、その後、市へ交付金に頼らず自分たちの地域活性化に取り組みたい旨の相談、報告があり、市では再生協議会の強い意思を受け止め、事業の中止はやむを得ないと判断した。これは当時の須玉総合支所長の答弁です。以来、市は事業中止の理由にこの内容を繰り返すばかりでした。しかし、その代表質問の関連質問で、野中議員がその相談、つまり自分たちでやっていくんだという再生協議会の意思、その相談をいつ誰が受けたのか聞いています。それに対して市は明確な説明をせず、当時というのは、おそらく臨時総会のときだと思います。須玉総合支所長が平成２９年９月１９日、２回開催された臨時総会に出席した当時の須玉総合支所長の資料の中に、自分たちでやっていくというメモ書きがあったと答弁しています。しかし、そのメモは出てきていません。そもそもこのような重大な決定がメモ１枚で決まるわけがないと私は思っております。

そして同年１０月２６日に開催された協議会の理事会、この場では当時の副市長の菊原氏が出席しております。その場で協議会の役員が事業中止の本当の理由を詳細に語り、菊原氏も承知したと。事業中止を納得したやりとりは、そのときの、つまり私が代表質問に立ったときに読み上げたとおりの内容です。

つまり事業中止の理由は、私どもの主張と市の主張が真っ向から違っているということが明らかになったわけです。そのことは、ともにあゆむ会の会報第７号について、市長名で抗議申入書が届いたことからも明らかです。

この主張の違いについては、私はその代表質問の最後に、私どもと市で合同調査をしましょうと提案しました。市はその提案も断りました。市の主張が正しいというのであれば、正々堂々と一緒に調査をして、私どもを、ともにあゆむ会を堂々と批判すればいいではないかと私は思いました。

ほかにも市が主張することでまったく納得できないことはたくさんあり、一事が万事、市の説明に納得できるものはなく、私はその答えが市が開示を拒み続けている文書の中にあると考えております。だから、市はこれらの文書が公開されては困るのだと想像することは容易です。やましいことがなければ、正々堂々とこれらの文書を開示して胸をはればいいことです。市がそれをしない、あるいはできない以上、控訴の提起を否決し、議会としての良心を世に訴える必要があると私は考えております。

以上の理由をもって、議案第３９号　控訴の提起に反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、だいぶ時間が過ぎていますので、ここで休憩を。」の声）

ここで暫時休憩といたします。

再開は３時５分といたします。

休憩　午後　２時５１分

再開　午後　３時０５分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

議案第３９号　控訴の提起について、賛成の立場で討論いたします。

まず、この事件は被控訴人が平成３０年４月１２日に行った北杜市情報公開条例第４号に基づく公文書の開示請求について、北杜市が行った一部非開示処分、平成３０年４月２５日付が違法であるとして目録１の文書について、非開示の取消および開示を求め、北杜市を訴えたものであり、甲府地方裁判所の判決内容は（１）北杜市長が平成３０年４月２５日付けで原告に対してした公文書一部開示決定のうち、目録１記載の各文書を非開示とした部分をいずれも取り消す。（２）北杜市長は、原告に対し目録１記載の各文書を開示する旨の決定をせよ。となったわけであります。

市としては、今回の争点であるメールの公文書としての扱いにおいて、市当局と原告の主張

とは大きく齟齬があるということだと思われます。

しかし甲府地裁の判決では、市当局の主張は認められずに敗訴したわけですから、市当局としても、この判決を不服として提訴するのが当然であります。訴訟で地裁の判決だけで承服することはあり得ないことで控訴するべきであると考えます。

日本国憲法第３２条を見ますと、何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われないとあります。第１３条には、すべての国民は個人として尊重される。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法、その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書かれております。

日本国の司法の中で裁判所は３審まであり、本市として納得がいかなければ最高裁まで上告すべきであると考えます。

以上の理由により議案第３９号　控訴の提起に賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

清水進君。

○１５番議員（清水進君）

議案第３９号　控訴の提起について、反対の立場から討論を行います。

国の公文書等の管理に関する法律第１条で、国の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであり、このような公文書等の管理を適切に行うことにより、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国の有する諸活動を現在および将来の国民に説明する責務がまっとうされるようにする必要がある、このようにしています。

今回、増富地方創生事業は市が仲立ちし、３年継続する事業でしたが、途中で中止となっております。何が原因となり中止になったのか、事実関係を明らかにすることが情報開示を求めた臨時総会資料とメールの文書だと考えます。

判例で示された、市民の的確な判断と批判に資するものでこそあれと述べております。市は当然、これらの資料を公開するのが原則ではないでしょうか。国の公文書等の管理に関する法律で示されているとおりであります。

よって、市は判決を受け入れるべきであり控訴することに反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤紀雄君。

○１１番議員（加藤紀雄君）

議案第３９号　控訴の提起について、賛成の立場で討論を行います。

この訴訟のもととなった増富地域地方創生推進交付金事業は、その事業主体となった増富地域再生協議会の事業推進の中で、不適切な会計処理が行われていることが指摘され、このことから問題が発覚したものであると記憶しております。

この原因を調査・検討するため、市の担当者はもとより多くの関係者が長い期間をかけ、多くの労力を費やし、山梨県等の指導のもと結果的には残念でありますが、事業の中途での中止に至りました。この間、議会でも何回となく取り上げ、議論を重ね問題点の確認とその解決に向けて努力をしてまいりました。

市においても担当職員の皆さま方のご尽力により、この問題の解決に向けて着実に事務処理が進められ、増富地域再生協議会の交付金の返還金も残り少なくなり、交付金事業の問題の解決が終息直前のこの時期に、３月３日に出された甲府地方裁判所の判決はこの問題を蒸し返すような結果になり、非常に残念であります。

訴訟の原因となった文書の非公開については、市は関係文書等の請求に対し、北杜市情報公開条例や北杜市文書管理規程に則り、請求された文書の公開等について適切に対応してきたと思います。

当然のことでありますが、公務員の使命は法令等に従い忠実に、かつ公平・公正な事務処理を行うことであります。このため、市は自らの事務処理の対応が正しかったことを認識していたため、それだからこそ訴えられた公文書一部非開示処分取消等請求事件に控訴し、自らの考えを主張し、裁判に真摯に対応してきたと思います。

裁判中でも市の主張は一貫しており、総会資料は公にすることにより当該法人等、または個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものとして非開示とした。

メール情報は市の担当者に一方的に送られた個人メールであり、協議会の公式な総意としてのメールではないことから、組織的に共有する公文書に該当しないことから非開示とした。

当協議会、国、県と対応した報告、協議、決定の文書は開示した１０５枚の文書の中に含まれている。

この３点の主張は、法令はもとより事実関係等に照らしても正当な主張であり、根拠の明確なものであると私は思います。

当然のことではありますが、１審の判決が控訴審で逆転勝訴する例はよくあることであります。それゆえに日本の裁判制度においては、３審制がとられておるわけであります。このため、１審の判決に不服があれば控訴することは当然の権利であります。このため、今まで多くの時間と労力を費やし、公平かつ公正な行政を継続的に安定させていくため、一貫してぶれのない市の主張の正当性を訴え、控訴し、市の主張に沿った判決を勝ち取るまで戦っていくことが市としての責任であり、義務であると私は思います。

このことはわれわれ議会も、また多くの市民の皆さまも理解して、そして支持してくれることに鑑み、議案第３９号　控訴の提起について賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

議案第３９号　控訴の提起について、反対の立場で討論をいたします。

市の控訴の理由は、判決に不服があるので控訴するとしています。しかし、増富地域再生協議会の臨時総会の資料は、個人情報に該当しない公文書であるので開示をしなさいとの判決であります。市はこの判決に対して不服があり、控訴するとしていますが、甲府地方裁判所において平成３０年９月２０日の訴状の提出から令和２年３月３日までの約１年６カ月の間、延べ９回にわたり甲府地裁で慎重な審査が行われました。

裁判の結果は、北杜市に対して増富地域再生協議会の臨時総会の資料の公開を求める判決でありました。市はその結果を真摯に重く受け止めて、市民に対して説明責任を果たすため、公文書として開示すべきであると私は考えます。

以上の理由により議案第３９号の控訴の提起について、反対の討論をするものであります。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（　な　し　）

ほかに討論はありませんか。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

議案第３９号　控訴の提起について、反対の立場から討論をいたします。

この事業につきましては、これまでの討論で細かいポイントはいろいろ出されておりましたが、私も会計上のミスがあったとして、それが７千万円ほどの、１００％出る、７千万円ほどの事業を中止にする理由になるのか。およそ、すとんと腹に落ちる説明というのはこれまであったというふうには思えておらず、その疑問がまったくぬぐえておりません。

そこが明らかになる可能性のある文書、それが今回、判決であると、それを開示せよということが今回の判決文から、そのように私は捉えております。

移住先として真の日本一となるためには、行政が市民に対して正直になる必要があると考えます。間違いは間違いとして認めること。もし恐怖を感じることでもあるのであれば、それも表に出すべきです。一般論です。市民に真の姿をさらけ出さないことで生まれた小さなひずみが大変巨大なものになって、身動きが取れなくなっているように見えます。

今こそ渡辺市政は自らの姿勢を見つめ直すときではないでしょうか。それが本当の意味での人気の田舎まち日本一への道であって、住みやすさ日本一になる必須条件ではないかと考えます。何よりも今現在、北杜市に住んでいる市民の皆さまのためにもなるように私は感じます。

現在の北杜市政のもとでは、市民が安心して普通の生活を営むことができていない方々がいらっしゃるように見えてしまいます。当たり前の生活ができていないように見えてしまうんです。職員もびくびくしながらお仕事をされているように見えます。こんなことでは、北杜市の子どもたちの未来を守ることができません。北杜市はどこにも負けない可能性を秘めていると感じます。だからこそ私も移住をしてまいった者です。

日本一のまちへと化けていく、当採決がそんなまちへと変化する第一歩となることを心から願い、反対討論といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

賛成の討論ですか。最初に述べて討論を。

○６番議員（清水敏行君）

議案第３９号　控訴の提起について、賛成できず反対の立場から討論いたします。

先ほど来、話もありましたように日本の裁判制度は通常３審制をとっており、今後の控訴、上告も手段方法として合法的であります。

本市が今回の判断に至った経緯は本市の責任ある答えであり、重いものと認識しております。

一方、今回の甲府地裁の判断、これは司法の現時点での判断ですが、法に基づくものであり、これも重いものと考えます。

市と議員という当事者の立ち位置を考えますとき、私はこのまま係争していくことがよいのか、その点をおもんぱかるものであります。仮定の話をすれば、いずれの結果であっても係争

は続くことになるのではないでしょうか。合法的であったとしても、市民の一人ひとりがどのように評価するのでしょうか。ことは重大であり、軽軽に論じられないことは分かっております。しかし市民から今後も続く係争に建設的な展望が期待できるのかと、もし私が問われれば、今、私には明確な答えが見つかりません。

いずれも大切な北杜市であり、執行であり、職員であり、議員であります。公益、それは角度を変えると、たしかに見方も変わります。しかし議員とは、ある意味、２分の１の選択をしなければなりません。今回のような係争も個人的には少なくなることを思いながら、本市の控訴なしを願う立場より、ぎりぎりの判断の中で賛成できませんので反対の討論といたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（　な　し　）

これで討論を終結いたします。

これから議案第３９号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　少　数　）

起立少数です。

したがって、議案第３９号は否決することに決定いたしました。

ここで野中真理子君の入場を許します。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時２２分

再開　午後　３時２３分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

執行側の打ち合わせの必要がございますので、ここでお時間を頂戴いたしまして、休憩をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

時間はどのくらいですか。

○副市長（土屋裕君）

２０分ほどいただければ。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後３時４５分といたします。

休憩　午後　３時２３分

再開　午後　３時４５分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に市長から本日、否決されました議案第３９号　控訴の提起について、地方自治法第１７６条第１項の規定により再議に付す旨の文書が提出され、これを受理いたしました。

ここで議会運営委員長に申し上げます。

この件について、議会運営委員会を開催することを要請します。

暫時休憩します。

再開は４時といたします。

休憩　午後　３時４５分

再開　午後　３時５９分

○議長（中嶋新君）

定刻より早いですけども、再開いたします。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

時間延長を要求します。

○議長（中嶋新君）

分かりました。

本日の会議は審査の都合により、あらかじめ延長いたします。

ここで、全員協議会を開催いたします。

議員は議員全員協議会室に参集をお願いいたします。

再開は４時３０分といたします。

暫時休憩。

休憩　午後　４時００分

再開　午後　４時２８分

○議長（中嶋新君）

少し早いですけど、おそろいですので再開いたします。

先ほど市長から提出されました議案第３９号　控訴の提起の再議についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号　控訴の提起の再議についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程および再議文書の配布のため、暫時休憩します。

休憩　午後　４時２９分

再開　午後　４時３１分

○議長（中嶋新君）

それでは再開します。

追加日程第１　議案第３９号　控訴の提起の再議についてを議題といたします。

野中真理子君は地方自治法第１１７条の規定により、除斥の対象となりますので野中真理子君の退場を求めます。

（　退　場　）

暫時休憩します。

休憩　午後　４時３１分

再開　午後　４時３２分

○議長（中嶋新君）

再開します。

提案理由および内容説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

議案第３９号　控訴の提起の議決に対する再議について、ご説明申し上げます。

議案第３９号　控訴の提起については、甲府地方裁判所平成３０年（行ウ）第４号公文書一部非開示処分取消等請求事件について、令和２年３月３日に言い渡された判決に対して不服があるので、本日、追加議案として提出させていただいたものであります。

本件が否決されたことにより手続きが行われない場合は、控訴権が消滅することとなり、第１審での判決が確定となります。これにより市の主張が消滅することとなり、今後の公文書のあり方について、市全体の事務執行に支障をきたすことから、地方自治法第１７６条第１項の規定により再議に付するものであります。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○２１番議員（内田俊彦君）

この再議に関しまして質疑を行わせていただきます。

地方自治法の１７６条の第１項ということでございますが、これは議会の瑕疵ある議決、または選挙に対する長の処置ということで、議会の瑕疵ある議決ということだと思います。それについては、瑕疵があるということでございますから、その瑕疵がどこにあるのか、これは説明をしていただかなければならないことがあります。

また、理由の中にもございますが、市全体の事務執行に支障をきたすことから再議に付すものであると、こう理由もあるわけでございます。１審におきまして、たしか市は１０５枚のものをもうすでに、これは公開してもよろしいという判断の中で公開をしたと、こういう現実がございまして、たしか臨時総会等がそれに当たっているんだと思いますけども、ほかのものについては、メール等ということになっているわけでございます。それらについての、やはり詳細な説明もいただきませんと、再議というのはほぼ、私も２０何年の議員生活の中で再議は初めてでございます。そういった、おそらくここにいる議場の皆さんも初めてなんではないでしょ

うか、という重要な判断を市長がされたということでございますから、それについては十分な説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

２１番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

提案理由といたしました地方自治法第１７６条第１項の規定でございますけれども、こちらにつきましては、普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、長は再議を行うことができるという規定に基づきまして、一般的拒否権としての再議として再議をお願いしたものでございます。

この規定上でございますけども、一般論でございますが、議会の議決が長の意思、政策に反する場合に異議を述べて再議に付する制度でございます。今回、平成２４年の法改正におきまして議案につきまして対象となったことから、今回、再議を出させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

もう１点。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

内田議員のご質問にお答えいたします。

具体的に、どのような事務執行に支障が出るかということだと思います。

今回、否決されまして控訴ができないということになりますと、甲府地裁の判決を受けなければならない。北杜市としましては、今までも情報公開条例に基づいて開示はしっかりしてきたつもりです。文書管理規程に基づいて文書も管理してきたという中にあって、今回の判決はこの公文書のあり方そのものに関わる大きな問題だと考えております。

複数人への職員のメールが、これが公文書です。中身的なものはともかく各職員個人に割り当てられたメールアドレスに来るメールが全部公文書ですということになりますと、非常に事務、開示にしても、それから文書処理にしても膨大な量となります。それから今まで考えてきた市の文書管理という規程が根本から、これは考えなければならない。非常に大変なことになってしまいます。そのようなことから、今まで市がやってきたことが否定されるような結果になってしまう。これは非常に歯がゆい問題だと思っています。よって、北杜市のほうとすれば、ぜひとも市の主張をしていきたいというところであります。

それからもう１つ、１０５枚のメール関係、契約解除の合意にかかる３０年２月２２日のメール、契約解除の文書です。それから負担行為変更契約の伺い、それから３０年２月１４日の起案ですね、契約解除の。それから市負担行為の変更の委託。変更契約の伺い。随意契約。それから報道関係に流しましたところの関係する文書。そのほかそれらに関わるメール等、全部で１０５枚です。ちょっと詳細には、今申し上げられませんが、大体はそんなところであります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○２１番議員（内田俊彦君）

再質問をさせていただきます。

つまり、市といたしましては、出せるものはもう提出しているというお考えというふうに受け止められますが、それでよろしいか。

そして、これが公文書として扱うものではないという判断を市がしているものがある。そういたしますと、これは増富地域再生協議会の書類のみならず、ほかに文書管理をしているものはいっぱいあるんですが、そういった中でもこれはこの判決により影響が出てくるはずなんですよ。その影響が出てきますと、それによって、ほかの自治体にもその影響は出てくると思いますけども、この個人であるのか、公であるのかというのは、これは裁判の中ではそれらをすべて見た中での判断はされているのでしょうか。いないのでしょうか。これは非常に大きな問題となってきますので、では今持ってあるメールが本当に公文書なのか、私文書なのか、または持っているのかどうかも今の状態では、私は分からないわけであります。何を送られたのか。どうしたのか。片や一方の告訴人はそれがあるという主張をされているようですが、そういったものが本当にあるのか、ないのかも今の状態では分からないわけです。そして仮にあったとしても、それが公文書に値するのかどうなのかも、これも判断が分からないわけで、そういったものが実際、裁判所に提出もされながら、これは開示すべきだ、開示しないべきだというような、そういう判断だったんでしょうか。

そして、最初に聞いた、この影響によりまして、北杜市の公開条例の公開制度に基づきまして公開するものというものがどこまで影響するのかというのが、私もよく分かりませんけども、どのくらい影響してくるんでしょうか、お伺いをするところです。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

内田議員のご質問にお答えいたします。

これまで出せる公文書は出してまいりました。今現在、裁判所から出しなさいと言われても、実際のところないものはないということで言っております。

それからメール関係ですけれども、基本的には個人に来たメールということで扱っていた。それが今回、裁判の過程で準備書面に付けられてきましたから、そこで改めて北杜市のほうでは準備書面は公文書という扱いになりますから、それはそれでした。実際、それにかかるメールはどこなのかということで探しました。個人のフォルダの中にあったということから、それをプリントアウトして、そして改めて公文書として開示したところはあります。

しかし、こういったものを、各個人に来て公文書としていないものを全部洗い出すということは膨大な量になってしまいます。それが今回の裁判によって、そういったメールも全部しなさいということになれば、これは行政、ある意味では麻痺してしまう部分もあるんではないかと思います。

それからこういったふうな、市の考え方が否決されれば、これは他の自治体にも当然及ぶことだと思います。今後、公文書のあり方の判例にもなっていくんだろうと思います。

いずれにしても、市としましては、今まで主張してきたとおり、公文書のあり方というものは考えていきたいと思っています。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君の再々質問ですね。

○２１番議員（内田俊彦君）

確認させてもらいます。

簡単に言うと、今まで提出せよというものについては提出してきたと。市として、これ以上のメール等については、あくまで個人対個人、個人のメールだからそれは公文書に当たらないという判断をしていると、こういう内容かなと思います。そういたしますと、それは訴え側が基本的にはそれらを証拠書類として出されて、こういうものがありますよということの中で、訴えの中でされていけば、これはたぶん、それがどうするか、これは裁判所の判断というようになるんではないかなと思います。現時点で仮にこれが、このままで終わりますと、市は当然ないという主張をするわけですから、ないという中で、まったくこれ以上、先へ進まず出ないという判断になるんではないでしょうか。なるということに判断せざるを得ないんですけども、そういった見解でよろしいか。

そしてやはり、市が判断するには、今、判例と言ったけど、判例というのは基本的には最高裁の判決が一般的に判例といわれているわけでございまして、つまり判例となり得るものについては当然、いろんな地方自治体もそれを参酌していくだろうし、市はそれに従っていかなければならない現実があるわけでございますから、市はやはり当然、これを再議にかけたということで、市の姿勢としては最高裁の結論を見て、それに従っていくと、こういうお考えということで確認ですが、よろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

内田議員のご質問にお答えいたします。

まず、最後の質問になるかと思うんですけども、最高裁までしっかりやっていくのかということですが、市とすれば、そのつもりでおります。だからさっきも言いましたけれども、これが最高裁で仮に争って判例となるというふうな場合もあるかなと考えております。

内田議員がおっしゃったように、提出すべきものはもう提出してきたというところであります。メールについても、個人と個人のメールというふうな扱いでやっております。ですから今現在、公文書に該当するものは、北杜市ではないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

伺いたいと思います。

まず、今回の判決ですけども、当然と言えば当然ですが、公平中立である司法がまさに三権分立の役割において出した判決であるということで、私どももここにいる、議場にいる２０人

全議員そうだと信じますし、そう思いますが、覚悟を持って先ほど採決をしたわけであります。

再議ということで、もう一度考えてほしいということだと思いますので、先ほどと比較して何か新しいご主張だとか、情報があるかどうかということを確認させていただきたいのがまず１点目。

２点目は、先ほどメール、個人的なやりとりのメールが対象になると業務量が大量になってしまうということから、業務、事務執行に支障をきたすんだというふうにおっしゃっていたかと理解しました。捉えたんですが、問題は量であるということをおっしゃっているのか。その２点を伺った上で再質問、再々質問にいきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

池田委員のご質問にお答えいたします。

新しい情報があるかということですけれども、市としては今まで主張してきたとおりです。特別何か目新しい情報があるとか、そういうことはございません。

それからメールですけれども、今までも市の職員のほうで、担当のほうで内容を見て、それは公文書に該当するか、そうでないかはやってきました。そういったものがすべて、例えば公文書だという扱いになったならば、今、文書管理規程の中ではそういったものをプリントアウトして、全部フォルダの中へ持っていくと。これはかなりの膨大な量になります。もちろん開示請求があればそういったものも出していかなければならない。開示請求においても、今、どんどん件数が増えております。今後ますます増えるだろうという中で、その量的な部分も非常に増えているということでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

再質問です。

新しい情報はないということなので、これまでの情報をもとに改めてわれわれとしては採決をするということかと思いますが、メールについてですけども、判決文では事業の担当者が事業中止に関わることを伝えている内容であり、個人的な意見、考えに留まるということはできないというふうに、業務上必要なものとして利用、または保存されたもので公文書であるというふうに書かれていると理解しております。ですので、今、おっしゃっていたすべてのメールが対象になるのかと言われると、この判決ではそこまで言っているのではなくて、あくまでも今回の対象となっているものについては、公文書ですねと言っているというふうに私は捉えております。なので、拡大解釈になっているんではないかなと心配するわけなんですが、そこはいかがでしょうかというのがもう１点。

あと仮にメールが全部対象となった場合、業務が煩雑になるかということも、これも一律そうだとも言い切れないと思うんですが、例えば今はデータの保存コスト、保有コストというのも著しく下がっています。それを電子化して市民に公開していく、要求があったら公表してい

くんだというようなことは、これは市民から求められていることだと思いますし、例えばそういうふうに、この機会でしていけば、私は業務量、事務執行に支障をきたしていくというようなこともないんではないかなというふうに思うわけなんですが、そのへんは検討されたのかどうか、ご意見をいただければと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

池田議員のご質問にお答えいたします。

メールの関係です。

判決の中では、そこまで拡大解釈ということではないということだと思います。

私どもの捉え方とすれば、この増富地域再生協議会のメールに関しては、これは１つの例ということの中で、実際には裁判の中でもこの原告のほうでも言っているとおり、職員は個人のメールアドレスを持っている。そこへ送ってくるものはすべて業務なんだ。だからこれは非開示ではない。すべて開示すべきものというふうな考え方を持っていらっしゃるようでした。

そういった中で、今回の増富に関しては、そういった判決が出ていますけれども、これをもとにたぶんメールは、今後も１つの公文書という考え方が出るんではないのかなと。北杜市はそれは真っ先に否定したいというところであります。

データの蓄積方法として、今のところは考えてございません。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

再々質問、最後です。

メールのところ、最後になりますけども、すなわち判決の文書からさらに公文書となるメールの対象が広がるのではないかということを懸念されているということであって、この判決文を見る限りは、そこまで書いていませんので、その心配はないんではないかなというふうに思うんですけども、そのように執行部としては、市としては捉えて心配である、そういうことでよろしいでしょうか。文書からは、判決文からはそのように読み取れないと私は言えると思うんですけども、そこを、行間を読むわけではないですが、そのように市としては捉えるんですよと。そういうことでよろしいんでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

池田議員のご質問にお答えいたします。

北杜市では、このメールというのを公文書の取り扱いという視点の中で考えております。今回、増富の問題が出てはおりますけれども、公文書そのものについて今後どんなふうな基準でもっていくのかということが考えられますので、今現在の市の公文書のあり方について主張していきたいというものであります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

加藤紀雄君。

○１１番議員（加藤紀雄君）

今回の控訴提起の再議の案件については、要は議会で議決したことに対して異議があるからということで出されたということは、執行としては相当覚悟を持っての提案だと私は思います。それには行政として守っていかなければならない、その部分があるのではないかと思います。

私も今、質疑等を聞いている中、また今までの経験の中でやはり文書公開を求めるもの、当然ありますが、その中には個人情報があるわけであります。個人情報も、これは守らなければならない大事な部分であるかと思います。そういう中で、行政としては、当然、やっぱりその文書公開についても経験、また法令等、また国、県の指導、社会的情勢等を判断する中で、１つの基準をもって今までも対応してきたと思います。

そういう中で今回、裁判でも主張してきたと思いますが、これが崩れることによって、個人情報が守れるのか、また行政執行に支障がないのか、いろいろな大きな問題を抱えての決断であり、覚悟であるかと私は思いたいんですが、その点について行政側の見解を聞きたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

加藤紀雄議員のご質問にお答えいたします。

ただいま、ご質問の中にもありましたとおり、今回の裁判につきましては、北杜市情報公開条例、また北杜市文書管理規程、そのもののあり方を問われたというふうに捉えてございます。裁判の経過の中にも市の主張が認められなかった部分もございます。それをもちまして、控訴の提起の議案をあげさせていただいたわけですけれども、またその中でご議決の中で否決されたということで、しっかりと私どもも、もう一度説明をさせていただきながら、議員の皆さまに再考をいただきたいということで、重い決断をいたしまして、覚悟をもってこの再議をあげさせていただきました。よろしくご再議のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君、再質問ですね。

○１１番議員（加藤紀雄君）

当然、その覚悟があってのこの提案であるかと思います。先ほども討論の中で触れさせていただきましたように、たしかに第１審、甲府地裁の判決は出ております。それは今現在の甲府地裁の判決であって、これが正しいと絶対的に言えるわけではないわけであります。その点を行政が今まで、やはり市民を守り、行政執行を担保する、この大事な部分を守っていくという形で今まではやってきましたし、基準があってやってきているものを守っていこうと、今回控訴することは私は正しいことであると思います。

やはり問題は、ある面から見ての判断と、やはりこれは重要な案件でありますので、時間を

かけ、そしてもっと広い視点から見て判断をすべきであると、それだけの重要な案件であると思いますので、当然、これは行政としては、まず市民の個人情報を守る。そして行政の安定化、執行に支障がない、この部分を守るという点から考えれば、やはり控訴して高裁での判決、また、そこで満足いかなければ上訴して最高裁までいくぐらいの覚悟を持ってやっていただきたい。このようにわれわれも議員という立場で住民の負託を受けて日々活動し、北杜市の行政を正しい方向に進めなければならないという点から考えますと、われわれにとっても責任がありますので、私たちが自信を持って、行政はもちろんですが、われわれ議員としても責任を持って、自信を持って説明していただくには、やはりここで控訴をしていただきたいというふうに思いますが、執行の考えを最後にお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋副市長。

○副市長（土屋裕君）

加藤議員の再質問にお答えいたします。

今回の控訴議案、それから再議につきましては、先ほど来、担当部長も申し上げておりますとおり、市において、覚悟を持って市の主張をしっかりと司法の場で伝えていきたいということでございます。

また今後、そういった最終的な司法の場の判断を仰ぎながら、今後、事務執行は適切に行ってまいりますけれども、少なくとも、これまで市の取り組んでまいりました事務執行につきましては、先ほど来、議員からもおっしゃっていただいておりますように、市民福祉の向上のためという一点でございますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

１点だけ、先ほど最初の質問に対して部長から文書について、証拠について出せるものは出したと。提出するべきものはすべて出したと。これは了解しているわけです、私たちは裁判の流れの中で。すべて出したうちで、今度の判決は業務上に関わるメールについて、それから増富地域再生協議会の総会資料、これは公開すべきだという判決がおりているわけですよね。これ以上、出せるものはないと思いましたけども、これ以上出せる公文書はないと言いましたけど、これ以上あったら、またそれも問題だと私は思うんですけども、質問は、つまり今度の判決が下った第１審ですけど、その２つのことについては、絶対公開すべきでないと強く思っているからでしょうけども、そこのところを一言確認したいと思うんですけど。増富地域再生協議会の総会の資料と業務上の、先ほど私、前段のところで言いましたが、裁判長はそういうふうに指定して、個人のメールでなくて、業務上に関わるメールのやりとりは公文書であり公開すべきものというふうに言っているんですが、その２つの点については、控訴するからそう思っているんでしょうけども、引き続きそれは公開すべきではないと思っているのかどうか、確認しておきたいんですけど。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

志村議員のご質問にお答えいたします。

総会資料､それからメールにつきましても市の考え方は今まで申し上げたとおりであります。公開すべきものは公開しますし、そうでない非開示というふうなものについては、今までの考えと同じです。

いずれにしましても、今回の問題は増富だけではなくて、公文書のあり方、情報公開のあり方が問われているんだと、北杜市のほうでは考えております。ですから、そのへんをしっかりと控訴をして持論を述べたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

今回、この再議を出すということは、この裁判の結果うんぬんというより、先ほどから言われている公開条例、また公文書のあり方、そういうところを今まで市がやってきたことを守りたい、その考え方を続けたいという考えで、もう１回審議してほしい、この再議書が出されたと思うんですけれど、この公開条例等々、この北杜市がやってきたものは近隣の他市と同じ条件で、同じ基準でやってきたのか、そこをちょっと確認しておきたいのと、あと今回、市の主張が認められず、控訴はできない状態ということになると、この基準自体、変更しなければならないと思います。この変更した場合、他市と差異が出ると思うんですけれど、その場合は、この基準の差による不服等、またそれはそれで出てくると思うので、そういう裁判にもし発展した場合は、そういう恐れがあるのかどうなのか、そこの２点をちょっとお聞かせください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

実際、細かいところまで近隣の他市と同じかと言われますと、はっきりとは申し上げられませんが、いずれにしても、山梨県の指導を受けた中で情報公開条例等はどの市もつくっておりますから、基本的な考え方は同じだと思っております。

それからこの裁判によって、当然、文書管理規程等も北杜市の場合も変わってくる可能性もある。情報公開条例も変わってくる可能性が出てくるかと思いますが、その場合には当然、他市へも影響はあるのかなと。山梨県の考え方もありますけれども、他市の影響もあるではないかと思っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

秋山真一君の再質問を許します。

どうぞ、秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

再質問ですけど、要は県と近隣と差異が出る可能性が出てくる。その差異が出た場合には、もちろん、その差異がおかしいということで、裁判に発展する場合がありますけれど、今回、まず最高裁までいっていない状態で、要は実際には先ほど内田議員の質問にもありましたけれど、要は判例とならないレベルの裁判を、その差異の根拠として、この裁判をもし戦った場合に市は勝てると思いますか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

控訴して裁判となった場合、市はもちろん勝つつもりでやってまいります。

○議長（中嶋新君）

そういうことではなくて。質問の趣旨をもう一度、秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

質問の仕方が悪くてすみません。

要は県と、この北杜市の差異ができた場合、その差異に不服があって裁判を起こされた場合、要はその裁判を戦うときに、最高裁まで戦っていない今回の判例を基準に戦うことができるのか、それで勝訴ができるのかという話です。分かりづらいですか。

○議長（中嶋新君）

（「議長、休憩をお願いします。」の声）

暫時休憩いたします。

再開は５時１５分といたします。

しっかり答弁をまとめて。

（「もっとゆっくり。」の声）

分かりました。

では休憩時間を変更いたします。

それでは再開は５時３０分といたします。

休憩　午後　５時０６分

再開　午後　５時３０分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

すみません、理解が遅くて申し訳ございません。

まず最初に確認なんですけれども、北杜市の情報公開条例、これは行政機関の保有する情報の公開に関する法律、それから個人情報保護条例は個人情報の保護に関する法律、これは北杜市だけではなくて、全市町村、県もこれに合わせて各条例を設けていると思われます。その中で山梨県においては、各市町村に対して、県が当然、指導しますから情報公開のこういった条例については、ほとんどどこも同じということであります。それがまず、基本になります。

そういった中で、今回の甲府地裁の判決を受けて、これで確定ということになってしまいますと、北杜市は例えば今までは開示していなかったような、様々なメールについても開示、仮にします。したときに、当然、場合によっては不利益を被る人も出てくるかもしれない。そうすると、その人はなぜ北杜市はそんなものを開示したんだ、それによって私は不利益を被ったではないかと。隣の市とか、ほかのところはそんなものは開示していないぞということで訴訟が起こされる可能性もあります。

いずれにしても、北杜市だけがこれをもって独自のやり方をするということについては、県にしても他市にしても非常に影響があると思われます。よって、これは北杜市だけの問題ではなくて、県や他の市町村にも関わることでありますので、これをもってよしとするのではなくて、当然、今後、最高裁までこれはやっていかなければいけない問題だと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君の再々質問ですね。どうぞ。

○３番議員（秋山真一君）

分かりづらい質問で申し訳ございませんでした。

実際、この裁判を戦い続けるのは、他市もそうですけれど、県内すべて共通の基準によってやってきたものを、あくまでも守っていくんだという考えだと思うんですよね。そして北杜市だけ、今回、この裁判だけを基準にして変更するということはあってはならないという考えでやっているものだと思います。それで、控訴したいという話だと思うんですけれど、最後に今、私たちがこの議案を審議しているんですけれど、この内容は、今回の１つの裁判の有無ではなくて、未来の北杜市を左右しかねない議案である、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃられたとおりであります。この裁判は増富問題ではなくて、増富問題にかけた、実際には公文書だとか情報公開のあり方を問われていると思っています。当然、これは未来につながるものですし、あるいは県、ほかの市町村にも関わることだと思っています。ですから、議員がおっしゃるとおり、北杜市も考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

１点だけ伺いますが、今、答弁で他市とか県ですとかの影響うんぬんという答弁があったかと思いますが、そこも踏まえての判決だと思っているんですけれど、それが司法判断ではないかと思っていますが、その見解を伺いたいんですが、この再議というものが、先ほどのやりとりの中でもありましたけど、北杜市において初めての出来事ということでありますので、議案の説明で先ほど市長は説明されましたけど、それ以降、答弁がありませんので、ぜひ市長の、ご自身の言葉でお答えいただきたいと思うんですが。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

栗谷議員のご質問にお答えいたします。

今回の裁判については、他市に及ぶかということだと思うんですけども、これはあくまでも北杜市を相手取っての裁判ですから、これが直接、他市に影響があるかというものではないと思います。これが最高裁までいって、さっきも話が出ましたけども、判例となったときにはじめて山梨県として、各市町村として、その判例に沿ってどうするんだということになると思います。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております事件につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、先の決定に反対者の発言を許します。

否決したことに反対者。

内田俊彦君。

○２１番議員（内田俊彦君）

先の採決決定に反対の立場として討論をさせていただきます。

まずもって、この再議におきましては、地方自治法１７６条第１項の規定により市が判断したものでございます。なぜ再議にかけたかということになりますと、これは市として到底受け

入れることができないという状況にあるわけでございます。

甲府地裁の中では、準備書面を１０５枚出したわけでございますけども、それらについて十分、市は提出をしたという判断をしているところでございます。

メール等に関しては、個人的なものとしての処理ということでございまして、北杜市の情報公開条例、また文書管理規程、そして個人情報保護の観点から市がその判断をしたわけでございます。

そして、本来であれば市を１つの人権、人格とみなせば訴権の権利を奪ってはならないと思います。たしかに１審の判決を不服として高裁、最高裁への最終的な判断を仰ぎ、市がそれに従うということが私は適当であると思います。それはなぜか。この案件については、非常にいろいろなところに波及をするということが考えられますので、市はそれを慎重に判断するがために、三権分立の中で司法に委ねたいと、こういうお考えだと思います。司法に起こされたものは最終的には国の法律によって、それを結審していただくというのが当然なことだと思いますし、それを市が控訴するというお考えも当然だと思います。

今回、この件につきましては、多くの物議があったわけでございますが、これは市の情報公開というものの中で考えていかなければ､私はならないと思います｡そういったことであれば、どんなものであれ、どんな情報であれ、どのように公開していくかということについては、今回の判決だけでは、それは市が判断すべきではないと思います。

以上の理由によりまして、私は先の採決に反対するものとさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

次に、先の決定に賛成者の発言を許します。

清水進君。

○１５番議員（清水進君）

先ほどの採決を尊重する立場から討論を行わせていただきます。

まず、再議にかけられた理由ですが、市の主張が認められないこと、そして市全体の事務執行に支障をきたす、こうしたものでありますが、なんら新しい論点がありません。

なぜ、増富地域再生協議会の事業が中止となったのか、そのことが情報公開によって請求した文書であります。また、メールであります。その文書、メールが公開されないことが今、問題であり、裁判で争ったわけであります。市行政が適正に行われていたのか。市の有する諸活動を現在および将来にわたって市民に説明する責務が市にはあると思います。より公平で透明な市政を誰もが望んでおります。

よって、この再議には反対し、先ほどの採決を尊重すべきと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、先の決定に反対者の発言を許します。

福井俊克君。

○１０番議員（福井俊克君）

私は、本件に反対の理由をもって討論をしたいと思います。

市は、これまで法律の定め、あるいは条例等により文書管理、あるいは情報公開を今までも進めてきております。市民の権利を保護しながら、しっかりこの条例の定めによってやってきたわけでありますが、今回の事案につきましては、不本意であったということであります。

この決定は、今回の事案については本当に今までやってきたものを、法的にも、条例においても、その根幹を揺るがすものであります。

今回ここに市長は再議書を提出しまして、改めて今回のこの議案について審議してほしいということであります。市民としてみれば、しっかりこれは控訴していただき、法に委ねて市民の権利を守るための判定を待ちたいと私は思っております。

そういうことから、本案に対して反対の立場で討論といたします。

○議長（中嶋新君）

次に、先の決定に賛成者の発言を許します。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

先ほどの、控訴の提起の議案を否決したことに対して賛成の立場で討論します。

今回の判決結果について不服として控訴するとした市の対応について、まったく納得がいっていません。健全な判断を下した裁判所の判決に対し、市長をはじめ関係職員は強く反省し、この結果を重く受け止めるべきと考えます。この再議を行うことに対して、より一層の強い憤りを覚えました。

北杜市が誕生して１５年が経ちました。この間、いくつもの重要な局面があったかと思います。また、私自身が議員となって活動をはじめてからもターニングポイントとなる、いくつもの局面がありました。今回は、その中でも特に大きな局面だというふうに捉えています。私は一つひとつの局面に対し、しがらみにとらわれず、約４万５千人の市民の方々、またその市民の方々のために懸命に働いてくれている多くの職員の方々、そして今日も傍聴に来てくれていましたが、これからを担っていく子どもたち、そうしたすべての人たちに対して、未来へ思いをはせ、決断を下してきたつもりです。また、多くの市民の方からの負託を受けて議員となった責任をまっとうすべく、時として苦しいと感じる場面もありましたが、それがわれわれ議員に課せられた重要な職務だと思い、意思を貫いてきたつもりです。

法律というルールに基づいた対応をしていくことで住民サービスの向上を図っていく、そんな当たり前のことを当たり前に行っていく、そうした判断、対応を積み上げていくことで北杜市はより一層、輝きを放つまちになると私は信じています。

議員になった際に配布された「議員必携」という本の中には、このように書かれています。政治家に強く要求されるのが勇気と奮起である。すべての北杜市民のために、誇れる北杜市をみんなでつくっていくために、ぜひ健全な判断を議員一人ひとりにしてほしいという強い思いを込め、先ほどの議案を否決したことに対して賛成の立場での討論とします。

○議長（中嶋新君）

次に、先の決定に反対者の発言を許します。

井出一司君。

○７番議員（井出一司君）

先ほどの決定に反対の立場で討論を行います。

基本的に北杜市の情報公開条例、文書管理条例については法律に則って、また山梨県の指導を受ける中で、そして対応をしてきた、そういうところであるわけでありまして、先ほどの説明もありましたように、基本はそこにあって、他市とそれほどの差異はないだろうと、こういうことでありますが、今回のこの裁判例という形の中で考えたときに、これを北杜市だけの問

題である、そういう答弁もあったわけであります。しかし、いろいろ考えた中で、同じ状況の中で、同じような形でやってきているということになると、やはり他市にも影響が出るであろうと、そういうふうに認識しなければならないと思って、私も聞いていたわけであります。そして、この認識という形の中で考えたときに、今回の裁判の状況が、ここで決めてしまうということではなくて、やはり異議がある、意見ですからいろいろあるわけですよ。その中で、ここで決めるんではなくて、３審という制度があるわけですから、ここで決めなくて、３回やっても、私は、ゆっくり決めるという、その間にいろいろ考えるということも出るんだろうと思いますから、ここでどうでも切って、やるということではなくて、しっかり市はそれに納得するような形の中で最高裁までいってもらって、そして判例を受けてもらうのが一番最高ではないかと思いまして、先の決定に反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、先の決定に賛成者の発言を許します。

ありますか。

相吉正一君。

○１４番議員（相吉正一君）

議案第３９号　控訴の提起の否決について賛成の立場で討論します。

市の再議の理由は、本会議において否決された議案第３９号　控訴の提起について、異議があり、再議に付するとし、理由は控訴権が消滅することになり、第１審での市の主張が消滅し、公文書のあり方と市全体の事務執行に支障をきたすとしています。

しかし、甲府地方裁判所の判決は増富地域再生協議会の臨時総会の資料は、個人情報には該当しない、公文書であるので開示をしなさいとの判決であります。市のその結果を重く受け止めて、市民に対して説明責任を果たす義務があると思います。公文書として開示すべきものであります。

以上の理由により、議案第３９号　控訴の提起の否決について賛成の立場で討論をするものであります。

○議長（中嶋新君）

次に、先の決定に反対者の発言を許します。

加藤紀雄君。

○１１番議員（加藤紀雄君）

今回の再議に付することは、議決に対し異議を唱える議会に対し、反省を促し、再度審議を求めるものであると、地方議会運営辞典に書かれております。あえて、私が言うまでもありませんが、これは非常に重い行政の決定であるかと思います。

先ほどの質疑の中で、副市長、また総務部長の答弁の中で、その執行の責任と覚悟、それを強く感じました。その背景には、個人情報を保護しなければならない。これは市民を守ることであります。また、情報公開につきましては、情報公開条例や文書管理規程、要は法律に則って公正・公平にやらなければならないという大きな責任と任務があるわけであります。

今回、議論されているのは、たまたま増富地域再生協議会に関するもので議論をされているわけでありますが、今まで市が個人情報保護条例、文書公開条例、これらに則って長年事務を進めてきたと思います。それらには当然、基準があり、国・県の指導を仰ぎ、その中でやってきていると思います。今回、あえて再議に付し、そして控訴をしたい、その背景にはそれらを

守っていかなければならない、こんな強い思いがあると私は思います。

そこで決定した、決まった、だから従わなければならない、こんなことが何回か語られておるわけでありますが、これは私も何回か申し上げていますように、第１審の判決が３月３日に出たということであります。ですから、裁判はここで終わったわけではないわけであります。今、継続しているわけです。その中で、市が市民を守り、行政の安定化を図り、そして将来の北杜市を、この強い思いから控訴したい、この気持ちは非常に強いものであると思います。

そういう点を考え、先ほど言われましたように今回は一案件の問題ではなくて、北杜市の個人情報保護、文書公開、これらについての判断を求める重い内容でありますので、これらについては１審の判決、ここで諦めるのではなくて、やはり最後まで自信と確信を持って控訴し、戦っていく必要がある。このことが議会としても、住民としても求めているものであり、また行政としてもそこまでいかなくては、自信と確信を持って住民にも説明できませんし、われわれ議会としてもこれだけ関わり、そして住民の負託を受けている以上は、自信を持って確信を持って説明して理解を求めたい、こんな思いの中からきちっとした判断を求めるために控訴することに、先ほどの議案第３９号の否決に対して反対し控訴することを求めます。

○議長（中嶋新君）

次に、先の決定に賛成者の発言を許します。

岡野淳君。

○１３番議員（岡野淳君）

議案第３９号　控訴の提起の先ほどの否決に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの質疑や討論の中で申し述べたことの繰り返しにもなりますが、まずこの訴訟は増富の交付金事業の中止に関わることであり、その根幹にあるものは北杜市の行政文書の扱いや公開条例制度に対する市の姿勢が問われるものであると考えております。３年間で７千万円余りの巨額の事業が突然中止になった理由は一体何なのか。その説明を市はるるしてきていますが、到底納得のできるものではないということは、すでに述べました。

では、われわれが求める本当の理由はどこにあるのか、何なのかということが少なくとも私はこの開示を求められた文書のどこかにその答えがあるんではないかと考えております。しかも、その答えは多くの市民や議員たちが求めているものでもあるわけです。

先ほど来、市の説明の中で特にメールについて、なんでもかんでもメールを公文書だから公開せよと言われてもたまったものではないというような話があったと思いますが、裁判所は決してそんなことは言っていないと思います。ここの議案書の中にもある目録の中でも２番目にメールのくだりが出てきますが、増富地域地方創生推進交付金事業の委託契約の解除に関わるメールと限定して請求しています。もう１つ、事務局員と北杜市職員の間で授受された上記委託契約解除に関わるすべてのメールというふうに限定して開示を求めているだけのことであって、なんでもかんでも公文書だから出せということはどこにも書いていないわけですよ。それをあたかもメールは全部出せと言われて困っている。これはそんなことをしたら、ほかの市町村にも影響が及ぶなんていう、まさに先ほど池田議員が言った拡大解釈のようなこじつけをもって、だからできないんだ、だから公開しないんだという議論は通用しないと私は思っています。

そういう限定された情報を裁判所は吟味して、これなら公開していいよと。公開しなさいよというのが１審の判決であります。私どもが求めた内容であります。判決であります。

先ほど来、討論の中で裁判はこれで終わったわけではない。たしかにそうです。２審、それから最高裁まである。しかし控訴をするけどいいかということを議会に投げられた、それに対してイエスかノーかという答えを出すのが議会なんです。先ほどはノーという答えが出た。再議がまた出てきた。これは議会と執行の当たり前のやりとりの中で行われることで、裁判がこれで終わったか、終わらないかとはまったく違う話です。

したがって、私は議会の責務として、ここで議会なりの結論を出すべきだというふうに考えておりますので、議案第３９号　控訴の提起について、これを否決したことに対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、先の決定に反対者の発言を許します。

（　な　し　）

ほかに討論はありませんか。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

先の否決に対して、賛成の立場から討論をいたします。

先ほど加藤議員から、執行部が議会に対して反省を求めているんではないかということだったんですけど、おそらくそこまでではないんだろうなと思いますので、私としてはそこまでされているんではないと捉えていますということを一応申し上げたいと思いましたのがまず１点と、あと改めて今回の再議ですが、改めてこういうことなので、議会として考え直してほしいんですということが、私は再議の１つのあるべき姿なんだろうと捉えております。

しかしながら、その再議してほしいですということの理由としましては、１点目として本件が否決により控訴権が消滅することになり、第１審での市の主張は消滅することになるからであるということなんですが、これは理由とはならないんではないかなと思うんですね。それは、消滅は、もちろん否決されればしますということです。

２点目として、これにより今後の公文書のあり方について、市全体の事務執行に支障をきたすから再議をお願いしたいんですということなんですが、やはり先ほどの質疑の中からもそんなことはないですし、仮に開示する範囲が広がったとしても、事務執行に支障をきたさない方法というのは、今、テクノロジーもすごく進化している中でいくらでも方法はあると捉えております。

今、そういったところも踏まえてですけども、北杜市政は変われるのか、変わるのか、あるいはこのままいくのかという、その大事な局面にあるように、私は感じております。

今回の判決には、なんら違和感がございません。先ほどの質疑の中で県内の他市町村、あるいは県、あるいは県外もそうだと思いますが、その基準と異なることになって、他市にも影響があるんではないかといったような答弁があったと私は捉えたんですけども、司法はそこも当然、もしそういうことがあるのであれば分かった上で判断、判決を出しているわけであって、今回の市の開示の姿勢というのが、これまでの基準に沿っていないでしょうということを言っている。もしくは、基準を見直すべきでしょうということを暗に言っているんではないかなというふうに私は捉えます。

再議に際しまして、私どもは覚悟を持って採決をしておりますので、もし立場を変えるので

あれば変えるだけの新しい情報があればと思ったわけですが、何回か確認しましたけども、そういったものはないということでありました。もしあったならば、私も改めて悩んだことと思います。そればかりかメールの扱いについては、やはり判決文を読む限りは、執行部が心配されているほどのことは書いていない。拡大解釈であるというふうに、やはり私は感じるところであります。

また、今回の控訴では、当然のことながら市民の血税もこれは使われるわけであります。したがいまして、先の否決に対して新しい情報もございませんし、判決の内容にもまったく違和感がないというところから、私は、市は今回の判決を受け入れるべきであるというふうに考えますので、先の議案の否決に賛成の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（　な　し　）

これで討論を終結いたします。

これから議案第３９号　控訴の提起の再議についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案を先の議決のとおり決定すること、否決することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

したがって、本案は先の議決のとおり決定することに決定いたしました。

野中真理子君の入場を許します。

（　入　場　）

休憩　午後　６時０１分

再開　午後　６時０２分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

日程第２７　選挙第２号　奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり、落合孝一君、清水廣雄君の２名を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました２名を奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました２名が奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第２８　発議第１号　北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者であります原堅志君から、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、原堅志君。

○１２番議員（原堅志君）

発議第１号

令和２年３月１８日

北杜市議会議長　中嶋新様

北杜市議会議会運営委員会委員長　原堅志

北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０９条第６項及び北杜市議会会議規則（平成１６年北杜市議会規則第１号）第１４条第２項の規定により別紙のとおり定めるものとする。

提案理由

北杜市行政組織条例（平成１６年北杜市条例第６号）の一部改正に伴い、部の名称が変更されたこと等から、所要の改正を行うため、北杜市議会委員会条例（平成１６年北杜市条例第２６７号）の一部を改正するものである。

北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例

北杜市議会委員会条例（平成１６年北杜市条例第２６７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号ア中「総務部」を「政策秘書部、総務部」に改め、同項第２号中「市民部」を「健幸市民部」に改め、同項第３号中「生活環境部」を「森林環境部」に改め、「建設部」の次に、「、上下水道局」を加える。

附則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから発議第１号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、発議第１号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）
次に日程第２９　発議第２号　新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。
提出者であります相吉正一君から、提案理由の説明を求めます。
相吉正一君。
○１４番議員（相吉正一君）
新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、朗読をもって説明をいたします。
発議第２号

令和２年３月１８日

北杜市議会議長　中嶋新殿

提出者
北杜市議会議員　相吉正一
賛成者
北杜市議会議員　進藤正文
〃　秋山真一
〃　井出一司
〃　志村　清
〃　齊藤功文
〃　福井俊克
〃　原　堅志

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
上記議案を別紙のとおり北杜市議会会議規則第１４条１項の規定により提出する。
提案理由
過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っており、国民共通の財産であるとともに、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域であります。
現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなります

が、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であります。

このことから、過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法の制定と、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、住民の生活を支えていく政策を推進するよう、強く求めるため提出するものであります。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和４５年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定して以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法の制定と、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、住民の生活を支えていく政策を推進するよう、強く求めるものである。

記

１．新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第３３条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。

２．過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進すること。

３．住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保、教育環境の整備等、広域的な事業による対応も含めて推進すること。

４．過疎地域においても、高度通信等社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備や財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和２年

山梨県北杜市議会議長　中嶋新

提出先
内閣総理大臣　安倍晋三殿
総 務 大 臣　高市早苗殿
財 務 大 臣　麻生太郎殿
農林水産大臣　江藤　拓殿
国土交通大臣　赤羽一嘉殿
以上です。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。
これから質疑を許します。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
質疑を終結いたします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから発議第２号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、発議第２号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第３０　発議第３号　議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算についての附帯決議についてを議題といたします。
提出者であります坂本静君から、提案理由の説明を求めます。
坂本静君。

○１７番議員（坂本静君）

発議第３号

令和２年３月１８日

北杜市議会議長　中嶋新様

提出者
北杜市議会議員　坂本　静
賛成者
北杜市議会議員　相吉正一
〃　千野秀一
〃　加藤紀雄

議案第２５号　令和２年度北杜市一般会計予算についての附帯決議

上記議案を北杜市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出する。

提案理由

令和２年度北杜市一般会計予算については、当該年度の市民生活を支え、守るための予算であり、当予算が成立しない場合の影響は計り知れないものがあると考えるところであります。

今回の北杜市観光協会の事件については、平成２７年度から令和元年度までの北杜市観光協会の会計に不適切な処理がされていることを踏まえて、予算特別委員会に付託し、慎重に審議を重ねて参りました。

特別委員会は、所管部署の調査内容及び、これまでに観光協会から提出された資料だけでは、観光協会の会計処理に対する疑義を晴らすところまで至ることが出来ない状況にあるため、本予算の執行に当たっては下記の意見についての取り組みを強く求めます。

記

１　市は、北杜市観光協会の会計処理に対する調査を行い、適切な指導を行うと共に、議会に対して報告すること。

２　北杜市観光協会に関する予算執行にあたっては、適宜・適時に行うこと。

３　市は、北杜市観光協会が社会的説明責任を果たすよう指導を行うこと。

以上です。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから発議第３号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

次に日程第３１　発議第４号　北杜市議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者であります秋山真一君から、提案理由の説明を求めます。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

朗読をもって説明といたします。

発議第４号

令和２年３月１８日

北杜市議会議長　中嶋新様

提出者
北杜市議会議員　秋山真一
賛成者
北杜市議会議員　秋山俊和
〃　相吉正一
〃　加藤紀雄

北杜市議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９１条第１項及び北杜市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出する。

北杜市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

北杜市議会議員の定数に関する条例（平成１９年北杜市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

本則中「２２人」を「２０人」に改める。

附則

この条例は、公布の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

提案理由

議員定数のあり方については、北杜市誕生以来、北杜市議会として様々な検討を行って参りました。平成２０年改正時には、法定上限数２６名を２２名とし、現在に至っております。平成２３年地方自治法の改正は、議員定数の制限を廃止し、各議会の判断によることとされ、その後、全国の議会において、定数の見直しによる削減がなされてきた状況にあります。

昨年６月より、議員定数と議員報酬について全員協議会、議会運営委員会にて協議・検討がなされ、報酬については、全議員の合意の下に議員活動に専念できる適正な報酬について議会運営委員会は議長に答申を提出したところであり、客観的には現在より報酬額の増額を要望する内容であります。

議員定数のあり方については、様々な意見があり合意を得ることが出来ませんでした。しかし、全国的な動向、及び県内他市の状況、並びに、市民への個別の聞き取り、パブリックコメント等を総合的に勘案すると、報酬の増額とともに、議員の身を切る改革も必要であると鑑みるところであります。

議会議員選挙が本年１１月に控える中、周知期間（６ヶ月）を含めると現在行われている３月定例会において現状維持か定数改正かの結論を出すことが、議論を進めてきた各議員の責務と考えるところであります。

議員定数の議論の中では、１８人、２０人、現状維持の２２人の３案が提案されました。

まず、１８人（案）は、現状の２割、４人もの急激な定数削減であるため、市民の声を広範囲に聞くことが困難となり、民意を市政に反映することが難しくなると考えます。しかも、前回の市議会選挙において下位４名のうち３名が初当選の議員であることからも、新たな立候補者にとっては、当選することが困難な状況になりかねないことになります。多種多様なニーズ

を反映するためには、新しい人材を受け入れるべきと考え、多くの市民の皆さまが立候補しやすい環境を整えるべきであります。

次に、報酬を増額し現状を維持する２２人（案）は、少子高齢化が進む中、市政全体を縮小化し財政健全化を推進すべき議会は、市政に先立ち規模を抑えるべきであり、前回改正した１０年前と現在の人口規模、情報の高速化を比べてみても、定数削減は実行できる環境にあることから、現状維持の選択は無いと考えます。

次に、２人削減の２０人（案）は、議員各自の活動範囲を広げることで、今までと同等の民意を聞き取ることも可能であり、十分市政に反映することが可能と考えます。また、多くの新たな候補者並びに、地域性にとらわれない候補者の当選も可能であり、やる気のある新しい人材が議会に参加できることとなり、より充実した議会活動が実行できると考えます。

以上の理由により、この議案を提出するものであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

提出者に２点、質問します。

提案理由の２ページ目ですか、上から１０行目に議員定数のあり方について述べています。様々な意見があり、合意を得ることができませんでした。しかし、全国的な動向、及び県内他市の状況、並びに、市民への個別の聞き取り、そしてパブリックコメント等を総合的に勘案すると、報酬の増額とともに、議員の身を切る改革も必要であると鑑みるところであるというふうに４行ありますが、パブリックコメントがそこに引用されています。たしかに報酬の増額という意見が多かったことも確かです。しかし、定数については、はっきり定数についてパブリックコメントで意見を寄せてくれた方は１２名。そのうち２２人より増やすべきだという方が３人いましたよね。それから定数のまま、２２人でいいというのが６人。それから減らすべきだという人は３人です。これは争うことのできないパブコメの意見だと思います。つまり減らすというのは４分の１なんですね。報酬のことについては、パブコメの皆さんの意見を、多数で決めるのはパブコメでないことは承知していますが、ここに減らすということでパブリックコメント等を総合的に勘案するというと、パブコメに意見を寄せられた方にも失礼だし、正確にパブコメを勘案していないと私は思うんですが、その点どう考えますか。

２つ目の質問は、そのすぐ下、議会議員選挙が本年１１月に控える中、周知期間（６カ月）を含めると、今、決めなければいけないということの周知期間（６カ月）とありますが、これはなんかの、公選法か何かの決まりでしょうか。国会議員などは死亡したり、辞職した場合、４０日とか５０日、こういうふうに告示ということが決められているようですが、定例の選挙の場合、周知期間を６カ月設けろというようなことがどこかに書いてあれば教えていただきたい。この２点、お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

志村議員の質問にお答えいたします。

まずパブコメの意見の中で減らすということは、４分の１ぐらいしかなかったから、パブコメを勘案していないんではないか、考慮していないんではないかという質問でしたけれど、私ももちろん、このパブコメのコメント一通り読ませていただきました。その人数に関しても増やすがいい、減らすがいい、そのままがいい、賛否両論あったと思います。その中でも今の現実を考えてみると、人数を増やすという選択肢は、県内他市を見ても増員した市は１つもないと思うので、増という部分の考え方は現実的にあり得ないなと。そして現状維持という考えについては、先ほどこの提案理由の中にも述べさせてもらいましたけれど、少子高齢化が進んで、この北杜市も人口規模がどんどん少なくなっている。その中で、現状維持というものは選択肢にはちょっと考えられない。その規模が縮小しているんだったら、議会のほうも規模を縮小するべきだという考えで、この提案理由を書かせていただきました。

あと１点は、この周知期間（６カ月）という部分ですけれど、この条例うんぬんという話では、自分もこの６カ月という部分はあるかないかは確認はしておりません。それでも、今から選挙を行う者、立候補を考えている者に関しては、実際に今、この北杜市議会選挙に向けて活動を再開している、活動を起こしている方もいらっしゃるので、そういう人たちが直前にいきなり人数が変更になったよと言われれば混乱を招く、そういうことも勘案して周知期間は６カ月ぐらい必要ではないかという考えで、ここで周知期間（６カ月）ということを述べさせていただきました。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありませんか。

再質問。志村清君。

○８番議員（志村清君）

説明は分かりましたが、これはそうであればパブリックコメントは今、秋山議員が言われたようにいくつかの意見があって、数を比べるものではないわけだけども、少なくともパブリックコメントについて引用しているのはここだけですから、議員の定数については賛否両論があったとかというくらいは書くべきではないかなと思いますが、どうでしょうか。

それから周知期間の６カ月と書くということは、今言われたように、どこにもそういう文書というか、決まりはないということですから、あまりに、すでに活動を始めている人がいる、あるいは直前になってやることだってあり得る。周知期間（６カ月）というのは、それぞれの意見が違ってくるわけで、提案の趣旨に、提案理由に加えるのはどうかなと思いますが、答弁があれば、最後お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

志村議員の再質問にお答えします。

まず、このパブリックコメントという部分ですけれど、もちろん賛否両論があって、すべて

のことを聞いていたら、では何人になるかという結論になって、今の現状の２２人でも駄目なんではないかという話にもなってきます。それで今回は提案理由の中に、パブリックコメントを考慮したよという、もちろん、その人数が少ない部分もあったから、だからこの提案理由として書かせていただいたという認識で、私はここに書いてあります。

次の、この周知期間うんぬんの話ですけれど、これも提案理由として、私個人的な見解なんですけれど、６カ月は最低限必要であろうという考えで、ここに書かせてもらっている。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

２点だけ質問させてください。

１点目ですが、定数を２０人に減らすということですけれども、数を減らすということで、市民の方々にどのような影響が出てくるというふうに考えるかという点。

それともう１点が、議会改革と並行した議論も必要だと感じているのですが、その点についてどのように考えているのか、２点よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

秋山真一君。

○３番議員（秋山真一君）

栗谷議員の質問にお答えいたします。

まず、２０人にしたときの影響という部分ですけれど、現状、今現在、実際には２２人の定員なんですけれど、１名、途中で辞められたこともあり、今２１人でこの北杜市議会は活動しています。実際、その中で私が活動するにあたり、久々に顔を見たねとか、そういう話も聞かないですし、誰々議員をこの前、顔を見たよとなんていう話も聞くので、この２１人でも十分、市民の皆さまの声は聞けているのかなと。この改革をするにあたって、ここからあと３人も４人も削減するというのは現実味がないので、あと１人くらいだったら、議員各自の活動範囲を広げることでカバーできるんではないかと。実際になってみなければ分からない部分はもちろんあるんですけれど、逆にそれを、想定した部分を、２０人になった場合のことを想定していないから、この発言を、この提案をしたわけではなくて、あくまでも現実的に、なんとかカバーできるだろうということで、この２０人案を提出させてもらいました。

次の議会改革と同時に、もちろん栗谷議員おっしゃるとおり議会改革と同時に進めるのは、それは素晴らしいことだと思います。しかし、実際自分の任期はあと半年の中で、この議会改革、全部そろったところで変えましょうというと、あと何年かかるか分からない。そんな状態のものを検討しているんだったら、今、自分ができる改革を今やるべきだと、そういう考えで、この２０人案を提出させてもらいました。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに。

加藤紀雄君。

○１１番議員（加藤紀雄君）

賛成者として、今の質問に補足することはできるんでしょうか。

○議長（中嶋新君）

できます。

○１１番議員（加藤紀雄君）

今、４点の質問が出されました。その中で、今、秋山議員がおおむね答えていただきましたので、余計なことかもしれませんが、ちょっと補足したほうがいいのかなと思いまして、発言をさせていただきます。

まず定数について、パブリックコメント等を総合的に勘案する、パブリックコメントはたしか１６件であったと私は記憶しております。これが多いのか、少ないのか、これは非常に疑問でありますが、議会運営委員会に託されて、１０回以上の議論を重ねてまいりました。その過程の中で必要に応じて節目で全員協議会にも説明し、全員の理解の中で、この件については進めてきたと私は理解をしております。

そこで定数というのは、減らす、増やす、現状維持、どちらにしても非常に重要な部分であります。その中で、当然、パブリックコメントも参考にさせていただきました。あくまで、パブリックコメントを参考にした、その会議の中で、そうはいっても１８人では少ないではないかと。議員がそれぞれ日々活動をし、住民の意見を一番聞く立場にあるんだから、議員が理解して持っているんだから、それらで補足して、それにここにあるように、県内他市の状況とか、それらを含め、広い範囲で検討して、この重要な案件については決めましょうと。こんな合意の中で、私は進めてきたと思っております。

志村議員がパブリックコメントに非常にこだわりますが、あくまでパブリックコメントは参考であります。住民の意見の参考にして、これを決めるのはわれわれ議会が覚悟を決めて、そしてよりよい議会、将来に向けての、それをつくるためにはどうしたらいいか、これを真剣に議論してきたわけであります。それで、ここに２０名という定数が提示されたわけであります。

次に２点目の周知期間が６カ月、これは議会の検討の中で町村議会議員の議員報酬等のあり方の最終報告、３１年３月、町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会の資料が全議員に配られたと思います。私たちは、これを１つの基本として、私はそれを熟読し理解する中で検討してまいりました。

その中で、要するに周知期間については、ここには選挙の２年前、遅くとも１年前には周知できるよう準備を進めることが妥当であるとは書いてあります。しかしながら、われわれは、全員がこのことを承知した上で、北杜市の広さ、北杜市の人口、いろいろ考えれば１年ほしいんだけども、でもなんとか６カ月でいけるだろうという判断の下に、私は全員が理解してきたと思います。でなければ、もっと早くこういう問題が出ていてもいいわけでありますが、これがなく、きたわけであります。ですから法律的な根拠とか、そういうものはないんですが、ここに１つの例があって、あとはトータルで物事を考える中で、妥当かどうかということで必要最小限の６カ月でともかくやろうということを共通な認識としてやってきたと、私は理解をしております。

それとあと３点目でありますが、栗谷議員の質問の２０人がどう影響するか。これは、ある面、非常に難しい部分もあるかもしれません。しかし、この提案理由に書いてありますように、２枚目の一番下に、次に、２人削減の２０人（案）は、議員各自の活動範囲を広げることで、

今までと同等の民意を聞き取ることも可能である、ここに集約されているわけであります。議論の過程の中では、議員を減らすこと、これはある面、選挙を間近に控え、死活問題にもなりかねない人もいるかもしれません。しかしながら、われわれはやっぱり社会情勢とかもろもろを考える中で、２人減らしましょう、そしてその分は、今までもそれぞれの議員が議会活動、地域活動､いろいろ最大限努力してやってきたと思いますが､それを減った分はみんなでカバーしようではないか、だから報酬のことも論じられているわけであります。そういうことで一人ひとりが努力し、そして今まで以上にやはり民意をくみ取り、行政のほうへ伝え、パイプ役となり、そして北杜市の将来、素晴らしい夢のある北杜市をつくっていこう、こんな考えの中できていると私は思っております。

あと議会改革の問題につきましても、たしか過程においては議会改革、まず議会改革全体のことについて検討しようという意見も一部から出ました。しかしながら、定数の問題、報酬の問題、報酬は特に山梨県下では１３市のうちの下のほうから２番目。ということは、全国的に見ても非常に低い位置にあるわけです。これは合併当時の財政が厳しいだろう、また議員の数も多いだろう、こういう中でまず身を削って、当面はこれでいこうという中での流れであるかと思います。しかし、ここに来て、財政もある程度、改善された。そういう中で、まず人並みの報酬をもらい､そして誇りを持って議会活動をみんなで一生懸命やりましょうということで、議会改革の問題もあるわけでありますが､当面は報酬と定数の問題について､ではみんなで３月の議会までに結論を出して、そして選挙に向かい、そしてみんなで一生懸命、議会改革をやって北杜市をよくしましょうと。こんなことでありますので、この議会改革の問題は今後、消えたわけではありませんから、検討すればいい問題であるかと思います。

１０回以上の議運でも、全協でも、一部から最初のころは出ましたが、議会改革の問題については当面は、あとに送りましょうという、私は雰囲気があり、そして皆さんの共通の認識であったと私は理解し、この問題に関わり、そして今回、２人減の２０人の発議に賛成議員として、ここに署名したわけであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、まず原案に反対者の発言を許します。

栗谷真吾君。

○１番議員（栗谷真吾君）

発議第４号　北杜市議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をします。

昨年より主に議会運営委員会の中で、この件については検討・協議されてきましたが、報酬と定数については、議会改革とセットで行われるべきとの考えから、会派としてはその旨を主張してきました。しかし議会改革とは切り分けての議論となってしまった時点で賛成できるものではありません。

今回の件について、議論の様子も市民にはなかなか見えていない中で、今日この議案が提出されたということに、多くの市民の方々には納得が得られないではないかというふうにも考えます。

議員という立場で、市政において大切なことを突っ込んだ議論がこの本会議場でライブに行えるということ､それが議員の特権であるというふうに私は思っています｡それができるのは、人口約４万５千人の北杜市では、現在１人欠員ですが、定数でいうとたったの２２人しかいません。これだけ重要な職責を担う議員を議会改革と切り分けた中で削減するということは、市民の声が届きづらくなってしまうのではないかと危惧します。

人数が減っても、市民の声が反映されやすいような仕組み、例えばほかの議会でも行われていますが、議会が主催する市民との意見交換会など、そうした担保がないと残念ながら賛同できるものではありません。

以上のことから当議案に反対をします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

秋山俊和君。

○２２番議員（秋山俊和君）

発議第４号　北杜市議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、提案理由にあるように定数１８人案は、現在の定数２２人から４人もの急激な定数削減であるため、６０２平方キロという広大な北杜市において市民の声を広範囲に聞くことが困難になり、民意を市政に反映することが難しくなると思われると。

次に、現状維持する２２人の案は少子高齢化が進む中、市政全体を縮小化して財政健全化を推進するべく、議会としては市政に先立ち規模を抑えるべきであり、前回改正した１０年前と現在の人口規模や情報の高速化を比べてみても定数削減は実行できる環境にあることから、現状維持の選択はないと考えます。

議員定数のあり方については、様々な意見があり、合意を得ることができなかった現実があるわけでございますが、しかし全国的な動きおよび県内他市の状況、ならびに市民への個別の聞き取り、パブリックコメント等を総合的に勘案すると、報酬の増額とともに議員の身を切る改革も必要だと鑑みるところであります。合併前は８町村、議員定数が合計で１２０人、議員報酬は１カ月２，１８８万５千円でありました。平成１６年の合併で議員定数は３７人、平成１８年の小淵沢町との合併で４２人、平成２０年に全市一区、現在の市議会の定数２２人、議員報酬は１カ月６２３万円になったわけであります。その北巨摩郡の町村であったわけでございますね。今回、報酬を適正な報酬を要請するには、こういう時代背景もあるわけであります。それを鑑みて、２人削減の２０人は議員各自の活動範囲を広げることで、今までと同等の民意を聞き取ることも可能であり、十分市政に反映することが可能と考えます。また、新たな候補者ならびに地域性にとらわれない候補者の当選も可能であり、やる気のある新しい人材が議会に参加できることとなり、より充実した議会活動が実行できるものと考えます。

今回、３月中にということは全員の協議の中で、この３月中に結論を出したいということの中であります。

以上の理由により発議第４号　北杜市議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例に

ついて賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

志村清君。

○８番議員（志村清君）

発議第４号　北杜市議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論します。

この問題は、昨年６月以来、議会運営委員会を中心に議論されてきたものですが、私たちの会派は全議員による特別委員会などでの検討とか、専門家を招いての研修会などを行うなどを求めてきましたが、結果として議会運営委員会でまとめる形となりました。

議会運営委員会の議長への報告、答申は議員定数について様々な意見が出される状況で、今のところ議運として検討中である。つまり結論は出ていないというのが結論です。発議に反対する理由の一番は、この点です。半年間、１０回重ねた議論の結果は尊重すべきではないでしょうか。

第２に、私たち会派は市民の皆さん、有権者の皆さん多くの方々と意見交換をする中で、議員定数は減らすべきでないという主張を議会内外で行ってきました。その主張のポイントは、一言でいえば定数を減らして身を切ると言いますが、切られてしまうのは住民の声だという点でした。議長への答申では、専門家の意見と断って、こう紹介しています。議員定数を削減することは獲得票数が上がることで、若者や女性が立候補するハードルをさらに上げることになると言っているわけです。かつて、８町村にそれぞれ多くの議員がいて、身近な住民の声や要望を町や村に届けてきました。合併で市が遠くなってしまったとか、市政が身近に感じられない、こういう意見がいまだに多く寄せられています。東京２３区と同じ広さを持つ北杜市です。その中で現在、２１人の議員が住民の負託を受けて、文字どおり身を粉にして、住民の暮らしや福祉をよりよくするために飛び回って頑張っていることに自信と誇りを持とうではありませんか。そのことを呼びかけて、定数を減らす本発議への反対討論とします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

清水敏行君。

○６番議員（清水敏行君）

議員定数について、議員定数削減、２０人に賛成の立場から討論をいたします。

私は、まず議員報酬の議論をするということは、適正な額をという話だと思います。であれば、一方の議論、定数についても適正な数を、これは議員自ら議論するべきことであり、結果として１８人、２０人、現状の２２人に絞られました。

私はこの議論の最初の全員協議会の場で、私見として１８人という数字を提示いたしました。定数の考え方の１つに、常任委員会の人数がありますが、近隣の市では３委員会構成、６人ずつで運営できると判断いたしました。定数の考え方は人口規模、近隣の市との比較、財政状況、面積などいろいろあるんだと思います。令和元年１０月１日時点ですが、人口面積で類似した市、例えば滋賀県高島市、人口４万８，５１６人、面積６９３．０５平方キロメートル、定数１８人。秋田県湯沢市、人口４万４，７９２人、面積７９０．９１平方キロメートル、定数１８人。大分県豊後大野市、人口３万５，６０３人、面積６０３．１４平方キロメートル、定数１８人

であります。私の数字は２２人から引く数字ではなく、積み上げた１８人であります。

定数の考え方に合理的な基準や答えを見出すことは難しいわけであります。どの定数の考え方も責任の上での数字であります。私は厳しい選択、または前述した理由から１８人を考えるわけでありますが、それは難しいという認識に立ち、削減となる定数２０人に賛成いたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

野中真理子君。

○１６番議員（野中真理子君）

議員定数を２２人から２０人にすることに反対する立場で討論をさせていただきます。

議会には、様々な立場からの多様な意見が反映されることが重要だと思っております。そうした中で、現在、女性議員が少ないことは大きな問題です。女性議員という立場から、この観点からこれから述べさせていただきます。

例えば山梨県の状況を見るに、女性議員は少ないながら女性を積極的に登用している政党があるので、政党によっては、その割合が高くなっています。しかし、政党に所属していない議員は、本当に少なくなります。それらから政党に所属していない女性にとっては、議員、または議員になる、またはなりたいと表明すること、さらに組織やネットワークをつくって選挙に臨むことに対する心理的な面も含めたハードルが高いのではないか、それは報酬の問題ではないのではないかと私は感じています。

定数を減らすことは、出にくいという今のハードルをさらに上げることにつながります。その意味で、私は定数を２０人に減らす、この発議第４号に反対いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

池田恭務君。

○２番議員（池田恭務君）

発議第４号　北杜市議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

このたびの議員定数、報酬見直しの進め方については、先ほど来、議論、討論がありましたけども、私は議会改革とセットであるべきだと主張しておりましたが、残念ながら過半数には程遠い賛同しか得られなかったことは、大変残念に思っております。議会改革については、今後、議会過半数の賛同を得られるようになれば、また推し進めていきたい。また、そのような議会になるように私としても努力してまいりたいと考えております。

議会改革とセットとならなかったことから、議員全体にかかる費用を増やすことなく、定数を減らすことで浮く費用の範囲内で議員報酬を検討すべきではないかと考えてきました。この考え方が論理的かと問われれば、穴があるということは認めるところですが、議会改革とセットでない以上は、何かしらの理屈が私としては必要と考え、市民に新たな財政負担が出ないようにということで、このように考えた次第です。

定数につきましては、私は１８人を主張してまいりました。現在の定数マイナス４であります。単純計算で旧町村に２、３名なので、広い北杜市ですが私は十分であろうと考えました。先ほどの清水敏行議員とはアプローチが違いますが、私はそういう考えで十分であろうという

ふうに考えました。

しかしながら、議員発議に必要な人数が集まりませんでした。しかし今回のこの発議、定数２０人、マイナス２ですけども、こちらは今の２２人と比較したときに私は一歩前進であると捉えております。議員報酬とセットで見たときには、場合によっては不十分となる可能性も残るわけですが、議員報酬は別途報酬審議会で別の会議体、別の時間軸での検討となるため、現時点で採決するに当たっては、議員定数２０人となることは、繰り返しではございますが一歩前進と考え賛成とした次第です。

以上で討論といたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

清水進君。

○１５番議員（清水進君）

発議第４号　北杜市議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

議員定数についての考えは様々ありますが、平成１２年、全国町村議会議長会、政審幹事会小委員会から６点の指摘がされています。内容を紹介します。

１．議員定数はまさに議会の組織、構成の根幹となる重要な要素を占め、その多少が本会議中心主義、委員会中心主義、審議会審議のあり方、委員会の数、１委員会当たりの委員数等を規定することになる。

２．委員会の数の減少は、その分、１委員会当たりの所管事項が増え、委員の負担を大きくすると同時に、委員会性、本来の専門的かつ効率的審議の建前を失わせることになり、また少数の委員で実質審議を行うことになり、広く住民の意見を反映させるという議会の代表機能の低下を招きかねない。

３．１委員会当たりの委員数は、本音で論議できる会議の最低構成人数とされている６人から７人、そして委員会数も執行部の部・課の大枠に対応した必要な数を確保したいものである。

４．議会の代表機能という観点からは、議会は住民の年齢層、性別、職業、各地域等からまんべんなく選出された議員で構成されていることが望ましく、単に人口規模によってのみ議員定数を論じるべきでないことは言うまでもない。

５．議員定数は、「行政改革」や「経費節減」といった観点からのみ論じるのではなく、人口、面積や職域等に応じた住民の多様なニーズや意思を正確に反映させることが大事であり、全住民を代表するにふさわしい数が望ましい。

６．行政が複雑・多岐化する中で、専門化、細分化される事件を能率的に自由に討議する委員会が有効、適切に活動することができるように配慮すべきである。

こうした６点が指摘されています。私たち日本共産党は、これらの指摘事項を尊重する立場に立ち、議員定数について現状２２名とすべきであり、２０名に減らすことに反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありますか。

（　な　し　）

ほかに討論はありますか。

（　な　し　）

これで討論を終結いたします。

これから発議第４号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

したがって、発議第４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第３２　議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第１５７条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第３３　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会、議会運営委員会の各委員長から会議規則第１０８条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

今、政府は新型コロナウイルス対策に全力を傾注しております。本市におきましても、市当

局は日夜たがわず、また休日も返上して市民の安心・安全のために尽力いただいております。

議会といたしましても、市の対応に市民のご理解とご協力をいただけるよう取り組むところでございます。

以上、２月２５日に開会されました本定例会は、議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和２年第１回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　午後　７時０９分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するために
ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長　　清　水　市　三
議　会　書　記　　平　井　伸　一